第五部　國際勞働問題

概說……四五七
第一篇　國際勞働組合運動……四五七
第一章　各國人口に對する組織勞働者の比率およびその傾向別……四五七
第二章　勞働組合國際聯合（アムステルダム・インターナショナル）……四五八
第三章　產業別勞働組合國際聯合……四六五
第一節　運輸勞働者國際聯合……四六五
第二節　坑夫國際聯合……四六七
第三節　一般工場勞働者國際聯合……四六八
第四節　建築勞働者國際聯合……四六九
第五節　農業勞働者國際聯合……四七〇
第六節　郵便、電信、電話從業員國際聯盟……四七〇
第七節　煙草勞働者國際聯合……四七一
第八節　製陶勞働者國際聯合……四七一
第九節　製本勞働者國際聯合……四七一
第十節　教員團體國際書記局の創設……四七一
第四章　基督教勞働組合國際同盟……四七一
第五章　赤色勞働組合國際聯合……四七三
第二篇　國際社會主義運動……四七四
第一章　勞働及社會主義インターナショナル（第二インターナショナル）……四七四
第二章　共產黨インターナショナル（第三インターナショナル）……四七八
第三章　各國無產政黨現勢……四八〇
一、佛蘭西……四八〇
二、獨逸……四八〇
三、英國……四八一
四、露西亞……四八一
五、伊太利……四八一
六、墺太利……四八一
第三篇　國際消費組合運動……四八一
第四篇　國際重要事件……四八二
第一、イギリス總同盟罷業……四八二
第二、ロシア共產黨『內訌』問題……四八四
第三、勞働組合國際聯合の統一問題……四八五
第四、廣東北伐軍の反帝國主義運動……四八六
第五篇　國際勞働問題……四八七
第一章　第八回國際勞働總會……四八七
第一、議題及期日……四八七
第二、總會に關する國內諸問題……四八八
第三、總會の概況……四八九
第二章　第九回國際勞働總會……四九〇
第三章　第八回および第九回國際勞働總會の結果……四九一
第四章　各國における條約批准概況……五〇〇

國際勞働問題關係(丁)統計表

第一表　各國人口に對する勞働組合員百分率(一九二四年)

第二表　各國勞働組合系統別(一九二四年)

第三表　アムステルダム國際聯合加盟員數(一九二四年)

第四表　(其一)アムステルダム國際聯合加盟產業別國際聯合組合員數(一九二四年)

第四表　(其二)アムステルダム國際聯合加盟各國別產業別國際聯合組合員數(一九二四年)

第五表　基督教勞働組合國際聯合加盟員數

第六表　赤色勞働組合國際聯合加盟員數

第七表　勞働及社會主義インターナショナル加盟黨人員數(一九二五年末現在)

第八表　共產黨インターナショナル加盟黨員數

第九表　(其一)諸國無產政黨々員數並ニ得票數

第十表　(其二)諸國無產政黨の下院における代議士數

概說

無產者階級の國際的社會運動は現在大體において二つに分類することができる第一は、社會主義もしくは共產主義を奉ずる政黨のインターナショナルによつて行はるゝものであり、第二は勞働組合の國際的運動である、而して第一の政黨のインターナショナルは今日二つの大同團結を形成してゐる、一は勞働および社會主義者インターナショナル（所謂第二インターナショナル）であり、他は共產黨インターナショナル（所謂第三インターナショナル）である、第二の勞働組合の國際的運動は大體において三つの國際聯合から成立つてゐる、アムステルダム勞働組合國際聯合、赤色勞働組合國際聯合および基督教勞動組合國際同盟が卽ちそれである、なほ產業別勞働組合國際聯合が存在してゐるが、これはアムステルダム國際聯合に從屬してゐる。

政黨のインターナショナルと勞働組合のそれとの關係に就いて見るに勞働および社會主義者インターナショナルはアムステルダム國際聯合と提携して所謂右翼の分野を形成し、共產黨インターナショナルは赤色勞働組合國際聯合と合流して左翼の分野を占めてゐる、基督教國際同盟はその性質上右の何れの政黨のインターナショナルとも關係を有しない。

第一篇　國際勞働組合運動

第一章　各國人口に對する組織勞働者の比率およびその傾向別

今、主要各國における人口に對する勞働組合員の百分率を見るに一九二四年現在においてイギリスは一割三分六厘、ドイツ一割一分五厘オーストリー一割六分フランス二分七厘北米合衆國三分五厘イタリー五分一厘ロシア五分の割合を示してゐる（丁統計表第一表參照）次に勞働組合員の傾向別を示せば次の如くである。（丁統計表第二表參照）

アムステルダム系統	一七、七〇三、四三一人
共產派系統	七、三三三、八四五人
宗教的系統	二、一二三、一〇九人
サンヂカリスト系統	四七一、四三九人
其他	八、四四二、八八七人

（一九二四年現在）

第二章　勞働組合國際聯合（アムステルダム・インターナショナル）

一、創立および戰前の概況

勞働階級の國際的團結の必要を早くより悟つた各國の勞働運動者は、勞働者國際會議、社會主義者および勞働組合國際會議、社會主義者、國際會議等しばしば國際的會合を開いてその實現に力を盡した。しかし是等の會合では、勞働組合運動の原則、根本方針等に關する論議や決定は屢々行はれたが、全世界の勞働組合を國際的に團結せしめやうとする企には未だ手を染めなかつた。やうやく一九〇一年に至つて各國勞働組合の國際的團結を計る企の具體的成立をコペンハーゲンの會合において見るに至つた。一九〇〇年オランダ勞働組合會長ジエンセンが、イギリスのグラスゴーに開かれた勞働組合同盟の大會に出席した際、その書記長ミツチエルと共に、各國の勞働組合中央團體の結合を計るの要を論じ合つた。恰もその翌年コペンハーゲンにおいて、北歐諸國勞働組合大會が開かれることになつてゐたので、その際同地に歐洲各國の全國的勞働組合中央團體の代表者を招いて國際的團結の基礎を置くことにしては如何とジエンセンは考へた。彼はドイツ勞働組合聯合會委員長たるカール・レギーンにその意圖を傳へて同意を得た。斯くて一九〇一年八月コペンハーゲンにおいて、英、獨、白、諸威、瑞典丁抹、および芬蘭の七ケ國の勞働組合中央團體の書記の會合が行はれた。爾後この會合は初めは年一回、後には二年毎に一回規則的に開かれることゝなつた。一九〇三年ダブリンにおける第三回の會合において勞働組合國際書記局なるものがベルリンに置かるゝことになつた。この書記局の任務は、各國勞働組合間の連絡を保ち、勞働運動に關する報告統計を作製する等のことであつた。一九一三年チユーリツヒの第八回の會合において、右の國際書記局は、勞働組合國際聯合（International federation of Trade Unions. 略して I. F. T. U）と改稱され、本部も亦從來の通りベルリンに置かるゝことゝなつた。當時加盟國は二十一ケ國となり、その組合員數は、七百三十九万餘人を算うるに至つた。この聯合の目的は、全世界の勞働組合の密接なる協力を計り、各國の組合統計を統一的形式の下に編纂し、且つ經濟的爭議の場合には相互に援助をなす、といふことにあつた。

勞働組合國際聯合の第九回大會は、一九一五年に開かるゝ豫定であつたが、世界大戰のため、この聯合は瓦解してしまつた。併し、戰時中聯合國側と同盟國側との各々別の國際勞働會議が數回行はれた。けれども是等の會議は概ね平和條件に關する意見の交換を行つたのみで、一方的の會合であつたか

ら、何等纏つた結果を收めることはできなかつた。

二、戰後の再建　しかるに休戰後、一九一九年二月ベルヌにおいて第二インターナショナル復活の大會が開かれた時、之に出席せる交戰國双方の勞働組合代表者が別に會合して、勞働組合インターナショナルの再建の決議をした。次で同年夏アムステルダムにおいて、戰後最初の大會が開かれた。之に代表者を送つた國は、英、佛、獨、墺、和、白、瑞西、丁抹、諾威、瑞典、西班牙、ルクセンブルグ、チェッコ・スロヴキヤ、および米國の十四ケ國であつた。

この大會における最大の事業は、新規約の制定であつた。また戰前ベルリンにあつた國際事務局がアムステルダムに移された。この規約によれば、アムステルダム・インターナショナル（このインターナショナルの事務局所在地の名に因んで斯く名づけらる）は、全國的勞働組合中央團體をその構成單位とし、一國の組合は、たゞ一つの全國的組織を通じてのみ、加盟し得るものとせられ、各組合は、自治を保有するものとせられた。また大會における票決權は、戰前は各國平等に一票宛であつたが、新規約は各國の組合員數に比例して票決權を與へることゝした。しかし、規約の細目に亘つての決定は、この時全部完成された譯ではなく、それは、一九二四年七月ウイーンにおいて開かれた第三回大會において初めて決定されたのである。左にその規約の本文を掲載することゝする。

アムステルダム・インターナショナル規約

一、構成

一、勞働組合國際聯合は、各國の勞働組合中央團體にして、勞働組合國際聯合の政策および目的をば、その規約に基いて採擇せるものを以て組織する。

二、本聯合に加盟すべき各國勞働組合の中央團體は、一國一箇に限る。

三、各國における勞働組合運動の自治は保障せらる。

二、本部

四、勞働組合國際聯合の本部はアムステルダムに置く。

三、目的

五、勞働組合國際聯合の目的は、左の如し

（イ）全世界の勞働組合間の關係を緊密にし、國際的勞働階級の結束統一を完成すること。（ロ）勞働組合國際聯合の綱領を承認せる產業別勞働組合國際聯合の發達。（ハ）內外を問はず、勞働組合運動の利益および活動の促進。（ニ）勞働組合の一般的利益に關する凡ゆる事業實施。（ホ）國際的社會立法發達の促進。（ヘ）勞働者教育の促進。（ト）戰爭防止および反動運動反對。

四、目的達成の方策

六、（イ）加盟せる全國的中央團體および產業別勞働組合國際聯合との緊密なる協力。（ロ）其他の團體にして、勞働組合運動のため有益と認めらるゝものとの協力。（ハ）加盟國全國的中央團體

の要求ある際、當該國内における勞働組合の活動援助。(ニ)未加盟國の勞働組合運動の援助。(ホ)勞働組合運動内部の爭議仲裁。(ヘ)統計編纂。(ト)勞働組合運動および社會立法に關する情報蒐集および編纂。(チ)雜誌および勞働組合運動に關係あるその他の報告發刊。(リ)移住勞働者の利益保護。(ヌ)國際仲裁々判および軍備撤廢の宣傳。

五、機關

七、勞働組合國際聯合の事務は、執行委員會および總評議會にて之を行ふ、兩者は勞働組合國際聯合大會の決議に基いて行動すべきものとする。

八、(甲)執行委員會、執行委員會は會長一名、副會長三名および書記三名にて組織する。執行委員會の委員は、各々全權を有する代理人を定め、該代理人は、その國または數ケ國の一團を代表して、總評議會委員となり、執行委員出席せざる時は、執行委員會の會合に出席する義務を有す。万一總評議會委員も出席し得ざる場合は、總評議會に出席し得ざる時代理をすべく定められた代理人が、通常の執行委員の代理としてその執行委員會に列席する。

九、(乙)總評議會、總評議會は左記の人々にて組織する。

(イ)執行委員

(ロ)左に列記する國々の各項毎に一人づゝの代議員、一イギリス、アイルランド、二、フランス、三ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、四、イタリー、五、スペイン、ポルトガル、六、オーストリア、スイス、七、ドイツ、八、チェコ・スロヴキヤ、ユーゴースラビア、九、スカンヂナビア諸國、十、ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、其他のバルカン諸國、十一、ポーランド、十二、ロシア、十三、カナダおよびアメリカ合衆國、十四、ラテン、アメリカ、十五、アフリカ、十六、アジア、十七、オーストラリア、

右の中、第十二項乃至第十七項に列記せる國々は、別に決議なき場合は、總評議會に代表者を出さない。各項の國々の編制は、通常大會毎に決定する。

(八)產業別勞働組合聯合代表三名。

十、總評議會委員は各代理人を定める。執行委員又は總評議會委員はその所屬團體が勞働組合國際聯合との關係を絶つときは、辭職したものと看做される。

十一、監査委員。大會は、本聯合の帳簿會計を一定の時期に檢査するため監査委員三名を選擧する。監査委員は總評議會委員にはなれない。且つその監査の當時本聯合に加盟せる團體の加入員でなければならない。

十二、(丙)、大會。大會は總評議會および加盟全國的中央團體の代議員から成る。

十三、全國的中央團體代議員はその代表する國々の居住者にしてその國々の勞働組合員でなければならぬ。

十四、大會に代表者を出し得る全國的中央團體は各々少くとも一票の投票權を有する。組合員十万人以上を有する全國的中央團體は二票、十五万人以上は三票、二十万人以上は四票、二十万人以上百万人までは二十万を增す毎に一票を增す。百万人以上五百万人までは五十万を增す毎に一票、五百万人以上は百万を增す毎に

一票を增す。右の數の端數は切捨てる。組合員の計算は前年度に本聯合に納入した通常加盟費の額によつて決める。

十五、大會における投票は、擧手投票とする。若し大會出席者四分の一の要求ある時は點呼投票を行ふ。

六、會合

十六、(甲)、執行委員會、執行委員會は少くとも毎年六回開催する會合毎に詳細なる議事錄を作製し、その概要をば總評議會委員および全國的中央團體に報告する。

十七、(乙)、總評議會、總評議會は毎年二回開催する。執行委員會は臨時會議を召集する權利を有す。臨時會議は亦總評議會中少くとも三分の一の要求ある時は、召集するを要す。通常會議の通告および議案は、少くとも一ヶ月以前に發送する。會議の詳細なる議事錄を作製し、その概要をば總評議會員および全國的中央團體に送附する。

十八、執行委員および總評議會委員の交通賃金その他の旅費は勞働組合國際聯合にて拂戻す。

十九、(丙)、大會、勞働組合國際聯合通常大會、は三年目毎に開催する、臨時大會は何時にても開催することができる。

二十、總評議會は大會の時日を定め、また前大會にて既に場所を決定してゐなかつた場合は、場所をも決定する。

二十一、大會の時日および場所を明記せる暫定議案は、少くとも大會の六ヶ月前に全國的中央團體および產業別勞働組合國際聯合に發送する。議案の最後の取捨決定は執行委員會にて行ふ。斯くして決定せる議案および報告書類は、少くとも大會一ヶ月前に全國的中央團體および產業別勞働組合國際聯合に發送する。

二十二、決議案は全國的中央團體および產業別勞働組合國際聯合大會のみが、之を提出することを得。

二十三、代議員の經費は、各全國的中央團體の負擔とする。

七、職分

二十四、(甲)、執行委員會　特に總評議會および大會のため保留せられたるものゝ外は、如何なる問題でも執行委員會は處理する。非常緊急の場合には、同委員會は、廻附された如何なる問題に對しても、措置をとることができる。

二十五、(乙)、總評議會、總評議會は、(イ)執行委員會の行動を監督し、(ロ)次の半期の活動方針を討議し、(ハ)年次財政報告、および大會の選擧した監査委員の報告を檢査し、(ニ)次年度の豫算を可決し、(ホ)全國的中央團體の加盟および除名に關する事務を掌り、(ヘ)大會の召集を決議し、(ト)大會の常規を定め大會擧行の順序を取極め、(チ)書記の俸給、および執行委員の手當の金額を決定し、(リ)本部員にして重大なる職務怠慢ありし者に對して、大會において最後の決定をなすまで、停職を命じ、(ヌ)執行委員に缺員あるときは、臨時委員を任命し(ル)執行委員會または同委員の政策、行動に對する抗議を處理する。

二十六、或る場合においては、郵便投票を行ふことを得。

二十七、(丙)、大會。凡ての問題に對する最後の決定は、大會において行ふ。大會の職責中には左の如きものを含む。(イ)執行委員會および總評議會の事業の監督、(ロ)綱領の決議、(ハ)全國的中央團體の加盟または除名に關する抗議の處理、(ニ)加盟

費の全額決定、(ホ)本規約の修正に關する決定、(ヘ)總評議會委員および執行委員並びにその書記の選擧。(ト)監査委員三名の選擧。(チ)次回大會の場所指定。

二十八、監査委員會。監査委員は、各會計年度末において帳簿整理濟後、必ず本聯合の帳簿および會計を檢査する。そして總評議會に報告を提出する。右の報告は總評議會の手にて各加盟團體に送ることゝする。

八、加盟費

二十九、加盟費は組合員一千名毎に一ケ年十二ギルダーとする。加盟費の拂込は、毎年初頭における組合員數を基礎として計算し、年四回に分ちて納入する。

九、脱退および除名

三十、任意的の脱退は、豫告期間六ケ月を經過したる後の年度末に效力を發生する。全國的中央團體にして、左記に該當するものは、除名される。

(イ)繰返へし督促せるにも拘らず、拂込延期期間内において加盟費の納入を怠るとき。(ロ)勞働組合國際聯合の規約および政策に違反せる重大なる行動のありし時。

十、總則

三十一、執行委員および書記は、三年目毎の通常大會にて選擧し次の通常大會まで在任する。全國的中央團體は、各候補者を指名する權利を有する。大會は執行委員を選擧する。投票は無記名投票による。得票大多數の候補者は當選とする。第一回の開票にて得票絶對多數を占たる候補者なきときは、最大多數の得票者三名を選びて再び投票を行ひ、万一、三名中一人も絶對多數に達せざる時は第二回投票の最高得票者に對して第三回投票を行ふ。

總評議會に出席する國々の代表者およびその代理人は、その屬する國々の指名したものを大會にて選擧する。產業別勞働組合國際聯合の代表者は大會前において、勞働組合國際聯合の執行委員會と產業別勞働組合國際聯合との聯合大會にて指名したものを大會にて選擧する。以上。

三、加盟員數

本聯合に加盟せる組合員數は一九二四年末現在において一三、一三三、〇〇四人である、今、累年增加を表示すれば次の如くである。(戊統計表第三表參照)

年次	加盟員	年次	加盟員
一九〇四	二、四七七、〇七七	一九一五	五、一六八、四二九
一九〇五	二、九四九、四三三	一九一六	四、二三四、三四三
一九〇六	三、六六四、七〇七	一九一七	六、九九六、五七二
一九〇七	四、〇九七、〇〇二	一九一八	一〇、三五九、八〇五
一九〇八	四、二三七、五四七	一九一九	一三、一七〇、〇〇六
一九〇九	五、八〇七、七九九	一九二〇	一三、七〇一、一〇三
一九一〇	六、一一八、七四八	一九二一	一二、九九一、六一五
一九一一	六、九〇〇、三一九	一九二二	一八、一八五、五三一
一九一二	七、三八三、四二〇	一九二三	一五、三一六、一二七
一九一三	七、七〇二、三六八	一九二四	一三、一三三、〇〇四

一九一四　六、八四三、〇九

四、バルカン諸國の勞働組合會議　アムステルダム・インターナショナルによつて召集されたバルカン諸國の勞働組合會議は、本年四月九、十兩日ソフィアにおいて開かれ、ブルガリア、ギリシヤ、ルーマニア、およびセルブ・クロート・スロヴイーン王國の中央勞働組合團體が代議員を派遣した外、ハンガリーおよびチエツコスロヴキアからも代表者が出席した、アムステルダム國際聯合はメルテンスおよびザツセンバツハ、產業別國際聯合は、フインメン(運輸勞働者)、ウイルヘルム(飲食業勞働者)およびシモン(皮革勞働者)によつて代表された。此の會議の目的はバルカン諸國の勞働組合運動を協力一致させ、彼等の協同組織を建設せんとするにあつた、產業別國際聯合が代表者を派遣したのは、セルブ・クロート・スロヴイーン王國の勞働團體が、一產業毎に數個に分れてゐて、相互の間に連絡がないから、是等の勞働組合のより密接な協同を促進させる方法を考慮するがためであつた、會議は、アムステルダム・國際聯合の決議中に定められた政策の範圍內において『共同戰線』を樹立する努力をなすに贊し、結社、團結權の承認、および勞働組合の自由を獲得せんとするバルカン諸國勞働階級の願望を確認し、勞働および社會立法の改正、勞働時間の短縮、賃金の再調整、および社會的機關の設置を要求した。

五、移民問題に關する國際勞働者會議。

アムステルダム・インターナショナルおよび勞働及社會主義者インターナショナルによつて召集された世界移民會議は、ロンドンにおいて六月二十二日——二十六日開かれた、オーストレリア、墺、白、カナダ、チエツコスロヴキア、丁、芬蘭、佛、ジオルジア、獨、和、洪、伊、印、ルクセンブグ、墨、新西蘭、パレステイン、ポーランド、ロシア社會主義革命黨、西班牙、セルブ・クロート・スロヴイーン王國、瑞典、および產業別國際聯合書記局十三個よりの代表總數約百人の出席を見た。合衆國および南米諸國からは一人の代表も出席しなかつた。ジュオーおよびメルテンスは交互に議長の席に着いた。大會の議題は次の如くであつた。

(一)移民の取締、(二)制限、排斥、および同化(三)來住移民入國移民の保護、(四)社會保護に關する來住移民入國移民の地位(五)移民における經濟的要素(六)勞働移民政策

本會議において、移民の自由の原則に贊成する旨を聲明した一決議について、意見の一致を缺きアドラー(勞働及社會主義者インターナショナル)は之に贊成しエヴアツト(オーストレリア)は反對し、結局此の決議は撤回されて、左の如き決議が可決された。

『一九二六年六月二十二日より二十五日まで勞働組合國際聯合および勞働及社會主義者インターナショナルによつてロンドンに招

集された世界移民會議は、移民問題に關するその立場を次の如く宣明する。資本主義發達の傾向は生産能力の急激なる發達を來し、爲に一定量の商品を生産するに要する勞働者數は減ずる結果となる、しかるに市場はこの生産の增加と歩調を一にするを得なかつた。その結果勞働者の過剩を來し、恐るべき多數の失業者を生ずる、殊に世界大戰の結果により惱みつゝある歐洲において甚しいものがある、しかも主として失業は從前既に最高の發達をなした諸産業國を惱ましつゝある、斯くの如く勞働市場の狀況不利なるがため、勞働者の間には、經濟狀態が比較的好望なる諸國へと移民せんとする熱望が次第に熾烈となつて來てゐる。一時的移民又は永住的移民の何れにせよ、常に移民出國の動機となるものは、以上の外に、勞働者が生活標準低き國々を去つて生活標準高き他國へ行かうと日夕冀望してゐることである、人口過剩にして産業的開發遲れたる土地からも亦常に移民が滔々と出て行くのである、然しながら尙その外に移民出國の原因として常に前影に持ちだされるものは、勞働者が政治的に抑壓されてゐること、是れである。

經濟狀態良好にして未だ勞働者を吸收し得る國々へと多數の勞働者が押かけることとは、或る場合には、是等諸國の內地人勞働者の賃金水準その他の勞働狀態を低下せしめる虞充分あるのであるから、內地の勞働階級にとつて一つの脅威である本會議は經濟狀態の不良な國々から移民が異常な勢で出て行く現在の趨勢を以て、經濟危機に打克つべき有効且つ恒久的な方法であるとは見ないのであるが、他面において出國移民をば資本主義的發達の避くべからざる結果たる一現象なりと考ふるものである。現在の資本主義制度には世界の經濟危機を解決する能力がないといふことは、資本主義の代表者連の提案が斯る危機を緩和することは愚か、却つて之を激成せんとするの觀あるに微しても明々白々である。本會議は、國際平和および國際親善並に出國移民たる勞働者および內地人たる勞働者の双方の利益の保護に最も資する如き方法を以て移民問題の解決策を講ずることを以て各國政府の義務であると信ずる。更に本會議は勞働組合國際聯合、および勞働及社會主義者インターナショナルが聯合委員會を任命して以て移民問題に入り來る經濟的、社會的、國家的、並に民族的、要素について更に研究を進め、その結果を將來の議會に提出すべきことを指令する。』

右の外決議としては、次の如き事項が可決された。

(一)各國に移民事務局を設け、又國際勞働局に國際移民事務局を設置し、それらの機關には勞働組合の代表を參加せしめ以て移民關係の條約案勸告案の作製および情報蒐集を行はしめること。(二)私營移民會社禁止、移民の權利擁護に關する立法制定、旅行免狀および査證制度廢止。(三)移入民に對して社會保險適用上內國民と同樣たるべく勞働團體にて協力すること。(四)移民勞働者の組織團結。(五)勞働權制限の結果勞働者の海外に移住する如き事態を撤廢すること、政治上の理由にて國籍を證明し得ざる移民に旅券交附の機關を設くること。

第三章　産業別勞働組合國際聯合

一、戰前戰後の概況、産業別勞働組合國際聯合はアムステルダム國際聯合よりも古い歴史を有つてゐる、前者は後者と區別するために國際職業書記局（International Trade Secretariat）と呼ばれる。一九〇〇年には既に十二個の國際聯合が存在し、一九一四年には三十二個を算へた。世界大戰のため國際聯合は瓦解したが、戰後直ちに再建せられ、更に農業勞働者飲食業勞働者、郵便從業員、海員の國際聯合が夫々建設された。

二、アムステルダム國際聯合との關係、一九二二年頃までは産業別インターナショナルとアムステルダム・インターナショナルとの間には何等組織上の連絡はなく、たゞ後者の大會に前者の代表者が顧問的資格を以て出席する事を許してゐたに止つた。しかるに一九二二年四月ローマにおけるアムステルダム派の大會に際して、その總評議會と産業別インターナショナルの代表者との合同會議が開かれ、兩者の密接なる關係を促進するために一の委員會が組織された。そのうちにロシアの組合は各産業の國際書記局に加盟を申込み、運輸勞働者の書記局の如きは、一九二三年五月にその加盟を許すに至つたので、アムステルダム國際聯合は大に狼狽して、同年十一月にその執行委員會と國際書記局の代表者との共同會議を開いて密接なる關係を結び以てロシア組合の侵入を妨害せんと圖つた。その結果アムステルダム國際聯合の大會には各國際書記局代表者は顧問的資格を以て出席し得ること、およびアムステルダム國際聯合の總評議會には、國際書記局の代表者三人が票決權を以て出席し得ること其他數項を可決した。

三、加盟員數、アムステルダム國際聯合に加盟せる産業別國際聯合加盟員數は、一九二四年末現在において一二、九三一、八三二人である（丁統計表第四表參照）

第一節　運輸勞働者國際聯合

一、創立および戰前の概況、歐洲各國の鐵道從業員組合の代表者は一八九三年初めて瑞西のチューリヒに國際會議を開催した、この會議に參加したのは英、佛、伊、墺、および瑞西の六ケ國の代表者であつた。しかるに海港、河川、船渠等の勞働者は一八九六年初めてロンドンに會合し、船舶、船渠及河川勞働者國際聯合（International Federation of Ship Dock and River Workers）を組織し、その一八九七年の大會には、各國の鐵道從業員組合の代表者も參加したので、一八九八年には兩者を合同して運輸勞働者國際聯合

(International Transport Workers' Federation) が組織された。本聯合は鐵道部、海員部、海港、船渠、河川部の三部門に分れてゐるが、鐵道部だけの最初の會合は一九〇〇年ミランに開かれた本聯合は巴里(一九〇〇)ストックホルム(一九〇二)アムステルダム(一九〇四)ミラン(一九〇六)ウイーン(一九〇八)コペンハーゲン(一九一〇)ロンドン(一九一三)に大會を開催し、主として八時間勞働制の確立と鐵道國有論とを高唱した。歐洲大戰後の最初の大會は一九二〇年三月クリスチヤニアに招集され、事務局をベルリンよりアムステルダムに移し、軍國主義を彈劾し、勞働運動の國際的協力を主張する決議案を通過した。

二、大會　一九二六年九月十五日―二一日パリーにおいて運輸勞働者國際聯合の年次大會が開かれ、代議員一三二名補缺代議員五二名および本聯合の一般評議會委員十四名の出席を見て、卽ち、全部にて二十二個國における五十四團體、一九二六年一月一日現在の同聯合所屬總員數二、一四〇、一二三人の中一、八四八、六三七人が之に代表された。大會の會長はC・T・クランプであつて、總書記フインメン、副總書記ナタン一般評議會委員バイドガレーが之を補佐した。各種の專門委員會からの報告を聽取したる後、大會は諸種の決議を可決した。その主要なる點を掲ぐれば次の如くである。

團結の自由、大會は Sindicato Transporti Secondari を解散したる伊太利官憲の行爲を『平和條約中に規定された團結の自由に對する背反として抗議しエストニア鐵道從業員組合の國際運輸勞働者聯合に對する加盟權を拒否したるエストニア政府』に抗議した。大會は『一九二五年二月五日、印度下院が七十万人の印度鐵道下級從業員の難苦につき調査する要求を滿場一致決議したに對し英領印度政府は之が實行を拒絶したること』に關して重大なる心痛の意を表明し、書記局が英國議會を通じ又はその他の方策により印度政府を動すべきことを指令した。次に大會は近東(パレステイン、埃及、シリアおよびイラク)の勞働者が、勞働者保護法の制定、八時間制の法認、鐵道從業員團體の公認のため鬪爭せるに對し之を援助することを以て歐洲諸大國の勞働組合の義務なりと宣言し、パレステイン政府宛にて鐵道、郵便、電信從業員團體の公認を要求するの覺書を作成することを中央委員會に指令した。

鐵道電化、現在の運轉方法にては鐵道電化は作業の速度の增加能力の增進、危險の增加等により從業員の勞働條件を低下し、且つ交通の安全を危殆ならしめるが故に、大會は所屬各組合が本聯合書記局に當該國における鐵道電化の發展およびその效果について絕えず情報を供給することを要求し、國際勞働局が鐵道電化問題を特に鐵道勤務並に鐵道從業員に關する諸問題を取扱ふべき國際勞働總會の議題とすることを要求する。

波止場勞働、所屬波止場勞働組合より各一名の代表者を出して現在の會員諮問委員會と同樣なる波止場勞働者部諮問委員會を設置する。本聯合の書記局は、この委員會と協力して、船舶乘組員

が荷役をなすが如き慣習の廢止、波止場勞働者の健康および安全の保護設備の改善に努力すべきである。

海上勞働、本聯合の海員部は海上八時間制勞働の國際的確立のため熱烈なる宣傳を行ふことを要求し、大會は本聯合所屬の海員に對し外國港において應分の救助を與ふるため適當なる措置を考案すべきことを書記局に求め又海上勞働者の利益を適正に擁護するためには單一にて全てを包含するその國際的組織を必要不可缺と思惟し、之が鬪爭手段を計畫すべきことを書記局並に海員諮問委員會に要求する。

第二節　坑夫國際聯合

一、創立および戰前の概況

坑夫國際聯合(Internati.nal Miners' Federation)は產業別インターナショナルの中その歷史最も古く、既に最初の大會を一八九〇年に開催し、英、佛、獨、墺、白、の五ケ國から百十一名の坑夫組合代表が出席した。爾來戰前まで每年缺さず大會を歐洲の各都市に開き、參加國は上記五ケ國の外に、瑞典が一八九八年に、米國が一九〇四年に、和蘭が一九一〇年に新たに加盟した。戰前における總加入坑夫組合員は百三十七万三千と稱せられ、その約半數は英國坑夫聯合會が之を占め、從つて常任理事は英國坑夫聯合會の幹部が之に當り、その事務所も亦マンチエスターに設けられてゐた。

二、戰後の再建

坑夫國際聯合は他の勞働組合國際聯合の總てがさうであつたやうに、世界大戰によつて瓦解したが、戰後英國坑夫聯合會の主唱によつて最初の大會が一九一九年八月アムステルダムに招集され、インターナショナルの再建が企てられた、しかし白耳義坑夫組合は戰時における獨逸勞働團體の不信を詰責し、一般の空氣は未だ敵對國双方の勞働者の感情を融和せしめるまでに至つてゐなかつたので、此の會議は何等の議事も纒めることができずに散會した。一九二〇年二月國際執行委員がブラツセルに會合し、相談の上、正式の大會が同年八月ゼネバに開かるゝことになつた。之に參加したのは、英、佛、獨、墺、匈、伊、白、和蘭、瑞典、ユーゴースラヴイア、チエツコスロワキア、等十三ケ國の坑夫代表者百十八人で彼等に代表された各國坑夫團體の總員數は約二百五十万人であつた。この大會で決議された事項の要旨は左の通りであつた。

一、將來の國際戰爭を防止する手段として、何れかの國が攻擊的な軍事行動を取らうとする場合には坑夫の國際的總罷業を行ふこと。

二、鑛山の國有(ナショナリゼーション)若しくは社會化(ソシアリゼージョン)の實現を促進するために必要なる方法を講ずること、而してもしこの目的のために必要ある時は、總罷業の斷行を是認すること。

三、坑夫國際聯合執行委員會、一九二六年四月十四、十五日ブラツセルにおいて坑夫國際聯合の執行委員會の會合が催され、白、佛、獨、英、およびチエツコスロワキアの諸國の

代表が參加した。英國坑夫聯合會長スミスの英國炭業爭議に關する報告があつた後、炭業に對する政府補助金問題について討論した、委員會はドイツおよびイギリスの代表の提出せる次の決議を滿場一致にて可決した。

『國際的炭業危機は益々產炭國における重大な爭議を惹起せんとする。この情勢から免れる唯一の解決策は、石炭の生產および分配の國際的規制を考慮するにある。國際委員會は勞働時間延長、賃金、減額および全國的契約の破壞に反對して鬪爭しつゝあるイギリスの坑夫と完全に連帶することを玆に特記するものであつて一旦緩急あれば、イギリスに對する石炭の輸出を阻止するために必要な措置を執らんとしてゐる。權限ある全國的機關が情勢を檢討したる後國際的罷業を斷行するに決した曉は、國際委員會はかゝる罷業に參加せる總ての國において復業するに足る十分な基礎が發見されるまでは、あくまで罷業を中止すべきでないことを全國的機關に對し勸告する。國際的罷業の場合、國際委員會は罷業委員會として行動し、その指令は本聯合の各國支部全體を拘束するものである。』

更に同年九月九日、十日ロンドンにおいて執行委員會が開かれ、白、チエツコ、佛、獨、英、および米(傍聽者として)の諸國の代表者が列席し、英國への外國炭輸入の問題を討議した。委員會は當時行はれつゝあつた炭坑爭議解決の交渉が九月三十日までに不調に了つた曉は英國坑夫應援のため國際的石炭罷業を聲明すべきや否やを考慮することを加盟各組合に要求した決議を可決し、同日更にオステンドに會合して情勢を考慮することゝした。豫定の如く九月三十日並に十月一日執行委員會はオステンドに開かれ、白、チエツコ、佛、獨、英蘭、西の諸國の代表者が參集した。米國代表も依然傍聽した。第一回會合の終了後新聞への通報發せられ、今日まで百二十六万千磅の應援資金を英國坑夫のために募つたこと、又英國への輸入石炭は約百万噸にて大部分米國および波蘭からであつたと述べられた。第二回會合の後國際的石炭罷業を敢行すべしとの英國坑夫の要求は容れられなかつたが、坑夫インターナショナル加盟各國の大部分は今後も財政的應援を繼續し、英國への石炭輸入をあくまで阻止するであらうと聲明せられた。

第三節　一般工場勞働者國際聯合

一、創立および戰前、戰後の概況　各種の產業に從事してゐる不熟練勞働者の各國勞働團體が、最初に國際會議を催したのは一九〇七年スツツトガルトにおいてゞあつた。この會議には獨、墺、丁抹、瑞典の四ケ國における若干の勞働組合が參加した。次で一九一〇年にコペンハーゲンにおいて第二回の會合が開かれ、獨、丁抹、瑞典、諾威、ブルガリアの五ケ國における二十二万五千人の不熟練勞働者が玆に代表された。しかし、戰前においては未だ判然たる國際聯合としての形態を備ふるに至らなかつた。戰後最初の會合が一九二〇年

十月アムステルダムに開催された。之に參加したのは、英、獨、墺、白、和蘭、丁抹　瑞典、諾威、ボヘミヤ、チェッコスロワキアの十ケ國における不熟練勞働者二百四十二万人を代表する二十八名の人々で、その組合員百二十八万を有する英國の一般勞働者聯合會、および會員六十八万を有する獨逸工場勞働者組合會が支配的地位にあつた。この會議によつて正式に一般工場勞働者國際聯合（International Federation of General Factory Workers）が創立され、その事務局をアムステルダムに置くことになつた。

二、大會　本聯合の第三回大會は、一九二六年六月二十九日―七月一日コペンハーゲンに開かれ歐洲十三ケ國における十八個の全國的團體、その所屬組合員六十五万人を代表する代議員が出席した。獨逸工場勞働者組合會長ブレイ議長席につき、開會の辭において同聯合の組織改造の急務なるを力説した。書記ステヌイ（和蘭）の提出したる報告書によれば、一般の經濟不況にも拘らず、工場勞働者の組織は大成功裡に遂行され、戰後第一回の國際大會を催したる一九二一年以後組合員數は十万人方增加した。丁抹製紙勞働者組合の加入申込は認容されたが、諾威工場勞働者組合の提案に係るソヴイエット・ロシア化學及製糖勞働者組合の加入認容の件は、激論を闘はした後『同組合がロシア勞働組合聯合に對し、アムステルダム・インターナショナル加入の件を提案し且つ極力主張するといふならば同組合を加入さしてもよい』といふ趣旨の決議をなすに止まつた。諾威代表はロシア組合の無條件的加入を主張する爲、また和蘭およびベルギー代表はロシア組合の加入に絶對に反對する立場から何れもこの決議に反對した。

第四節　建築勞働者國際聯合

一、創立　建築勞働者國際聯合（International Federation of Building Trade Workers Unions）の第一回大會は一九〇三年ベルリンにおいて開催され、獨、墺、匈、瑞西、和、丁、瑞典、諾威の勞働組合代表が參加した。戰後最初の大會（第五回）は一九二一年八月墺太利のインスブルックにおいて開かれた。之に參加したのは、獨、墺、匈、伊、瑞西、チェッコ・スロワキア、ルクセンブルグ、和、丁、瑞典の十ケ國の勞働組合員約八十万人の代表者であつた。

二、大會　一九二六年九月十四―十六日第七回大會が瑞西ルガノに開かれ執行委員長ペプロヴ議長の下に、英、獨、白、伊、墺、蘭、西、洪、丁、瑞典、諾、チェッコ、瑞西の十三ケ國からの代表が參加した。瑞西の建築および木材勞働者組合からロシア建築業勞働者組合の加盟を容認せよとの決議案が提出され、種々興味深き論戰が行はれたが、その中にて英國代表はロシアよりも米國との提携を最初とすべしとの意見

を述べた。採決の結果、瑞典および瑞西の贊成、英國の棄權あつたのみで提案は一蹴されたが、同聯合の一般評議會をしてロシア側との折衝を繼續させ滿足なる條件の協定を見たる場合はその加盟を認めしめる旨の決議が可決された。

第五節　農業勞働者國際聯合

一、創立　農業勞働者國際聯合は一九二〇年八月アムステルダムにおける創立總會において成立した。

二、大會　本聯合は一九二六年九月二八―二九日ジュネーヴにおいて第四回大會を開いた。スコットランド耕作者組合のダンカンが議長であつた。大會は決議を可決した、その要旨をあぐれば次の如くである。

一、保護法制、大會は農林および園藝業勞働者が工業勞働者と同樣の法律上の保護を受くる權利を有すべきことを要求し、農業勞働者の生活標準低きため起る農民離村の現象は農業勞働者の保護法規なきため、殊に農業勞働時間に關する國際的規制なきために益々增大するが故に國際勞働局理事會が農業勞働時間問題を次回の總會の議題となすべきことを要求する。

二、團結權、一九二一年の第三回國際勞働總會の採擇せる農業勞働者團結權に關する條約案を想起し、しかも之を批准せる諸國政府および農業勞働者の團結を法律上形式的に認めたる諸國においても、地主が解雇の威嚇を以て農業勞働者の組合運動を妨害するに對し、殆ど何等の措置を執らざることを指摘し、斯る行爲を野蠻なりと非難し、各國政府並に國際勞働機關に農業勞働者團結の保護法の適正なる施行の監督方を要求する。

三、婦人および兒童、農業における婦人、年少者並に兒童について工業等におけると同樣の國內的並に國際的保護法を要求する。

第六節　郵便、電信、電話從業員國際聯合

一、創立　郵便、電信、電話從業員國際聯合（Postal International）は一九二〇年二月ヴイーンにおいて創立された、第一回大會は同年十月ミランにおいて開かれた。

二、大會　年次大會は九月二十一―二十三日パリーに催され、墺、白、獨、英その他諸國の二十三團體を代表する六十九名の代議員が出席した。その決議の要旨は次の如くである。

一、團結の自由　伊太利政府の勞働者壓迫に抗議す。

一、社會保險　大會は次の如き意見を表明す。（イ）癈疾又は老齢の場合郵便局の男女從業員は年金を受くべきこと、その費用は國庫又は遞信省特別會計の場合は遞信省の負擔とすること。（ロ）すべての年金は期限猶豫の支拂と看做さるべきこと、故に職員退職又は解雇の際之を受領するを得ること。

一、ラヂオ放送　大會は諸國のラヂオ放送の管理方法に左の考慮をなすべしとした。（イ）放送は政治、財政、社會各般の情報の

散布を可能ならしむべきこと。(ロ)放送は教訓並に教育の機關たるべし、教訓は宗教又は政治上の編見なく、單に一般の利益のためになさるゝことを望む。

第七節　煙草勞働者國際聯合

本國際聯合(International Federation of Tobacco Workers)の執行委員會は一九二六年八月二十四—二十五日ブラッセルに開會、重大なる罷業又は作業場閉出の場合國際的相互援助の勞を執る旨の決議を可決した。

第八節　製陶勞働者國際聯合

製陶勞働者國際聯合(International Federation of Pottery Workers)第五回大會は八月十五日—十九日カールスバードに開催、注目すべき決議はワシントン時間制條約案の批准促進に關するもの、移民に關する國際勞働會議の諸決議の實行に關するものであつた。

第九節　製本勞働者國際聯合

一、創立　製本勞働者國際聯合(International Federation of Bockbinders and Kindred Trades)は一九〇七年に創立された。

二、大會　六月七—九日コペンハーゲンにおいて第六回大會はハウアイゼン(獨逸)の下に開いた。墺、白、チェッコ丁、洪、和、瑞典、諸威、ルーマニア、および瑞西の諸國から代議員が出席した。

第十節　教員團體國際書記局の創設

一九二六年十一月二十七日二十八日白耳義のブラッセルにおいてアムステルダム國際聯合に所屬せる諸國教員團體の代表者の會合が行はれ、佛、獨、白、墺、蘭、およびルクセンブルグの六ケ國より代議員が參加した。その席上アムステルダム國際聯合に所屬せる教員團體の國際書記局を創設することが決定された。

第四章　基督教勞働組合國際同盟

一、創立　各國基督教勞働團體の幹部が最初に國際會議を催したのは、一九〇八年八月チューリッヒにおいてであつた。この會議に代表者を送つたのは、獨、佛、白、墺、伊、露、瑞西、和等および瑞典の九ケ國で獨逸のキョルンに國際事務局が設けられた。一九一一年には各國幹部會議が催されたが、戰前には未だ判然たる形態を有するインターナショナルを組織するまでに至らなかつた。しかるに世界大戰後各國の基督教勞働組合はより緊密な國際的結合を欲求するやうになつて來た、そしてその運動は先づ中歐諸國から起され、一

九二〇年六月に至つてヘーグにその創立總會を開くことになつた。この總會に參列した者は、獨、佛、白、墺、伊、和、瑞西、西、チエツコおよびルクセンブルグの十ケ國における約二百六十万人の勞働者を代表する百九十八名の人々であつた。この會議において正式に基督教勞働組合國際同盟（International Confederaturi of Christian Trade Unions）が成立し、その本部を和蘭に置くことになつた。而してこのインターナショナルの綱領としては、

一、暴力の使用及び階級闘爭に反對すること。

二、立法的手段により勞働者の社會的及び經濟的地位を改善すること。

等が決議された。

二、加盟員數―本同盟の加盟員數は一、九三二、六四五人、基督教產業別聯合の加盟員數は一、八九一、八七七人である。（丁統計第五表參照）。

三、基督教勞働組合國際同盟事務局の會合　二月十二、十三日事務局はパリに會合し、シエラーを議長として主に同盟のルセルン大會の決議の實行方法を議した。

同盟の役員は次の如く選擧された。

會長　シエラー（スウイス）、副會長　オツテ（伯林）およびチルンヘルド（巴里）、書記　セラレンス（ウトレヒト）

會長シエラーは、萬國の基督教勞働者に向つて訴へて曰く、『本同盟は國際的關係の平和的發展の理想を擁護し來つた。又產業の平和的發展は歐洲全人民にとつて第一の喫緊事となりつゝある。』と。

四、基督教坑夫國際聯合委員會の會合　五月十二日ザールブルツクにおいて基督教鑛山勞働者國際委員會がインブシュ（エツセン選出國會議員）の議長の下に開かれた。先づ委員會は英國の炭業爭議および總罷業について考慮したる後この問題に關する一決議を可決した。委員會は各國における炭業狀態の檢討の後、次の結論に到達した。

（一）炭坑鑛業における生產を規制すべき何等か國際的の形態は益々必要となりつゝある。

（二）個別的および集團的の災害は何れも增加しつゝある。この憂ふべき事態を救治するにかなり大規模な措置を採用することは益々緊切を極めてゐる。

第五章　赤色勞働組合國際聯合

一、創立　一九一九年二月および七月アムステルダム國際聯合の大會にロシアの組合は參加を拒絕して自己の立場を明にし、次で同年秋アムステルダム派が國際聯盟のワシントン會議に參加の準備をなしつゝあるのを見て、全露勞働組合評議會は、かゝるブルジョアの機關に參與する妥協的態度を

手酷しく攻撃し、世界の革命的組合に對して別に一のインターナショナルを創立すべきことを勸告した、其後一九二〇年七月に愈々モスコーに赤色勞働組合インターナショナル(Red International of Labour unions. を略してR. I. I. U と云ふ)の創立大會を開くこととなつた、之に代表者を送つたのは、ロシアの組合を別にしては、多くは諸國組合の左翼少數派であつた。其後フランスのC・G・Tより分裂したるC・G・T・Uが正式にこの赤色勞働組合國際聯合に加盟してよりこのインターナショナルは餘程優勢になつた。

二、目的および組織　赤色勞働組合國際聯合の窮極目的は變革的手段を以て勞働者階級を解放するにあり、この目的到達のために勞働者階級を糾合し組織せんとするのである。而してそのために妨碍となるのは資本家階級は勿論資本家階級との協調を辭せざるアムステルダム國際聯合も亦同樣であると言つて、之に對して決定的鬪爭を行ふことを目的の一に加へてゐる。加盟資格としては、アムステルダム派の如く全國的中央團體たることを要せず、本聯合の主義に贊成する凡て組合は加盟し得ることゝなつてゐる。第三インターナショナルとの關係は極めて密接であつて一方の執行委員會には票決權ある他方の代表者を出席せしめ、また必要なる場合には兩執行委員會の共同會議を開くこともあるし、また事情が許せば兩者共同の檄を發することになつてゐる。

三、加盟員數、本聯合に公然加盟せる團體員は九、八一八五二九人、本聯合の立場に立つも分裂又は官憲の解散を避くるため公然加盟するに至らざる團體員は五三七、五〇〇人、改良主義的中立的サンヂカリズム的その他の諸團體內の少數派にて本聯合の信奉者たる團體員は二、五〇五、六〇〇人である(丁統計第六表參照)

四、赤色勞働組合國際聯合中央評議會第四回會議　一九二六年三月九日より十三日までモスコウにおいて開かれた。ロゾブスキーは開會の辭において次の如き意味を述べた。第三回會議(一九二三年六月)以後今日までの間の吾々の勢力關係を見るにイギリスおよび東洋方面においては大いに伸張し、ドイツにおいては一時非常に衰退したが、最近漸く盛り返へしの徵を示し、フランスおよびチエツコスロヴキア等においては極て僅に發展を示し、バルカン諸邦においては吾々の勢力は反動的勢力によつて著しく減殺せられた。しかし概して言へば過去一ケ年半の間に階級鬪爭は一段と深刻となつた。その主なる象徵は英露合同協議會の成立および支那の動亂である。なほ本年の勞働運動中注目すべきものは、東洋諸國に新形勢が展開せんとしてゐることである、即ち本年七月に開かるべきシドニー勞働組合主催の太平洋會議および右翼派の全アジア勞働組合大會開催の企てがそれである。最後に世界資本主義は一時安定する如く見えたがその後引續き起れる恐

慌によつてその不安定を曝露した、と。次にロゾブスキーは組合運動の當面の任務に關する報告をなし、赤色組合が一般政策の領域において道を誤らざる代りに、日常の闘爭を輕視する弊あるを戒しめ、今後は最も日常の小仕事のために力を致し一般大衆によりよく接觸すべきことを力説した。決議の主なるものは、

(1)當面の任務に關する決議　(2)國際宣傳委員會の當面の任務に關する決議　(3)チェッコスロワキアの運動に關する決議　(4)支那組合運動の行動綱領　(5)日本代表の報告に關する決議　(6)八時間勞働日に關する決議、等であつた、當面の任務に關する決議中には赤色組合の當面の任務十七項をあげてゐるが、その中主なるものを示せば（イ）大衆の急進化、および改良組合中に左翼を作ることに努力すること、特に改良組合中の左翼に對しては最善の支持を與へること（ロ）移入來住勞働者、植民地勞働者を組織し、以て一般勞働者の生活低下を防止すること（ハ）日常闘爭を重視すること、統一運動においても亦然り、抽象的に統一の必要を說くは何等の效なし、統一の效果を具體的事實を以て示すこと（ニ）活動の中心を工場におくこと、工場委員會運動を重視すること、（ホ）統一運動を單なる宣傳の具と思ふ誤解を一掃すること、（ヘ）組合の產業別組織等である。

今度の會議中最も注意すべきものは、東洋の組合運動に注意の焦點が向けられたことであつた。濠洲のヘラーは云つた、昨年のジュネーブの國際勞働會議以來、アムステルダム派は日本および印度の左翼指導者を通じて東洋諸國の組合をアムステルダム派の戰線上に糾合せんとした。この企圖は支那の革命的組合の反對のために一蹴せられたが、新たに長崎に開かるべき太平洋會議――勞働者以外の分子を含むところの――の形となつて現れんとしてゐる。吾々は協調主義者によつて東洋の組合が邪道に引き入れられるのを防ぐ爲に之等諸組合を結束しなければならぬ。而してシドニーの勞働組合が提案するところの、本年七月開かるべき東洋諸國の組合の太平洋會議はこの任務を遂行しなければならぬと。大會は支那の勞働運動に特別の注意を拂ふこと、シドニー組合の提案する太平洋會議に積極的に參加すべきことを決議し、なほ本年五月初天津に開かるべき全支那勞働組合大會には赤色組合國際聯合の代表者としてロゾブスキー（會長）トムマン（英國左翼少數派代表）、ラコモン（フランスC・G・T・U代表）、レブセ（全露勞働組合中央評議會執行委員および全露金屬勞働者組合會長）および北米の代表者一人を派遣する旨の特別決議をなした。

第二篇　國際社會主義運動

第一章　勞働及社會主義インターナショナル（第二インターナショナル）

一、創立

一八六四年ロンドンにおいて創立された第一

インターナショナルは存續すること十二年にして解散消滅した、その後の十餘年間は、無政府主義者と社會主義者との軋轢、同じ社會主義者間の急進派と漸進派との不一致のために國際社會主義運動はインターナショナルにまで結成し得なかつた、しかし部分的の會合は毎年または隔年何處かで行はれてゐた、

一八八九年に至つて二つの社會主義者勞働者の大會が巴里において開かれた、その一つはフランスの可能派（ポシビリスト）（改良主義派）の大會で、他の一つはマルクス主義の招集した大會である、このマルクス派の大會が實に第二インターナショナルの第一回の大會となつたのである。この第一回大會には英、佛、獨、露、墺、白、伊、和、瑞典、諾、丁、瑞西、波蘭、西、葡、ルーマニア、ボヘミヤ、ブルガリアおよび米國の代表者が出席した。

二、戰後の再建　戰前において第二インターナショナルが最も力を入れたものは非戰運動であるが、大戰の勃發と共にインターナショナルの主要黨派は何れも『祖國擁護』の名の下に大戰に參加しインターナショナルは一溜りもなく倒潰してしまつた。休戰後瑞西のベルスにおいて舊第二インターナショナルの右翼および中央派の者が集つて第二インターナショナルの復活を畫策した。之に集つた者はイギリスの勞働黨、ドイツの社會民主黨等を初め二十七ケ國の代表者であつた。

大會は第二インターナショナルの復活を決議し、規約および綱領の起草委員會を選任した、この大會では戰爭の責任問題とロシア共産黨に對する態度とが盛に論議された、因にこの時、ロシア共産黨に比較的好意を示したる人々、即ち墺のアドラーおよび佛のロンゲ等は、獨、英その他二三の國々の少數派と共に一九二一年ヴィーンに會して別に新たなる國際團體を創建することを企てた、之が所謂『第二半インターナショナル』と呼ばれたものである、一九二三年五月に至つて、第二インターナショナルおよび第二半インターナショナルは合同して『勞働および社會主義國際聯合』(Labour and Socialist International)と成つた。この合同體も普通にはやはり第二インターナショナルと呼ばれてゐる。次に右の合同大會で可決せられたる新規約の中の重要なる條項を掲げる。

A　勞働及び社會主義者インターナショナル

一、勞働及び社會主義者インターナショナル(L・S・I)は、勞働者階級解放の目的として資本主義的生產方法の社會主義的生產方法への變革を、又その手段として、政治的並に經濟的行爲として表れる階級闘爭を認むる社會主義勞働者諸黨の團體である。

二、省略。

三、L・S・Iは凡ての國際問題に關するその決議が凡ての加盟者を拘束して始めて生命ある實在たり得るのである。故に國際團體のあらゆる決議は、個々の國々の諸黨の自治に對する自發的制限を意味するものとする。

四、L・S・Iは單に平時の諸任務のための道具たるのみならず凡ての戰時中にも缺くべからざる道具である、諸民族間の紛爭に際してはL・S・I加盟諸黨はJ・S・Iを最高法院と認める。

五、是等諸任務遂行の機關は次の如くである、(一)國際大會(二)執行委員會　(三)事務局　(四)事務委員會　(五)書記局。

B　國際大會

六、大會は政治的事變がそれを必要ならしめる時、しかし少くとも、三年目に一回執行委員會が之を召集するものとす。

七、省略。

八、加盟黨は成員三千名毎に一人の代表者を出し得る、一黨の代表者は五十名を越えることを得ない。

九、執行委員會は大會に代表者を出したる各黨に對して總會の決議のための一定の表決權數を附與する、表決權數の決定に際しては黨の成員並にその國における組織プロレタリアートの全勢力(勞働組合、協同組合、黨機關紙、選擧權者數等)を標準とする、黨の表決權數は三十を越えることを得ない。

C　執行委員會

十、執行委員會の成員は加盟諸黨が之を選出するものとす、執行委員會の成員の數は國際大會に於る代表に應じて決定する、多くの民族が居住する國に於ては右の計算は各民族毎に之を行ふ。

十一、大會表決權二十以上を有する國　民族)は執行委員會の成員三人を出し得る、十一乃至二十の大會表決權を有する國(民族)は執行委員會の成員二人を出し得る、三乃至十の大會表決權を有する國(民族)は執行委員會の成員一人を出し得る。

以下略す。

D　事務局。E　事務委員會及び書記局、F　財政、凡べて省略す。

G　勞働組合及び協同組合の國際聯合との關係。

二十四、L・S・Iは勞働組合國際聯合(アムステルダム)によつて代表せらるゝ勞働組合運動の統一を、階級闘爭の有效なる遂行のための缺くべからざる事件と認める。

L・S・Iは國際協同組合同盟(ロンドン)によつて代表せらるゝ協同組合同盟の統一を、階級闘爭の遂行上、勞働者階級にとつて極めて貴重なる經濟的支柱であると認める。

故にL・S・Iは勞働組合國際聯合および國際協同組合同盟と不斷の接觸を保つて居るであらうし、又場合によつては是等凡ての國際團體に共通の問題を協議するために、之等の國際團體と共同して勞働者階級の會合及び總會を開く覺悟を有するものである。

三、加盟員數　本インターナショナル加盟黨員數ほ一九二五年末現在において六、二九〇、三〇四人である。(丁統計表第七表參照)

四、第二インターナショナル執行委員會　一九二六年四月十一、十二日チューリッヒにおいて第二インターナショナルの執行委員會が開催された。本委員會における重要問題はイギリスの獨立勞働黨の提案せる政黨インターナショナルの共同戰線の問題である。イギリス獨立勞働黨では一九二五年ク

リスマス週間に催した常務委員會において、かねて問題であつた共産黨と社會黨との合同を討議の結果、次の決議を第二インターナショナル執行委員會に提出することゝなつた、『勞働階級が歐洲における資本家的および帝國主義的反對運動並びにファシズムに反對して結束すべき必要の緊切なるに鑑み勞働および社會主義者インターナショナル執行委員會は、全世界を包括せるインターナショナル組織の可能性を調査する目的を以て第三インターナショナル執行委員會と共同會議を開くべきことを提案すべきである』、この提案は、四月十二日に開かれたる執行委員會の席上票決の結果、二四七對三の大多數を以て否決となつてしまつた。この時執行委員會は一の覺書を作製したが、その要點は次の如くである、——

獨立勞働黨はロシア共産黨および第三インターナショナルの内部に最近軋轢の生じたる形勢を見て、第三インターナショナルと吾々との合同を主張する、吾々は右の軋轢が注目に値するものなることを認めるが、しかしこの事實より合同の必要といふ結論を抽き出すことは出來ぬ、吾々は共産黨インターナショナルに屬する諸黨が早晩共産黨イシターナショナルの現にとりつゝあるところの勞働者の戰線攪亂の政策の非を覺つて吾々の陣營に投じ來る時の來ることを確信してゐる、また吾々は現在のロシアの如く一黨派が暴力を以て他を壓へて政權を獨占する如き不健全なる制度が終結を告ぐる時の來ることをも確信してゐる、しかし現在の如きこの制度が存する限り、吾々は第三インターナショナルと手を握ることを欲しない、と。

次に執行委員會は國際聯盟の常任理事國問題、軍備縮少問題に關する決議をなした、即ち前者については常任理事國は聯盟加盟國の互選とすること、後者については第二インターナショナル自身の作製する軍備縮少案を國際聯盟に提出すべきことを決議した、最後にイタリーにおける高壓的勞働組合法に對する反對の意志を示す決議をなしたが、その中にはイタリー政府がファシスト組合より選任せしめたる國際勞働會議の代表者は同國の勞働組合を正當に代表するものに非ずと認め、その代表權を否認すべきことを述べてゐる。

五、第二インターナショナル會議　一九二六年十一月二十一、二十二日ルクセンブルグ市において第二インターナショナル會議が開かれ、英、佛白、獨の社會黨の代表者並にL・S・Iの書記F・アドラーが出席した、會議は歐洲の政局に對し第二インターナショナルの執るべき態度を討議し、全會一致を以て決議を可決した、その要點を擧ぐれば次の如くである。

一、ドイツの共和政治、民主政治の發達は歐洲平和及びフランスの安寧の最も確實なる保障と思考す。二、ファシズムに反對す。三、獨、佛接近のためライン地方の軍事占領をなるべく速に終止せんことを期す。四、吾人は軍縮達成のため努力す、國際聯盟は確乎たる決心を以て本問題を解決し、各國の軍縮を監督する制度を設けざるべからず。五、ドイツの同志はドイツに依るヴェルサイユ條約所定の軍縮實行のため努力すべくフランスの同志は聯合

側の對獨軍事監督廢止のため努力すべし。六、聯合國間戰時債務の帳消。

第二章　共産黨インターナショナル（第三インターナショナル）

一、創立

世界大戰の勃發と共に第二インターナショナルは死滅したのであるが、しかし、この間にあつてロシア社會民主黨初め戰爭に飽くまでも反對した者が僅かながらも各國にあつた、是等の少數者はイタリー社會黨の提議に應じて一九一五年九月瑞西チンメルワルドに國際會議を開いて、戰爭反對および常設委員會設置の決議を可決した、この會議においては、戰爭を肯定した第二インターナショナルに對抗して新たなるインターナショナル樹立の要求が表面に現れてきた、而してその要求を代表した者は、所謂『チンメルワルド左翼』と云はるゝレーニンおよびドイツのレーデブール一派であつた、翌十六年四月に再びチンメルワルド派の者はスイスのキエンタールに會合したが、レーニン一派の左翼の意見はこゝではよほど認められてきた、一九一七年三月ロシア革命が起つて以來各國の左翼派は急に優勢になつた。同年五月ロシア社會民主黨は歐洲諸國の社會黨に對して同年秋平和問題を議するために開かるべき國際會議に出席を求めた、これは歐洲全體に重大なる影響を及ぼしたが、交戰國の有力なる黨派の代表者は政府の妨碍を受けたし、また自らも出席する程の熱心もなかつたので、この年の九月ストツクホルムに集つた者は、大體においてチンメルワルド派の者のみであつた、この會議においては舊インターナショナルとの絶緣が宣言された、二ケ月後にロシアにボルシエヴイキ革命が勃發し各國の左翼社會主義者は熱情を以つてこの革命を支持した。一九一九年一月ロシア共産黨はストツクホルム會議の決定に基いて新インターナショナル招集の檄を各國の無産黨に送つた。かくて新インターナショナルの第一回創立大會は同年三月二日から六日までモスコーにおいて開かれた。之に票決權ある代表者を出したのは、ロシア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、オーストリア、フインランド、ウクライナ、アルメニア、エストニア、レツトランド、リスアニアの各共産黨、ノルウエー社會民主勞働黨、スエーデン左翼社會黨、スイス社會民主黨、米國勞働黨、バルカン諸國の革命的社會民主聯合會、極東共産主義者同盟およびチンメルワルド左翼派であつた。なほ英、佛、支那、朝鮮等十數國の代表者も票決權を持たずして參加した。大會は新しきインターナショナルを創建すべきことを決議し、之を共産黨インターナショナルと名づけた。

二、加盟黨員數　本インターナショナル加盟黨員數は、一九二六年の擴大執行委員會の報告によれば合法黨員一、一七四、八五八人、非合法黨員四三、五〇〇人である。(丁統計第八表參照)

三、共產黨インターナショナル第六回擴大執行委員會　共產黨インターナショナル第六回擴大執行委員會は、二月十七日より三月十五日までモスコーに開かる。主要なる議事は、(1)執行委員會の報告、(2)勞働組合問題、(3)イギリス共產黨の報告、(4)極東、米國、佛蘭西等の支部の活動であつた。

執行委員會の報告の大要を述ぶれば次の如くである。即ち、歐洲の資本主義は一種の安定を見たが、それは部分的且つ一時的のものなることは佛、獨、英およびポーランド等における最近の恐慌および植民地諸民族の革命運動が之を證明してゐる。この一時的安定のために採られたる政策中最も主なるものが二つある。即ち、勞働者階級の搾取の加重と米國資本に對する依存とが之である、その結果歐洲の勞働運動に二つの傾向を生ぜしめた。一は下層にある大衆の左傾し、共表面に現はれたのが諸國における統一運動支持の要求――他は勞働貴族の米國勞働聯合會への接近である。他方において歐洲資本家階級の間には米國資本の政治的並に經濟的覇權に對抗する爲に西歐同盟を結ばんとしてゐる。この間にあつて共產黨インターナショナルの進むべき政策は『歐洲社會主義合衆國』の標語の下に進む事である。『安定』時代の本質は測り難いから、革命的闘爭は比較的早きものと、遲きものとの兩者の可能性を心に留めておく必要がある。この時に當つて吾々の採るべき態度は共同戰線その他の戰術に依つて大衆の間に勢力を張ることである。赤色勞働組合國際聯合およびその支部が存在する限りは之等の擴張發展に努めねばならぬ。モスコウ對アムステルダムの交渉は目下決裂の狀態にあり、從つて今後の統一運動は諸國の組合の左翼を發達せしめる形式を採らねばならぬ、と。

四、共產黨インターナショナル第七回執行委員會　第七回執行委員會は十一月二十二日より十二月十六日までモスコーに開かれた。議事の重なるものは　(1)國際狀態　(2)組合における活動　(3)イギリスの狀態　(4)支那の狀態　(5)反對派の問題等であつた。

世界資本主義の一時的安定の下におけるコミンターンの主要任務に就てブハリンはいふ、――現在コミンターンの主要任務は英、支の社會運動並にロシア・ソヴエート聯邦を支持することである。イギリスのストライキはロシア革命以後における最も重要なる無產階級の闘爭の一にしてその影響するところは決してイギリス一國に止らぬ。また支那の反帝國主義運動、就中排英運動は國際資本主義の安定に重大なる影響を有するものである。是等の二者に對しては最善を與へねばならぬ。またソヴエート聯邦に對する外國の壓迫の排除は甚だ重要なるものにしてこの努力の如何は諸國プロレタリアートのインターナショナリズムに忠實の程度を示す試金石である。組合運動に關しては ロゾヴスキーが說明の任に當つた。その要旨は次の如くである――資本主義の最近の著

しい現象たるトラスト化、合理化の目的は、勞働者の犠牲において資本の競爭能力を强めるといふことである。吾々の戰術の中心は決してこの犠牲を甘受しないこと、資本家的合理化に絶對に反對することにある。しかるにアムステルダムは合理化の原則を認め、只之が弊害を防止する唯一の方法として國際聯盟と國際勞働者とを通じて資本家を監視するのだ。世界の勞働運動の形勢を大づかみに言へば、社會民主々義的指導者の資本家との接近、および諸國の勞働大衆の左傾である。この左傾は一年前には殆ど全く同一の態度をとつてをり政治的に結晶しなかつた、（英露委員會の發展は之を示すしかるに最近英露委員會の危機（それはイギリスのストライキを機會に發生した）の歸結として、この左傾運動の中には政治的傾向において差異が現れた、イギリス側は英露委員會にサボタージュし委員會の規約を變更せんとしてゐる。この危機に對して如何なる態度をとるべきかを明白に決定しなければならぬ。吾々は共同戰線においては今後は更に之を各國の事情に適合せしむるやうに各國の同志がその戰線を考へねばならぬ。

支那問題に關するテーゼを簡單に述ぶれば次の如くである――支那の革命運動は國際資本主義の安定に對して重大なる影響を及ぼすものにして帝國主義諸國は之に對してあらゆる種類の壓迫を加へるであらう。この時に當つて國民革命軍の利用すべきものは是等帝國主義諸國の競爭と國内の排外的ブルジョアジーの力とである。但しこの兩者共に一定の限度があつて帝國主義諸國はその共同の利益が脅やかされるに至れば必ず壓迫するであらうし、また今排外運動に參加してゐるブルジョアも革命運動が反帝國主義運動より國内の社會革命に推移する場合には必ず反革命的となることを忘れてはならぬ、と。

なほイギリスの狀態に關する決議、ドイツの極左翼反對派たるマスロフ、ルート、フイツシヤー、ウルバーン等をコミンターンより除名する決議を可決した。

第三章　主要各國無產政黨現勢

一、佛蘭西社會主義黨――一九二四年五月の總選擧において約百七十万票を獲得し、百二人の代議士を下院に送ることができた。その黨員數を見るに一九二五年十月創立二十週年當日黨員十万を數へた。

共產黨――黨員約九万、一九二五年の大會の決議に基いて工場班を基礎として黨の再組織に着手する一方C・G・T・Uとの完全なる提携に努力してゐる。昨年のモロッコおよびシリア出兵の際共產黨は他の左翼團體を率ゐて之に反對し、軍器軍需品輸送拒否、戰爭反對總罷業、戰債反對投票を企てゝ有產者黨に脅威を與へた。選出代議士二十九名。

二、獨逸社會民主黨――一九二五年九月ハイデルベルヒにおいて大會を開き黨の新綱領を可決した。急進的社會立法の制定、教會の干涉の外におかれたる進步的教育政策、新租稅制度の確立、軍備撤廢等がその主要項目である。現在黨員約八十七万。

獨逸共產黨――黨員約三十五万、最近得票二百七十万餘、一九二五年七月の大會においては大多數を以て極左派は葬り去られ、最近に至つてコミンターン極左派を除名した。

三、英國　英國勞働黨――一九二五年十月リヴアプールにおいて開かれた勞働黨の大會においては共產黨排斥並に共產主義者は地方勞働黨員たるを得ずといふ案が九對一の絕對多數を以て通過したが、殆ど同時に開かれたるスカボローにおける勞働組合會議は著しく左傾化してきた。勞働黨員數は加盟組合の組合員をも合せて三百二十万九千人、最近得票總數五百四十八万餘票を數へてゐる。

英國共產黨――一九二五年五月グラスゴーにおいて開かれたる大會の報告によれば黨員は五万と數へられてゐる。共產黨の指導下にある左翼少數派は九十五万を算しその發展には著しいものがある　最近の總選擧における得票數は五万五千餘票である。

四、露西亞　共產黨――一九二五年一月現在の黨員數七十四万人餘、その構成は勞働者五七・九パーセント農民二五・三パーセント頭腦勞働者乃至事務員一六・八パーセントである。

五、伊太利　伊太利統一社會主義黨――現在の黨員三万二千、昨年九月フアシスト政府によつて解散を命ぜられたが現在スウイスに本部を置き辛うじてその存在を續けてゐる。

伊太利共產黨――現在黨員數一万二千最近の總選擧における得票總數二十六万八千餘。

六、墺太利　社會民主勞働黨――昨年來の調査によれば、社會民主勞働黨々員數六十万の中三十万はウィーン在住者である。現在の選出代議士數六十八名。

墺太利共產黨――墺太利共產黨は未だ微力の域を脱してゐない。但し大衆獲得の組織的活動は目覺しく續けられてゐる。現在黨員數不明、選出代議士なし。

七、各國下院における無產政黨選出代議士數、および無產政黨員數、投票數については丁統計第九表參照。

第三篇　國際消費組合運動

概說――國際消費組合聯盟(International Co-operative alliance)は一八九五年に設立された。一九一三年においては二十三ケ國の消費組合が加盟し約二千萬人の組合員を包容した。一九二六年現在においては加盟組合は三十四ケ國に亘り五千万人の組合員を有してゐる。同より、本聯盟には消費組合以外の組合例へば生產組合、農業組合も加盟してゐるがその勢力は言ふに足らない。例へば英國、露西亞、獨逸、白耳義瑞西等の組合で、本聯盟に加盟してゐるものは悉く消費組合である。デンマーク、フインランド、日本等の組合は多く農業的生產的の傾向を有してゐるが、その勢力が消費組合の大

勢に比すれば極めて微々たるものである。

一九二三年現在に於ける、ヨーロッパの主要なる國々における消費組合の勢力を示せば左の如くである。

國別	組合數	組合員數	資本總額	販賣額
イギリス	一、三九二	四、四五四千人	三三、〇〇〇千磅	一六九、〇〇〇千磅
ドイツ	一、三〇〇	三、一六二	一、六三五、〇〇〇千馬	一三、八八九、〇〇〇千馬
フランス	一、八一九	一、五四五	—	一、三五〇、〇〇〇千法
ベルギー	八八	二四九	一六四、〇〇〇千法	二八九、〇〇〇千法
スイス	五一九	三六三	一〇八、〇〇〇百萬クラ	二七四、〇〇〇百萬クラ
オーストリー	一七三	五一三	三、〇七四千金留	二七三、〇〇〇千金留
ロシア	一六、八六六	一四、〇〇〇	七六、〇〇〇	八二、〇〇〇千クラ
デンマーク	一、八〇五	三三七	—	三三五、〇〇〇

本聯盟の中央委員會の年次總會は、一九二六年十月十二日ロンドンにおいて開かれた。議事の主なるものは、聯盟加入の各組合は、票決權を有すべしといふ。ソヴイエット聯邦消費組合の提案に關するものであつたが、總會はこの提案を承認し、ソヴイエット聯邦は七票の票決を與へらるゝことゝなつた。

第四篇　國際重要事件

第一　イギリス總同盟罷業

一九二四年度の賃金協定を一九二五年七月限り破棄せんとした坑主側の提案に對し坑主側は總罷業を以て對抗せんとしたが、政府は遂に七月三十一日、炭坑業補助金一千三百万ポンドを國庫より支出して暫定期間（八月より一九二六年四月三十日まで）炭坑の賃金率を維持すること、炭坑調査委員會の設置の二條件を出し、事態は一先づ治まつた。爾來政府は補助金を支出し一方調査會をして調査を急がしめ三月十日左の如き調査報告を發表した。即ち（イ）石炭採掘權の國有、但し炭坑國有には反對、（ロ）全國賃金局の設定（ハ）賃金の減額（ニ）補助金支出廢止等の諸項目がその主なるものである。かくて炭坑主側と坑夫側とは調査會の報告を基礎として協議を開始するに至つたが、坑主側が石炭に對する海外需要の減少、外國石炭産出の增加等を理由として、勞働時間の延長、賃金の引下げ、賃金最低率の地方的協定等を主張せるに對し、坑夫側は最低賃金率を地方的でなく全國的に一定し且つ現行賃金率を維持し勞働時間を現在通り七時間とすることを主張して一歩も讓らず、幾回の交渉も何等纒まるところは無かつた、政府も必死となつて兩者の妥協に盡力したが、その效なく

遂に四月三十日夜半に至つて交渉決裂し、坑夫聯合會は五月一日午前零時を期して罷業を決行し、同時に坑主側も亦全國的に炭坑閉鎖を斷行する旨を發表し、總同盟罷業の序幕は開かれた。

炭坑夫の罷業となるや勞働組合總評議會は五月一日ロンドンに會議を開き四日までに炭坑罷業が解決せざる時は同日を以て總同盟罷業を行ふ旨を決議した。この間政府は總罷業命令の撤回を求めたが及ばなかつた。四日午前零時となるや、鐵道運輸、金屬、印刷、建築等の勞働組合は一齊に罷業を決行しこゝに世界勞働運動史上空前の大罷業は開始されたのである。罷業に參加せる組合並に組合員數を擧ぐれば次の如くである。鐵道從業員組合四十四万五千人、運輸勞働者組合四十一万二千人、製鐵金屬工組合十五万一千人、炭坑夫聯合會七十九万八千人、印刷工組合十五万九千人、建築工組合三十五万五千人、造船工組合十三万二千人、機械工組合四十三万人、合計約四百万人。總罷業となるや政府は一九二〇年に發布せる非常時權力法を復活し、軍隊を炭坑地方に派遣し、共產黨員を捕縛し、五日以後はブリチツシュ・ガゼツトを發行して逆宣傳に力むると同時に勞働黨機關紙デリー・ヘラルドを差押へて勞働者の言論を一時封鎖した。勞働者側は終始堂々と戰つた。かゝる場合に有り勝ちな非組織的な暴動の如きは殆ど見られなかつた。先づ第一段の構へとして運輸勞働者、鐵道從業員、金屬工等を罷業せしめ、第二段の構へとして電氣工、瓦斯工其他の勞働者を保留して置いた。しかるにその後罷業日數の重なるにつれて組合勞働者の復職增加し、幹部の態度は軟弱となり、勞働者側の旗色漸く振はず、突如十二日に至り事態は急轉して政府と組合側との間に總罷業無條件撤回の交渉成立し、罷業は終結された。炭坑業調査委員長サミュエルの作製にかゝる左の解決條件は、罷業前の狀態に一歩も進めるものではない。一、交渉を再開し、その間補助金を交付する、二、炭坑主、坑夫の代表者を含む全國賃金局を設置し、その委員長は兩派に無關係の人たるべし、三、各派はこの賃金局に各種の關係問題を提出することを得、四、炭坑業改造に關する石炭委員會の勸告が實施されるといふ十分なる保證を得るまで賃金は改めぬこと、五、賃金局は追つて新賃金協定を起草すべし。總罷業は打切られたが、炭坑夫の罷業はなほ續けられ、九月に入つてもなほ繼續中である。

イギリスの總同盟罷業は勞働階級の國際連帶の試金石ともいふべきものであつた。世界の勞働者はこの事件において、組合運動上における左右兩翼の對立のため禍されたけれども、しかし歴史上未だ曾て見ざる程の團結を示したのである。先づ第一に述ぶべきものは運輸勞働者國際聯合の熱心なる支持である。本聯合は罷業が勃發するや直ちに佛、白、和、獨等の諸組合に打電してイギリスに對する石炭輸出を停止すること

と、イギリス船舶に燃料を供給せざること、イギリス船舶に乘込まざる事を命令した。五月九日に至つてこの聯合は炭坑夫國際聯合と共同會議を開いて罷業支持を一層徹底せしめた。この共同會議の豫備として兩聯合は別々の會議を開いたが、その時の炭坑夫同盟の決議は對英輸出のための石炭採掘をなさざることを約束し、且つ炭坑の國際的管理への協働なくしては炭坑には決して眞の平和は來ないであらうと宣言した。その後兩同盟の共同決議がなされたがその中にはイギリスの罷業を支持するために必要なる時は『もつと烈しい手段』をとることを辭しない、といつて國際的ストライキにも出で兼ねまじき勢を示した。炭坑夫國際聯合は罷業前四月十五日ブラツセルに執行委員會を開きイギリスに罷業勃發の際は極力之を支持し、場合によつては國際的罷業を行ふべき事を宣言した。罷業勃發後この同盟に屬する各國組合は何れも對英石炭輸出を防止すべき事を宣言し、その實行に努力した。赤色勞働組合國際聯合は罷業の起ると共に世界の加盟團體にボイコツトの命令を與へ、且つ各勞働者毎に一日賃金の四分の一宛を醵出してイギリス罷業者に送ること、を勸告した。なほボイコツトを徹底せしむるためにあらゆる傾向の勞働者を代表する實行委員會を組織する事の必要を力説した。共產黨インターナショナルも亦全世界の共產黨に對し社會民主黨と共同して實行委員會を作り罷業支持を有力ならしめよと命じた。アムステルダム國際聯合は罷業勃發後一千万磅を送つた後、五月十日に至つて第二インターナショナル執行委員會と共同會議を開いた。しかるにこの會議は『イギリスの罷業は純經濟的のものであるから政治的インターナショナルが之に關與すべきでない、』といふ冷淡な決議をなした。次にヨーロツパ諸國就中ロシア、ドイツ、フランス、ベルギー、オーストリー、チエツコ・スロワキアおよびアメリカの勞働組合も夫々熱心なる支持を與へた。

第二　ロシア共產黨『內訌』問題

ロシア共產黨の所謂『內訌』は從來屢々行はれた。一九一七年の十月革命の時のジノヴイエフ、カメネフ等の反對、一九二一年新經濟政策實施の時の『勞働反對派』、一九二四年のトロツキー『失脚』事件および一九二五年の第十四回共產黨大會における所謂『新反對派』(ジノヴィエフ、カメネフ等)などはその主なるものである。而して『新反對派』事件の繼續とみるべき一九二六年の『聯合反對派』事件は從來の『內訌』に比してむしろ重要視すべきものであつた。

トロツキー主義的反對派と新反對派との共同戰線たる聯合反對派は第十四回共產黨大會以後本年七月までの間、モスコー近郊の森林中に不法なる陰謀的會合をなし黨の秘密書類を印刷頒布し、地方支部に赴いて、分派をつくる運動をなし、インターナショナルの機關を濫用して諸外國の共產黨員または

共産黨より除名せられたる者と聯絡を圖り、以て多數派幹部を倒さんとしたのである。共産黨中央委員會および中央統制委員會は七月十四―二十三日の合同會議を開き、ジノヴイエフ等中心人物を處分した。處分の理由は次の如くである。―『聯合反對派は二大政黨對立の思想によつて行動し、反レーニン主義を助長せしめた。反レーニン的傾向とは、1、プロレタリアの力を疑ひ社會主義的建設、就中工業の社會主義的建設を悲觀する傾向、2、プロレタリアと中農との結合を破る傾向、これはレーニンの所謂「プロレタリア獨裁の最高原則」の放棄である。コルシュ式の極左翼およびスーヴアリーヌ式の極右翼との國際的結合をなし、吾黨が大農の政策に陷る事を宣傳し以つてソヴイエット聯邦を共産黨インターナショナルより排除し、プロレタリア獨裁を打破せんとする傾向をいふのである。彼等は自己の說を主張するに合法的手段をなさず不法なる分派を作り黨を分裂せしめんとした云々』しかるに聯合反對派は九月末より益々分派的行動を旺んにし或は共産黨大學において或はモスコーレニングラードを始め諸地方の支部において分派的運動を行つた。共産黨中央委員會はいよいよ斷乎たる處置を執る事とし十月十一日次の如く決議した

聯合反對派は次の義務を負ふべし、1、黨大會、中央委員會の決議に無條件に服從する旨の聲明書を發すること、2、及び3、第十四回大會より最近のモスコーおよびレニングラードの集會に至るまでの彼等の態度が黨利益の見地より見て誤れることを承認すること、4、凡ての分派的行動を止め、聯合反對派のあらゆる反對派的組織を解體すること、5、コルシュ、マスロフ、ルート、フイツシヤー、ウルバーンス等の如きソヴイエット聯邦を攻擊したる者と絶緣すること、等、等

更らに十月二十三日、中央委員會および中央統制委員會は次の如き決議をなした。1、トロツキー、ジノヴイエフ、カメネフ等は黨の指導機關の成員たる資格なきものと認める、2、ジノヴイエフは今後共産黨インターナショナルにおいて活動することを得ざるものと認める、3、トロツキーは中央委員會政治部員の職務を、カメネフは同政治部員候補者の資格を奪ふ。

第三　勞働組合國際聯合の統一問題

赤色勞働組合國際聯合は一九二一年以來當面の資本の攻勢に對する方策として、しばしばアムステルダム、國際聯合に向つて共同戰線を申込んだがアムステルダム派は之を拒絕してきた、そこでモスコー派は一九二四年來政策を變更し統一の問題を組合との組合と共同戰線を促進することによつて達成せしめんとし先づロシアの組合が單獨にアムステルダム側と交渉を開くことゝなつた。この政策に對してはアムステルダム側の有力なる組合たるイギリスの組合が熱心に贊成したので、アムステルダム派も容易に拒絕し得ざることとなり、

ウイーン會議(一九二四年)英露合同協議會(一九二五年)等幾多の重要なる交渉が行はれてきたが、不幸にして兩インターナショナルは今日もなほ統一し得ざる狀態にある。本年度における統一運動の概況を述ぶれば次の如くである。

アムステルダム國際聯合の總評議會は一九二五年十二月四、五兩日評議員總會を開いて勞働組合國際聯合の統一を議した。既に同年二月の評議員總會において統一問題は只ロシアの組合が現在のまゝアムステルダム同盟に加盟する形式によつてのみ可能であるといふことが決議されてゐたが、今回の會議においてはこの二月の決議を再確認するのみで何等新決議をなすの要なしとするオランダ側の提案とロシア勞働組合の加盟の可能性を討議するために全露勞働組合評議會の代表者と會合すべし、といふイギリス側の提案とが互に爭つたが、結局オランダ案が十四對七の大多數を以て可決された。十二月八日には英露兩國組合代表者の會議がベルリンにおいて開かれた、この會議においてはアムステルダム派の合同反對論者の逆宣傳にも拘らず、兩國組合の結合を一層緊密にするための決議が可決された、一方アムステルダム派においては、前述の十二月四、五兩日の總評議會の決議に基き同月八日ロシアに對して通牒を發した、之に對してロシアは、一九二六年一月六日アムステルダム側の舊に變らぬ態度を遺憾とすること、およびロシアの組合は今後も依然として國際勞働運動統一のために努力する旨の書簡を送つた。七月三十日―三十一日の兩日に亘つてパリーにおいて再び兩組合の合同協議會が催されたが、這般のイギリスの總罷業に關して兩者の間に意見の一致を缺き、會議は何等決するところなく散會となつた。しかるに其後イギリス總評議會の申込みにより、八月二十三日より二十五日に亘つて三たび合同協議會がベルリンにおいて開かれた。統一問題については次の意味の決議が可決された、1、國際的勞働運動統一の必要は目前に迫つてゐるにも拘らず、アムステルダム派大陸幹部の度々のサボタージュによつて之が實現せられないのは甚だ遺憾である、2、統一運動に一歩を進めるべく、前のベルリン會議の決議に基きイギリス總評議會の發意により、且つその司會の下にアムステルダム派とロシア組合との無條件會議を開催するの必要を認む、3、而してこの會議は遲くとも本年十月末までに開催されんことをイギリス總評議會に對して希望する。

第四　廣東北伐軍の反帝國主義運動

支那廣東政府は孫文の遺策たる北伐計畫を定め着々その準備に力めてゐたが、七月に至つて蔣介石自ら、北伐軍總司令に就任して公式に北伐宣言を發表し、湖南に駐紮せる唐生智を先鋒として吳佩孚の根據武昌に迫つた北伐軍の鋭鋒は到る處吳佩孚軍を擊破し七月中に長沙を占領し、九月初より武昌の總攻擊を開始し、數日にして漢陽漢口を陷れた。武昌陷落後

の北伐軍は楊子江に沿うて江西に迫り孫傳芳の大軍を破り十一月に入つて南昌を占領した。南昌九江の陥落によつて孫傳芳の東南五省における勢力は根柢より搖ぎ出したために孫は仇敵たる張作霖に救援を求むるに至つた。張作霖は孫の乞を容れ討伐計畫を準備し、吳佩孚も亦反共産主義の旗幟の下に張孫の討伐同盟に參加せんとしてゐる。かくて軍閥の大同團結と國民共産兩黨の廣東北伐軍との對峙の間に一九二六年は終らんとしてゐる。なほ九江、漢口などにおいては猛烈なる排英運動行はれ、且つ全國各地に亘つて盛んなる反帝國主義運動を見た、十一月十九日南昌において國民革命軍の對內對外方針なるものが發表されたがその要旨は次の如くである。

今次吾等の革命運動は治外法權の撤廢、租借地の還附、不平等條約の廢棄を見るまでは決して終止せぬであらう吾等は最終の勝利を得た上で直に現在諸條約の廢棄を斷行し、海關郵便鹽稅等に對する外人管理權をも廢止すべき意嚮である。治外法權の撤廢には支那の裁判制度改善を俟つといふが如き微溫い議論には到底堪へ得られない。吾等の眞目的は支那における帝國主義の變革ばかりでなく世界における帝國主義の變革を期するにある。吾等は米國に好意を持つてゐるがそれすらも帝國主義の國家であることは否む譯にはいかぬ。何故ならば米國はヒリツピンに獨立を許與せぬからである。我等の抱負を一層詳しく述れば我等はもはや條約改訂では到底滿足できずあくまで廢棄を主張するものである。今後支那における政治組織は勞農ロシアに倣ひ勞働者と爲政者との協力によつて國家の發展を圖りたいのである支那裁判制度の不備については目下新法典の起草中でありこの法典によつて啻に外國人の安全を確保するのみならず外國人の侵略行爲に對して支那國民の安全をも保證したいのである。白支條約の廢棄の如きは他國との不平等條約破棄運動の前提に過ぎぬ。我等は吳張孫軍閥を倒滅すると同時に一切の不平等條約をも廢棄する覺悟である。諸外國中もしこれまでの對支條約を自ら租廢棄し借地を還附し革命政府を承認するものは支那の友邦と見なすが之を肯かぬ國家は支那にとつて全く無用の國である。革命政府はあくまで現在の運動を繼續し支那內土を打て一團とする覺悟である、云々。

第五篇　國際勞働會議

第一章　第八回國際勞働總會

第一　議題及期日

第八回國際勞働總會は五月二十六日より六月六日迄、瑞西ジユネーヴに開かれた。第八回國際勞働總會の議事の事項を表示すれば次の如くである。

甲、正式會議事項
　船上に於ける移民監督の單純化に關する件
乙、報告の審査
　事務局長の總會に對する報告
丙、諸決議案の審査
　一、「アフリカ」及「アメリカ」に於ける土人及有色人勞働者の生活及勞働狀況調査に關する決議案「印度勞働者側代表「ライ」氏提出」
　二、印度に於ける國際勞働事務局通信員設置に關する決議案（同上）
　三、失業に關する決議案（瑞西勞働者側代表「シュルヒ」氏提出）
　四、科學的勞働組織に關する決議案（波蘭政府側代表「ソーカル」氏提出）
　五、華府時間制條約案批准に關する決議案（勞働者代表團の名に於て白耳義勞働者側代表「メルテンス」氏提出）
丁、勞働理事會の決議に基く審査
　平和條約第四百八條に從ひ各國政府より提出せらるゝ報告審査に關する勞働理事會の決議に基く審査
戊、勞働機關內部の問題
　一、二讀會制問題
　二、總會議事規則の改正

第二　總會に關する國內諸問題

1　國際勞働代表選擧

勞働代表および顧問の選擧は前回と同樣の方法を以て十五年二月十五日に行はれた。十五年度の會議は海事關係の議題が協議されるので、代表は海員組合の楢崎猪太郎氏、顧問は總同盟の松岡駒吉氏、海軍聯盟の川島不二郎氏、海員協會の都竹要次郎氏三氏に決定した。海員組合總同盟海軍聯盟等の內約選出に反對する評議會自治會議聯合、司厨同盟等十九組合は棄權し左の如く決定した。

代表楢崎猪太郎	一四六票
小屋原惣太郎	六票
顧問松岡　駒吉	一四六票
川島不二郎	一四六票
都竹要次郎	一四二票
	六票宛

協田重次郎、森本生雄、平野熊藏、代表および顧問選出規定に該當せる勞働團體およびその投票數を擧ぐれば次の如くである。

勞働團體名	投票數
日本勞働總同盟（東京）	三一
官業勞働總同盟（大阪）	一二
日本海員組合（兵庫）	四〇
海員協會（兵庫）	八
海軍勞働組合聯盟（廣島）	四二

足尾鑛職夫組合總聯合會（栃木）　三
海洋統一協會（福岡）　六
武相勞働聯盟（神奈川）　四
共同研究會（福岡）　六

2　諸代表委員の決定

政府は三月二十九日左の如く代表委員を決定し之を發表した。

政府側
代表　管船局長　宮崎　正則
顧問　國際勞働理事會政府代表　前田　多門
　　管船局技師　永野周太郎
隨員　廣島遞信局海事部長　加藤　成一
同　管船局事務官　上畑　悌二
同　小野　猛
同　內務省社會局事務官　木村　清司

雇傭者側
代表　松方幸次郎
顧問　石丸　優三
同　石田　貞三
同　須賀　虎三

勞働者側
代表　楢崎猪太郎
顧問　松岡　駒吉
同　川島不二郎
同　都竹要次郎

第三　總會の概況

今次の總會に代表委員を派遣したる國は加盟國五十八國中三十九國にして代表者百三十名、顧問百十名の出席を見た、その中完全代表を派遣したるもの二十八國不完全代表を派遣したるものは十一國である。先づオランダ政府代表ノーレンス氏議長に、キュバ政府代表ペタンクール氏、チェコスロヴァキア雇傭主代表ホダチ氏及びドイッ勞働者代表ミュルレル氏副議長に選ばれた。

選擇委員會、資格審査委員會の外

（一）船舶上の移民監督に關する委員會
（二）勞働條約及勸告に關する定期年報審査に關する委員會
（三）總會決議採擇方法として二讀會制度に關する委員會
（四）總會議事規則（二讀會制以外）改正委員會

が設けられ、日本政府代表は選擇委員會及び（一）（二）の委員會、日本雇傭主代表は（一）（二）（三）の委員會、日本勞働者代表は（一）の委員會に其の顧問の一名は（三）の委員會に議席を有した。

會議の劈頭に於て、雇傭主代表は曩にプラーグ市に於て開かれたるその打合せ會の決定に基き、國際勞働機關は移民輸送に關する問題も取扱ふの權限なしとの理由にて、船舶上に於ける移民監督の單純化の問題を議題より削除すべしとの決議を提出したが、この決議は五月二十七日の本會議に於て七十七票對二十三票を以て否決せられた。

會議中の一波瀾は國際勞働局長の八時間勞働條約に關すー報告に對する印度雇傭主代表、印度勞働代表、印度政府代表、英國勞

働代表顧問および日本各代表の論戰であつた。左に印度雇傭主代表および英國勞働代表顧問の演說の要旨を極めて簡單に述ぶれば次の如くである。

印度雇傭主代表サー・アーサー・フルームの演說――この問題については丁度一年前第七回勞働總會において討議のあつたことは諸君の記憶に新たなる所であるが、今年この總會において同じ問題について討議しなければならない事は、私の深く遺憾とするところである。ボンベイの紡績業――インドの紡績業は主としてボンベイに集中せられてゐる――の立場を述べんに印度では婦人の夜業はもう數年前に廢止されてゐる。次に成年男子の勞働時間についても一九一九年のワシントン條約の後に印度の雇傭主等は男子の勞働時間を直ちに十時間に短縮した、この短縮は一九二三年の工場法によつて確認せられたのである。又印度は、一、二年前のことであるが勞働者補償法を通過し且つ最近勞働組合法をも可決した。翻つて日本を見るに如何であらうか、立法の關する限りにおいては日本の勞働條件は一九一九年にもその以前においても又今日においても何等異るところはない、一九二三年に日本が改正工場法案を可決したことは事實に相違ないが、この法案には婦人および兒童の夜業禁止に關する條文がある。しかしこの規定はこの法律の實施の時より更らに向ふ三年間適用せられないのである。加之この改正工場法には成年男子の勞働時間について何等の規定なく又成年男子の休日についても規定するところがない。私は日本から右の改正工場法が極めて近い内に實施せられるといふ證言を得ない。そしてこの工場法は再び改正せらるべきである。云々

英國勞働代表顧問マーガレット、ボンドフイールド女史の演說――一九二三年に改正工場法が可決され、この改正法に於て日本の雇傭主が三年の猶豫期間を與へられたとの報を得た時、吾々はこの三年の猶豫は紡績錘數增加のため必要なりと主張せられたからであつたと聞かされてゐた、即ち雇傭主等は婦人の夜業を禁止する前に少くとも四十萬錘を增設しなければならぬと言てゐた。しかるに今日なほ同樣の議論を主張してゐる。日本の雇傭主は四十萬錘を增設するために更らに向ふ三年間の猶豫期間を欲してゐるのである。吾々はこの種の議論を承認する事は出來ない。苟くも世界文明國民の仲間入をせんとする程の國は、昔ならいざ知らず今の時代では個人としても、會社としても又國家としても、纖弱き婦人や兒童の心身を犧牲にしてその犧牲の上に富を作るといふ如きことは全世界の呪詛を受くることなくしては、許され得べきことではない。されば私はこの婦人夜業禁止の條約を批准する上に少しの遲延もあつてはならないといふことを再び說き勸めたいのである、云々。總會は六月五日まで繼續し本議題たる船舶上の移民監督簡單化については五日の本會議において條約案および勸告を採擇した（第三章參照）。なほ總會は勞働條約および勸告に關する定期年報審査に關する決議を可決し、且つ二讀會制その他の諸點に關する總會議事規則の改正を可決した。

第二章　第九回國際勞働總會

總會の概況――第九回國際勞働總會は六月七日より二十四

日まで開かれた。三十八國の政府、雇傭主、勞働者の代表百二十七名、顧問百二十一名の出席を見た。

正式の議題は

(一)海員契約に關する規則の國際法典化

(二)海員の勞働條件に關する監察制度の一般原則

この正式の議題の外に、第八回國際勞働總會に提出されたる勞働機關の活動に關する國際勞働局長の報告書中海上勞働に關する部分の檢討竝に國際勞働局理事會によつて設置せられたる聯合海事委員會の委員の改選等の問題が討議に上せられた。正式の議題については次に掲ぐる條約案および勸告案が採擇された。

第三章　第八回および第九回國際勞働總會の結果

第八回總會においては左の條約案、および勸告案が採擇された。

船上に於ける移民監督の單純化に關する條約案、

船上に於ける移民たる婦人および女兒の保護に關する勸告

第九回總會採擇の條約案および勸告案は次の如くである。

海員雇傭契約條項に關する條約案

海員送還に關する條約案

海員勞働狀態監察の一般原則に關する勸告

船長及び見習夫の送還に關する勸告

第八、第九回總會採擇の條約案、および勸告案の全文は次の如くである。

○船上に於ける移民監督の單純化に關する條約案

第一條　本條約の實施に就ては「移民船」及移民と稱するものは各國に於て當該國の權限ある機關其の定義を定むべし

第二條　本條約を批准する各締盟國は移民船上に於て移民保護の爲行はるゝ監督が以下定むる所を除き二國以上の政府に依り行はれざるの原則を承認することを約す

尤も本條は他國政府が移民として輸送せらるゝ其自國民に同伴する爲隨時且自國の費用を以て代表者を視察人の資格に於て且監督の職務を侵害せざるべきことを條件として船中に乘込ましむることを妨げざるべきものとす

第三條　移民監督官が移民船中に乘込ましめらるゝときは右監督官は原則として船籍國政府に依り任命せらるべし但し右監督官は船籍國政府と當該國民が船上に移民として輸送せらるゝ一國又は二國以上の政府との間の協定に基き他國政府に依り任命せらるゝことを得

第四條　監督官たるに必要なる實地經驗竝必要なる專門的及道義的の資格は其の任命に付責任ある政府に依り定めらるべし

監督官は如何なる方法に於ても船舶所有者若しくは運送會社に直接間接關係を有し又は之に依繫することを得ず

尤も本條は政府が例外の方法として且豫見し得ざる緊急の場合に於て船醫を監督官に任命することを妨げざるべし

第五條　監督官は移民が船籍國の法令又は適用ある其他の法令、

國際協定及其の輸送契約の約款に基き有する權利の尊重を監督すべし

船籍國政府は實施せらるべき移民狀態に關する法令又は規則及政府に通告せられたる關係ある協定又は契約の本文を監督官に其國籍の如何に拘らず通告すべし

第六條　船上に於ける船長の權限は本條約に依り制限せられず監督官は如何なる方法に於ても船上に於ける船長の權限を侵害することを得ず又船上に於ける移民の保護及福利に直接關する法令、規則、協定又は契約の實施にのみ專ら關與すべし

第七條　船舶の目的地到着八日以内に監督官は船籍國政府宛報告をなすべく右政府は關係ある他國政府より豫め其の要求ありたる場合に於ては右他國政府に右報告の寫を通告すべし

第八條　「ヴェルサイユ」條約の第十三篇及他の平和諸條約の對當篇に定むる條約に依る本條約の正式批准は登錄の爲め國際聯盟事務總長に之を通告すべし

第九條　本條約は事務總長が國際勞働機關の締盟國中の二國の批准を登錄したる日より効力を發生すべし、本條約は該當事務局に其の批准を登錄したる締盟國のみを拘束すべし

爾後本條約は他の何れの締盟國に付ても右事務局に其批准を登錄したる日より効力を發生するものとす

第十條　國際勞働機關の締盟國中の二國が國際聯盟事務局に本條約の批准の登錄を爲したるときは事務總長は國際勞働機關の一切の締盟國に右の旨を通告すべし、事務總長は爾後該機關の他の締盟國の通告したる批准の登錄を一切の締盟國に同樣に通告すべし

第十一條　本條約を批准する各締盟國は千九百二十八年一月一日迄に第一條、第二條、第三條、第四條、第五條、第六條及第七條の規定を實施し且右規定を實施するに必要なるべき措置を執ることを約す尤も第九條の規定に從ふものとす

第十二條　本條約を批准する國際勞働機關の各締盟國は「ヴェルサイユ」條約の第四百二十一條の規定及他の平和諸條約の對當條項の規定に依り其の植民地、屬地及保護國に之を適用することを約す

第十三條　本條約を批准したる締盟國は本條約の最初の効力發生の日より十年の期間滿了後に於て國際聯盟事務總長宛登錄の爲にする通告により之を廢棄することを得、右の廢棄は該事務局に登錄ありたる日以後一年間は其の効力を生ぜず

第十四條　國際勞働事務局の理事會は少くとも十年に一回本條約の施行に關する報告を總會に提出すべく且其の改正又は變更に關する問題を總會の會議事項に掲ぐべきや否やを審議すべし

第十五條　本條約は佛蘭西語及英吉利語の本文を以て正文とす

○、船上に於ける移民たる婦人および女兒の保護に關する勸告

總會は左の通り勸告す

責任ある者に同伴せられざる十五名以上の婦人又は女兒が移民船上に移民として輸送せらるゝ場合に於ては右移民の必要とすべき物質上又は道義上の援助を當該船長の權限を如何なる方法に於ても侵害することなくして右移民に與ふるため船上に於て果すべき他の職務を有せざる相當の資格ある婦人を任命すべし右婦人は

之を任命する官憲に報告すべく且その報告は關係ある諸國政府の用に之を供すべし

○海員雇傭契約條項に關する條約案

第一條　本條約は本條約を批准する總ての締盟國に登錄せられたる一切の航洋船舶並其の船舶の所有者船長及海員に之を適用する本條約は軍艦、交易に從事せざる政府の船舶沿岸交易に從事する船舶遊覽船印度「クラフト」漁船登錄噸數百噸又は三百立方米未滿の船舶、及內國航路(Home trade)に從事する船舶にして本條約通過の日に於て本航路に關する特別規則に付き國內法に依り定められたる噸數の制限以下のものには之を適用せず

第二條　本條約に於て

(イ)「船舶」と稱するは其公有たると私有たるとを問はず通常海洋航行に從事する總ての船舶舟艇を包含す(ロ)「海員」と稱するは其の資格の如何を問はず船舶內に使用又は雇傭せられ且船舶に乘組める總ての者を包含す、但し船長、水先人練習船に於ける職員候補生並生及徒適法に契約せられたる見習及常に政府の勤務に服する海軍所屬海員(Naval ratings)及其の他の者は之を除く

(ハ)「船長」と稱するは水先人を除き船舶を指揮し其の責に任ずる總ての者を包含す

(ニ)「內國航路の船舶」と稱するは國內法に定めらるべき地理的範圍內に於て一國と隣接せる國の諸港との間の貿易に從事する船舶を云ふ

第三條　雇傭契約の條項は船舶所有者又は其の代理人及海員双方之に署名すべし海員又は其の補助者に對しては署名前に雇傭契約條項を檢する爲適當な便宜を與ふべし

海員は權限ある公の機關の適當の監督を確保する爲國內法に依り定めらるべき條件に從ひ雇傭契約に署名すべし

權限ある機關に於て雇傭契約の條款が書面にて其の面前に提出せられ且船舶所有者又は其の代理人及海員双方に依り承認せられたる旨を證するときは前各項の規定は之を履行せられたるものと看做す

國內法は海員が雇傭契約を了解したることを確かむる爲適當の規定を定むべし

雇傭契約は國內法及本條約の規定に反する事項を包含することを得ず

國內法は雇傭契約の成立に關し船舶所有者及海員の利益を保護する爲必要と認むる其の他の形式及保障を規定すべし

第四條　雇傭契約が其の裁判に關し豫め當事者双方の合意を以て通常の法規に異りたる方法を定むる約定を包含せざるべきことを確保する爲國內法の規定に從ひ適當なる措置を執るべし

本條の規定は仲裁裁判の手續をとることを妨げず

第五條　總ての海員には船舶內に於ける其の雇傭の記錄を記載せる證書を交付すべし證書の樣式、記錄すべき事項及其の事項を證書に記載すべき方法は國內法に依り之を定むべし

證書は海員の勤務振又は其の賃銀に關する何等の記載を包含することを得ず

第六條　雇傭契約は一定期間、一航海又は國內法の定むる場合に

於ては不定期間に對し之を締結することを得
雇傭契約は當事者双方の權利義務を明に定むべし
雇傭契約は如何なる場合と雖も左に掲ぐる事項を包含すべし
一、海員の氏名、出生の年月日又は年齢及出生地
二、雇傭契約成立の地及年月日
三、海員が勤務を約したる船名
四、國内法の規定する場合に於ては船舶乘組員數
五、契約締結の際定め得べきときは爲さるべき一又は數航海
六、海員の雇傭せらるべき職務
七、出來得べき場合に於ては海員が勤務の爲出頭すべき場所及期日
八、國内法に依り食料の標準の選擇的制度の定めなき場合に於ては給與せらるべき食料品の標準
九、給料額
一〇、雇傭契約の終了及條件
(イ)一定期間の雇傭契約の場合に在りては其の終了期日
(ロ)一航海の雇傭契約の場合に在りては目的港及到達後海員の雇止迄に經過するを要する期間
(ハ)不定期間の雇傭契約の場合に在りては當事者の何れか一方に於て契約を解除することを得べき條件及解除のために要する豫告期間但し其の期間は船舶所有者に關しては海員に對するより少からざることを要す
一一、國内法に於てその定あるときは同一の船舶會社に於て一年の勤務を了へたる海員に對して與へらるべき有給の年休暇
一二、其の他國内法の定むる事項
第七條　國内法に於て海員名簿を船中に保管すべきことを定むる場合に於ては雇傭契約は海員名簿に記載し又は之に添付すべき旨を定むべし
第八條　國内法は海員をして其の權利義務の性質及範圍に付き知悉するを得しむる爲船員室より容易に到達することを得べき場所に雇傭條件を掲示すること又は其の他適當なる手段に依り海員が船中に於て其の雇傭條件を明かに知り得べき方法を規定すべし
第九條　不定期間の雇傭契約は船舶が積荷し又は荷卸する總ての港に於て當事者一方に於て之を終了せしむる事を得、但し契約に定めたる二十四時間を下らざる豫告を爲すことを要す
豫告は書面を以て之を爲すべし國内法は此の點に付き當事者間に將來生ずべき紛議を防止するため最良と認むべき豫告の方法を規定すべし
國内法は適法の豫告ありたる場合と雖も雇傭契約の終了せざる例外的の場合を規定すべし
第十條　一航海、一定期間又は不定期間の雇傭契約は左の事由に因りて終了す
(イ)當事者の合意
(ロ)海員の死亡
(ハ)船舶の滅失又は船舶が全く航海に堪えざるに至りたるとき
(ニ)其の他國内法又は本條約の定むる事由
第十一條　國内法は船舶所有者又は船長に於て海員を即時解雇し

得る場合を規定すべし

第十二條　國内法は海員に於て即時下船を要求し得る場合を規定すべし

第十三條　海員は一船の船長となり若くは運轉士機關士其の他現に有するより高き地位に任命せられ得ること又は雇入後其の利益のため雇止せらるることを肝要なりとする其の他の事由生じたることを申出て船舶所有者又は其の代理人之を確認したるときは右海員は其の雇止を請求することを得、但し之に依り船舶所有者の費用を増加せず且自己に代り船舶所有者又は其の代理人の承認する信頼すべき有資格者を提供することを條件とす

前項の場合に於ては海員の解雇のときに至るまでの賃銀を請求し得べし

第十四條　雇傭契約が終了し又は解除せられたるときは如何なる場合に在りても第五條に從ひ海員に交付せらるる證書及海員名簿に解雇の旨を記載し、當事者の請求あるときは權限ある公の機關之に裏書すべし

海員は何時にても第五條に掲ぐる記錄の外に船長に對し其の勤務振に關し特別の證明書又は雇傭契約の義務を充分履行したるや否やの證明書の交付を受くる權利を有す

第十五條　國内法は本條約の規定の實施を保障すべき方法を規定すべし

○海員送還條約案

第一條　本條約は本條約を批准する總ての締盟國に登錄せられたる一切の航洋船舶並其の船舶の所有者、船長及海員に之を適用す

本條約は軍艦、交易に從事せざる政府船舶、沿岸貿易に從事する船舶、遊覽船、印度「クラフト」、漁船、登錄總噸數百噸又は三百立法米未滿の船舶及内國航路(Home trade)に從事する船舶にして本條約通過の日に於て本航路に關する特別規則に付き國内法に依り定められたる噸數の制限以下のものには之を適用せず

第二條　本條約に於て

(イ)「船舶」と稱するは其の公有たると私有たるとを問はず通常海洋航行に從事する總ての船舶舟艇を包含す

(ロ)「海員」と稱するは其の資格の如何を問はず船舶内に使用又は雇傭せられ且船舶に乘組める總ての者を包含す但し船長、水先人練習船に於ける職員候補生並生徒及適法に契約せられたる見習及常に政府の勤務に服する海軍所屬海員及其の他の者は之を除く

(ハ)「船長」と稱するは水先人を除き船舶を指揮し其の責に任ずる總ての者を包含す

(ニ)「内國航路の船舶」と稱するは國内法に定めらるべき地理的範圍内に於て一國と隣接せる國の諸港間の貿易に從事する船舶を云ふ

第三條　海員が雇傭期間中又は其の終了の際下船せしめられたるときは國内法の定むる處に從ひ其の本國雇入港又は發航港迄之を送還すべし國内法は送還の責に任ずべき者を定め送還事項を處理するに必要なる規定を設くべし

海員が前項に依り目的地の一に向ひ航行する船舶に於て適當なる勤務に從事するときは正當に送還せられたるものと看做す

海員が其の所屬國雇入港、其の隣接港又は發航港に於て下船せしめられたるときは送還せられたるものと看做す

外國海員が其の所屬國外に於て雇入れられたる場合に送還せらるべき權利を有する條件に付ては國內法に依り又は斯の如き國內法の規定無きときは雇傭契約條項中に之を定むべし海員が其の所屬國の港に於て雇入れられたる場合に在りては前各項の規定を適用す

第四條　送還費は海員が左記の事由に依り取殘されたるときは之を海員の負擔と爲すことを得ず

(イ)船內勤務中に受けたる傷痍

(ロ)船舶の海難

(ハ)自己の故意又は過失に因らざる疾病

(ニ)其の他海員の責に歸すべからざる事由に因り雇止せられたるとき

第五條　送還費用は海員の運送費旅行中の設備の利用及食費並出發に付き定めらるる時期までの生活費を包含すべし

海員が乘組員の一員として送還せらるるときは航海中の勞務に對し報酬を受くるの權利を有す

第六條　船籍國の公の機關は本條約の適用ある場合に於ては乘組員の國籍を問はず其の送還を監督し必要なる場合には其の費用を前貸するの責に任ずべし

○海員の勞働條件監督の一般原則に關する勸告

勞働者の身體上、精神上並知識上の福利の爲特別且緊急の重要なる方法又は原則中「ヴェルサイエ」條約並其の他の平和條約は經濟活動の各方面に亘り勞働條件の監督に對し特別の注意を拂ふべきことを以て國際勞働機關の義務となせるに依り

國際勞働總會第五回會議(一九二三年十月)は「勞働者保護の法規の實施を確保する爲監督制度の組織に對する一般原則に關する勸告を採擇したるに依り

該勸告は主として工場監督より得たる經驗に其の基礎を置くものにして之を其の性質並に條件に於て工場に於ける勞働の夫れと根本的に相異れる海員の勞働に適用乃至適應せしむることは特に至難のことなるべきに依り

海員の勞働監督は海員保護の立法が各國に發達し且海員の勞働條件に關する新條約が總會に依り採擇せらるるに從ひ益々其の重要の度を增加すべきに依り

而して右の理由に基き締盟國に於て海員勞働條件監督制度の設定又は改造に資するの目的を以て既に得たる經驗を各締盟國の參考に供する爲、實際上より海員保護手段の實施を確保する爲最も適當と認めらるる一般原則を指示することは望ましき所なるに依り國際勞働機關の總會は各締盟國が以下の諸原則を考慮せんことを勸告す

第一、監督の範圍

一、海員の勞働監督に關する各締盟國の責任ある機關の主たる任務は海員の雇傭せらるる期間中に於ける其の勞働條件並保護を規定する法規の實施を確保するにあるべきこと

二、監督機關が其の主たる任務の執行中得たる經驗に依り各國に行はるる思想習慣傳統に依り異る社會的性質を有する其の他の附隨意的任務を托せらるることが適當且可能と認めらるるときは斯る任務は左の條件の下に其の主たる任務の補充として監督機關に之を歸屬せしむることを得ること

(イ)如何なる場合と雖も監督官の主たる任務の執行を妨げざること

(ロ)如何なる場合と雖も監督官は其の船舶所有者及海員に對する關係に於て必要とする權威並公平を害せざること

第二、監督組織

總會は左の事項を勸告す

三、行政上の慣行に適合するときは海員の勞働條件に關する法規の實施に於て最大の可能なる統一を確保する爲右法規の實施監督の任にある諸種の部局又は機關を單一の中央機關の命令の下に置くべき事

四、現在の行政上の慣行が斯る監督の中央集中を許さざるに於ては其の職務が全部又は一部海員の保護に關する諸種の部局又は機關をして互に他の經驗を利用し且最も有效と認めらるる共通的原則に從ひ其の執務の方法を調整するを得しむべきこと

五、此の目的を達する爲行政上の慣行に適合する限度に於て且各國に於て最も適當なりと認めらるる方法(報告及情報の交換、定期的會議其の他)に依り之等諸種の部局又は機關の間に密接なる關係並不斷の協力を設定すべきこと

六、海員の勞働條件監督の任にある諸種の部局又は機關の間に密接なる關係並に不斷の協力を設定すべきこと

六、海員の勞働條件監督の任にある諸種の部局又は機關は工場監督の任にある機關と相互に關係ある事項に關し連絡を保つべきこと

第三、監督機關の報告

總會は左の事項を勸告す

七、海員の勞働條件監督に關する一般的年報は其の監督を行ふ任にある中央機關又は各種の機關相互の協力の下に之を發行すべきこと

八、右年報は當該年度內に實施せられたる海員の勞働條件及其の監督に關する法規及之に對する改正の表を包含すべきこと

九、右年報は監督の組織に付必要なる說明を付記し能ふ限り且國內の行政上の慣行と一致し得る限り左の事項に關する報告を爲せる統計表を包含すべきこと

(イ)各種の監督を受くべき就業中の船舶數、船舶は船型(推進機關を備ふる船舶及帆船)に依り之を區別し且右種類は更に使用の目的に依りて之を區別すること

(ロ)各種船舶中に現に雇傭せらるる海員數

(ハ)監督官の臨檢したる船舶數及該船舶の乘組員數

(ニ)監督官の認めたる法規違反並其の處罰の度數及性質

(ホ)就業中海員の蒙むれる災害の度數、性質及原因

(ヘ)海員勞働條件に關する國際條約の規定の實施の爲に執れる措置及之等規定と一致せる範圍(平和條約第百八條に依り國際勞働局に提出せらるる年報の形式又は其の他の適當なる

形式に依り）

第四、監督の職務權限

イ、監督の權限

總會は左の事項を勸告す

一〇、監督機關は其の資格を證明したるときは左の權限を有すべきこと

（イ）晝夜を問はず自國の領水、外國の領水又は特別なる場合に於ては海上に於て國旗を掲ぐる凡ての船舶に對し豫告なくして臨檢することを得但し右臨檢の時刻及方法は實際に於て能ふ限り船舶の運行に甚だしき不便を來たさざる樣之を定むる事

（ロ）乘組員其の他の證言の望ましと認めらるる者を立會人なく訊問すること、必要と認めらるる取調をなすこと法規に從ひ備付くべき船舶書類の閲覽を求むること

一一、監督機關は宣誓其の他各國の行政上の慣行又は慣習に適合する方法に依り其の職務執行中知り得たる商業上の秘密を漏洩せざるべきこと、其の違反は判罰又は相當紀律上の手段に依る制裁を受くべきこと

ロ、强制執行權

總會は左の事項を勸告す

一二、監督機關は乘組員の健康又は安全を危くする重大なる場合に於ては法律に從ひ船舶の出港を禁止するを得る事、但し必要なる處置の執らるるまで海事官廳の相當授權に依り各國の法律に從ひ上級行政機關又は權限ある司法機關に異議を申立つることを妨げざること

一三　船舶の出港禁止は之を特別重大なる處置とし、監督機關が法律を遵守せしむる爲執るべき其の他の法律的手段が效を奏せざりし場合に最後の手段として之を行ふべきこと

一四、監督機關は特別の場合に於て海員勞働條件に關する法規の遵守を確保するため命令を發するを得ること但し各國の法律に從ひ上級行政機關又は權限ある司法機關に異議を申立つることを妨げざること

一五、中央官廳は特別の場合に於て海員の勞働條件に關する法規に依り定めらるる特別の要件に對する例外の許可を與ふるの權限を有せしむべきこと但し該官廳が右要件は實質上遵守せられ又は狀況に依り右要件の遵守を必要とせず且該要件の事項に關し執りたる處置又は規定が現實に該要件を遵守すると同一若は夫れ以上に有效なることの保障ありと認めたることを要す

ハ、監督要求の權利

總會は左の事項を勸告す

一六、國法に於て船長は其の必要と認むる總ての場合に於て監督を要求し得べきを定むべきこと

一七、國法に於て船舶乘組員は其の安全又は海員の勞働條件に關する條件に從ひ健康船舶の監督を要求し得べきを定むべきこと規定に關する凡ての事項に付

ニ、船舶所有者及海員の協力

總會は左の事項を勸告す

一八、各國の行政上の慣行に適合する限り、且最も適當と認めら

る方法に依り船舶所有者及海員は海員の勞働に關する法規實施の監督に關與することを要求せらるべきこと

總會は特に左の協力の方法に付各國の注意を喚起す

(イ)海員は直接又は相當授權せられたる代理者に依り其の雇傭せらるる船舶内の法律違反を自由に監督機關に指摘し得る爲凡ゆる便宜を與へらるべきこと、又監督機關は能ふ限り速に告訴の主旨に付取調を行ふべきこと、監督機關は告訴を絶對的機密として取扱ふべきことを肝要とすること

(ロ)船舶所有者海員並其の各自の團體の完全なる協力を確保する爲且海員の健康並安全に關する諸條件を改善する爲監督機關は之等の目的達成上最善の手段に付隨時船舶所有者及海員の各團體の代表者と協議すべきを望ましとすること尙船舶所有者並海員の聯合委員會を設置し右委員會をして海員の勞働條件に關する法規の實施を監督するの任にある各部局と協力するを得せしむべきを望ましとすること

ホ、保障

總會は左の事項を勸告す

一九、監督官は船舶所有者並海員双方の充分なる信賴を有する者に限り之を任命することとし從つて斯る者は左の條件を有すべきこと

(イ)其の職務の履行上絶對の公平を確保する爲必要なる資格

(ロ)其の職務を履行する爲必要なる專門上の資格

監督機關中には海上勤務の經歷を有したる人にして永久的又は一時的資格に於て行政機關の指揮の下にある者を含むことを望ましとすること

二〇、必要なる場合には監督官は其の職務の執行に付船舶所有者及海員の充分の信賴を有せる適當なる專門家の援助を受くべきこと

二一、監督官は其の地位上政府の更迭と無關係たるべき公吏たるべきこと

二二、監督官は其の監督に屬する事業に一切の經濟的關係を有することを禁ぜらるべきこと

ヘ、其の他の任務

總會は左の事項を勸告す

二三、監督官は其の任務の性質上海員の勞働條件に關する法規施行の實際上の結果を觀察する特殊の機會を有するを以て各國の行政形式に適合する限り海員保護立法の改善に助力し且災害事故の防止を促進する爲最も有力なる援助を與ふることを求めらるべきこと

二四、各國の行政上の慣行に適合する限り監督官が海難並船内事故の調査に關與することを求めらるべきこと又必要なる場合には監督官が右調査の結果に付報告を提出するを得しめらるべきこと

二五、各國の行政形式の許す限り監督官は海員保護法規起草の準備の爲の報告を供給することに協力することを求めらるべきこと(以上勞働事報八月號に據る)

○船長及練習生の送還に關する勸告

總會は各國政府が第九回總會の採擇せる海員送還條項の適用を

受けざる船長並に適法に契約せられたる練習生の送還に付施設を爲すの措置を執るべきことを勸告す

第四章　各國に於ける條約批准概況

一九二六年中になされたる各國における條約批准は次表の如くである。

本年度に於ける各國條約批准一覽（一九二六年現在）

總會回數	條約名	國名	登錄年月日
第一回	時間制	ラトビア	一九二六、一、一六
第一回	產前產後	ラトビア	一九二六、六、三
第一回	最低年齡	ラトビア 日本	一九二六、六、三 一九二六、八、一四
第一回	年少者夜業	ラトビア	一九二六、一、一六
第二回	海員最低年齡	ギリシア ラトビア	一九二五、一二、一六 一九二六、六、三
第二回	失業補償	キリシア イギリス	一九二五、一二、一六 一九二六、三、三
第二回	海員職業紹介	キリシア ラトビア	一九二五、一二、一六 一九二六、六、三
第三回	農業組合權	ベルギー オランダ	一九二六、七、一九 一九二六、八、二〇
第三回	農業災害補償	オランダ	一九二六、八、二〇
第三回	白鉛	ラーマニア フランス ベルギー	一九二五、一二、四 一九二六、二、一九 一九二六、七、一九
第三回	工業週休制	ベルギー	一九二六、七、一九
第三回	石炭火夫最低年齡	イギリス カナダ ベルギー	一九二六、三、八 一九二六、三、三一 一九二六、七、一九
第三回	海上少年者體格檢査	イギリス カナダ ベルギー スエーデン	一九二六、三、八 一九二六、三、三一 一九二六、七、一九 一九二六、九、八
第七回	勞働者災害補償	イギリス 南アフリカ オランダ イギリス	一九二六、一〇、六 一九二六、三、三〇 一九二六、八、二〇 一九二六、一〇、六
第七回	職業病補償	ハンガリー アイルランド ブルガリア	一九二五、一二、一九 一九二六、四、一五 一九二六、一一、一
第七回	均等待遇		
附	黃燐使用禁止		

丁第一表　各國人口に對する勞働組合員百分率（A）

（一九二四年）

國別	(1) 人口	組合員總計	百分率
オーストリア	六、五二六、六六一	一、〇四四、〇六八	一六・〇
イギリス	四〇、五六〇、五八八	五、五三一、〇〇〇	一三・七
オーストラリア	五、七四九、八〇七	七二九、一五五	一二・七
チエコスロバキヤ	一三、六二一、三四九	一、六六九、四六六	一二・三
ドイツ	五九、八五二、六八二	六、九〇〇、〇〇	一一・五
ベルギー	七、五三九、五六八	七二六、一二六	九・六
デンマーク	三、二六七、八三一	三〇六、一五八	九・四
ニユージランド	一、〇九九、四四九	九六、八二一	八・八
スウエーデン	五、九八七、五二〇	四五一、六五〇	七・五
オランダ	七、〇八六、九一三	五一七、九一四	七・三
スウイス	三、八八〇、三二〇	二六一・七一三	六・七
メキシコ	一三、八八六、九四八	八三八、〇〇〇	六・二
ルクサンブルグ	二六〇、七六七	一四、〇八七	五・四
イタリー	三八、八三五、九四一	二、二三四、五二〇	五・一
ロシア	一三一、二九九、〇〇七	六、七〇四、六八四	五・〇
チリー	三、七五四、九五一	一六二、〇〇〇	四・三
アイスランド	九四、六九〇	四、〇〇〇	四・二
ノールウエイ	二、六四九、七七五	九四、五六七	三・六
キユーバ	二、八八九、〇〇四	一〇〇、〇〇〇	三・五
合衆國	一〇六、一三八、八〇六	三、六〇六、七三八	三・五
アイルランド	四、三九〇、二一九	一四八、五〇一	三・四
ハンガリア	八、一一九、四三一	二六七、八八五	三・二
エストニア	一、一一〇、五三八	三〇、〇〇〇	二・七
フランス	三九、二〇九、七六六	一、〇六八、〇四六	二・七
メメル	一五〇、〇〇〇	三、八九四	二・六
ラトヴイア	一、五九六、一三一	三八、八六七	二・四
カナダ	八、七八八、四八二	二〇一、九八一	二・三
スペイン	二一、六五八、二三二	四五三、五七八	二・一
ポーランド	二七、一七八、六九〇	五三九、〇八九	一・九
アルゼンチン	八、六九八、五一六	一二〇、〇〇〇	一・四
フインランド	三、四〇二、五九二	四七、三二二	一・四
ブルガリア	四、九五八、四〇〇	四九、八〇三	一・〇
ポルトガル	六、〇三二、九五一	三六、〇〇〇	〇・六
ユーゴースラブ	一二、〇一七、三二三	六四、〇〇〇	〇・五
ペルー	五、五五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇・五
日本	五七、六五五、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	〇・四
ルーマニア	一七、三九三、一四九	四六、八六二	〇・三
南アフリカ	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇六七〇	〇・三
ブラジル	三〇、六二五、六〇五	一〇四、〇〇〇	〇・三
蘭領東印度	四九、三五〇、八二四	六〇、〇〇〇	〇・一
エヂプト	一三、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	〇・〇九
支那	四三六、〇九四、九五二	三〇〇、〇〇〇	〇・〇七
印度	三一九、九二九、五八二	一九五、八〇〇	〇・〇六

備考（A）Viertes Jahrbuch des Internationalen gewerk-

schaftsbunides,

(1) 人口の數字は主に、オットーヒューブネル著 (Geographisch Statische Tabell n 1924 に依る。植民地、領土の數字は含まれてゐない。

(2) アメリカ大陸及ハワイ。

丁第二表　各國勞働組合系統別(A)（一九二四年現在）

國別	系統別	アムステルダム	共産派	宗教的勞働團體	サンヂカリスト	其他	合計
エヂプト		五七六、二八五					一三〇〇
アルゼンチン					六〇、〇〇〇	一三〇〇	一三、〇〇〇
オーストラリア		一〇〇、〇〇〇				六〇、〇〇〇	七二九、一五五
ベルギー		一四、八〇三	三五、〇〇〇		四、〇〇〇	七二九、一五五	七二六、一三六
ブラジル							一〇四、〇〇〇
印度		一五〇、〇〇〇				九五、八〇〇	一九五、八〇〇
ブルガリア							四九、八〇三
チリー				一四九、八四一	一三、〇〇〇		一六三、〇〇〇
支那							三〇〇、〇〇〇
デンマルク		六九、一三〇(イ) 二三七、〇二八					× 三〇六、一五八
ドイツ		二二八、六九四(イ) 四四四六、九五一					× 六九〇〇、〇〇〇
エストニア		五、〇〇〇	二五、〇〇〇				三〇、〇〇〇
フインランド				一一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四七、三二二	四七、三二二
フランス		五五二、七七〇	二五〇、〇〇〇			一六三、〇〇〇	一〇六八、〇四六
ギリシヤ		五六、六八〇(イ)					五六、六八〇
イギリス		四三四二、九八二		一〇一、二七六		一二八八、〇一八	五五三一、〇九〇

アイルランド	一四、六〇一(イ)					一四、六〇一
アイスランド					四、〇〇〇	四、〇〇〇
イタリー	四四四、六一〇				一一〇〇〇、〇〇〇	一一四四、六一〇
日本	一七、〇〇〇(イ)	一一、〇〇〇			一一〇一一、〇〇〇	一一四〇、〇〇〇
ニューヂーランド	一四、六〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇		一四、四〇〇	六四、〇〇〇
カナダ	四〇、〇〇〇(イ) 一七、〇一〇		一四、〇〇〇	一一、六〇〇	七、四一七	× 一〇一、六七一
キューバ					一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
ラトヴィア	一四、六七一	四、六〇〇			一六、四六四	四七、六六七
リスアニア		六、〇〇〇	一四、一四〇			一七、一四〇
ルクセンブルグ	一四、六七七		四六〇			一四、〇六七
メルキシコ	× 一、一七七 一、七四四				六六四	四、六六四
メキシコ	七六〇、〇〇〇(イ)		一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	六一、〇〇〇	七四六、〇〇〇
ニューヂーランド					六六、六一一	六六、六一一
オランダ	一六四、一四四	一四、〇六〇	一四四、六一四	七、四四六	一六七、四四六	四一七、六一四
オランダ領東印度					六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
ノルウェー				一、六〇〇	六一、七六七	六四、四六七
オーストリア	四六、四一一(イ) 六一六、〇六六		六〇、一一六		六六、四〇〇	% 一〇四四、〇六六
パレスチナ	一四、六四四					一四、六四四
ペルー					一四四、〇〇〇	一四四、〇〇〇
ポーランド	一六四、四六七		一六四、〇〇〇		四六、六六一	四四六、〇六六
ポルトガル				四六、〇〇〇		四六、〇〇〇
ルーマニア	四一、六六四	一四、〇〇〇				四六、六六四

ロシア		六六三、〇〇〇				六六三、〇〇〇
スウェーデン	四六〇、三三七			三〇、〇〇〇	三六、三三三	四三一、六三〇
スイス	一三一、三〇三		一〇、一一一		一〇〇、〇〇〇	二六一、三一三
スペイン	二二三、三六六		四〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇		四三三、三六六
南アフリカ	二、六三〇				二三、〇〇〇	二、六三〇
チェコスロヴァキア	二二〇、三六六(イ) 三三、三三三	二二〇、六二二	二二、三六六		三三〇、三三六	× 一六六、三三六
ハンガリア	二三、三六六		二三、三六六		二三、〇〇〇	二六、六六三
合衆國	二六六、二三三(イ)			三三、六〇〇	六三六、〇二二	三六〇、六三六
合計	一、三〇二、三二二	三、三三三、六三三	二二二、二〇九	三三一、三〇九	六三三、六六三	三六、〇六二、三二二

備考(A) Viertes Jahrbuch des Internationalen Gewerkschaftsbundes, 1926.

(イ) アムステルダムに加盟せず

丁第三表　アムステルダム國際聯合加盟員數　(A)(年末現在)

國別	一九二三年 組合員數	一九二三年 組合數	一九二四年 組合員數	一九二四年 組合數	百分率 一九二三年—二四年 減	百分率 一九二三年—二四年 增
ベルギー	三三、六六	二六	三六、二六三	二六	三·二	—
ブルガリア	一、六〇三	一六	一、六〇三	一六	—	—
デンマーク	二三、二二六	三二	二三、〇二六	三二	—	一·三
ドイツ A.D.G.B (1)	三、三二、三三三	四四	二、六三、〇〇二 (2)	四二	三〇·九	—
イタリア A.F.A (3)	二三、三六六	二三	四二、六二九	二四	二三·〇	—
オランダ	二三、三三六	二四	三三、二三〇	三六	二六·九	—
スイス	四、二三、二三三	二二四	四、二二、六二二	二〇三	—	〇·三

イタリア	二三四、五二〇	二六	(4) 二三四、五二〇	二六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ユーゴースラヴ	三四、八三七	二八	二五、六〇〇	二四	二六・五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	(5) 二二、六四二	六八	一二七、〇二〇	六七	三・八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラトヴィア	二、六六八	二〇	一四、八八二	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ルクセンブルグ	(6) 二、一〇〇	一〇	二、六三七	一三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
メキシコ	一、九〇七	五	一、七五三	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	一七九、一二九	二六	一八四、一五四	二七	八・一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストリア	八九六、七六三	五三	八二八、〇八八	五三	七・七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
パレスチナ	一〇、七六六	一七	一四、八三五	二〇	二〇・四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポーランド	三六九、八二一	三三	二九四、三九七	三〇	一・三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ルーマニア	三三、二四六	二一	三二、八六三	二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	三三三、〇三二	三三	三六〇、三三七	三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スウキス	一五一、四〇一	一九	一五一、五〇二	一八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
スペイン	二一〇、六一七	三	二一三、五七八	二四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南アフリカ	一〇、〇〇〇	(7)	二、六七〇	一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チエッコスロワキア	二三四、一七九	四一	三四三、七三二	四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハンガリー	一七六、四〇一	三九	一二七、三二六	三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一五、三一六、一三二	八三五	一三、一三二、〇〇四	八八四	一四・三	二七・七	七三・三	—	—	—	一・三	二〇・四	—	七・七	—	八・一	—

催考 (A) Viertes Jahrbuch des Internationalen Gewerkschaftsbundes, 1926.

(1) 二三六、四二六人の少年勞働者を含む

(2) 一二六、二九七人の少年勞働者を含む

(3) 一九二二年十二月三十一日

(4) 一九二三年十二月三十一日

第五部 丁 就計表

(5) 一九二五年版の年鑑には一二七、二〇七とあるは誤
(6) 一九二二年十二月三十一日
(7) 報告なし。

丁　第四表（其一）アムステルダム・國際聯合加盟産業別國際聯合會員數（A）（一九二四年末現在）

産業別	一九二三年 加盟聯合會員數	一九二三年 加盟國數	一九二三年 加盟團體數	一九二四年 加盟聯合會員數	一九二四年 加盟國數	一九二四年 加盟團體數	百分率 減	百分率 増
建築業労働者	九三八、九四〇	二〇	二四	八八五、一一八	二一	二七	五・七	—
被服業労働者	三五五、二五四	一五	一八	二九三、〇八四	一八	二八	一七・五	—
鑛業労働者	一、九四一、一九九	三	三	一、八三二、九三七	一四	一四	五・六	—
製本工	九六、〇六四	一四	一五	八、一三二	一四	一五	三・三	—
印刷工	一七三、九一一	二一	三三	一六九、五一六	二三	三三	二・五	—
ダイヤモンド工	一九、二三〇	七	八	二〇、二八一	七	九	—	五・五
工場労働者	八四、九八八	三	一七	六三八、三五七	三	一七	二五・五	—
理髪職	八、二六八	九	九	八、六〇八	一〇	一〇	—	四・一
ガラス工	七七、七四一	一〇	一一	七六、一一一	一〇	一一	二・一	—
木工業労働者	七二一、二八七	一八	二七	六四一、五八六	一八	二八	二・五	—
ホテル被傭人	一三一、四八〇	一五	一五	六六、八〇六	一三	一四	四九・二	—
製帽工	五六、一〇七	一四	一四	五六、五六〇	一三	一三	—	〇・八
製陶工	九一、三八六	七	七	八三、四七九	七	七	—	—
農業労働者	四二六、二三六	一三	一八	三六四、九二一	一四	一六	一六・三	—
飲食業労働者	五五四、一九九	二〇	二九	六一五、三五五	一八	二七	—	二・〇

皮革業勞働者	三四〇、九〇八	一三	二四	三四九、九三七	一五	二五							
石版工	四五、五五三	一〇	二一	四二、一三八	二〇	三							
ペンキ工	七一、〇四	一〇	一一	六二、〇九五	一〇	一一							
金屬業勞働者	二、五八五、七一七	二一	二八	一、八六四、四七一	一九	二八							
官公吏雇員	三四九、〇八九	九	一	四一五、〇五八	一〇	二							
郵便從業員	四八四、一一五	一七	二七	四七三、四三四	一八	二八							
被傭人	六九五、一八五	一六	三五	七九四、九九二	一八	四二							
石材業勞働者	一〇二、二六四	一三	一四	九二、五四八	一一	一三							
煙草製造業勞働者	一四〇、六七三	一三	一三	一二〇、二三〇	一三	一三							
織維工業勞働者	一、三二六、〇三〇	一三	一五	九八五、五七二	一三	一五							
運輸勞働者	二、〇九一、八四〇	二六	五五	一、九二一、四二六	二一	二五							
毛皮勞働者	一八、一六一	六	六										
(1) 樂手	—	—	—	—	—	—							
(1) 大工	九八、一〇二	二	二	—	—	—							
合計	一四、七八五、九二一	—	五八	一二、九三一、八三一	—	五一							

備考 (A) Viertes Jahrbuch des nternationalen Gewrekschaftsbundes, 1926.

(1) 解散シタルモノ

丁第四表(其二)アムステルダム・國際聯合加盟國別産業別國際聯合組合員數 (一九二四年)

國別	建築勞働者	被服勞働者	鑛業勞働者	製本工	印刷工	ダイヤモンド工	工場勞働者	理髮業	ガラス工業勞働者	木工業勞働者	ホテル被傭人	製帽工	製陶工
△アルゼンチン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベルギー	三五、〇〇五	三、四二九	七四、九二四	三、二三	六、五二一	二一、七九九	三五、〇〇〇	—	四、七六四	二〇、一三一	一・三〇	—	—
第五部丁統計表											五〇七		

日本勞働年鑑

△アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六四	—
△印度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブルガリヤ	—	—	—	—	四〇〇	—	—	—	—	一五〇	—	—	—
ダンチヒ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	三、一三〇	一〇、〇一一	—	一、六三〇	三、一三一	—	六六、〇一一	六六一	四六六	一六、三三六	三、〇〇〇	一、三三四	一、四一一
ドイツ	四三一、三四一	八一、六四〇	一六〇、一一四	三一、六四三	三一、六一四	六六六	三三四、三〇〇	三一、三六一	三六、六〇四	三〇四、一六六	三一、四一三	一八、三六四	三、三四三
△エストニア	—	—	—	—	三三一	—	—	—	—	—	—	—	—
△フインランド	一、三三四	一、三三一	—	四六一	一、三〇〇	—	—	—	—	三、一一四	—	—	—
フランス	一〇、〇三四	四、〇一〇	六三、三三六	—	一三、〇三六	六三四	三、一三〇	一、一六三	三、三一〇	三、〇六一	一、〇〇〇	四、一三〇	一、三一三
△ギリシヤ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イギリス	一四四、一三三	六六、三一一	六〇〇、〇〇〇	—	—	三一	—	—	四、〇〇〇	一三四、三六三	—	三、一四六	一八、一一三
△アイルランド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
△アイスランド	—	—	—	—	八三	—	—	—	—	—	—	—	—
△イタリア	一一、〇〇〇	一八三	—	三、三〇〇	一六、〇〇〇	—	—	—	—	六、〇〇〇	—	九、四〇九	一一六〇
ユーゴースラヴィア	一、一三三	三、三三一	八一〇	八六一	三、一三一	—	三、九三八	—	—	一、八三一	—	—	—
カナダ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ラトヴィア	一六一	—	—	—	六六一	—	四〇	六〇	—	—	—	—	—
ルクサンブルグ	一三三	—	一一、四〇〇	—	一一〇八	—	—	—	—	一三三	—	—	—
メメル	三一一	—	—	—	九三	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	八、一三六	一一、八六三	一、八三三	一、八三三	三、〇〇四	六、一八一	一三、一三六	—	一一、〇〇〇	四、三三四	三六一	—	四三〇
△蘭領東印度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ノールウェー	一、六四一	一一	—	一、三一九	三、三八〇	—	一九、三三三	一〇〇	—	六、六三一	四〇〇	—	—
オーストリヤ	三九、三六四	一〇、九三一	一六、四一八	四、九三〇	一一、〇一一	—	四一、六〇三	一、一三九	三、三八一	一一一、一三六	一三、三六〇	四、九四八	—
パレスチナ	六、三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

國別	農業労働者	飲食業労働者	皮革業労働者	石工	ペンキ工	金属業労働者	官公吏
△アルゼンチン	—	—	—	—	—	—	—
△ベルギー	—	八、六六	七、四〇〇	一、四二	—	一一、七〇二	一〇、六四五
△ブラジル	—	—	—	—	—	—	—
△印度	—	—	—	—	—	—	—
ブルガリア	—	—	—	三〇	—	—	—
ダンチヒ	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	三、七三四	一四、五六〇	六、八六四	六〇六	五、三〇〇	三六、六三四	七、五五五
△ドイツ	一、六三一	一六、九三一	三〇、二八一	六三、三五七	七七、一一一	六一四、五六六	六六、八〇八
計	八、五一八	二九、〇八四	一、八三、九三七	四、二二一	一六、九一六	六〇、二〇六	八、三七九

同上

國別	農業労働者	飲食業労働者	皮革業労働者	石工	ペンキ工	金属業労働者	官公吏
△ドイツ	一、六三一	一六、九三一	三〇、二八一	六三、三五七	七七、一一一	六一四、五六六	六六、八〇八
△ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—
ルーマニア	一一、四五五	—	一一、五〇〇	五一〇	一、八〇四	一一、〇〇〇	—
△ロシア	—	—	—	—	—	—	—
ザール地方	—	—	—	—	—	—	—
△スコットランド	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	一、六三四	一、五六八	—	一、四一八	六、八六一	—	六四、六四一
スウイス	一、四〇一	一一、〇七〇	—	一、〇八一	四、四二八	八〇	—
チェコスロヴァキア	一五、八四八	一、八六四	一八、一一一	一、五四一	七、四五七	—	一四、一一一
スペイン	一一、〇六一	—	一四、〇七四	—	—	—	—
ハンガリア	一七、七六五	一、一一八	六、八一一	一、四一八	四、五六八	—	—
△合衆國	—	七、五八八	六〇〇、〇三〇	—	—	三六〇	—
ポーランド	一、一〇〇	九、六一〇	一一〇、一一四	—	一、四四四	—	一一、四〇〇
△ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—
ルーマニア	一一、四五五	—	一一、五〇〇	一一〇	一、八〇四	—	—
△ロシア	—	—	—	—	—	—	—
ザール地方	—	—	—	—	—	—	—
△スコットランド	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	一、六三四	一、五六八	—	一、四一八	六、八六一	—	六四、六四一
スウイス	一、四〇一	一一、〇七〇	—	一、〇八一	四、四二八	八〇	—
チェコスロヴァキア	一五、八四八	一、八六四	一八、一一一	一、五四一	七、四五七	—	一四、一一一
スペイン	一一、〇六一	—	一四、〇七四	—	—	—	—
ハンガリア	一七、七六五	一、一一八	六、八一一	一、四一八	四、五六八	—	—
△合衆國	—	七、五八八	六〇〇、〇三〇	—	—	三六〇	—
計	八、五一八	二九、〇八四	一、八三、九三七	四、二二一	一六、九一六	六〇、二〇六	八、三七九

ドイツ	一八八、六二一	一三〇、九八〇	一八六、八八三	一七、一二六	三七、七〇一
△エストニア	—	—	—	—	—
フィンランド	—	—	—	一三一	一、〇八四
フランス	—	六、五七八	一〇、八〇一	六〇〇	—
△ギリシヤ	三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	七三、七四五	一〇、四九〇	四三〇、〇〇〇
イギリス	—	—	—	—	一三〇、〇〇〇
△アイルランド	—	—	—	—	—
△アイスランド	—	—	—	—	—
イタリア	—	一、四八一	二、八二六	二五三	三五、〇〇〇
ユーゴースラヴ	—	六三四	—	—	三、七〇〇
カナダ	—	—	—	—	—
ラトビア	一三、〇〇〇	一三〇	一〇	一〇五	七、一〇五
ルクサンブルグ	—	—	—	—	三九一
メメル	—	—	—	—	—
オランダ	五、九六四	八六九	一、三八一	一四、四一七	三一、六六〇
△蘭領東印度	—	—	—	—	—
△ノールウェイ	—	五、八八一	二、七七〇	五三六	一四、〇〇〇
オーストリア	—	三五、六六七	一四、九五一	二、六七一	一三、六一〇
パレスチナ	—	—	—	—	—
ポーランド	四〇、五四三	一四、一四一	一三、〇九一	三八八	一〇、六一四
ポルトガル	—	—	—	—	—
ルーマニア	—	—	二、八二一	八〇	一〇、〇〇〇
△ロシア	—	—	—	—	—
ザール地方	—	三三、五七三	—	—	—

國別	從郵業員便	被傭人	勞働者石材業	勞働者煙草製造業	勞働者繊維工業	勞働者運輸業	合計
計	二六四、九三二	六二五、三五五	四六、九三七	四二、二六	六三、〇五五	一、八六四、四七二	四二五、〇六六
△合衆國	—	四四、六七〇	三六、一九〇	—	—	—	—
ハンガリー	三、〇〇〇	六、〇六二	九、四九三	三四七	一、七〇〇	三六、一九〇	—
チェコスロバキア	六、〇六九	一六、三七七	三、四三七	九五八	九五三	六六、三六五	—
スペイン	—	—	五〇〇	四二九	—	三、七四	—
スウイス	—	六、〇〇四	二、六〇二	九七四	一、二九〇	四三、〇〇〇	二二、〇〇二
スウエーデン	—	一七、二七六	九、四〇九	八四五	四、四五五	六八、二二九	一七、三三三
△スコットランド	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
ベルギー	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	二四、八七七	七、四五	六九、二六八	五四、五三一	四七、〇三三
◀アルゼンチン	—	—	—	—	—	五四、四〇〇	五四、四〇〇
△ブラジル	—	—	—	—	—	八、四六六	九、二二〇
△印度	—	—	—	—	—	八、五二四	八、五二四
ブルガリヤ	三、〇〇〇	—	—	五〇〇	—	五、二八〇	九、四八〇
ダンチヒ	一、五〇〇	—	—	—	—	—	一、五〇〇
デンマーク	一、五〇〇	一三、〇〇〇	七六八	七、一五七	一〇、二二四	三二、〇五九	二八二、八三四
ドイツ	一二二、〇〇〇	四二、七二一	四四、八二四	六六、七二二	二二八、四二二	四四六、五六六	四、四六七、一四四
△エストニア	一、〇〇〇	—	—	—	—	—	一、二三二
△フインランド	—	二、〇〇〇	一、〇五五	—	—	五、五八八	二六、五〇一
フランス	二二七、二五五	一八、四二〇	—	二、七二七	四八、五七六	六九、四〇四	四七二、八〇九
△ギリシヤ	—	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
イギリス	八四、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	二、五〇〇	二四四、〇七七	六八四、六五〇	一、一八〇、五二二
△アイルランド	—	—	—	—	—	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇

△アイスランド	—	—	—	—	—	一、六三〇	一、四四八
イタリア	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇	—	—	八、三〇〇	一、九、六三〇	一三六、九一三
ユーゴースラヴィア	—	三、三六〇	—	—	—	一、〇三一	一三六、三三三
カナダ	—	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
ラトヴィア	一、三〇〇	—	—	—	—	三、一四三	一九、六六六
ルクサンブルグ	四九〇	—	—	—	—	四、六三〇	一三、三四八
メキシコ	—	—	—	—	—	—	四〇八
オランダ	一一、八〇〇	六、六三三	一、三四三	四、六六四	四、四六〇	三四、〇一四	一四一、〇六一
△關領東印度	三、〇〇〇	—	—	—	—	一一、一四三	三、一四三
△ノールウェー	—	八、〇〇〇	一、三〇〇	一、四〇四	—	一三、九四九	六三、六六〇
オーストリヤ	一九、三三八	一〇〇、四三六	六、三〇〇	三、九一〇	四四、九四三	一一三、九六三	四三六、一三九
パレスチナ	—	—	—	—	—	三〇〇	四、〇〇〇
ポーランド	—	一四、六六六	—	三、〇〇〇	一六、三三一	六一、九四一	一一六、六六六
△ポルトガル	—	三、〇〇〇	—	—	—	—	三、〇〇〇
ルーマニア	—	八三〇	—	—	—	三、九三三	四四、〇四四
△ロシア	—	—	—	—	—	—	三一一、三四〇
ザール地方	九三〇	—	—	—	—	—	八三〇
△スコットランド	—	—	—	—	—	—	一三、〇〇〇
スウェーデン	—	四、三一	三、八三三	一一、六四四	一一〇、〇四三	六一、一一四	一三六、八六三
スイス	一三、九六一	—	一、八〇〇	一一、四〇〇	八、一一八	三四、四八四	一三一、一三一
スペイン	—	一一、三〇〇	—	—	—	一一、四一〇	九一、四〇四
チエコスロヴアキア	一〇、三〇〇	六一、一六〇	一一、四四三	四三、四〇〇	八六、四九九	六三、八一八	四三一、三六〇
ハンガリア	—	一四、三一三	一一、三〇〇	—	三、〇〇〇	六、三三三	一一四、八六八
△合衆國	一一〇、〇〇〇	—	—	—	—	三一、四一三	八一〇、三六一

計		四七三、四三四	九四、九五一	九二、五四八	三四、三三〇

備考（A）Vierles Jahrbuch des Internationalen Gewerkschaftsbundes 1926.

△ アムステルダムインターナショナルに加盟せざる國。

戊第五表　基督教勞働組合國際聯合加盟員數

全國中央團體

國別	組合員數
ドイツ	八〇六、九五二（一九二三年）
オーストリア	八〇、三八（一九二四年）
ベルギー	一七三、八四一（一九二四年）
スペイン	四〇、〇〇〇（一九二四年）
フランス	一〇一、〇〇〇（一九二五年）
ハンガリー	一一五、九五（一九二四年）
イタリー	三〇〇、〇〇〇（一九二四年）
ルクセンブルグ	
オランダ	a）五一、三九（一九二四年） b）一〇六、九一七（一九二五年）
ユーゴースラヴ	九、九二〇
スウイス	一〇、二一一（一九二四年）

産業別インターナショナル

産業別	組合員數
建築業	九七、六〇〇
木工業	四六、二四八
煙草製造業	五八、〇七〇
飲食物工業	二三、六〇〇
農業	不明
被服業	七〇、五六六
印刷業	一八、五一五
機織業	二二三、六二七
事務員	五八〇、四五五
鐵道軌業	二六六、一八〇
坑夫	不明
皮革業	一五、五三〇

金屬工業	二八七、七七五	
一般勞働	一三四、九五一	
郵便電信	四八、四五〇	
合計	一、八一、八七七	一、九二二、四三六
チェコスロワキア	a 一三〇、〇〇〇（一九二三年） b 一八、一六八（一九二四年）	
合計	一、九三二、六四五	一、九二二、四三六

備考（A）國際勞働局發行「國際勞働者團體名簿」（一九二五年）

a 新教徒

b カトリック教徒

丁第六表　赤色勞働組合國際聯合加盟員數

國別	公然と加盟した團體員數（R・G通報の數字）（1）	R・G・I工の場に立つも分裂又は官憲の解散を避けるため、加盟するに至らざる團體員數	改良主義的、中立的、サンディカリズム的、その他の諸團體内の少數派にてR・G・Iの信奉者（R・G通報）
エヂプト	三〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇（一九二五）
アルゼンチン		二四七、〇〇〇（一九二三）	四〇、〇〇〇（一九二五）
オーストラリア			四〇、〇〇〇（一九二四）
ベルギー	八、〇〇〇（一九二六）		
ブラジル			

アルガリア	三〇〇〇(一九二四)	
チリー	一六〇〇〇(一九二四)(2)	
支那	一〇〇〇〇〇〇(一九二六)(3)	
デンマーク		
ドイツ		一三〇〇〇(一九二四)
エクワドル	一〇〇〇(一九二四)(4)	八〇〇〇〇(一九二四)
エストニア	一二〇〇〇(一九二四)	
フィンランド	四八〇〇〇(一九二四)	
フランス	三〇三〇〇〇(一九二四)	
ギリシヤ	六〇〇〇〇(一九二四)	
イギリス		
イン		七六〇〇〇(一九二四)
インドネシヤ	三〇〇〇(一九二四)	
アイルランド	一〇〇〇(一九二四)	一一〇〇〇(一九二四)
イタリー		三五〇〇〇(一九二四)
ユーゴースラヴィア	一六〇〇〇(一九二四)	七〇〇〇(一九二四)
カナダ	一〇〇〇〇(一九二四)	三〇〇〇〇(一九二四)
キユーバ	五〇〇〇(一九二四)	
ラトヴィア	五〇〇〇(一九二四)	四〇〇〇(一九二四)
リトアニア	五〇〇〇(一九二四)	
ルクセンブルグ		三〇〇〇(一九二四)
メキシコ		五〇〇〇(一九二四)
蒙古	五〇〇〇(一九二四)	
オランダ	一五〇〇〇(一九二六)	八〇〇〇(一九二六)
ノール	一一〇〇〇(一九二四)	
オーストリー		一一〇〇〇(一九二四)
ペルシヤ		三〇〇〇(一九二四)
ペルー	一三〇〇〇(一九二四)	
ポーランド		四〇〇〇〇(一九二四)
ポルトガル	一三〇〇〇(一九二四)	
ルーマニア	一四〇〇〇(一九二四)	
スエーデン		三〇〇〇〇(一九二四)
スウキス		一一〇〇〇(一九二四)
スペイン	六〇〇〇(一九二四)	
南アフリカ		五〇〇〇(一九二四)
チエッコスロヴアキア	三〇〇〇〇(一九二六)	五〇〇〇(一九二六)
トルコ	一〇〇〇(一九二四)	
ハンガリー		四〇〇〇(一九二四)
ウルガイ	三〇〇〇(一九二六)(5)	三六〇〇(一九二六)
邦ソヴイエツト聯	七三一一一(一九二四)(6)	
アメリカ合衆國	一一〇〇〇(一九二四)	四〇〇〇〇〇(一九二四)
合計	九八五五	三三〇〇

備考

(1)本表の凡べての數字は、一九二五年十二月二十六日、R・G・Iの通報より其のまゝ取入れた

(2)一九二五年夏オランダ總同盟崩壞後の數字崩壞前の數

字は約一五〇、〇〇〇

(3)一九二六年五月支那勞勞組合書記(上海)の報告

(4)一九二六年五月大會報告に基ける概算

(5)ウルガイ勞働組合聯盟の外に無政府主義的傾向のウルガイ勞働組合同盟の中R・G・Iに好意を有する地方的集團があるが數的勢力は不明である

(6)一九二六年一月三十日のR・G・I通報による

丁第七表　勞働及び社會主義インターナショナル加盟黨員數(A)(一九二五年末現在)

國別	名稱	黨員數
アルゼンチン	社會黨	九、六九二
アルメニア	アルメニア革命同盟	本部員外國亡命中ニ付不明
ベルギー	勞働同盟會	六二、五五八(イ)
英領ギアナ	社會民主勞働黨	一、〇七三(イ)
ブルガリア	デンマーク社會民主黨	二六、六五二
デンマーク	社會民主黨	一四三、二〇三
ダンチヒ	ドイツ社會民主黨	三、五一四
ドイツ	エストニア社會主義勞働黨	八六八、九一四
エストニア	社會民主黨	四、二〇〇
フインランド	社會民主黨(S・F・I・O)	二八、〇〇〇
フランス	社會民主勞働黨	九九、〇〇〇
ヂョルヂア	ポルトガル社會黨	二、五二〇
ポルトガル	ルーマニア社會黨同盟	三、六〇〇
ルーマニア	社會民主勞働黨	本部員外國亡命中ニ付不明
ロシア	社會革命黨	右同
同	社會黨	(八)
スウイス	社會民主勞働黨	一四九、四二九
スウエーデン	イスパニア社會黨	八、五五五
スペイン	チエッコ・スロバアキア社會民主勞働黨	一二六、二六二
チエッコ・スロヴアキア	ドイツ社會民主勞働黨	七三、二〇九
同	ハンガリア社會民主黨	三、〇六〇
同	ルテニア社會民主黨	六、四二二
同	ポーランド社會黨	二、〇〇〇
トルコ	トルコ獨立社會黨	事情困難ノタメ不明
ウクライナ	社會民主勞働黨	報告ナシ
ハンガリア	社會民主黨	一九〇、〇〇〇(イ)
同	亡命社會主義者團(village assag)	本部員外國亡命中ニ付不明
ギリシヤ	社會黨	三、四八〇
イギリス	イギリス勞働黨	三、〇九九・九一〇(イ)
イギリス	獨立勞働黨	五六、〇〇〇
オランダ	社會民主黨	三七、八九四
イタリア	統一社會黨	三一、〇〇〇
ユーゴースラヴ	ユーゴースラヴ社會黨	四、〇〇〇

ラトヴイア	ラトヴイア社會民主勞働黨	四、六〇〇	四、〇〇〇
リツアニア	リツアニア社會民主黨	二、〇〇〇	七五〇
ルクセンブルグ	ルクセンブルグ勞働黨	一、一五五	一五〇、〇〇〇
ノールウエイ	ノールウエイ社會民主勞働黨	八、〇〇〇	—
オーストリア	社會民主勞働黨	五六、一三四	—
シオン同盟	ユダヤ社會主義勞働黨	一三、一〇〇	八三、三六〇
ポーランド	ポーランド社會黨	五九、六〇〇	五、七〇〇
同	ポーランド獨立社會主義勞働黨(ロ)	二、五〇〇	四、五〇〇
同	ドイツ社會民主黨	三、〇〇〇	四〇〇
合衆國	社會黨	一五、〇〇〇	—
合計		六、一二〇、一〇四	—

備考　(A)Viertes Jahrbuch des Internationalen Gewerkschaftsbundes, 1923.
(イ)勞働組合加盟　(ロ)一九二六年解散ヲ命ゼラル
(ハ)一九二六年九月加盟決議黨員數不明

丁第八表　共産黨インターナショナル加盟黨員數(A)

	合法黨	非合法黨
支那	—	?
デンマーク	五、〇〇〇	
ドイツ	九〇〇	
エストニア	—	?
フインランド	—	?
フランス	—	?
イギリス	—	?
カナダ	—	?
オーストラリア	—	?
イタリー	—	?
ラトヴイア	—	?
リスアニア	—	?
オランダ	—	?
ノルウエー	—	?
オーストリー	三、〇〇〇	?
ペルシヤ	二、〇〇〇	
ポーランド	—	?
ルーマニア	一〇、〇〇〇	一、四〇〇
スウエーデン	四、〇〇〇	三〇、〇〇〇
スイス	—	?
スペイン	九三、二三〇	
チエツコ・スロワキア	—	?
ハンガリー	七八〇、〇〇〇	?
ソヴイエート聯邦		?
エヂプト		?
アルゼンチン		?
ベルギー		?
ブラジル		?
ブルガリア		?
チリー		?

合衆國	一、三三七	
合計	一、一四一、六六八	四、五〇〇

備考 (A) Jabrbich fuer wirtschaft, Politik und Arbeiterbewegung, 1925—26.

丁第九表(其一)諸國無產政黨々員數並に得票數第(一)

國別	黨員數 社會黨及勞働黨	黨員數 共產黨	總選擧に於ける得票數 得票總數	總選擧に於ける得票數 社會黨及勞働黨	總選擧に於ける得票數 共產黨
ブルガリアス	三、二〇九、六六九	三、三〇〇	一六、一一〇、三三五	五、四六七、六一〇	五五、四三六
フランス	九、〇〇〇	五〇、〇〇〇	八、九一三、六三五	一、三〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
ドイツ	六六八、九一四	三五〇、〇〇〇	三〇、三六一、九九三	三、八〇〇、九六三	一、三〇八、三四五
イタリー	三一、〇〇〇	一一、〇〇〇	三、一六八、三六〇	四三一、九三三	一六八、一九一
ベルギー	六一一、三五九	一五九〇	一、〇六〇、八六五	八一〇、六五〇	三四、一四三
オランダ	四三、〇〇〇	一、三〇〇	三、〇六六、三三〇	三六、一三三	三六、三六六
デンマルク	一四三、一一〇三	三〇〇	一、一八四、〇一三	四六九、九四九	六、一一九
スウェーデン	一四九、四一九	三、〇〇〇	三三四、六八〇	三一一、八四四	六三、一一六三
ノールウェー	八、〇〇〇	一六、〇〇〇	九六六、六〇〇	八三、〇〇〇	三八、〇〇〇
スウイス	三一、八三八	四、一〇〇			
スペイン	八、三三三	三、〇〇〇		三〇、〇〇〇	
オーストリー			三、三一一、八〇〇	一、三一一、八三〇	一一、一六四
アメリカ	一三、〇〇〇		二九、〇三〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三三、〇〇八
カナダ		四、〇〇〇	三、一三三、三三一	三四、三一一	

備考 (一) The Labour Year Book, 1926.

丁第九表(其二)諸國無產政黨の下院に於ける代議士數

國名	下院議席總數	勞働黨及社會黨議員數	百分比例	共產黨議員數
イギリス	六一五	一五二	二四・六	一
フランス	六〇〇	一〇五	一七・四	二七
ドイツ	四九三	一三二	二六・六	四五
イタリー	五三五	二四	四・五	一八
ベルギー	一八七	七九	四二・二	二
オランダ	一〇〇	二四	二四・〇	一
デンマルク	一四九	五五	三六・九	〇
スウエーデン	二三〇	一〇四	四五・二	五
ノールウエー	一五〇	八	五・三	六
スウイス	一九八	四九	二四・七	三
スペイン	四〇〇	七	一・八	〇
オーストリー	一六五	六八	四一・二	〇
アメリカ	五三一	二	〇・四	〇
カナダ	二三五	二	〇・八	〇

附編　政治·財政·經濟·人口一斑

第一章　政治一斑……五一九
第一　改元……五一九
第二　內閣の更迭及改造……五一九
第三　第五十一帝國議會……五一九
第四　地方制度改正法通過……五二〇
第五　外交問題……五二〇
第六　政黨問題……五二一
第二章　財政一斑……五二三
第一　財政狀態……五二三
第二　財政に關する諸問題……五二三
第三章　經濟一斑……五二四
第一　外國貿易……五二四
第二　企業……五二五
第三　金融……五二五
第四章　人口一斑……五二七
第一　人口靜態……五二七
第二　人口動態……五二八
一、婚姻數……五二八
二、離婚數……五二八
三、出產數……五二八
四、死產數……五二八
五、死亡數……五二九
六、人口の自然增加……五二九

第一章　政治一班

こゝには政治問題の全豹を記述しようとするものではなく社會問題、勞働問題に關係ある事項の一班を摘錄するに過ぎない。

第一　改元

十二月二十五日先帝崩御即日新帝御踐祚同時に詔書を下して同日以後の元號を昭和と改めらる。

第二　內閣の更迭及改造

若槻內閣成立――休會明けの第五十一議會は一月二十一日から開かれ、加藤首相は施政方針に關する演說を試みたが、二十六日より發病、內閣は臨時首相を設置することに決し、若槻內相に內閣總理大臣臨時代理を仰せつけられた。越えて二十八日加藤子薨去、若槻臨時首相は直ちに全閣員の辭表を闕下に捧呈し、同時に議會は二十八日より四日間停會を命ぜられた。後繼內閣組織については大勢は內閣總辭職が首相病歿のためで政策行詰りのためでなく、時局安定のためにも若槻內閣を至當とする議論が多かつた。かくて二十九日大命は若槻氏に降下し、三十日親任式を擧行せられ、こゝに第二次憲政會內閣が成立することゝなつた。

內閣の改造――仙石鐵相は若槻新內閣に入ることを肯じなかつたが、閣僚よりの勸請により留任するに至つた。しかし議會中、鐵相不信任案とも見らるべき鹽尻線問題の勃發のためいよいよ辭意を固めたが議會中は一先づ留任することゝなつた。しかるに第五十一議會では現內閣の重要政策たる稅整案その他の幾多の議案は手痛い讓步を餘儀なくされてゐたので議會終了を一轉機として內相の補充、鐵相の後任を中心として內閣改造を斷行しその基礎を確立するの必要に迫られてゐた。このために首相は憲本又は憲研聯立內閣を作つて政局の安定を圖るべく決意し、種々畫策するところがあつた。即ち首相は豫定の如く五月二十日床次總裁を訪問して聯立內閣組織の正式交涉を遂げたが、床次氏は二十六日首相を訪問し、本黨より入閣不能の旨を回答した。双方の意見不一致を來した直接の原因は本黨側が內相の椅子を希望したためであると云はれてゐる。かくて第一段の內閣改造に失敗した首相は直ちに第二段の計畫たる憲研聯立の交涉に移つた。其結果水野子が入閣を承服せざるため、研究會出身の井上海軍政務次官が個人の資格を以て入閣することになり、六月三日井上子は鐵相に濱口氏は內相に早速氏は藏相に町田氏は農相に夫々親任式を擧行せられ、內閣改造も一段落を告ぐるに至つた。

第三　第五十一帝國議會

第五十一帝國議會は若槻新內閣を迎へて二月一日再會され

翌三月二十五日を以て閉會された。今期議會の主なる收獲と見るべきものは稅整案、關稅改正案、地方制度改正法案、勞働爭議調停法、治安警察法改正案、健康保險法、暴力行爲處罰法案等である。（勞働爭議調停法案以下の三法案については勞働立法を參照）

第四　地方制度改正法通過

地方制度改正法たる府縣制中改正法律案ならびに市制町制改正法律案は三月二十五日貴族院本會議において衆議院の修正通り可決確定された。今、普選法の趣旨に準據して改正せられたる同法案の要點を示せば大體左の通りである。

△市制町村制

一、公民權―、その要件中「獨立の生計」および「納稅資格」を全廢し缺格原因は普選法の規定に準じたること、

二、被選擧權―（イ）所屬府縣の官吏及び有給吏員（ロ）その市町村の有給吏員（ハ）神官神職僧侶その他諸宗教師（ニ）小學校教員に對しては何れも被選擧權喪失の制限を撤廢したること（ホ）市町村に對し請負を爲すもの等の被選擧權喪失制限は廢止したが當選に應ずる時は請負を止めること

町村會議員定數

一町村會議員の定數を最低十二人に增加したること

選擧方法

（イ）級別選擧の制限を撤廢したること　（ロ）選擧人名簿を地方制度共通費用としたること　（ハ）再選擧または補缺選擧は議員缺員となりたる時より三ヶ月以内に行ふことにした　（ニ）假投票及點字投票を認めたること　（ホ）人口五萬以上の市にて無投票當選の制を認めかつ選擧運動の取締及び選擧運動の費用の制限をなしたること　（ヘ）市町村會議員選擧全部にわたつて戸別訪問を禁じたること。

△府縣制

一、選擧區―分區制度を廢止したること。

二、選被兩權―納稅要件を撤廢し市町村公民に與へたること。

三、選擧方法―（イ）無投票當選の制を認めまた供託金額は候補一人につき二百圓としたること　（ロ）選擧運動の取締及び選擧運動の費用制限を爲したること。

北海道會法

（イ）分區の制を廢したること（ロ）市にありては市會議員選擧人名簿を用ひ町村にありては町村制の規定を準用して町村長の調整したる名簿を用ゆること。

郡役所の廢止

（イ）郡役所を全廢して二十ヶ所に府縣支廳を新設したること

（ロ）町村の監督を二次監督とし自治權の擴張及び事務簡捷の趣旨にしたがひ郡長の權限を二分し一つは地方長官に一つは町村長に各移管したること　（ハ）動員徵發の事務を警察署長の權限に移したること。

第五　外交問題

大正十四年十月二十六日を以て開かれたる支那特別關稅會議は、その後支那政情の不安と列國利害の錯綜のため遂に本年七月三日の列國全權會議の結果、支那政府の全權委員が諸外國全權と共に諸種の問題を再び討議し得るに至らば遲滯なく會議を進行せしむるといふ共同聲明により、會議を打切つてしまつた。當日の會議はワシントン條約所定の二分五厘並に五分の附加稅を單獨實施せんとする英國案と之を差等稅率國定稅率等と不可分にせんとする日本案との何れに決すべきか、或は右兩案を如何にして妥協せしむべきかを決定する會議であつたが、その何れの結論にも達し得ずして現狀のまゝ放置することゝなつたのである。

支那治外法權會議は大正十四年十二月十八日から本年九月十九日まで、十三ヶ國委員により北京において開催されたがその成績の大要は法權會議報告書として十一月二十九日各國同時に發表された。報告書には一方に於て支那政府に對する若干の勸告を掲げ、その報告事項が相當實行された場合は列國としては部分的或は局地的に治外法權を廢止して然るべしといふ意見を掲げてゐる。支那は之に對し列國側の勸告を不滿足と認め列國に誠意あらば即時治外法權を撤廢せよといふ宣言書を發表した。

次に北京政府は日支通商條約改訂に關して十月二十日附我政府に對して正式の通告をしてきたが、通商條約の改訂は關稅、法權兩會議の結果を無視しては、交渉の出來るものではないから、交渉の準備は進められてゐるに拘らず、その實際の開始は未だ容易に決定するに至らない。

第六　政黨問題

昨年十二月二十九日政友本黨より脫退した同交會と政友會との合同は、既に同交會の成立當初から早晩實現されるものと見られてゐたが、その後兩派幹部數次の交渉により、合同論はいよ〳〵具體化し、二月五日政友會の前田幹事長は、鳩山、吉植、廣岡の諸氏と會見して正式に兩派の合同問題を切出した。よつて兩派の合同交渉委員は、十日種々協議を遂げ條件を問はず、形式を問はず、互に誠意を披瀝して合同すべきである、との覺書を作成して之を交換した。かくて兩派は十一日夫々議員總會を開いて滿場異議なく、右の覺書に承認を與へ、こゝに政友同交の合同は成立し、政友會は從來の黨員百三十五名に二十五名を加へ總計百六十名となり、第一黨たる憲政會との差は僅に四名に過ぎなくなつた。

本黨と實業同志會は第五十議會に於て武藤山治氏が金解禁決議案を提出して本黨が之に贊成してから兩黨の交渉漸く繁くなり殊に第五十一議會では兩者の接近は益々濃厚を加へた。議會終了直後三月二十七日、兩派は夫々總會を開いて兩黨聯盟の承認を求め正式に覺書を交換した。聯盟締結の目的は現在の政治を公明正大に導き、黨弊を打破し政治の經濟化

を期するといふにあるが、その具體的主張、聯盟の程度については知ることが出來なかつた。なほ本年度の議會に於ては田中大將の三百万圓事件、山梨大將の本黨議員買收事件、松島遊廓事件、陸軍機密費事件等、幾多の醜事件續出し、泥合戰の裡に幕を閉ぢた。

第二章　財政一斑

第一　財政狀態

大正十五年度豫算—第五十一議會に政府が提出し兩院の協賛を經たる大正十五年度歳入歳出總豫算は、追加豫算四千百九万一千圓を加へて十六億三千九百三十八万二千圓であつてその内容は左の如くである。

大正十五年度一般會計確定豫算表　單位千圓（△減少）

歳入 區別	金額	前年比較
經常部	一、三七三、一四五	七三、八二四
臨時部	三六六、三三七	一五、七四四
合計	一、六三九、三八二	八九、五六八
歳出		
經常部	一、〇八四、四〇一	八七、四〇一
臨時部	五五一、九八〇	二三、九三〇
合計	一、六三九、三八二	八九、五六八

なほ十五年度成立豫算につき各省別歳出並びにその前年度比較增減は次の如くである。（單位千圓△減少）

省別	經常部	臨時部	合計	前年比較
皇室費	四、五〇〇	—	四、五〇〇	—
外務省	一五、九二一	三、六三七	一九、五四六	△二五
内務省	四一、八〇七	二〇七、六七〇	二四九、四七八	△八、二九〇
大藏省	二九八、〇三〇	五五、二一六	三三三、二四七	一八、八二七
陸軍省	一六八、四三五	三二、三六六	二〇〇、八〇二	〇、八八八
海軍省	一三六、六七二	一二三、三九七	二三九、〇六九	二、二〇二
司法省	二九、一七一	三、五八〇	三二、七五一	一、〇四一
文部省	一二三、七五七	二、〇六一	一二四、八一九	三五、五三六
農林省	二五、二五六	一九、七三六	四四、九九二	二、七〇九
商工省	三、四二九	九、五七五	一三、〇〇四	△二、一九五
遞信省	二六〇、四二九	八六、七三八	三四七、一六七	五、六六八
合計	一、〇八七、四〇一	五五一、九八〇	一、六三九、三八二	八九、五六八

第二　財政に關する諸問題

財政に關する諸問題中、社會問題に關係あるものを選べば次の如くである。

税制整理案——税制整理案は三十六名の委員を以て組織され二月二日より審議を開始したが二十日の本會議に於て憲本兩派の妥協によつて修正通過となり、政府提出の原案は左の修正を見た。

一、地租一分減は見合せ

二、義務教育費國庫負擔金を八千萬圓とし、その内七千萬圓は十五年度より實施、即ち政府原案の二千萬圓增加に更に一千萬圓を加ふ。

三、右一千萬圓の財源は前掲地租一分減見合せによつて九百六十萬圓、剩餘金繰入によつて四千萬圓を加ふ。

四、地方稅制中(イ)營業收益稅附加稅より法人地租額並に資本利子稅額を控除せず(ロ)所得稅附加稅に於て法人所得額は第二種所得を控除せざる額を以て第一種所得稅と看做す。

兩院の協賛を經たる稅制整理案の要項を示せば次の如くである。

(一)所得稅——(イ)法人の留保所得に對する累進的課稅を廢し留保所得と配當所得との區分をなさずして之に百分の五の比例稅を課す。(ロ)同族會社に關する規定を適當に改正す。(ハ)法人の第一種所得額よりその納付したる第二種所得稅額を免除す。(ニ)個人所得の課稅最低限八百圓を千二百圓に引上げる。(ホ)扶養家族に關する控除金額を改め一人に付百圓とし又勤勞所得に對する控除金額を改め六千圓を超へ一萬二千圓以下の所得者の六千圓以下に屬する勤勞所得につき二割を控除す。(ヘ)山林所得に對する課稅方法を改めその負擔を輕減す。

(二)地　租——(イ)課稅標準を賃貸價格に改め田畑に對し課稅最低限を設けることゝし、大正十七年分から改正法により地租徵收す。(ロ)改正法施行までの間は住所地及その隣接市町村内における所有田畑については小作に附したものを除き地價額二百圓未滿のものには課稅せず。

(三)營業稅——(イ)大正十五年分限り廢止△(ロ)大正十五年分については相當の輕減をなす。

(四)營業收益稅——(イ)大正十六年一月一日より施行△(ロ)課稅標準は營業純益　(ハ)營利法人に對しては原則として本稅を課し個人に對しては大體營業稅法の課稅業態に限り本稅を課す(ニ)個人に對する課稅最低限を營業純益四百圓とす。(ホ)法人の營業收益稅より地租及資本利子稅を控除し、個人の營業收益稅より地租を控除す。(ヘ)稅率は法人千分の三十六、個人千分の二十八とす

(五)資本利子稅——配當金以外の資本利子に對し本稅を創設し百分の二の比例稅を課す。

(六)相續稅——(イ)課稅最低限家督相續二千圓を五千圓に、遺產相續五百圓を千圓に改む、(ロ)相續財產の比較的大きいものにつき遞次稅率を引上げる。

(七)通行稅——全廢。

(八)酒　稅——麥酒は一石當り十八圓を二十五圓、清酒は三十三圓を四十圓とし、その他については約二割の增稅を行ふ。

(九)清涼飲料稅——炭酸瓦斯を含有する清涼飲料に對し清涼飲料稅を創設して一石に付十圓程度の課稅をなす、但し玉ラムネ罐詰のものは一石に付七圓とす。

(一〇)醬油造石稅並に自家用醬油稅——全廢。

(一一)織物消費稅——綿織物に對して免稅。

(一二)賣藥稅——全廢。

(一三)カルタ稅——カルタ稅率を改正し、麻雀一組三圓、その

他一組五十錢。

地方稅整理――國稅の整理に伴ひ政府は地方稅整理案を提出し議會の協贊を經た。整理の大要は左の如くである。

一、新らたに設けられた地租免稅點以下の田畑に對し道府縣稅として特別地稅を創設すること。

二、府縣稅として家屋稅を創設すること。

三、府縣戶數割を廢止して市町村稅として之を創設すること。

四、國稅營業稅所得稅の輕減に伴ふ附加稅の減收を補ふため附加稅制限を擴張すること。

五、特別地稅、家屋稅等に對する市町村附加稅を許すこと。

六、府縣營業稅及雜種稅の改廢を行ひ、雜種稅のあるものは營業稅とし、或ものは之を廢止すること。

關稅定率改正案――政府提出の本案は憲本の妥協により修正通過した、改正の要點について政府の說明するところは次の如し。

一、我國に生產なきか又は生產に乏しき原料品については現行稅率の通り無稅又は低稅を据置くほか、新に之を無稅とするに努め、

二、重要產業にしてなほ發達の道程にあるもの及將來新に成立の見込みあるものにも外國品の競爭に對し必要程度の保護を加へることゝし、

三、事業の基礎强固なるか又は我國に生產が豐富で外國品との競爭に堪へ得るものに對しては或は稅率を輕減し若しくは現行稅率據置の方針をとり、

四、生活必需品に對しては稅率を輕減して成るべく低稅とし若しくは現行稅率を据置くこととし、

五、嗜好的消費に屬する物品に對してはその消費を抑制する趣旨をもつて相當高稅をかけることとした。

第三章　經濟一斑

大正十五年度の經濟狀態を現はす二三の事項を左に摘錄する。

第一　外國貿易

本年度における我國外國貿易は輸出總額二十一億一千八百八十一万三千圓、輸入總額二十五億六千九百八万五千圓、あつて昨年度に比し輸出において二億五千三百六十万二千圓、輸入において一億七千九十三万三千圓の減少を示し、入超は四億四千四百七十八万九千圓に達し、之を昨年の入超に比すれば八千八百十五万二千圓の增加となつてゐる。

月別之を月別に見るに上半期は何れも入超の勢を示しその入超額は四億七千八百三十三万一千圓に達し、下半期は各月出超の勢でその額は三千三百五十四万二千圓を示してゐる。更に輸出について見るに下半期に增加を示し輸入においては三月最も高く二月之に次ぎ十月が最も減少してゐる。輸出入の大體において之を見れば輸出においては上半期が少く輸入においては下半期が減少してゐる。

商品別　主要商品について見るに、昨年に比して輸出額の増加したものは、絹織物、罐壜詰食物、精糖、麥酒其他二種の商品であつて、その増加額は絹織物の一千六百七万六千圓を最高とし減少したものは生絲外二十五種である。次に輸入商品において増加したものは木材、小麥、鐵等であつて減少したものは棉花、米および籾、毛織物等である。更らに増加額の方面より見るに昨年度に比し木材は二千七百二十万六千圓、小麥は二千二百八十二万八千圓、鐵は二千八十八万二千圓の増加となり、減少額の方面よりいへば、棉花は一億九千七百四十二万一千圓、米及び籾は六千九百八十五万五千圓、毛織物は二千八百二十二万三千圓の減少を示してゐる。

國別　次に主要國別によつて概觀すれば次の如くである。

	輸出	輸入（單位千圓）
アジア	八四一、三〇一	九五六、一六四
ヨーロッパ	一二五、五三六	三八七、八九七
北アメリカ	八〇九、一七八	六九三、四七九
南アメリカ	一五、二四二	一〇、七三一
其他諸州	九六、二三二	一六二、五七三

輸出において最高を占むるものはアジアであつて之に次ぐものは北アメリカである。更に之を昨年度の輸出國と比して著しく増加を示せるものは、加奈陀を第一位とし、濠洲、佛領印度支那、露領アジア、暹羅の順位である。

次に輸入について見るにアジアを最高とし、北アメリカ、ヨーロッパ其他諸州および南アメリカの順位である。昨年に比し輸入の著しく増加せるものは加奈陀を第一位とし北アメリカ、ドイツの順序である。

第二　企　業

日本銀行調査に係る銀行會社計畫資本調に依れば、大正十五年度の該資本總額は十六億七千八百十三万五千圓であつて前年度に比し四億一千五十六万九千圓の増加を示してゐる。しかし之を大正九年の五十一億餘圓臺の好況時に比すれば遙に減少といはざるを得ない。

之を月別に通觀すれば、上期にあつては前年に比し概して増加の趨勢を示し、下期に至つて七、八兩月が減少を示したのみで他は何れも上期と同様に増加の傾向をとつてゐる。月別表を掲ぐれば次の如くである。（單位千圓）

	大正十四年	大正十五年
一月	九七、〇四二	一三三、五六四
二月	一〇四、一三〇	一三〇、〇三六
三月	一〇〇、五八〇	一二四、〇七五
四月	一〇八、四三四	一四三、一七五
五月	五九、六三一	一八三、二〇〇
六月	一五五、五三〇	一八二、〇六七

七月	一三一、〇〇〇	八六、〇八一
八月	一三五、六三一	九九、一五九
九月	六九、二三〇	一三五、九三五
十月	九一、〇九〇	一五一、八三五
十一月	八〇、五九五	一四二、八九三
十二月	一四三、六七三	一九七、一五四
合計	一、二六七、五六六千圓	一、六七八、一三五千圓

第三　金融

正貨現在高　大藏省發表の大正十五年末現在の我が正貨總額は十三億五千七百万圓にして之を前年に比すれば五千六百万圓の減少になつてゐる、今その所在別を見るに內地現在十一億二千七百万圓海外現在二億三千万圓である。次に之を所有別に見るに政府所有二億八千三百万圓、日銀所有十億七千四百万圓である。

銀行預金及び貸出　全國各種銀行の預金貸出の趨勢を表示すれば次の如くである。

全國銀行預金貸出（單位千圓）

	預金	貸出
大正十四年六月末	五、三一九、五八三	五三七、九二一
同　十二月末	二、二〇〇、〇二六	三二三、九三五
大正十五年六月末	五、七七七、一六六	五、九八八、三五七
同　十二月末	五、六八二、一三九	六、一六九、三九三

日銀兌換券と貸出高　日銀の大正十五年末貸出高は四億七千八百四十四万四千圓であつて前年に比すれば二億四千四百五十七万四千圓の增加である。而して兌換券の發行額は十三億五百三十五万五千圓にして準備高は十億五千八百十三万二千圓である。年末發行高に對する準備の割合は八割一分にして、前年に比し一割七分の增加である。

金利　十五年度日銀調査の東京大阪市中金利月別比較を示せば次の如くである。

大正十五年中東京、大阪市中金利月別比較（單位錢）

	東京 割引歩合 最高	東京 割引歩合 最低	東京 コールマネー 最高	東京 コールマネー 最低	大阪 割引歩合 最高	大阪 割引歩合 最低	大阪 コールマネー 最高	大阪 コールマネー 最低
一月	二・五〇	一・八五	二・〇五	一・三五	二・二〇	一・七〇	二・二〇	一・一〇
二月	二・四〇	一・八〇	一・九〇	一・四〇	二・二〇	一・七〇	二・〇〇	一・一五
三月	二・三〇	一・八〇	二・〇〇	一・五〇	二・二〇	一・七五	二・一〇	一・二〇
四月	二・四〇	一・八五	二・〇〇	一・七〇	二・二〇	一・八〇	二・一〇	一・六五
五月	二・四〇	一・八五	一・九五	一・五〇	二・二〇	一・八五	二・一五	一・一五
六月	二・四〇	一・九五	二・二〇	一・五五	二・二〇	一・八五	二・二〇	一・一五
七月	二・四〇	一・九〇	一・九五	一・五五	二・二〇	一・七五	二・一〇	一・一五
八月	二・三〇	一・八五	一・九五	一・六五	二・二〇	一・七五	二・一〇	一・二〇
九月	二・二〇	一・七五	一・九〇	一・五五	二・二〇	一・七〇	二・一五	一・二五

十	月	二・三〇	一・二〇	一・八五	一・五五	二・三〇	一・五五	二・〇〇	一・五五	一・二五	
十一	月	二・三〇	一・五五	一・八〇	一・三〇	二・三〇	一・五五	二・〇〇	一・二五		
昭和元年十二	月	二・四〇	一・八五	二・一〇	一・三五	二・二〇	一・八〇	二・二〇	一・二〇		

全國交換所手形交換高と手形枚數　十五年度の手形交換高は八百八十八億五千一百五十九万一千圓にしてその交換枚數は三千七百五十八万八千三百二十二枚、一枚の平均高は二千三百六十三圓となつてゐる。不渡手形について見れば、枚數は七千七十九枚にして金額は四百二十九万六千圓に達してゐる。

第四章　人口一斑

第一　人口靜態

大正十四年十月一日の國勢調査の結果による人口は帝國總數八千三百四十五万五千百三十七人で中内地は五千九百七十三万六千八百二十二人（七割二分）朝鮮は千九百五十一万九千九百二十七人（二割三分）臺灣は三百九十九万四千八百八十四人（五分）樺太は二十万三千五百四人（二厘）である、今、各府縣別人口および密度を表示すれば次の如くである。

府縣別	確定人口 大正十四年十一月一日	密度 一方里ニ付
全國	五九、七三六、八三	二、四一七
東京	四、四八五、一四四	三二、二八九
京都	一、四〇六、三八二	四、七五八
大阪	三、〇五九、五〇二	二六、四九三
神奈川	一、四一六、七九二	九、二九二
兵庫	二、四五四、六七九	四、四九三
長崎	一、一六三、九四五	四、三六一
新潟	一、八四九、八〇七	二、二六五
埼玉	一、三九四、四六一	五、六五五
群馬	一、一一八、八五八	二、七三二
千葉	一、三九九、二五七	四、二四九
茨木	一、四〇九、〇九二	二、六〇八
奈良	五八三、八二八	二、四一四
三重	一、一〇七、六九二	二、九九六
愛知	二、三一九、四九四	七、〇七七
靜岡	一、六七一、三一七	三、三一〇
山梨	六〇〇、六七五	二、〇八〇
滋賀	六六二、四一三	二、五三五
岐阜	一、一三二、五五七	一、六七〇
長野	一、六二九、二一七	一、八五二
宮城	一、〇四四、〇三六	二、二一〇
福島	一、四三七、五九六	一、六一六
岩手	九〇〇、九八四	九一二
青森	八一二、九七七	一、三〇二
山形	一、〇二七、二九七	一、七〇三
秋田	九二六、四〇八	一、二三二

福井	五九七、八九九	二、二九五	
石川	七五〇、八五四	二、七五九	
富山	七四九、二四三	二、七一四	
鳥取	四七二、二三〇	二、〇八一	
島根	七二三、四〇三	一、六八四	
岡山	一、二三八、四四七	二、七二一	
廣島	一、六一七、六八〇	二、九五四	
山口	一、〇九四、五四四	二、七七四	
和歌山	七八七、五一一	二、五六六	
德島	六八九、八一四	二、五七三	
香川	七〇〇、三〇八	五、八五三	
愛媛	一、〇九六、三六六	二、九六七	
高知	六八七、四七八	一、四九六	
福岡	二、三〇一、九六八	七、二一二	
大分	九一五、一三六	二、二六七	
佐賀	八八四、八三一	四、三二三	
熊本	一、二九六、〇八六	二、六九〇	
宮崎	六九一、〇九四	一、二七七	
鹿兒島	一、四七二、一九三	二、五二〇	
沖繩	五五七、六二二	三、九〇九	
北海道	二、四九八、六七九	一、四二七	

第二　人口動態

一、婚姻數

大正十四年內地において行はれた婚姻は五十二万千四百三十八件で前年に比し八千三百八件を增加した。人口千に對する割合は八、七三で前年に比して〇、〇五高く之を前數年に比べると漸次低下の步調を示してゐる。

二、離婚數

大正十四年內地において行はれた離婚は五万千六百八十七件で前年に比し八十三件を減少し、人口千に對する割合は〇、八七で前年より〇、〇一少ない。又婚姻千に對する離婚割合は九九、一二で前年に比し〇、九七を減少した。

三、出生數

大正十四年內地における出生は二百八万六千九十一人で前年に比し八万七千五百七十一人を增加し、人口千に對する割合は三四、九で前年に比し一、一を增加した。

四、死產數

大正十四年內地における死產は十二万四千四百三人で前年に比し千四百三十六を減少し、人口千に對する割合は二、〇八で前年に比し〇、〇五を減少した。

五、死亡數

大正十四年內地における死亡は百二十一万七百六人で前年に比し四萬四千二百四十人を減少し、人口に對する割合は千人に付二〇、三で前年に比し〇、九を減少した。尙率においても大正六年以來の最低であつて、大正九年以降年と共に降下の趨勢にある。

六、人口の自然增加

出生死亡の差增に依る人口の自然增加は年に依り多少あるが、大體逐次增加し明治の末年より大正に入り年々七十万以上の增加に上つたが大正五、六年には少しく減少し尙七年には大に減少して三十万以下となつた。(流行性感冒の影響) 然るに大正八年には增加して約五十万となり尙九、十年と遞增して七十万餘となつたが十四年は未曾有の增加を示して八十七万五千人に達し人口に對する千人に付一四、七である。

附錄ノ一

大正十五年(昭和元年)中に制定せられたる

勞働及社會事業法規

一、勞働爭議
勞働爭議調停法……一
勞働爭議調停法施行令……三
小作爭議調停法施行期日及施行外地區指定中改正……四
二、團體運動取締
暴力行爲等處罰ニ關スル法律……四
三、產業組合
產業組合法中改正……五
四、勞働保護法
工場法施行規則中改正……六
工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約……八
鑛夫勞役扶助規則中改正……一〇
傭人扶助令中改正……一三
五、社會保險
簡易生命保險法中改正……一五
簡易生命保險法令改正法律施行期日……一五
健康保險法中改正……一五
健康保險法施行令……一五
健康保險特別會計法……二七
郵便年金法……二七
六、農業保護
農業倉庫業法中改正……二九
自作農創設維持補助規則……三一
七、船員法
船員法施行細則中改正……三四
八、衆議院議員選擧法改正
衆議院議員選擧法施行令抄錄……三四
選擧運動ノ爲ニスル文書圖畫ニ關スル件……三九
選擧無料郵便規則……四〇

○勞働爭議調停法（大正一五、四、八法律第五七號）

第一條　左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得、

一、蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二、公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三、公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四、第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五、其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六、陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條　調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條　調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條　勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日內ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ屆出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノトキ委員ノ選定ニ當テハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ之ヲ選定シ行政官廳ニ屆出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル屆出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條　委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條　委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第七條　調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條　調停委員會ハ勞働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條　調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日

内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條　調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條　調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條　調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條　調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席說明ヲ求メ又ハ說明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條　調停委員會ハ調査ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入リ作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得、但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知リ得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條　第九條ニ規定セル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其顚末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ勞働爭議解決スルニ至ラサリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條　行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ勞働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條　第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル勞働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞働者並其ノ屬スル使用者團體及勞働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ勞働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一、使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ作業ヲ中止シ雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

二、勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ作業ノ進行ヲ阻害シ雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

第二十條　故ナク第十三條ニ規定スル出席說明又ハ說明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第十三條ノ場合ニ於テ虛僞ノ說明ヲ爲シタル者

二、故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對

シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シタルモノ

三、第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條　第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○勞働爭議調停法施行令

（大正十五、六、二四　勅令第百九十六號）

第一條　勞働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官（東京府ニ在リテハ警視廳總監以下之ニ同）之ヲ行フ

同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條　内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條　第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ遞信局長トシ前二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ遞信大臣トス

第四條　調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

一、爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地

二、爭議ニ關係アル勞働者ノ概數

三、代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項

四、調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所

五、爭議ノ要求事項

六、爭議ノ經過概要

第五條　當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條　調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第七條　調停委員會勞働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第九條　調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ勞働爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條　勞働爭議要停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

限則

本令ハ勞働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附表

區分	鐵道賃及船賃	車馬賃	日當	止宿料
	里ニ付	一日ニ付	一夜ニ付	
委員	二等	九拾錢	六圓	八圓

當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人	二等	七拾五錢	參圓	五圓

備考　鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乘車又ハ乘船ニ要スル運賃トス

○小作調停法施行期日及施行外地區指定中改正

（大正一五、四、一四　勅令第六五號）

大正十三年勅令第二百二十八號中左ノ通改正ス

第二項中「長崎縣」「福島縣」「山形縣」「秋田縣」及「鹿兒島縣」ヲ削ル

附則

本令ハ大正十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

（參照）

大正十三年九月二十六日公布勅令第二百二十八號

小作調停法ハ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

小作調停法附則第二項ノ規定ニ依リ同法ヲ施行セサル地區ヲ指定スルコト左ノ如シ

長崎縣
宮城縣
福島縣
岩手縣
青森縣
山形縣
秋田縣
鹿兒島縣
沖繩縣

○暴力行爲等處罰ニ關スル法律

（大正一五、四、九　法律第六〇號）

第一條　團體若クハ多衆ノ威力ヲ示シ團體若ハ多衆ヲ假裝シテ威力ヲ示シ又ハ兇器ヲ示シ若ハ數人共同シテ刑法第二百八條第一項、第二百二十條又ハ第二百六十二條又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

常習トシテ前項ニ同シ

犯シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第二條　財產上不正ノ利益ヲ得又ハ得シムル目的ヲ以テ前條第一項ノ方法ニ依リ面會ヲ强請シ又ハ强談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

常習トシテ故ナク面會ヲ强請シ又ハ强談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第三條　第一條ノ方法ニ依リ刑法第百九十九條、第二百四條、第二百八條第一項、第二百二十二條、第二百二十三條第二百三十四條、第二百六十條、又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ金品其ノ他財產上ノ利益若ハ職務ヲ供與シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者及情ヲ知リテ供與ヲ受ケ又ハ其要求若ハ約束ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス第一條第一項ノ方法ニ依リ刑法第九十五條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ前項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行前刑法第二百八條第一項又ハ第二百六十一條ノ罪ヲ犯シタルモノニシテ本法

ニ該當スルモノハ本法施行後ト雖告訴アルニ非サレハ其ノ罪ヲ論セス

〔參照〕

明治四十年四月二十四日公布法律第四十五號

刑法抄錄

第九十五條　公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サヽラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

第百九十九條　人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第二百四條　人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百八條　第一項

暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

第二百二十二條　生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條　生命、身體、自由、名譽若クハ財產ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百三十四條　威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二百六十條　他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壞シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二百六十條　前三條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壞又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

○產業組合法中改正（大正一五、四、六法律第五四號）

第一條　第六項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

利用組合ノ設備ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限リ組合員タルコトヲ得サル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

前項ノ設備ハ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

第六條　中「所得稅」ノ下ニ「營業收益稅」ヲ加フ

第六條ノ二　命令ノ定ムル所ニ依ル產業組合ノ住宅ノ建設　購入若ハ住宅用地ノ取得又ハ組合ト組合員トノ間ニ於ケル住宅若ハ其ノ用地ノ所有權移轉ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

第四十三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ取扱ヒタル物ノ數量、價額其ノ他事業ノ分量ニ對シテ配當スヘキ剩餘金ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

組合員ニ配當スヘキ剩餘金又ハ持分ノ計算ニ付テハ計算ノ基礎ト爲ルヘキ金額ニ

シテ計算上不便ナル端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第五十九條中「郡長」ヲ「北海道廳支廳長」ニ改ム

第百六條ヲ削ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第五十九條及第百六條ニ關スル規定ハ郡長及島司廢止ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

明治三十三年三月七日公布法律第三十四號產業組合法抄錄

第六條　產業組合ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

第四十三條　組合員カ其ノ出資ノ拂込ヲ終ル迄ハ之ニ配當スヘキ剩餘金ハ其拂込ニ充ツヘシ

前項ノ配當スヘキ剩餘金ノ計算ニ付テハ計算上不便ナル拂込金ノ端數金額ハ之ヲ切捨ツルコトヲ得

第五十九條　產業組合ハ主務大臣、地方長官及郡長之ヲ監督ス

第百六條　本法ノ規定ニ依リ郡長ノ行フヘキ職務ハ北海道ニ於テハ支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司之ヲ行フ

○工場法施行規則中改正

（大正一五、六、七　內務省令第一三號）

第二條中「第二條第二項」ヲ「第三條及第七條」ニ改ム

第三條　器械生絲製造ノ業務、紡績ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ大正二十年八月三十一日ニ至ル間ハ十六歲未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得但シ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四條　工場法第八條第二項但書ノ規定ニ依リ工業主行政官廳ノ許可ヲ受ケスシテ就業時間ヲ延長シ　十六歲以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ休日ヲ廢シタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第六條　第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

三　壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ取扱フ業務

第七條中「第五號及第六號」ヲ「第六號及第七號ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ改ム

第九條　工業主ハ四週日以內ニ出產スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

第九條ノ二　生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分以內ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工業主ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第十二條　工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十二條ノ二　工業主ハ職工ニ就業前豫メ其ノ賃金ノ率及計算方法ヲ明示スヘシ

第十四條ノ二　工場法施行令第十六條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項第二號ノ賃金總額ニ包含セラレサルモノ左ノ如シ

一、三月ヲ超ユル期間每ニ支給スル賞與

二、發明、善行其ノ他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當

第十五條中「第十六條第一號ノ定額又ハ」ヲ削ル

第十九條　第一項中「雇人及扶助」ヲ「雇入解雇及扶助」ニ、同條第二項中「雇入」ヲ「雇入及解雇」ニ改ム

第二十三條　削除

第二十五條　職工就業中又ハ工場若ハ附屬建設物內ニ於テ負傷シ、窒息シ又ハ急性中毒ニ罹リ死亡シタルトキ又ハ療養ノ爲三日以上ノ休業ヲ要スヘキ見込ノトキハ工業主ハ事故發生後遲滯ナク樣式第四號ニ依リ地方長官ニ屆出ツヘシ事故發生當時休業三日以內ノ見込ノ者療養ノ爲休業三日以上ニ及ヒタルトキ亦同シ

第二十六條　工場又ハ附屬建設物內ニ於テ左ニ揭クル事故發生シタル場合ニ於テハ工業主ハ遲滯ナク樣式第五號ニ依リ地方長官ニ屆出ツヘシ

一、火災又ハ爆發

二、汽罐其ノ他內壓力ヲ有スル容器ノ破裂

三、勢輪又ハ高速廻轉機ノ破裂

四、起重機又ハ昇降機ノ鎖若ハ索ノ切斷又ハ起重機ノ梁若ハ支柱ノ折損

五、工場、附屬建設物、煙突又ハ高架槽ノ倒壞

六、其ノ他一時ニ五人以上ノ死傷者ヲ生シタル事故

第二十七條　削除

別記樣式第一號ヲ別記ノ如ク改ム

樣式第二號職工名簿記載心得中「十五歲」ヲ「十六歲」ニ第四ヲ左ノ如ク改ム

四、履歷欄ニハ職工ノ學業及業務上ノ履歷ノ概略ヲ記載スヘシ職工十六歲未滿ノ者タル場合ニ於テハ尋常小學校ノ敎科ヲ修了シタル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ、尋常小學校ノ敎科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

附則

本令ハ大正十二年法律第三十三號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正五年八月三日農商務省令第十九號

工場法施行規則抄錄

第二條　工場法第二條第二項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ同法第八條ノ規定ニ依ル許可若ハ認可ノ申請又ハ屆出ニ付亦同シ

第三條　器械生絲製造ノ業務及地方長官ノ告知シタル工場ニ於ケル輸出絹織物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後五年間ハ十四時間迄其ノ後十年間ハ十三時間延長スルコトヲ得

織物及編物ノ業務ニ付テハ工業主ハ十五歲未滿ノ者及女子ノ一日ノ就業時間ヲ工場法施行後二年間ハ十四時間迄延長スルコトヲ得

第四條　工場法第五條第一項ニ揭グル業務ノ種類左ノ如シ

一、魚介ノ罐詰鹽藏燻製煮乾其ノ他ノ腐敗又ハ變質ヲ防止スルニ必要ナル業務

果實ノ罐詰又ハ果實酒ノ釀造ニ關スル業務

二、新聞紙ノ印刷ニ關スル業務

第六條　工場法第十條ニ揭クル業務ノ範圍左ノ如シ

五、砒素、水銀、黃燐、鉛、チアン水

素酸、「フルオール」「アニリン」「クローム」若ハ「クロール」又ハ其ノ化合物其ノ他之ニ準スベキ有害料品ノ粉塵蒸汽若ハ瓦斯又ハ酸性瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務

六、多量ノ高熱物體ヲ取扱フ業務ハ金屬鑛物、土石類ノ熔融若ハ煆燒ヲ爲ス高熱ノ場所高熱ノ乾燥室其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於ケル業務

第七條　工場法第十條ノ規定ハ前條第五號及第六號ニ掲クル業務ニ關シ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用ス

第九條　工業主ハ產後五週間ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後三週日ヲ經過シタル後醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　工業主ハ就業時間休憩及休日ニ關スル事項ヲ工場內ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十五條　工場法施行令第十六條第一號ノ定額又ハ第十七條ノ給與ノ算出方法ニ關シ契約又ハ慣習ナキ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルトキハ三百六十分シ月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一日ノ賃金又ハ給與ヲ定ム

第十九條　職工ノ雇入及扶助ニ關スル書類ハ工場毎ニ之ヲ備置クヘシ

前項ノ雇ハニ關スル書類ハ職工ノ解雇又ハ死亡ノ日ヨリ三年間扶助ニ關スル書類ハ扶助ヲ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存スヘシ

第二十三條　工業主扶助規則ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ月前ニ地方長官ニ屆出ツヘシ

第二十五條　第八條第九條第十二條乃至第十四條第十六條第十七條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタル者第十條ノ規定ニ依ル處分ニ從ハサル者及職工名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十六條　第二十二條乃至第二十四條ノ屆出ヲ怠リ又ハ其ノ屆書ニ虛僞ノ記載ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十七條　本則ニ規定スル所爲カ同時ニ刑法其ノ他ノ法令ノ罰則ノ規定ニ觸ルル爲其ノ所爲ヲ爲シタル工業主又ハ之ニ代ル者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニ對シ刑法其ノ他ノ法令ヲ適用スル場合ニ於テモ工業主又ハ之ニ代ル者ニ對シ本則ヲ適用スルコトヲ妨ゲル

○工業ニ使用シ得ル兒童ノ最低年齡ヲ定ムル條約

（大正一五、八、一八）
（條約第一號）

國際聯盟ノ國際勞働機關ノ總會ハ亞米利加合衆國政府ニ依リ千九百十九年十月二十九日華盛頓ニ招集セラレ右華盛頓總會ノ會議事項ノ第四項目ノ一部タル「兒童使用ノ件、使用ノ最低年齡」ニ關スル提案ノ採擇ヲ決議シ且該提案ハ國際條約案ノ形式ニ依ルヘキモノナルコトヲ決定シ

國際勞働機關ノ締盟國ニ依リ批准セラルカ爲千九百十九年六月二十八日ノ「ヴエルサイユ」條約及千九百十九年九月十日ノ「サンジエルマン」條約ノ勞働篇ノ規定ニ從ヒ左ノ條約案ヲ採擇ス

第一條

本條約ニ於テ「工業的企業」ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ特ニ包含ス

(イ)鑛山業　石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ロ)物品ノ製造、改造浮洗修理裝飾仕上販賣ノ爲ニスル仕立、破壞若ハ解體ヲ爲シ又ハ材料ノ變造ヲ爲ス工業(造船竝電氣又ハ各種動力ノ發生、變更及傳導ヲ含ム)

(ハ)建物鐵道軌道港船渠棧橋運河內地水路道路隧道橋梁陸橋下水道排水道井電信電話裝置電氣工作物瓦斯工作物水道其ノ他ノ工作物ノ建設、改造保存修理變更又ハ解體及上記ノ工作物又ハ建設物ノ準備又ハ基礎工事

(ニ)道路　鐵軌道又ハ內地水路ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送船渠岩壁波止場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ヲ含ムモ人力ニ依ル運送ヲ含マス)

工業ト商業及農業トノ分界ハ各國ニ於ケル權限アル機關之ヲ定ムヘシ

第二條

十四歲未滿ノ兒童ハ同一ノ家ニ屬スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除クノ他一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ勞働スルコトヲ得ス

第三條

第二條ノ規定ハ工業學校ニ於ケル兒童ノ爲ス勞働ニ之ヲ適用セス但シ此ノ種ノ勞働ハ公ノ機關ノ承認ヲ得且其ノ監督ヲ受クヘキモノトス

第四條

本條約ノ規定ノ實行ヲ容易ナラシムル爲工業的企業ニ於ケル各使用者ハ其ノ使用スル十六歲未滿ノ一切ノ者及其ノ出生ノ日ヲ記載シタル帳簿ヲ備付クルコトヲ要ス

第五條

本條約ノ日本國ニ對スル適用ニ關シテハ第二條ニ左ノ變更ヲ加フル事ヲ得

(イ)十二歲以上ノ兒童ニシテ尋常小學校ノ敎科ヲ修了シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得

(ロ)現ニ使用中ノ十二歲以上十四歲未滿ノ兒童ニ關シテハ經過規定ヲ設クルコトヲ得

十二歲未滿ノ兒童ヲ或種ノ輕易ナル業務ニ使用スルコトヲ認ムル日本現行法ノ規定ハ之ヲ廢止スヘキモノトス

第六條

第二條ノ規定ハ印度ニ之ヲ適用セス但シ十二歲未滿ノ兒童ハ左ニ使用セラルルコトヲ得ス

(イ)動力ヲ用ヒ且十人ヨリ多クノ者ヲ使用スル製造工場

(ロ)鑛山業、石切業其ノ他土地ヨリ鑛物ヲ採取スル事業

(ハ)鐵軌道ニ依ル旅客貨物若ハ郵便物ノ運送又ハ船渠岩壁若ハ波止場ニ於ケル貨物ノ取扱(人力ニ依ル運送ヲ含マス)

第七條

千九百十九年六月二十八日ノ「ヴェルサイユ」條約及千九百十九年九月十日ノ「サン・ジェルマン」條約ノ第十三篇ニ定ムル條件ニ依ル本條約ノ正式批准ハ登錄ノ爲國際聯盟事務總長ニ之ヲ通告スヘシ

第八條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ其ノ殖民地保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ條件ノ下ニ之ヲ適用スルコトヲ約ス

(イ)其ノ規定カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルコト

(ロ)其ノ規定ヲ土地ノ狀況ニ適應セシムル爲必要ナル變更ヲ加フルコト

各締盟國ハ其ノ植民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ付其ノ執リタル措置ヲ國際勞働事務局ニ通告スヘシ

第九條

國際勞働機關ノ締盟國中ノ二國カ國際聯盟事務局ニ本條約ノ批准ノ登錄ヲ爲シタルトキハ事務總長ハ國際勞働機關ノ一切ノ締盟國ニ右ノ旨ヲ通告スヘシ

第十條

本條約ハ國際聯盟事務總長カ前條ノ通告ヲ發シタル日ヨリ効力ヲ發生スヘク且該事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル締盟國ノミヲ拘束スヘシ爾後本條約ハ他ノ何レノ締盟國ニ付テモ右事務局ニ其ノ批准ヲ登錄シタル日ヨリ効力ヲ發生スルモノトスルコトヲ約ス

第十一條

本條約ヲ批准スル各締盟國ハ千九百二十二年七月一日迄ニ其ノ規定ヲ實施シ且右規定ヲ實施スルニ必要ナルヘキ措置ヲ取

第十二條

本條約ヲ批准シタル締盟國ハ本條約ノ最初ノ効力發生ノ日ヨリ十年ノ期間滿了後ニ於テ國際聯盟事務總長宛登錄ノ爲ニスル通告ニ依リ之ヲ廢棄スルコトヲ得右ノ廢棄ハ該事務局ニ登錄アリタル日以後一年間ハ其ノ効力ヲ生セス

第十三條

國際勞働事務局ノ理事會ハ少クトモ十年ニ一回本條約ノ施行ニ關スル報告ヲ總會ニ提出スヘク且其ノ改正又ハ變更ニ關スル問題ヲ總會ノ會議事項ニ掲クヘキヤ否ヤヲ審議スヘシ

第十四條

本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

○鑛夫勞役扶助規則中改正

（大正一五、六、二四　内務省令第一七號）

第一條中「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ第一項第六號中「其ノ方法及拂戻ノ手續」ヲ「其ノ方法拂戻ノ事由及手續」ニ改メ同項第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

六　石炭鑛業ニ在リテハ檢炭ニ關スル事項

第二條中「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ改ム

第三條第一項第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ以下順次繰下ク

五　鑛夫十六歲未滿ナル場合ニ於テハ尋常小學校ノ敎科ヲ終了シタル者ニ在リテハ其ノ終了シタル尋常小學校名及終了年月、尋常小學校ノ敎科ヲ修了セサル者ニ在リテハ其ノ旨

第五條　削除

第六條　鑛業權者ハ十六歲未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ選炭作業ニ從事スル者ニ付テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得

第六條ノ二　鑛業權者ハ溫度攝氏三十度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歲未滿ノ者及女子ヲシテ就學セシムル場合ニ於テハ其ノ者ヲシテ他ノ場所ニ於ケル就學時間

ト通算シテ一日ニ付八時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ溫度攝氏三十五度ヲ超ユル坑內ノ場所ニ於テ十六歲未滿ノ者及女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

第七條　及第八條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ「午前四時」ヲ「午前五時」ニ改ム

第九條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ改ム

第十條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ「午前四時」ヲ「午前五時」ニ改ム

第十一條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「第六條乃至第十條」ヲ「第六條、第六條ノ二第一項及第七條乃至第十條」ニ「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ改ム

第十二條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ「又ハ變壓器」ヲ「變壓器又ハ「コツトレル」集塵裝置ニ屬スル整流機」ニ改メ左ノ二號ヲ加フ

十四　電解精錬ヲ爲ス場所ニ於ケル業務

十五　鑛石、燃料其ノ他ノ熔鑛爐ニ裝入スル業務

附錄ノ一　勞働及社會事業法規

第十三條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ「十五歲」ヲ「十六歲」ニ改ム

第十四條中「採掘權者」ヲ「鑛業權者」ニ改ム

第十五條　鑛業權者ハ四週日以內ニ出產スルコトアルヘキ者休業ヲ求メタルトキハ其ノ者ヲシテ就業セシムルコトヲ得

鑛業權者ハ產後六週日ヲ經過セサル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ產後四週日ヲ經過シタル者就業セムコトヲ求メタル場合ニ於テ醫師ノ支障ナシト認メタル業務ニ就カシムルコトヲ妨ケス

第十六條　生後滿一年ニ達セサル生兒ヲ哺育スル女子ハ就業時間中ニ於テ一日二回各三十分ヲ限リ其ノ生兒ヲ哺育スヘキ時間ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ鑛業權者ハ哺育時間中其ノ女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者坑內作業ニ從事スル女子ノ生兒ノ保育ニ關シ必要ナル施設ヲ爲シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス坑內作業ニ從事スル女子ニ哺育時間ヲ與ヘサルコトヲ得

第十七條中「當該鑛夫ノ重大ナル過失ニ因ルコトヲ證明シタル場合ヲ除クノ外」ヲ削ル

第十九條　鑛夫療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサルトキハ鑛業權者ハ鑛夫ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第二十條中「扶助料」ヲ「障害扶助料」ニ「百七十日分」ヲ「五百四十日分」ニ「百五十日分」ヲ「三百六十日分」ニ「百日分」ヲ「百八十日分」ニ「三十日分」ヲ「四十日分」ニ改ム

第二十條ノ二　鑛夫重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且鑛業權者其ノ事實ニ付鑛山監督局長ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得ス

第二十一條　鑛夫死亡シタルトキハ鑛業權者ハ遺族又ハ鑛夫ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ

第二十二條　鑛夫死亡シタルトキハ鑛業權者ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ鑛夫ノ死亡當時

其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ賃金二十日分（其ノ金額二十圓ニ滿タサルトキハ二十圓）以上ノ葬祭料ヲ支給スヘシ

第二十五條　第一項第三號中「鑛夫ノ親族又ハ鑛夫ト同一ノ家ニ在ル者ニシテ乙ヲ削ル

第二十六條　第十八條ノ規定ニ依リ本人ニ支給スル費用及休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料ハ鑛夫ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク遺族扶助料及葬祭料ハ鑛夫ノ死亡後遲滯ナク之ヲ支給スヘシ但シ障害扶助料及遺族扶助料ハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ數回ニ分割シテ之ヲ支給スルコトヲ得

第二十六條ノ二　鑛夫健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第十八條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

鑛夫ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第十八條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

第二十七條中「扶助ヲ受クル鑛夫」ヲ「扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル鑛夫」ニ「百七十日分以上ノ扶助料」ヲ「五百四十日分以上ノ打切扶助料」ニ改ム

第二十八條第一號但書及第二號中「扶助」ヲ「扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付」ニ改ム

第二十九條　扶助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一、鑛夫健康保險法ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ同法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ日額

二、鑛夫健康保險法ニ依ル被保險者タラサル場合ニ於テハ疾病ニ在リテハ診斷ニ據ル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日、明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷又ハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キ其ノ前賃金締切日アル場合ニ於テハ（賃金締切日以前）三月間（雇入後直前ノ三月ニ滿チサルトキハ其ノ期間）ニ於ケル賃金總額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ金額ハ上記賃金總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ヲ以テ除シタル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ス

前項第二號ニ規定スル期間中ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間アルトキハ其ノ日數及其ノ期間ニ於ケル賃金ハ前項ノ期間及賃金總額ヨリ之ヲ控除ス

一　業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間

二　產前又ハ產後ノ女子第十五條ノ規定ニ依リ休業シタル期間

三　試ノ雇傭期間

四　鑛業標者ノ都合ニ依リ鑛夫臨時ニ休業シタル期間

第一項第二號ノ賃金總額ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與及發明善行其ノ

他特別ノ行爲ニ對スル賞與又ハ手當ヲ包含セス

前三項ノ規定ニ依リ合助料及葬祭料算出ノ標準トスヘキ賃金ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ扶助規則ノ定ムル所ニ依ル但シ扶助規則ニ定ナキトキヘ鑛山監督局長之ヲ定ム

第三十條中「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ改ム

第三十一條中「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ「變更セムトスルトキハ三十日前」ヲ「變更シタルトキハ遲滯ナク」ニ改ム

第三十三條中「別記樣式」ヲ「樣式第一號」ニ「鑛務署長」ヲ「鑛山監督長」ニ改ム

第三十四條　「鑛夫就業中又ハ事業場內ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ鑛業權者ハ遲滯ナク醫師ヲシテ診斷又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ

第三十四條ノ二　採掘權者ハ樣式第二號ニ依リ第一條第一項第四號ノ歸鄉旅費支給ノ狀況ヲ樣式第三號ニ依リ同條同項第七號ノ貯金其ノ他ノ積立金ノ狀況ヲ鑛山監督局長ニ屆出ツヘシ

第三十五條中「就業時間」ヲ「始業及終業ノ時刻竝」ニ改ム

第三十七條中「鑛務署長」ヲ「鑛山監督局長」ニ改ム

第三十七條ノ二　鑛山監督局長ハ鑛業權者ニ對シ本則施行上必要ナル報告ヲ命スルコトヲ得

第三十八條中「第十五條」ノ下ニ「第十六條第一項」ヲ加フ

第四十條　第二條第二項、第三十三條若ハ第三十四條ノ二乃至第三十七條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

別記樣式ヲ別記ノ如ク改ム

附則

本令ハ大正十三年法律第二十二號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ許可ヲ受ケタル雇傭勞役規則ニシテ本令ニ依リ變更ヲ要スルモノハ本令施行ノ日ヨリ二月內ニ其ノ變更ノ手續ヲ爲スヘシ

從前ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者本令施行後引續キ扶助ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ニ依リ之ヲ扶助スヘシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

本令（第三條ノ改正規定ヲ除ク）中十六歲トアルハ本令施行後三年間ハ之ヲ十五歲トス

○傭人扶助令中改正

（大正一五、六、三〇　勅令第二三九號）

傭人扶助令中左ノ通改正ス

第一條第一項中但書ヲ削ル

第二條中「一時扶助料」ヲ「打切扶助料」ニ「死亡シタル者ノ遺族」ヲ「死亡シタル者ノ遺族又ハ其ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者」ニ「葬祭ヲ行フ遺族」ヲ「葬祭ヲ行フ遺族又ハ傭人死亡當時其ノ收入ニ依リ主計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加ス

傭人重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第三條中「一時扶助料」ヲ「打切扶助料」ニ改

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

障害扶助料ハ傭人ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滯ナク遺族扶助料及葬祭料ハ傭人ノ

死亡後遲滯ナク之ヲ拂戻スモノトス

第六條ノ二　傭人健康保險法（第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク）ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間療治料ハ之ヲ支給セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ

傭人ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ葬祭料ハ之ヲ支給セス但シ葬祭料ノ額カ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ額ヨリ多キトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス健康保險法第六十二條第一項（第二號ヲ除ク）若ハ第二項第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ療治料休業扶助料又ハ葬祭料ハ之ヲ支給セズ

第八條中「扶助ノ原因」ヲ「扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因」ニ改ム

第九條中「第一號及第二號」ヲ「第一項乃至第三項」ニ改ム

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ官費治療ヲ受クル者又ハ從前ノ規定ニ依リ扶助金ヲ受クル者ニシテ本令施行ノ際引續キ官費治療又ハ扶助金ヲ受クル者ニ對スル扶助ハ本令施行後ハ本令ニ依ル本令施行前ニ官費治療又ハ扶助金ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病カ本令施行後再發シテ扶助金ヲ受クル者ニ對スル扶助ニ付亦同シ

（參照）

大正七年十一月二十一日公布勅令第三百八十二號傭人扶助令抄錄

第一條第一項

政府ハ其ノ雇傭スル職工鑛夫其ノ他ノ傭人業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ本令ニ依リ扶助金ヲ支給スル場合ニ於テハ本令ニ依リ扶助金ヲ支給セス但シ傭人自己ノ重大ナル過失ニ因ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條　扶助金ハ療治料休業扶助料障害扶助料一時扶助料遺族扶助料及葬祭料ノ六種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ支給ス

一　療治料ハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官費治療ヲ受ケサルモノニ之ヲ支給ス

二　休業扶助料ハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサル者ニ之ヲ支給ス

三　障害扶助料ハ負傷シ又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ支給ス

四　一時扶助料ハ療養開始後三年ヲ經過スルモ負傷又ハ疾病ノ治癒セサル者ニ之ヲ支給ス

五　遺族扶助料ハ死亡シタル者ノ遺族ニ之ヲ支給ス

六　葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給スルコトヲ得

一時扶助料ヲ支給スルトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ支給セス

第三條　障害扶助料一時扶助料遺族扶助料又ハ葬祭料ノ額ハ別表金額ノ範圍內ニ於テ負傷疾病又ハ死亡ノ原因身體障害ノ輕重勤務年限ノ長短其ノ他各種ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第八條　解雇後一年ヲ經過シタルトキハ本令ニ依ル扶助金ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但シ解雇前ニ又ハ解雇後一年內ニ請求

扶シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ扶助金ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條第一項

扶助金算出ノ標準タル賃金ノ額ヲ定ムル方法ニ關シテハ工場法施行令第十六條第一號及第二號ノ規定ヲ準用ス

○簡易生命保險法中改正

（大正一五、三、法律第四號）

第四條中「三百五十圓」ヲ「四百五十圓」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕 大正五年七月法律第四二號簡易生命保險法抄錄

第四條第一項簡易生命保險ノ保險金額ハ三百五十圓以下トス

○簡易生命保險法令改正

（大正一五、四、勅令第六七號）

法律施行期日

大正十五年法律第四號ハ大正十五年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

附錄ノ二　勞働及社會事業法規

○健康保險法中改正

（大正一五、三、法律第三四號）

附則ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕 大正十一年四月法律第七〇號健康保險法抄錄

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ヲ定ム

○健康保險法施行令

（大正一五、六、三〇、勅令第二百四十三號）

第一章　總則

第一條　健康保險法第二條第一項ノ賃金、給料又ハ俸給ハ常時又定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲クルモノヲ除ク

一、三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二、通勤手當

三、住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金、給料又ハ俸給ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四、其ノ他內務大臣ノ指定スルモノ

第二條　賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ全部又ハ一部カ金錢以外ノ給與ソノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ保險官署ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

前項ノ標準價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條　健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬日額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬日額	報酬日額
第一級	三十錢	三十五錢未滿
第二級	四十錢	三十五錢以上四十五錢未滿
第三級	五十錢	四十五錢以上五十五錢未滿
第四級	六十錢	五十五錢以上六十五錢未滿
第五級	七十錢	六十五錢以上七十五錢未滿
第六級	八十錢	七十五錢以上八十五錢未滿
第七級	一圓	八十五錢以上一圓十五錢未滿

第八級	一圓三十錢	一圓十五錢以上 一圓四十五錢未滿
第九級	一圓六十錢	一圓七十五錢以上 一圓四十五錢未滿
第十級	一圓九十錢	一圓七十五錢以上 二圓五錢未滿
第十一級	二圓二十錢	二圓五錢以上
第十二級	二圓五十錢	二圓六十五錢以上 二圓三十五錢未滿
第十三級	二圓八十錢	二圓六十五錢以上 二圓九十五錢未滿
第十四級	三圓十錢	三圓二十五錢以上 三圓五十錢未滿
第十五級	三圓五十錢	三圓七十五錢以上
第十六級	四圓	三圓七十五錢以上

第四條　標準報酬ハ毎年六月一日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ七月一日ヨリ翌年六月三十日マテソノ効力ヲ有ス但シ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ其ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定メ其ノ日ヨリ六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス

被保險者ノ報酬ニ著シキ增減アリタルトキハ保險者ハ前項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ變更ヲ爲スヘシ

健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラス引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル

健康保險組合ハ第一項ノ規定ニ拘ラス標準報酬ノ決定ニ關シ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第五條　第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬日額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一、年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル年額ノ三百六十分ノ一

二、月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額ノ三十分ノ一

三、前二號ノ他一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

四、日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日前三日間ニ受ケタル額ノ九十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三月ニ滿チサルトキハ其ノ他方ニ於テ同樣ノ作業ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル被保險者ノ報酬ニ付本號ノ規定ニ依リテ算定シタル額

五、前四號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ標準報酬決定ノ日前一年間ニ於テ受ケタル額ノ三百六十分ノ一但シ現ニ使用セラルル事業ニ於テ報酬ヲ受ケタル期間三百六十日ニ滿チサルトキハ其ノ受ケタル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額

六、前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

七、同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬日額カ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キト又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額カ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス保險者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スヘシ

保險者カ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六條　健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主カ內務大臣ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テ政府カ事業主ナルトキハ內務大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第七條　政府ノ事業ニ使用セラルル被保險者カ健康保險法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クヘキ場合ニ於テ內務大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ其ノ保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ保險給付ヲ爲サス

前項ノ規定ニ依リ內務大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

一、健康保險法ノ規定ニ依ル保險給付ト同種ノ給付ヲ爲スコト

二、給付ニ要スル費用ニ付政府カ健康保險法ノ規定ニ依ル國庫及事業主ノ負擔ト同一ノ割合ヲ下ラサル負擔ヲ爲スコト

第八條　前條ノ規定ニ依リ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ受ケサルモノニ付テハ保險料ハ其ノ程度ニ應シ之ヲ減額シ又ハ之ヲ徵收セス

第二章　被保險者

第九條　臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ揭クル者ハ健康保險法第十三條但書又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラサルモノトス但シ第一號ニ該當スルモノ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタル時又ハ第二號若クハ第三號ニ該當スルモノ三十日ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一、六十日以內ノ期間ヲ定メテ使用セラルルモノ

二、使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者

三、日日雇入レラルル者

四、前各號ニ揭クルモノノ外內務大臣ノ定ムル者

第十條　健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラムトスル申請ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日（繼續シテ保險給付ヲ受クルモノニアリテハ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日）ヨリ十日以內ニ之ヲ爲スヘシ但シ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ノ申請ト雖之ヲ受理スルコトヲ得

第三章　健康保險組合

第一節　組合ノ設立

第十一條　事業主健康保險給付ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ同條ノ被保險者（健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者）全部ニ送付スヘシ

一、組合員タルヘキモノノ範圍

二、組合ノ組織ノ概要

三、保險料ノ概要

四、保險給付ノ概要

五、其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條、規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一、組合ノ名稱

二、事務所ノ所在地

三、組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四、公示ノ方法

五、其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條、組合ハソノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フヘシ

健康保險組合ニ非サルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス

第十四條、組合設立ノ際ニ於テ定ムヘキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條、組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ內務大臣ハ左ノ事項ヲ告示スヘシ

一、組合ノ名稱
二、事務所ノ所在地
三、組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地
四、認可ノ年月日
前項各號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ內務大臣ハ其ノ事項ヲ告示スヘシ

第十六條、組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク規約ヲ公示スヘシ規約ノ變更アリタルトキ亦同シ

第十七條　組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ經過、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ソノ他重要ナル事項ヲ報告スヘシ

第十八條、組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節　組合ノ會議

第十九條　組合ニ組合會ヲ置ク
組合會ハ組合會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條　議員ノ定數ハ十二人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主（若ハ其ノ代理人）及其ノ事業ニ使用セラルルノ者ノ中ニ置キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條　議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スヘシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同シ

第二十二條　議員ノ選擧ハ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ投票ハ一人一票ニ限ル

第二十三條　選擧人タル組合員議員ノ選擧又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以內ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得
前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以內ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決意アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ公示スヘシ
前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以內ニ監督官廳ニ訴願スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス
議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第二十四條　本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期、選擧及選擧ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條　組合會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、收入支出ノ豫算
二、事業報告及決算
三、收入支出豫算
新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
四、準備金ノ管理方法
五、準備金其ノ他重要ナル財產ノ處分
六、組合債
七、規約ノ變更
八、保險料率
九、訴願訴訟ノ提起及和解
十、其ノ他重要ナル事項

第二十六條　組合會ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閱シ理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務ノ管理　議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得
組合會ハ議員中ヨリ委員ヲ選擧シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十七條　組合會ハ理事之ヲ招集ス
議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以內ニ之ヲ招集スヘシ
組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示

シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ他開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スヘシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得

組合會ハ理事之ヲ開閉ス

第二十八條　組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

理事長故障アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ行フ決算ノ認定ニ關スル會議ノ議長ハ前二項ノ規定ニ拘ラス理事以外ノ出席議員中ヨリ互選セラレタルモノヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條　組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ第三十二條ノ除付ノタメ半數ニ充チサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十條、組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第三十一條　規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條、議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條　議員ハ自ラ議會ニ出席シ表決ヲ爲スヘシ但シ會議ニ出席スルコト能ハサル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條　組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條　議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受ケルコトヲ得サル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節　組合ノ役員

第三十六條　組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ四人以上ノ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ノ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事中ニ就キ理事之ヲ選擧ス

第三十七條　理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條　組合ノ事務ハ理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條　組合會成立セス又ハ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキハ理事ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條　組合會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セサルトキ又ハ之ヲ招集スルノ暇ナキトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條　前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スヘシ

第四十二條　理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議錄ヲ事務所ニ備フヘシ

組合員前項ノ書類ノ閲覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四十三條　第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

第四節　組合ノ財務

第四十四條　組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條　組合ハ毎會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同シ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

第四十六條　組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條　組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツルタメ豫備費ヲ設クヘシ

豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ス

第四十八條　組合ニ於テソノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

第四十九條　組合ハ保險料率ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十條　組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スルマテ毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額（剩餘金カ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セサルトキハ其ノ全額）ヲ準備金トシテ積立ツヘシ

第五十一條　組合ハ準備金ノ管理方法ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十二條　準備金以外ノ財産ノ管理方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十三條　組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生シタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ仍現金ニ不足アルトキハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第二項ノ一時借入金ヲ爲シ得ヘキ限度ハ毎年度監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十四條　組合ハ組合債ヲ起シ起債ノ方法利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五十五條　組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第五節　組合ノ分合解散

第五十六條　組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決トトモニ之ヲ議決スヘシ

第五十七條　組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ス

一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ内務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第五十八條　分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存續スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第五十九條　合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十條　分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルヘキ事業主之ヲ定メ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十一條　合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存續スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十二條　組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ內務大臣ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存續スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スヘシ

一、組合ノ名稱

二、事務所ノ所在地

三　組合ノ設立アル事業ノ名稱及所在地

四、認可ノ年月日

第六十三條　第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス

合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者ガ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フヘキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ、

第六十四條　組合解散ヲ爲サントスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六十五條　組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ルモ其ノ欠缺カ一時的ナ場合ニ於テハ解散スルコトナシ

第六十六條　組合解散シタルトキハ內務大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六十七條　組合ノ設立アル事業ヲ增減セントスルトキハ編入又ハ削除セラルヘキ事業ノ全部及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルヘキ事業二以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ト各事業ニツキ之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ事業編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス

第六十八條　第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條、事業ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルヘキコトヲ要ス

第七十條　組合ガ第六十七條ノ同意ヲ求メントスルトキハ事業ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲クル事項ヲ記載シタル書面ヲ、事業ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ編入又

ハ削除ニ因リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スヘキ者ノ全部ニ送付スヘシ

第六節　組合ノ監督

第七十一條　內務大臣ハ組合會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以內ニ議員ノ選定及選擧ヲ爲スヘシ

第七十二條　健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ス

第七十三條　第二十三條第三項第三十九條第四十五條第一項第四十九條第五十一條第五十三條第四項第五十四條及第五十五條ニ於テ監督官廳トアルハ社會局長官トス

第四章　保險給付

第七十四條　健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一、診察
二、藥劑又ハ治療材料ノ支給
三、處置、手術其ノ他ノ治療
四、看護
五、被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ他、之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條　前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第四十三條第三項ノ規定ニ依病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ齒科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ就テハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條　前條ニ規定スル醫師又ハ齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條　左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一、保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
二、被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ
三、被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第七十八條　前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ノ給付ヲ爲ス場合ニ要スル額ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

第七十九條　病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トスル

一、主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スルモノナキ場合

標準報酬日額ノ百分ノ二十

二、前號ニ掲クルモノ二人以内ナル場合
標準報酬日額ノ五分ノ四十
三、第一號ニ掲クルモノ三人以上ナル場
合　標準報酬日額ノ百分ノ六十

第八十條　出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セサリシ期間之ヲ支給ス分娩ノ日カ豫定日ヨリ後レタトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十一條　産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十二條　分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス但シ九十日以上被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩費ヲ支給シ又ハ助産ヲ爲ス

第八十三條　分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テ各保險者ノ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ノ分擔額ハ其ノ給付ヲ受クル者カ分娩ノ豫定日前二百八十日目ヨリ分娩ノ日以後四十二日迄ノ期間ニ於テ被保險者タリシ期間ノ割合ニ應シテ之ヲ算定ス

第八十四條　被保險者タリシモノ分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後百八十日以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

第八十五條　疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セス但シ其ノ受クルコトヲ得ヘキ報酬ノ額カ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第八十六條　前條ニ掲クルモノ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハサリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハサリシ場合ニ於テ受ケタル額カ傷病手當金又ハ出産手當金ヨリ小ナル時ハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給シ前項ノ給付ヲ受クル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ少ク共其ノ者ニ對シ支給スヘキ出産手當金ノ額ヨリ其ノ者ニ對シ既ニ支給シタル傷病手當金ノ額ヲ控除ス

第八十七條　健康保險法第六十二條第二項ニ掲クル者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條　詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滯ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ

被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ本條一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス

前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セス

第八十九條　傷病手當金及出産手當金ハ少クトモ毎月二回一定ノ期日ニ之ヲ支給スヘシ但シ毎月一回報酬ノ支拂ヲ受クル被保險者ニ付テハ毎月一回其ノ報酬支拂ノ

日ニ於テ之ヲ支給スルコトヲ得、療養費埋葬費及分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スヘシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

第五章　費用ノ負擔

第九十條　健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ內務大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムヘシ

第九十一條　健康保險法第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付、產院收容及助產ノ手當ニ直接要シタル金額並ニ傷病手當金、出產手當金、分娩費埋葬料、療養費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條、第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額トシ每年度之ヲ計算ス但シ同法第四十九條ノ規定ニヨル療養ノ給付ニ直接要シタル金額及同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金、又ハ出產手當金ノ支給額ハ之ヲ算入セス

前項ノ療養ノ給付、產院收容又ハ助產ノ手當ニ要シタル器具機械建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ效用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應シ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

第九十二條　健康保險法第七十條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度內ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ總數ノ平均數トス

第九十三條　健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ健康保險法第七十條第二項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應シ內務大臣之ヲ定ム

第九十四條　保險料額ハ一日ニ付各被保險者ノ標準報酬日額ニ保險料率ヲ乘シテ得タル額トス

第九十五條　保險料率ハ保險者之ヲ定ム

保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ業務ノ種類ニ從ヒ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條　性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ內務大臣ハ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ保險料額ノ三分ノ二迄增加スルコトヲ得

第九十七條　第五條ノ規定ニ依リ算定シタル報酬日額五十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ報酬日額五十五錢以上六十五錢未滿ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔スヘキ額ト同額トス但シ其ノ額カ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第九十八條　事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スヘキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者カ其ノ事業ニ使用セラレサルニ至リタルトキニ限リ前項ノ規定ニ拘ラス報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スヘキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條　事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應シテ閲覽セシムヘシ

第百條　毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第百一條　健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第六章　審査ノ請求及訴訟

第一節　健康保險審査會ノ組織

第百二條　健康保險審査會ハ內務大臣ノ監督ニ屬シ健康保險法第八十條及第八十二條ノ審査ヲ爲ス

第百三條　健康保險審査會ハ第一次健康保險審査會第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會トス健康保險審査會ノ名稱、位置及管轄區域ハ內務大臣之ヲ定ム

第百四條　健康保險審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第百五條　第一次健康保險審査會ノ會長ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ第百六條第一項第一號ノ委員中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第二次健康保險審査會ノ會長ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內務部內ノ高等官中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第三次健康保險審査會ノ會長ハ社會局長官ヲ以テ之ニ充ツ

第百六條　第一次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　官吏、公吏又ハ學識經驗アル者　二人又ハ三人

二　被保險者ヲ使用スル事業主　二人又ハ三人

三　被保險者　二人又ハ三人

第二次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　官吏、公吏又ハ學識經驗アル者　三人

二　被保險者ヲ使用スル事業主　三人

三　被保險者　三人

第三次健康保險審査會ノ委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一　官吏公吏又ハ學識經驗アル者　五人

二　被保險者ヲ使用スル事業主　五人

三　被保險者　五人

第一項ノ委員ニ付テハ同項各號ニ該當スル者同數タルコトヲ要ス

第百七條　健康保險署ノ職員ハ健康保險審査會ノ委員タルコトヲ得ス

健康保險審査會ノ委員ハ他ノ健康保險審査會ノ委員ヲ兼ヌルコトヲ得ス

第百八條　第一次健康保險審査會ノ委員ハ內務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ委員ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內閣ニ於テ之ヲ命ス

第百九條　委員ノ任期ハ官吏又ハ公吏トシテ委員タル者ヲ除クノ他三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケス

第百十條　會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第百十一條　健康保險審査會ニ幹事ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ幹事ハ健康保險署ノ職員中ヨリ內務大臣之ヲ命シ第二次健康保險審査會及第三次健康保險審査會ノ幹事ハ內務大臣ノ奏請ニ依リ內務部內ノ高等官中ヨリ內閣ニ於テ之ヲ命ス、幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第百十二條　健康保險審査會ニ書記ヲ置ク

第一次健康保險審査會ノ書記ハ健康保險署ノ判任官中ヨリ、第二次健康保險審査

會及第三次健康保險審査會ノ書記ハ社會局ノ判任官中ヨリ内務大臣之ヲ命ス
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二節　健康保險審査會ノ審査手續

第百十三條　審査ハ保險給付ニ關スル決定又ハ保險料其ノ他健康保險法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課若ハ徴收ノ處分ヲ爲シタル健康保險署又ハ健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査會ニ於テ之ヲ爲ス

第百十四條　審査ハ委員定數ノ半數以上出席シ且第百六條第一項乃至第三項各號ノ委員各一人以上出席スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第百十五條　審査ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第百十六條　審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ケス

前項但書ノ規定ニ依リ口頭審問ヲ爲ス爲出頭ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムコトヲ得サル事故ノ爲出頭スルコトヲ得サルトキハ當事者ハ其ノ法定代理人、親族又ハ同居者ヲシテ代リテ出頭セシムルコトヲ得

口頭審問ノ爲出頭シタル當事者及之ニ代リテ出頭シタルモノニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第百十七條　審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ審査ノ請求ヲ爲スヘカラサルモノナルトキ又ハ審査ノ請求カ適法ノ手續ニ違反シタルモノナルトキハ健康保險審査會決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ

審査ノ請求アリタル場合ニ於テ其ノ事件カ管轄違ナルトキハ之ヲ所轄健康保險審査會ニ移送スヘシ

審査ノ請求ニシテ手續ノ方式ニ欠陷アルモノハ健康保險審査會之ヲ補正セシムヘシ

第百十八條　審査ハ之ヲ公開セス但シ口頭審問ハ之ヲ公開ス

口頭審問ヲ爲ス場合ニ於テ議長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス傍聽ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第百十九條　保險官署ノ職員其ノ他關係官吏ハ健康保險審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第百二十條　事件ノ一部カ審査ノ決定ヲ爲スニ熟スルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得

第百二十一條　審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第百二十二條　審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承繼人ニ於テ審査請求手續ヲ受繼クモノトス

第百二十三條　本節ニ規定スルモノノ外審査ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第三節　雜則

第百二十四條　健康保險法第八十一條ニ於テ保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署トアルハ社會局長官トス

第百二十五條　健康保險法第八十一條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行

ス

但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限リ第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

政府ノ事業ニ使用セラルヽ官吏又ハ待遇官吏ニ付テハ當分ノ内内務大臣ハ之ヲ健康保險ノ被保險者ト爲ササルコトヲ得

○健康保險特別會計法

（大正一五、三、二七 法律第二六號）

第一條　健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

第二條　本會計ニ於テハ保險料一般會計ヨリ繰入ルル金額積立金ヨリ生スル收入借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ保險給付費保健施設費借入金ノ償還金及其ノ利子一時借入金ノ利子事業取扱費營繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條　前條ノ一般會計ヨリ繰入ルル金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一トス但シ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生スルトキハ之ヲ積立ツヘシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第五條　本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支辨スル能ハサル場合ニ借入ルルモノヲ除クノ外最高五百萬圓トス

第六條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ルルコトヲ得

第七條　本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第八條　政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第九條　本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

○郵便年金法

（大正一五、三 法律第三九號）

第一條　郵便年金事業ハ政府之ヲ管掌ス

第二條　郵便年金契約ハ政府カ契約者又ハ第三者ノ生存ニ關シテ其ノ者ニ年金ヲ支拂フヘキコトヲ約シ契約者カ對償トシテ政府ニ拂金ヲ拂込ムヘキコトヲ約スルモノトス

年金契約ノ種類、年金受取人ノ年齡、掛金及ヒ年金受取人ノタメニ積立ツヘキ金額ノ計算ノ基礎ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　年金ノ額ハ年金受取人一人ニ付年

額二千四百圓以下トス

第四條　年金契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ郵便年金證書ヲ年金契約者ニ交付ス

郵便年金證書ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　年金契約ノ効力ハ掛金ヲ拂込ミタル日ニ始マル

第六條　年金受取人カ第三者ナルトキハ其ノ第三者ハ當然年金契約ノ利益ヲ享受ス

第七條　年金契約者ハ年金申込ノ際年金受取人ノ死亡又ハ年金契約ノ解除若クハ變更ノ場合ニ於テ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ自己又ハ年金受取人タル第三者ノタメニ留保スルコトヲ得

返還ヲ請求シ得ヘキ拂込掛金ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條　自己ヲ以テ拂込掛金ノ受取人ト爲シタル時ハ年金契約者ハ年金受取人タル第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人トナスコトヲ得

年金受取人タル第三者ヲ以テ拂込掛金ノ受取人トナシタルトキハ年金契約者ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條　年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金受ケトルヘキ權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ス

第一〇條　年金ヲ受取ルヘキ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ年額二百五十圓ヲ超ユル金額ニ付イテハ此ノ限ニ在ラス

第一一條　年金契約者ハ第三者ヲシテ年金契約者トシテノ權利義務ヲ承繼セシムルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ年金契約者カ年金受取人ニ非サルトキハ年金受取人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ承繼ハ政府ニ通知スルニ非サレハ之ヲ以テ政府ニ對抗スルコトヲ得ス

第一二條　年金契約者ハ年金支拂ノ事由發生スル迄ハ年金契約ノ解除ヲナスコトヲ得

第一三條　年金契約者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ年金契約ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第一四條　年金契約者掛金ヲ拂込マスシテ命令ノ定ムル猶豫期間ヲ經過シタル時ハ政府ハ命令ノ定ムルトコロニ依リ其ノ年金契約ヲ既ニ拂込ミタル掛金ニ依ル掛金拂濟年金契約ニ變更スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於イテ掛金拂濟年金契約ニ變更セラレサル年金契約ハ解除セラレタルモノト看做ス

第一二條第二項ノ規定ハ前項ノ解除ニ之ヲ準用ス

第一五條　第七條ノ規定ニ依リテ拂込掛金ノ返還ヲ請求スル權利ヲ留保シタル場合ニ於テハ年金契約者又ハ年金受取人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ拂込掛金ノ範圍內ニ於テ貸付ヲ請求スルコトヲ得

第一六條　年金又ハ第七條ニ規定スル拂込掛金ヲ支拂フヘキ場合ニ於テ其ノ年金契約又ハ之ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府カ辯濟ヲ受クヘキ金額アルトキハ支拂金額ヨリ之ヲ控除ス

第一七條　當該官署カ命令ノ定ムル所ニ依リ年金又ハ年金契約者若ハ年金受取人ニ返還スヘキ金額ヲ支拂ヒタルトキハ其ノ支拂ハ之ヲ有効トス

第一八條　年金支拂ノ義務及拂込掛金返還ノ義務ハ二年掛金拂込ノ義務ハ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第一九條　年金契約者又ハ年金受取人カ郵便年金ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ簡易生命保險審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第二〇條　前條ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第二一條　郵便年金ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第二二條　郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ無料ト爲スコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

農業倉庫業法中改正

（大正一五、三、二七法律第三二號）

第一條　第一項ヲ左ノ如ク改ム

本法ニ於テ農業倉庫業者トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一、農業ヲ營ム者カ其ノ生產シタル穀物繭其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物其ノ他勅令ヲ以テ指定スル物品ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スルモノ

二、販賣組合又ハ販賣組合聯合會カ賣却スル繭ヲ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者

同條第四項中「前三項」ヲ「前二項」ニ改メ第三項ヲ削ル

第二條中第五號ヲ第六條トシ第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五、受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テ其ノ物品ノ聯合農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

第四條中「非サレハ」ノ下ニ「第一條第一項第一號ノ」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ命令ヲ以テ指定スル產業組合聯合會ニ非サレハ第一條第一項第二號ノ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第五條第一項中「產業組合カ農業倉庫業者タルトキ」ヲ「農業倉庫業者タル產業組合又ハ產業組合聯合會」ニ同條第二項中「產業組合」ヲ「前項ノ產業組合又ハ產業組合聯合會」ニ「組合員」ヲ「組合員又ハ所屬組合若ハ所屬聯合會」ニ「及第五號」ヲ「乃至第六號」ニ、同條第三項中「農會又ハ公益法人カ農業倉庫業者タルトキ」ヲ「農業倉庫業者タル農會又ハ公益法人」ニ、「及第五號」ヲ「乃至第六號」ニ改ム

第七條ノ二　農業倉庫業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ倉荷證券ヲ交付スルコトヲ要ス

商法第三百八十三條ノ二第二項及第三百八十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ倉荷證券ニ之ヲ準用ス

第八條第一項中「預證券及質入證券又ハ」ヲ削ル

第十條第二項中「又ハ第三項」ヲ削リ同條第三項中「第四項」ヲ「第三項」ニ、「乃至第三項ヲ「及第二項」ニ改ム

第十一條中「及第九章第二節」ヲ「第三百七十五條乃至第三百七十八條及第三百八十一條乃至第三百八十三條ノ規定」ニ改ム

第十四條中「所得稅」ノ下ニ「營業收益稅」ヲ加フ

第十四條ノ二　農業倉庫業者ノ農業倉庫業ハ其ノ敷地ニ關スル權利ノ取得ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ス

第十九條　本法ニ於テ聯合農業倉庫業者トハ農業倉庫業者カ第一條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ本法ニ依リ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

聯合農業倉庫業者ハ他ノ聯合農業倉庫業者カ前項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物

品ヲ保管スルコトヲ得

聯合農業倉庫業者ハ前二項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ農業倉庫業者カ第一條第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品又ハ販賣組合若ハ販賣組合聯合會カ賣却スル物品ヲ保管スルコトヲ得他ノ聯合農業倉庫業者カ本項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ニ付亦同シ

第二十條　産業組合聯會ニ非サレハ聯合農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第二十一條　聯合農業倉庫業者タル産業組合聯合會ハ産業組合法ニ規定スルモノノ外第二條（第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用）及第十九條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ産業組合聯合會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非サル組合又ハ聯合會ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第二條第四號乃至第六號（第二十六條第一項ノ規定ニ依リ準用）ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條　農業倉庫業者カ寄託者又ハ農業倉庫證券ノ所持人及受寄物ノ質權者アル場合ニ於テハ其ノ質權者ノ承諾ヲ得テ其ノ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託シタル場合ニ於テハ其ノ寄託ニ因リ生シタル農業倉庫業者ノ權利義務ハ當初ノ寄託者又ハ農業倉庫業者農業倉庫證券ノ所持人ニ移轉シ當初ノ寄託ハ將來ニ向テ其効力ヲ失フ

第二十三條　農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託セムトスル場合ニ於テ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券アルトキハ將來ニ向テ其ノ證券ノ裏書ヲ禁スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前項ノ證券ノ裏書ヲ禁止スルニ非サレハ受寄物ヲ聯合農業倉庫業者ニ寄託スルコトヲ得ス

第二十四條　聯合農業倉庫業者ハ其ノ受寄物ノ農業倉庫證券ナキ旨ノ農業倉庫業者ノ證明書又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ裏書ヲ禁止セラレタル證券ト引換ニ非サレハ其受寄物ノ聯合農業倉庫證券ヲ交付スルコトヲ得ス

第二十五條　前三條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者カ其ノ受寄物ヲ他ノ聯合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條　第二十、第三條、第六條乃至第九條、第十條第一項及第十一條乃至第十八條ノ規定ハ聯合農業倉庫業者ニ寄託スル場合ニ之ヲ準用ス但シ第二條第六號中農業倉庫業者トアルハ農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者農業倉庫證券トアルハ農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券トシ第八條中農業倉庫證券トアルハ聯合農業倉庫證券トス

第十條第二項ノ規定ハ第十九條第一項又ハ第二項ニ規定スル寄託物ニ同條第三項ノ規定ハ第十九條第三項ニ規定スル寄託物ニ之ヲ準用ス但シ聯合農業倉庫業者カ第十九條第一項及第二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル第一條第二項ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ農業倉庫業者カ從前ノ第一條第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本法施行ノ際現ニ存スル預證券及質入證券ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔參照〕

大正六年七月二十一日公布法律第十五號農業倉庫業

法抄錄

第一條　本法ニ於テ農業倉庫業者トハ農業ヲ營ム者カ其ノ生產シタル穀物若ハ繭ヲ又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ

前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間內ニ限リ之ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ他ノ農業倉庫業者カ前二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前三項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前三項ノ規定ニ依ラス物品ノ保管ヲ爲スコトヲ得

第二條　農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前條ノ事業ノ外左ノ業務ヲ爲スコトヲ得

（左記略ス）

第四條　產業組合、農會、農業ノ發達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第五條　產業組合カ農業倉庫業者タルトキハ產業組合法ニ規定スルモノノ外第一條及第二條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得、產業組合ハ組合員ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ組合員ニ非サル者ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第二條第四號及第五號ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農會又ハ公益法人カ農業倉庫業者タルトキハ第二條第四號及第五號ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第八條第一項

農業倉庫業者ノ作成スル預證券及質入證券又ハ倉荷證券ニハ農業倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ要ス

第十條　寄託物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以內トス

第一條第一項又ハ第三項ニ規定スル寄託物ニ付テハ保管期間ヲ更新スルコトヲ得

但シ寄託者ハ更新ノ際同條第一項又ハ第三項ニ揭クル者タルコトヲ要シ其ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス

第一條第四項ニ規定スル寄託物ニ付テハ同條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限リ保管期間ヲ更新スルコトヲ得其ノ期間ハ前項但書ニ同シ

第十一條　商法第三篇第五章乃至第七章及第九章第二節ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

第十四條　農業倉庫業者ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

自作農創設維持補助規則

（大正一五、五、二一　農林省令第一〇號）

第一條　農林大臣ハ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行フ爲左ニ揭クル資金ヲ借入レ其ノ貸付ヲ行フ道府縣ニ對シ本則ニ依リ每年度豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交附ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村產業組合及之ニ準スヘキ者ニ對シ之ヲ交付スルコトアルヘシ

一、簡易生命保險積立金

二、償還方法、貸付利率其ノ他貸付條件カ前號ノ資金ニ類似スル資金ニシテ農林大臣ノ適當ト認ムルモノ

第二條　補助金ノ交付ヲ受ケタルモノハ前

條ノ資金ノ貸付ヲ受ケ左ノ事項ヲ行フ者ノ負擔ヲ輕減スル爲之ヲ使用スルコトヲ要ス

一、自作田畑ト爲スヘキ土地ノ購入

二、農林大臣ニ於テ適當ト認ムル自作田畑ノ維持（自作田畑トシテ土地ヲ購入シタルニ因リ生シタル其ノ土地ノ抵當債務ノ借替）

第三條　補助金ノ交附ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添付シ二月末日迄ニ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

一、事業計畫書

二、事業ニ關スル收支豫算書

三、貸付ニ關スル規程

四、樣式第一號ニ依ル借入調書

五、地方自治團體ニ在リテハ起債決議書及組合規約アルモノハ其ノ規約ノ謄本

産業組合及産業組合聯合會ニアリテハ定款、借入額最高限度決議書ノ謄本、最近年度事業報告書、財産目錄及貸借對照表

起債ニ關シ監督官廳ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ許可書ノ謄本ヲ添附スヘシ但シ許可申請中ノモノニ在リテハ許可セラレタルトキ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四條　補助金交付ノ申請ヲ爲シタル者前條第一項第一號乃至第四號ノ書類ニ記載シタル事項及第五號ノ書類ニ記載シタル事項中事業施行ニ關スルモノヲ變更シタルトキハ其ノ旨農林大臣ニ屆出ツヘシ

第五條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ輕微ナル事項ヲ變更セムトスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ變更シタル事項ヲ農林大臣ニ報告スヘシ

第六條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者自作田畑トシテ土地ヲ購入シ又ハ維持セムトスル者ニ對シ第一條ノ資金ノ貸付ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス

一、借受人ハ現ニ耕作ニ從事シ自作田畑ノ經營ヲ持續シ得ル見込アル者ナルコト

二、借受人ハ購入セムトスル土地カ小作地ナル場合ニ於テハ其ノ土地ノ小作人ナルコト但シ購入ニ付其ノ土他ノ小作人ノ同意ヲ得タル者ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

三、購入セムトスル土地ノ購入價格ハ借受人自作田畑トシテ其ノ土地ノ經營ヲ持續シ得ル爲附錄ニ定ムル算式ニ依ル標準價格及當該地方ノ土地ノ普通價格ヲ超エサルモノナルコト

四、小作權賣買ノ慣行アル地方ニ於テ土地ノ購入ニ際シ其ノ土地ノ小作權ヲ併セ購入スル場合ニ於テハ土地ノ購入價格ニ小作權ノ購入價格ヲ加算シタルモノカ前號ノ標準價格及普通價格ヲ超エサルモノナルコト

五、維持セムトスル土地ノ抵當債務額ハ第三號ノ標準價格及普通價格ヲ超エス其ノ購人價格ハ購入當時ニ於ケル第三號ノ標準價格ヲ超エサルモノナルコト

六、購入シ又ハ維持セムトスル土地ハ其ノ上ニ自作ノ障碍ト爲ルヘキ權利存在セサルモノナルコト、購入セムトスル土地ノ上ニ存在スル抵當權ニ付亦同シ

七、購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價額ハ四千圓ヲ超エサルモノナルコト但シ現ニ田畑ヲ所有スル者ニ對スル貸付ニ在リテハ其ノ田畑（維持セムトスル田畑ヲ除ク）ノ價額ト購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ價額トノ合計額四千

圓ヲ超エサルモノナルコトヲ要ス

八、貸付金額ハ四千圓以内トシ土地ノ購入價額又ハ土地抵當債務額ノ金額トスルコト但シ金額未滿ノ貸付ヲ受ケムトスル者ニ對スル貸付金額ハ其ノ要求額トス

九、貸付利率ハ年三分五厘以下据置期間ハ一年以内トシ償還期間ハ農林大臣ノ適當ト認ムル場合ヲ除クノ外二十四年ヲ下ラサルコト

十、貸付ハ年賦償賦還又ハ半年賦償還ノ方法ニ依リ元金ト利息トヲ併セ計算シ毎期同一ノ金額ヲ償還セシムルコト

十一、借受人前號ニ依ル償還金額ノ外未償還金額ヲ償還セムトスルトキハ之ヲ認ムルコト

十二、購入シ又ハ維持シタル土地ノ收穫高不可抗力ニ因リ著シク減少シ又ハ皆無トナリタルトキハ借受人ノ事情ニ應シ償還方法ヲ適當ニ變更スルコト

十三、購入シ又ハ維持シタル土地ノ全部ノ上ニ貸付金ノ擔保トシテ第一抵當權ヲ設定セシムルコト

十四、借受人ハ償還ヲ了リタルトキト雖貸付ノ際決定セラレタル償還期間内及第十二號ニ依リ變更セラレタル償還期間内ハ貸付者ノ承認ヲ得ルニ非サレハ自作ヲ爲サス又ハ第十三號ノ抵當權ヲ除クノ外其ノ土地ノ上ニ抵當權ヲ設定セシメサルコト

十五、借受人ハ前號ノ期間内其ノ土地ヲ讓渡スコトヲ得サルモノトスルコト但シ貸付者ノ定ムル制限ニ從ヒ其ノ土地ヲ貸付者ニ又ハ貸付者ヲ經テ之ヲ第三者ニ讓渡ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

十六、前號ノ規定ニ依リ貸付者ヲ經テ土地ヲ第三者ニ讓渡ス場合ニ於テハ其ノ讓受人ハ第一號ノ資格ヲ具備シ且田畑ヲ所有セス又ハ第七號但書ニ該當スル者ニシテ借受人ノ債務ヲ引受クルモノナルコト

十七、前號ノ讓受人ナキ場合ニ於テ其ノ他ノ者ニ土地ヲ讓渡シタルトキハ讓渡ノ際借受人ヲシテ未償還金額ヲ返還セシムルコト

十八、借受人前數號ノ規定ニ違反シタルトキハ違約金ヲ徵收シ且貸付金ノ未償還金額ヲ一時ニ返還セシメ又ハ左ノ金額ヲ以テ土地ヲ先買シ得ルモノトスルコト

イ、購入價額ノ金額ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額

ロ、購入價額ノ一部ニ相當スル金額ノ貸付ヲ爲シタル場合又ハ維持ノ爲貸付ヲ爲シタル場合ニ於テハ償還ヲ受ケタル金額中元金ニ相當スル金額ニ貸付當時ニ於ケル其ノ土地ノ價額（購入ノ場合ニ在リテハ購入價額）ト貸付金額トノ差額ヲ加算シタル金額

第七條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ借入レタル第一條ノ資金ヲ市町村產業組合又ハ之ニ準スヘキ者ニ轉貸シ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行ハシムル場合ニ於テハ其ノ轉借者ヲシテ前條各號ニ依リ貸付ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第八條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者及前條ノ轉借者ハ土地價格其ノ他重要ナル事項ノ評定ニ付農林大臣ノ適當ト認ムル機關ヲ設置シ調査審議セシムルコトヲ要ス

第九條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ第六條ノ

貸付ヲ了シ又ハ第七條ノ貸付ヲ了セシムルコトヲ要ス但シ農林大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者第六條ノ貸付ヲ了シ又ハ第七條ノ貸付ヲ了セシメタトルキハ遅滞ナク様式第二號ニ依ル貸付調書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第十一條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ翌年度六月三十日迄ニ事業ニ關スル收支決算書及様式第三號ニ依ル事業報告書ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第十二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命シ又ハ補助金ノ交付ヲ停止スルコトアルヘシ

一、本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二、補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

三、事業施行（第七條ノ轉借者ノ事業施行ヲ含ム）ノ方法不適當ト認メタルトキ

第十三條　本則ニ依リ農林大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第十四條　本則ハ自作田畑ノ創設又ハ維持ヲ行フ者其ノ事業ニ附隨シテ第六條ノ資格ヲ有スル者ノ爲ニ必要ナル宅地ノ創設又ハ維持ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ宅地トシテ購入シ又ハ維持セムトスル土地ノ面積ハ現ニ所有スル宅地（維持セムトスル宅地ヲ除ク）ノ面積ヲ併セ五畝以内トシ其ノ價額及貸付金額ハ五百圓ヲ超ユルコトヲ得ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條中二月末日迄トアルハ大正十五年度ニ限リ大正十五年六月二十日迄トス

○船員法施行細則中改正

（大正一五・一・二八　遞信省令第二號）

船員法施行細則中第三號書式ヲ左ノ通改正ス（第三號書式ハ略ス）

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○衆議院議員選擧法施行令抄錄

（大正十五年一月三十日　勅令第三號）

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員選擧法施行令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

衆議院議員選擧法施行令

第七章　議員候補者及當選人

第四十九條　議員候補者ノ屆出又ハ推薦屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ議員候補者タルヘキ者ノ氏名、職業、住居及生年月日（推薦屆出ノ場合ニ於テハ併セテ推薦屆出者ノ氏名、住居及生年月日）ヲ記載シ且衆議院議員選擧法第六十八條第一項ノ供託ヲ爲シタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

議員候補者タルコトヲ辭スルコトノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ被選擧權ヲ有セサルニ至リタル爲選擧ノ期日前十日以内ニ議員候補者タルコトヲ辭スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ記載スヘシ

第五十條　議員候補者ノ屆出又ハ推薦屆出アリタルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ議員候補者ノ住居ヲ有スル他ノ市町村長ニ通知シ同時ニ議員候補者ノ氏名、職業、住居生年月日其ノ他必要ナル事項ヲ開票管理者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ當該議員候補者死亡シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ選擧長ニ通知スヘシ

選擧長ハ議員候補者ノ議員候補者タルコ

トヲ辭シタルトキ又ハ其ノ死亡シタルコトヲ知リタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ開票管理者ニ通知スヘシ

第五十一條　議員候補者選擧ノ期日前十一日迄ニ議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ、選擧ノ期日ニ於ケル投票所ヲ開クヘキ時刻迄ニ死亡シタルトキ若ハ被選擧權ヲ有セサルニ至リタル爲議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ又ハ選擧ノ全部無效ト爲リタルトキハ直ニ衆議院議員選擧法第六十八條第一項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

議員候補者ノ得票數衆議院議員選擧法第六十八條第二項ノ規定ニ該當セサルモノナルトキ又ハ議員候補者同法第七十一條ノ規定ノ適用ヲ受ケタルモノナルトキハ其ノ選擧及當選ノ效力確定後直ニ同法第六十八條第一項ノ供託物ノ還付ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條　當選人衆議院議員選擧法第七十四條ノ期間內ニ當選承諾ノ屆出ヲ爲ササルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第八章　選擧運動

第五十三條　選擧事務長ノ選任（議員候補者又ハ推薦屆出者自ヲ選擧事務長ト爲リタル場合ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ選擧事務長ノ氏名、職業、住居、生年月日及選任年月日並議員候補者ノ氏名ヲ記載シ且選擧事務長カ選擧權ヲ有スル者ナルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

推薦屆出者選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル場合ニ於テハ前項ノ屆出ニハ推薦屆出者數人アルトキハ其ノ代表者タルコトヲ證スヘキ書面ヲ、其ノ選任ニ付議員候補者ノ承諾ヲ要スル時ハ其ノ承諾ヲ得タルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第五十四條　選擧委員又ハ選擧事務員ノ選任ノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ選擧委員又ハ選擧事務員ノ氏名、職業、住居、生年月日及選任年月日ヲ記載シ且選擧委員又ハ選擧事務員カ選擧權ヲ有スル者ナルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第五十五條　選擧事務所ノ設置ノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ選擧事務所ノ所在地及設置年月日ヲ記載スヘシ

第五十六條　選擧事務長、選擧委員、選擧事務員又ハ選擧事務所ニ異動アリタルコトノ屆出ハ前三條ノ例ニ依リ之ヲ爲スヘシ

前項ノ屆出ニシテ解任又ハ辭任ニ因ル異動ニ關スルモノニハ衆議院議員選擧法第八十八條第三項若ハ第四項又ハ第八十九條第二項若ハ第三項ノ通知アリタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ選擧事務長ヲ選任シタル推薦屆出者選擧事務長ヲ解任シタル場合ニ於テハ併セテ其ノ解任ニ付議員候補者ノ承諾アリタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第五十七條　選擧事務長故障アルトキ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フコトノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ選擧事務長ノ氏名（選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル推薦屆出者モ亦故障アルトキハ併セテ其ノ氏名）故障ノ事實及其ノ職務代行ヲ始メタル年月日ヲ記載シ且故障ノ生シタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

選擧事務長故障アルトキ之ニ代リテ其ノ職務ヲ行フ者之ヲ罷メタルコトノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ故障ノ止ミタル事實及其ノ職務代行ヲ罷メタル年月日ヲ記載

シ且故障ノ止ミタルコトヲ證スヘキ書面ヲ添附スヘシ

第九章　選擧運動ノ費用

第五十八條　選擧事務長選擧運動ノ費用ノ支出ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テ承諾ニ係ル費用ノ支出終了シタルトキ又ハ選擧ノ期日經過シタルトキハ選擧事務長ハ遲滯ナク其ノ承諾ヲ受ケタル者ニ就キ支出金額（財産上ノ義務ノ負擔又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ノ使用若ハ費消ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テハ其ノ負擔シタル義務又ハ其使用シ若ハ費消シタル利益）、其ノ用途ノ大要、支出先、支出年月日及支出者ノ氏名ヲ記載シタル精算書ヲ作成スヘシ

第五十九條　演說又ハ推薦狀ニ依ル選擧運動ノ費用ニシテ議員候補者、選擧事務長選擧委員又ハ選擧事務員ニ非サル者カ議員候補者又ハ選擧事務長ト意思ヲ通シテ支出シタルモノニ付テハ選擧事務長ハ其ノ都度滯遲ナク議員候補者又ハ支出者ニ就キ前條ノ例ニ依リ精算書ヲ作成スヘシ

前項ノ費用ニシテ議員候補者ト意思ヲ通シテ支出シタルモノニ付テハ其ノ意思ヲ通シタル都度議員候補者ハ直ニ其ノ旨ヲ選擧事務長ニ通知スヘシ

第六十條　立候補準備ノ爲ニ要シタル費用ニシテ議員候補者若ハ選擧事務長ト爲リタル者カ支出シ又ハ他人カ其ノ者ト意思ヲ通シテ支出シタルモノニ付テハ選擧事務長ハ其ノ就任後遲滯ナク議員候補者又ハ支出者ニ就キ第五十八條ノ例ニ依リ精算書ヲ作成スヘシ

第六十一條　選擧事務長ハ左ニ掲クル帳簿ヲ備フヘシ

一　承諾簿
二　評價簿
三　支出簿

第六十二條　選擧事務長選擧運動ノ費用ノ支出ノ承諾ヲ與ヘタルトキハ直ニ承諾ニ係ル金額（財産上ノ義務ノ負擔又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ノ使用若ハ費消ノ承諾ヲ與ヘタル場合ニ於テハ承諾ニ係ル義務又ハ利益）、其ノ用途ノ大要、承諾年月日及承諾ヲ受ケタル者ノ氏名ヲ承諾簿ニ記載スヘシ

選擧事務長選擧運動ノ費用ノ支出ノ承諾ヲ與ヘタル後未タ支出セラレサル費用ニ付テハ文書ヲ以テ其ノ承諾ノ取消ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ例ニ依リ承諾簿ニ記載スヘシ

第六十三條　左ニ掲クル場合ニ於テハ選擧事務長ハ直ニ財産上ノ義務又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ時價ニ見積リタル金額、其ノ用途ノ大要、支出先、支出年月日及見積リノ詳細ナル根據ヲ評價簿ニ記載スヘシ

一　選擧事務長選擧運動ノ費用トシテ財産上ノ義務ヲ負擔シ又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ヲ使用シ若ハ費消シタルトキ

二　選擧事務長第五十九條第一項又ハ第六十條ノ規定ニ依リ財産上ノ義務ノ負擔又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ノ使用若ハ費消ニ關スル精算書ヲ作成シタル

トキ

三　選擧事務長前條ノ規定ニ依リ財産上ノ義務ノ負擔又ハ金錢以外ノ財産上ノ利益ノ使用若ハ費消ニ關スル承諾簿ノ記載ヲ爲シタルトキ

第六十四條　左ニ掲クル場合ニ於テハ選擧事務長ハ直ニ支出金額、其ノ用途ノ大要支出先及支出年月日ヲ支出簿ニ記載スヘシ

一　選擧事務長金錢ヲ以テ選擧運動ノ費用ノ支出ヲ爲シタルトキ

二　選擧事務長第五十九條第一項又ハ第六十條ノ規定ニ依リ金錢ノ支出ニ關スル精算書ヲ作成シタルトキ

三　選擧事務長第六十二條第三項ノ規定ニ依リ金錢ノ支出ニ關スル承諾簿ノ記載ヲ爲シタルトキ

四　選擧事務長前條ノ規定ニ依リ評價簿ノ記載ヲ爲シタルトキ

第六十五條　衆議院議員選擧法第百九條ノ規定ニ依リ事務ノ引繼ヲ爲ス場合ニ於テハ第六十六條ニ定ムル精算屆書ノ樣式ニ準シ選擧運動ノ費用ノ計算書ヲ作成シテ引繼ヲ爲ス者及引繼ヲ受クル者ニ於テ之ニ引繼ノ旨及引繼年月日ヲ記載シ共ニ署名捺印シ第六十八條ニ定ムル帳簿及書類ト共ニ其ノ引繼ヲ爲スヘシ

第六十六條　衆議院議員選擧法第百六條第一項ノ規定ニ依ル選擧運動ノ費用ノ精算ノ屆出ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ內務大臣ノ定ムル精算屆書ノ樣式ニ依ルヘシ

第六十七條　選擧運動ノ費用ノ支出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度領收書其ノ他ノ支出ヲ證スヘキ書面ヲ徵スヘシ但シ之ヲ徵シ難キ事情アルトキ又ハ一口五圓未滿ノ支出ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條　衆議院議員選擧法第百七條第二項ノ規定ニ依リ帳簿及書類ノ種類ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　第五十八條乃至第六十條ノ精算書

二　第六十一條ニ掲クル帳簿

三　第六十五條ノ計算書

四　前條ノ領收書其ノ他ノ支出ヲ證スヘキ書面

第十章　選擧ニ關スル費用

第六十九條　選擧人名簿、投票ノ用紙及封筒、投票函並點字器ノ調製ニ要スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第七十條　選擧事務ノ爲地方長官、選擧長開票管理者又ハ投票管理者ニ於テ要スル費用及選擧會場、開票所又ハ投票所ニ要スル費用ハ關係行政廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

衆議院議員選擧法第三十三條ノ規定ニ依ル投票ニ關スル選擧事務ノ爲投票管理者又ハ特別投票管理者ニ於テ要スル費用及其ノ投票記載ノ場所ニ要スル費用ハ選擧人ノ屬スル投票區ノ行政廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第七十一條　前條ノ關係行政廳二以上アル場合ニ於テハ其ノ支辨スヘキ費用ハ關係行政廳ニ之ヲ平分スヘシ此ノ場合ニ於テ關係行政廳ノ經費カ同一經濟ニ屬スルトキハ一行政廳ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ

第七十二條　投票立會人、開票立會人及選擧立會人ニハ職務ノ爲ニ要スル費用ヲ給ス

前項ノ費用ノ額ハ地方長官之ヲ定ム

第一項ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第十一章　無料郵便物ノ差出

第七十三條　衆議院議員選擧法第百四十條第一項ノ選擧運動ノ爲ニスル通常郵便物ハ左ニ掲クルモノニ限ル

一　重量十匁迄ノ無封ノ書狀

二　私製葉書

前項ノ郵便物ハ之ヲ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第七十四條　前條ノ郵便物ハ選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル議員候補者又ハ推薦屆出者ニ限リ之ヲ差出スコトヲ得

選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル推薦屆出者死亡其ノ他ノ事由ニ因リ前條ノ郵便物ヲ差出スコトヲ得サルトキハ議員候補者之ヲ差出スコトヲ得

前項ノ議員候補者ハ前條ノ郵便物ヲ其ノ未タ差出サレサル選擧人ニ對シテノミ差出スコトヲ得選擧事務長ニ異動アリタル場合ニ於テ新ニ選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル者モ亦同シ

第七十五條　前二條ニ定ムルモノノ外第七十三條ノ郵便物ニ關シ必要ナル事項ハ逓信大臣之ヲ定ム

第十二章　公立學校等ノ設備ノ使用

第七十六條　衆議院議員選擧法第百四十條第二項ノ營造物ノ設備ハ左ニ掲クルモノニシテ道府縣、市町村、市町村組合、商業會議所又ハ農會ノ管理ニ屬スルモノニ限ル

一　公會堂

二　議事堂

三　前各號ノ外地方長官ノ指定シタル營造物ノ設備

議事堂ニシテ國又ハ公共團體ノ他ノ營造物ノ設備ト同一ノ建物内ニ在リ又ハ之ニ接續シ若ハ近接シ其ノ使用ニ依リ國又ハ公共團體ノ事務ニ著シキ支障アリト認ムルモノニ付テハ地方長官ハ豫メ之ヲ指定シ其ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前二項ノ指定ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第七十七條　公立學校及前條ノ營造物ノ設備ノ使用ハ選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル議員候補者又ハ推薦屆出者ニ限リ之ヲ申請スルコトヲ得

第七十四條第二項ノ規定ハ前項ノ申請ニ之ヲ準用ス

第七十八條　公立學校ヲ使用セムトスルトキハ其ノ使用スヘキ學校ノ設備及日時ヲ記載シタル文書ヲ以テ當該公立學校管理者ニ之ヲ申請スヘシ

同一議員候補者ノ爲二回以上同一公立學校ヲ使用セムトスルトキハ先ノ申請ニ對シ許可セラレタル使用ノ日ヲ經過シタル後ニ非ラサレハ更ニ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第七十九條　同一公立學校ヲ同一日時ニ使用スヘキ二以上ノ申請アリタルトキハ公立學校管理者ハ先ニ到達シタル申請書ノ申請ニ對シ、其ノ到達同時ナルトキハ既ニ使用ヲ許可セラレタル度數ノ少キ議員候補者ノ爲ノ申請ニ對シ其ノ使用ヲ許可スヘシ其ノ度數モ亦同シキトキハ申請者又ハ其ノ代人立會ノ上抽籤ニ依リ其ノ使用ヲ許可スヘキ者ヲ決定スヘシ

第八十條　第七十八條ノ規定ニ依ル申請書ノ到達アリタルトキハ公立學校管理者ハ當該公立學校長ノ意見ヲ徵シテ其ノ許否ヲ決定シ到達ノ日ヨリ二日以内ニ申請者又ハ其ノ代人及當該公立學校長ニ通知スヘシ

第八十一條　公立學校ノ使用ノ許可ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　公立學校長ニ於テ學校ノ授業又ハ諸行事ニ支障アリト認ムル場合ニ於テハ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得ス

二　職員室、事務室、宿直室、機械室、標本室其ノ他公立學校長ニ於テ著シキ支障アリト認ムル設備ニ付テハ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得ス

三　使用ヲ許可スヘキ期間ハ選擧ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選擧ノ期日ノ前日迄トス

四　使用ノ時間ハ一回ニ付五時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八十二條　道廳府縣立學校管理者タル地方長官ハ前四條ニ規定スル管理者ノ權限ヲ學校長ニ委任スルコトヲ得

地方長官前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第八十三條　前五條ノ規定ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ハ之ヲ準用ス但シ公立學校長ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ第八十一條中公立學校長トアルハ管理者トス

第八十四條　第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ付一般ニ使用ニ關スル料金徵收ノ定アルモノニ關シテハ其ノ料金ヲ徵收スルコトヲ妨ケス

第八十五條　公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ノ準備及其ノ後片付等ニ要スル費用ハ使用ノ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ因リ其ノ設備ヲ損傷シタルトキハ使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ賠償シ又ハ原狀ニ復スヘシ

第八十六條　地方長官ハ公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ管理者カ本章ノ規定ニ違反シ又ハ不當ニ使用ノ許可ヲ爲シ又ハ爲ササルトキハ使用ノ許可ヲ取消シ又ハ使用ノ許可ヲ爲スコトヲ得

第八十七條　地方長官ハ選擧運動ノ爲ニスル公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ關シ本章ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

北海道衆議院議員選擧特令ハ之ヲ廢止ス

選擧運動ノ爲ニスル文書圖畫ニ關スル件（大正十五年二月三日　內務省令第五號）

大正十四年法律第四十七號衆議院議員選擧法第百條ニ依リ選擧運動ノ爲頒布シ又ハ掲示スル文書圖畫ノ制限ニ關スル件左ノ通定ム

選擧運動ノ爲ニスル文書圖畫ニ關スル件

第一條　選擧運動ノ文書圖畫（信書ヲ除ク以下之ニ同シ）ヲ頒布シ又ハ掲示スル者ハ表面ニ其ノ氏名住居ヲ記載スヘシ但シ名刺及選擧事務所ニ掲示スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條　選擧運動ノ爲頒布シ又ハ掲示スル引札、張札ノ類ハ二度刷又ハ二色以下トシ長三尺一寸幅二尺一寸ヲ超ユルコトヲ得ス

選擧運動ノ爲使用スル名刺ノ用紙ハ白色ノモノニ限ル

第三條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ノ類ハ議員候補者一人ニ付通シテ百箇以內トシ白色ニ黑色ヲ用ヒタルモノニ限リ且縱九尺橫二尺ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條　選擧運動ノ爲使用スル立札、看板ノ類ハ選擧事務所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ一町以内ノ區域ニ於テハ選擧事務所一箇所ニ付通シテ二箇ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條　選擧運動ノ爲ニスル文書圖畫ハ選擧ノ當日ニ限リ投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ於テ之ヲ頒布シ又ハ掲示スルコトヲ得ス

第六條　選擧運動ノ爲ニスル張札、立札、看板ノ類ハ承諾ヲ得スシテ他人ノ土地又ハ工作物ニ之ヲ掲示スルコトヲ得ス

第七條　選擧運動ノ爲ニスル張札立札看板ノ類ハ承諾ヲ得スシテ他人ノ土地又ハ工作物ニ之ヲ掲示スルコトヲ得ス

附　則

本令ハ次ノ總選擧ヨリ之ヲ施行ス

○選擧無料郵便規則

（大正十五年二月三日遞信省令第四號）

選擧無料郵便規則左ノ通相定ム

選擧無料郵便規則

第一條　衆議院議員選擧法施行令第七十三條ノ通常郵便物（以下選擧無料郵便物ト稱ス）ノ差出人ハ選擧區内ニ在ル集配事務ヲ取扱フ郵便官署中一局ヲ差出郵便官署ト定メ最初ノ差出期日ノ前日迄衆議院議員選擧法第六十七條第三項ノ事由ニ該當スル場合ハ當日迄ニ選擧事務長ト連署シ左ノ事項ヲ記載シタル屆書ヲ當該差出郵便官署ニ提出スヘシ

一　差出郵便官署名

二　郵便物ノ種類及其ノ通數

三　差出期日

四　議員候補者ノ氏名

前項ノ場合ニ於テ衆議院議員選擧法第九十九條第二項等ノ事由ニ該當シ差出人二人アルトキト雖同一郵便官署ト定メ連署ヲ以テ其ノ屆書ヲ提出スヘシ

第一項第二號及第三號ノ事項ヲ變更シタルトキハ直ニ前二項ノ例ニ依リ其ノ旨差出郵便官署ニ屆出ツヘシ

差出郵便官署ハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第二條　前條ノ場合ニ於テ選擧無料郵便物ノ差出人ハ選擧事務長ノ選任（議員候補者又ハ推薦屆出者自ラ選擧事務長トナリタル場合ヲ含ム以下之ニ同シ）ヲ爲シタル旨ヲ證明シタル文書ヲ屆書ニ添附スヘシ但シ選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル推薦屆出者死亡其ノ他ノ事由ニ因リ選擧無料郵便物ヲ差出スコトヲ得サル爲議員候補者差出人ト爲リタルモノナルトキハ其ノ旨屆書ニ附記シ且該推薦屆出者カ選擧事務長ノ選任ヲ爲シタル者ナル旨ヲ證明シタル文書ヲ添附スヘシ

第三條　第一條ノ屆出ヲ爲シタル後差出人ニ異動アリタルトキハ新ニ差出人トナリタル者ハ選擧事務長ト連署シ直ニ郵便官署ニ其ノ旨屆出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ前ノ差出人ノ提出シタル屆書ハ新ニ差出人ト爲リナタル者ノ提シタモノト看做ス第七條第一項但書ノ規定ニ依リ受ケタル承認ニ付テモ亦同シ

第四條　選擧無料郵便物ニハ其ノ表面左方上部ニ「選擧」ト表示スヘシ

前項ノ表示ナキ郵便物ハ之ヲ有料郵便物トシテ取扱フ

第五條　選擧無料郵便物ニハ其ノ差出人カ第一條ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲シタル議員候補者ニ非サル者ノ選擧運動ノ爲ニスル事項ヲ記載スルコトヲ得

第六條　選擧無料郵便物ハ市(東京、大阪、京都及名古屋ノ各地ニ在リテハ區以下之ニ同シ)町村毎ニ同文タルコトヲ要ス

第七條　同一市町村内ニ配達スヘキ選擧無料郵便物ハ之ヲ取纒メ一回ニ差出スコトヲ要ス但シ別ニ告示スル市町村内ニ配達スヘキモノニ付テハ差出郵便官署ノ承認ヲ受ケ之ヲ小區域ニ分チテ各區域毎ニ差出スコトヲ妨ケス

前項ノ規定ニ依リ選擧無料郵便物ヲ差出シタルトキハ該市町村(小區域ニ分チタルモノナルトキハ其ノ區域以下之ニ同シ)内ニ在ル各選擧人ニ付之ヲ差出シタルモノト看做ス

第八條　選擧無料郵便物ハ郵便官署ノ指示ニ從ヒ其ノ種類、通數等ヲ記載シタル郵送票ヲ添ヘ市町村別ニ把束シ之ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ差出郵便物ノ内容ヲ異ニスルモノ毎ニ其ノ見本一箇ヲ提出スヘシ

第九條　選擧無料郵便物ニハ通信日附印ヲ押捺セス

第十條　衆議院議員選擧法第百四十條第一項又ハ衆議院議員選擧法施行令第七十三條若ハ第七十四條ニ規定スル條件ヲ具備セサル郵便物ヲ選擧無料郵便物トシテ差出シタルトキハ之ヲ差出人ニ還付シ差出人ヨリ不納額ノ二倍ヲ徵收ス本規則第五條又ハ第六條ノ規定ニ違背シタルトキモ亦同シ

第十一條　選擧無料郵便物ニ關シテハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外一般ノ規定ニ依ル

附　則

本令ハ大正十五年勅令第三號衆議院議員選擧法施行令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄二

文獻

A 雜誌揭載社會問題關係記事……四三

一 勞働問題……四四
二 農業問題……五一
三 婦人問題……五六
四 產業組合……五七
五 社會主義……五八
六 社會事業……六五
七 人口問題……六七
八 社會法制……六八
九 政治一斑……六九
一〇 財政一斑……七一
一一 經濟一斑……七二
一二 雜……七三

B 大正十五年中出版社會問題關係主要著書……七六

一 社會問題……七七
二 社會主義……七七
三 經濟及財政……七九
四 政治及法律……八〇
五 調査及統計……八一
六 雜……九六

A 雜誌掲載 社會問題關係記事

雜誌名略符解（ABC順）

〔括弧中ノ月ハ月刊、週ハ週刊、月二ハ月二回、數字ハ年發行回數ヲ示ス〕

文藝—文藝戰線(月)
文化—文化(月)
文明—文明大觀(月)
朝調—朝鮮總督府官房調査彙報
朝鮮—朝鮮(月)
筑豐—筑濃石炭鑛業組合月報(月)
中央—中央公論(月)
紡績—大日本紡績聯合會月報(月)
同志—同志社論叢(三)
エコ—エコノミスト(月二)
婦論—婦人公論(月)
婦勞—婦人と勞働(婦人運動)(月)
原始—原始(月)
東銀—銀行通信錄(月)
志林—法學志林(月)
法論—法學論叢(月)
法學—法學協會雜誌(月)
法政—法政大學論集(三)
兵工—兵庫縣工業懇談會工場研究(月)
家光—家の光(月)
印刷—印刷工聯合(月)
時代—時代(月)
時事—時事經濟問題(月)
自由—自由大學雜誌(月)
海外—海外時報(月二)
海商—海外商報(日刊)
海員—海員(月)
解放—解放(月)
改造—改造(月)
啓明—啓明會パンフレット(月)
經論—經濟學論集(四)
經研—經濟研究(四)
經濟—經濟論叢(月)
經資—經濟資料(月)
國家—國家學會雜誌(月)
國民—國民經濟雜誌(月)
國際—國際知識(月)
國勞—國際勞働(月)
國情—國際事情(週)
公民—公民講座(月)
鑛山—鑛山勞働者(月)
局外—局外(月)
急進—急進(月)
滿鐵—滿鐵調査資料(月)
マル—マルクス主義(月)
民憲—民憲新聞(月)
問題—問題(月)
三田—三田學會雜誌(月)
民族—民族(隔月)
三菱—三菱合名會社資料彙報(不定)
名商—名古屋商業會議所月報
日法—日本法政新誌(月)
日社—日本社會學會雜誌(月)
農研—農業經濟研究(二)
農政—農政研究(月)
大原—大原社會問題研究所雜誌(二)
理財—大藏省理財局調査月報
大銀—大阪銀行通信錄(月)
商工—大阪市商工時報(不定)
大商—大阪商業會議所月報
歷史—歷史と地理(月)
勞文—勞働文化(勞働界)(月)
勞時—勞働時報(月)
勞研—勞働科學研究(四)
勞働者—勞働者新聞、月二)
勞新—勞働新聞(月二)
勞働—勞働(月)
勞運—勞働運動(月)
產業—產業組合(月)
政研—政治研究(月)
青年—青年運動(無產階級)(月)
社研—社會學研究
醫學—社會醫學雜誌(月)
社科—社會科學(月)
社問—社會問題研究(月)
社時—社會政策時報(月)
社會—社會思想(月)
主義—社會主義研究(解放)
史學—史學雜誌(月)
斯民—斯民(月)
新人—新人(月)
新使命—新使命(月)
心理—心理學研究(月)
資料—資料彙報(月)

思想—思想(月)
商學—商學研究(三)
商業—商業及金融研究(四)
職業—職業紹介公報(月)
宗教—宗教と思想(月)
進め—進め(月)
太陽—太陽(月)
農會—帝國農會報(月二)
丁酉—丁酉倫理講演集(月)
哲學—哲學研究(月)
哲雜—哲學雜誌(月)
東亞—東亞經濟研究(四)
土地—土地と自由(月)
統學—統計學雜誌(月)
統計—統計時報(四)
集誌—統計集誌(月)
東電—東京市電氣局調査資料(月二)
東工—東京工場懇話會々報(月)
都市—都市問題(月)
東經—東洋經濟新報(週)
我等—我等(月)
早大政—早稻田政治經濟學雜誌
早大商—早稻田商學
財政—財政經濟事報(月二)

一　勞働問題

勞働統計に就て(統計一三)　松田泰二郎
勞働統計實地調査に關する一考察(承前)(統學四七三)　内館泰三
家計調査實施方法に關する特別委員長報告(柳澤一八)　長澤柳作
家計調査の概要(臺時七五)　高田太一
勞働運動と家計調査(一)(集誌五三九)　高田太一
勞働運動と家計調査　集誌五三九・五四〇)　高田太一
勞働運動と家計調査(集誌五四〇)　高田太一
家計調査の話(統學四七六)　長澤柳作
勞働者及小額俸給者の家計狀態比較(大原・四・一)　權田保之助
賃銀及勞働時間統計(集誌五三八・五三九)　水谷良一
賃銀調査に就て(集誌五四一・五四二)　森數樹
實際賃銀と其測(經濟二三・四)　蜷川虎三
各國に於ける生活費の統計(集誌五三九—五四一)　藤田友作
日本の夜業と勞働時間に關する國際勞働會議の論爭(世界三・八)
日本の夜業と勞働時間に關する國際勞働會議の論爭
八時間勞働制を獲得せよ(インタ)
勞働法規の實施と國際勞働會議　企業四)　上田貞次郎
最低賃銀又は標準生活費測定の方法(統計一五)　長澤柳作
勞働者階級と賃銀統制(社時六四)　出井盛之
戰後に於ける無產階級と勞働時間(中央銀・二七七)　本多熊太郎
本邦製鐵業勞働事情概說(一)(社時・六四)　橋本能保利
本邦製鐵業勞働事情概說(四)(社時六九)　橋本能保利
上毛モスリン事件と賃金保護法の必要(改造八・一一)
綿絲紡績工場に於ける職工共濟組合(社時・六七)　片山早苗
長野縣下製絲工場產業福利施設(マネジメント三ノ一〇)
我國の綿絲紡績業(產勞一・一二)
綿絲紡績工場に於ける職工共濟組合(社時六七—七〇)　片山早苗
經濟生活の基礎條件(日法二三・五)　松下芳男
鯨漁業勞働の季節的移動(社時六五)　遊佐敏彥
自由勞働者の救濟と神戸勞働保險組合(社時七四)
明治の社會變革と都市勞働者の變遷(經研三・一)　岸本誠二郎
自由勞働者の救濟と神戸勞働保險組合(社時七四)　石野爲之助

我國失業者の失業原因（集誌五四五）　松田泰二郎
失業の根本原因に就て（集誌五三四・五三五・五三七）　上條勇
失業問題（東工・二四）　大野綠一郎
失業原因としての人口過剩（ヘルメス四）　增田抱村
季節的失業問題の對策（社事一〇・七）　松方幸次郎
大正十四年失業統計調査の結果に就て（二）（都市二ノ三）　北野大吉
失業防止根本策の要綱（世界・三・二）　緒方庸雄
失業防止根本策の要綱（世界三・二）　吉野信次
日稼勞働者の失業事情とその救濟（社聯一四・一〇）　津田勇三
オーウエンの失業問題對策（社時六六）　林癸未夫
所得の集積狀態（產勞一・一二）　岡野文之助
我が工業發達の經過（產評一ノ二）　原叔人
階級的貧困と產業の開發（朝時一・七）　大泉行雄
有產階級と無產階級（社時六八）　緒方庸雄
公共企業に於ける勞働問題（都市三・三・四）　守屋榮夫
公益事業と公益事業勞働者（大衆一・七）　遊佐敏彥
知識階級の就職難と教育（商工經一・四）　石原修
知識階級の失業問題に就て（社聯一四・九）　松澤兼人
知識階級の失業問題（東工・二七）　樋口弘
知識階級の失業問題に就て（社時七四）　小島精一
中產階級の醫療問題（社聯一四・九）　山本懸藏
教師と組合問題（社會五・七）　山川均
俸給者組合運動の現狀（大衆一・七）　豐原又男
俸給生活者の階級的展開と反運動（中央四一・一一）　末弘嚴太郎
一機關としての組合婦人部の不必要を論ず（大衆一・五―六）　豐原又男
組合運動と婦人の問題（大衆一・三）　本莊可宗
少年職業問題（東工・二七）　渡邊鐵藏
子弟の職業選擇について（改造八・三）　碓氷原次
職業指導運動の趨勢（東工二八）　神戸正雄
朝鮮勞働問題と內鮮支那勞働者との關係（朝滿・二二〇）　神戸正雄
眞理と勞働階級（解放五・七）　本莊可宗
失業問題の由來（中央四一・七）　河野密
英米に於ける勞資協同制度に就きて（商論一）　神戸正雄
職工の優遇（時事四八）　守屋榮夫
勞働團體に對する使用者聯盟（時事五二）　松崎壽
若槻首相に與へて失業問題を論ず（解放五・九）　東京市統計課
產業別合同への道（解放五・五）　上村進
俸給者の失業救濟（時事四三）　加藤勘十
知識階級の失業問題（太陽三二・三）　久保楠藏
失業問題の緩和と割引政策（商業四二）　細迫兼光
勞働爭議に關する調査（統學四八三）　高田幸松
濱松勞働爭議の人權蹂躙事件の眞相（法曹三一八）　松尾茂樹
別子爭議の跡を顧みて（大衆一・二）
日本郵船爭議批判（勞働者一・一）
米窪君の詰問に答ふ（社會五・一二）
共同印刷爭議の眞相（大衆一・三）
最近印刷事業に於ける資本の攻勢（大衆一・二）

我が國に於ける資本の攻勢に就いて（大衆一・二）　野口榮太郎
組合法問題に於ける資本家の「危險思想」（我等八・二）
勞働組合に對する資本家の挑戰的態度（我觀）　鈴木文治
左翼勞働運動の意義（勞働者一・一）　山下純
左翼聯盟は如何なる方向を辿らんとするか（勞働者一・一）　青木經雄
現下の階級的至要爭點と所謂左右兩翼の對立（改造八・四）　猪俣津南雄
右翼及極左翼分派に對する闘爭（大衆一・四）　スターリン
左翼當面の問題と中間派の結成（大衆一・八）　薄茂人
統一運動に對する中間團體の任務（大衆一・八）　稲村隆一
勞働運動現下の重大問題（大衆一・一）　中村義明
日本の社會運動の一特徴（大衆一・五）　麻生久
未組織勞働者の組織について（大衆一・二四）　山本懸藏
進歩せる勞働運動（東經一二〇四―一二〇八）　カーバー
本邦勞働運動の數的一考察（社會五・四）　平貞藏　友岡久雄
世界及日本資本主義の情勢と我國社會運動（社會五・一二）　丸岡重堯
我國に於ける勞働委員會の現狀（社時七一・七二）　廣池千英
工場委員會に就いて（大衆一・六）　河田賢治
勞働委員會制度（筑豐二六〇）　添田敬一郎
我國プロレタリア運動の現段階（大衆一・一）　猪俣津南雄
階級闘爭の歸結（日法一三・一一）　稲田周之助
勞働者の企業資本參加（三田一九ノ一二）　向井鹿松
メーデー小史（社會五・五）　嘉治隆一
全日本鐵道從業員組合の現況（大衆一・五）　高木正男
勞働組合の積極的目的（東經・一二二三）
勞働組合と月給取階級（經濟二二・三）　河田嗣郎
社會に於ける初期勞働組合運動と立法政策（ヘルメス四）　上田貞次郎
新自由主義と我國の勞働組合（企業六）　辻井民之助
全國的總聯合實現の具體的方法（大衆一・四）
組合統一運動の展開（勞働者一・一）　河野密
勞働組合運動に於ける定型（社會五・五）　坂本勝
マルクスに於ける勞働組合說小考（社科二・八）　河野密
勞働組合の積極的目的（東經一二二二）　河野密
勞働組合當面の問題（社會五・三）
勞働組合運動史概說（社會五・四）
産業別合同の基礎（産勞一・五）
勞働組合の組織問題（無産六・三―五）　北浦千太郎
我國に於ける勞働組合費に就て（産勞一・二）
我國勞働組合運動の現勢（エコ・四・四）
勞働組合の二重使命の混同（東經一一七八）　社說
勞働組合運動と社會主義運動との離合（我觀・二七）
産業別合同への道（解放五・五）　河野密
勞働組合をめぐる二つの經濟思想（大原・四・一）　櫛田民藏
我國最近の産業別組合合同運動（社時六七―六八）　松澤兼人
勞働組合の經濟理論（企業六）　猪谷善一
黑色行動と勞働組合（黑色二）

ファシスト黨の勞働組合政策（我等八・五）　福岡誠一譯
明治六年筑前竹槍一揆（社科二・七）　石濱知行
勞働者教育に於ける輔導學級の精神（承前）（人と人六・一、六・二）　惣田太郎吉
勞働學校論（プロンスキー）（承前）（勞研・三・三、同二・四、同・三・二）　宮田又兵衛譯
勞働會館と綜合大學（大大阪・二・一）　高野岩三郎
勞働組合の合法性と徒黨論（中央・四一・一）　河田嗣郎
勞働組合の經濟理論（企業六）　猪谷善一
勞働者に告ぐ（改造・八・五）　椎名龍德
勞働組合教育運動の一成績（研究資料）（マル・四・四）　布施辰治
勞働組合教育補導方針（草案）（關東金屬勞働組合）（マル・四・五）　北浦千太郎
總聯合の組織と方針（解放・五・三）　河田嗣郎
我國組合運動の統一に就て（マル・五・一）　山川均
勞働組合と月給取階級、經濟・二二・三）
勞働總同盟の「右翼聯盟」への進出（改造・八・一二）
ファッシスト黨の勞働組合政策（ユール）（我等八・五）　福岡誠一譯
赤色勞働組合の罷工破り（解放・五・一）　赤松克麿
二個の指導精神（改造・八・四）　赤松克麿
勞働組合の現勢散見（解放・五・一二）　岡陽之助
新自由主義と我國の勞働組合（企業・六）　上田貞次郎
日本最初のメーデー（解放・五・五）　堺利彦
チャアチズムと勞働組合運動（財政・一三・一）　小泉信三
勞働組合運動概觀　我等・八・一二）　三論壽壯
無產政黨將來の問題（我觀・二・七）　麻生久
各國議會に於ける無產黨の數字的勢力（解放・五ノ二）　大山郁夫
現實主義の陷穽（改造・八・三）　大山郁夫
所謂「現實主義」の唯物辯證法的解釋（大衆・一・三）　大山郁夫
無產階級運動の理論と實際（大衆・一・一）　大山郁夫
無產政黨に對する各階級の態度（產勞・一・五）　小川鄕太郎
黨費問題と無產政黨の出現（太陽・三二・五）　長谷川如是閑
無產政黨と智識階級（改造・八ノ三）　水沼辰夫
日和見主義者の幻想的妄斷（勞運一四―一五）　稻田昌植
勞働黨か農民黨か（農會・一六ノ二）　田口運動
日本無產階級運動の發展（解放・五・一〇）　麻生久
再擧せんとする無產政黨（改造・八ノ二）　安部磯雄
無產政黨の三問題（エコ・三三・一三）　安部磯雄
無產政黨の成立と其綱領（太陽・三二ノ一）　鈴木文治
無產政黨の組織と勞働運動（新使命・二・一〇）
無產政黨の諸分派の對立關係及びその前途の展望（大衆・一・一〇）　大山郁夫
左翼除外と左翼當面の問題（大衆・一・七）　鈴木茂三郎
大正十五年無產政黨運動史料（社會・五・一二）　細野三千雄
勞働者の政治行動と其意識（中央・四一ノ二）　馬場恒吾
無產政黨の黨費調達問題（太陽・三二・五）　安部磯雄
市會議員選擧と無產階級（都市・三・五）　安部磯雄
地方自治體の選擧とプロレタリアの運動（產勞・一・十一）

勞農黨形成過程に於ける吾々の任務（大衆・一・七）　沛田武雄
勞働農民黨の進路（解放・五・七）　麻生久
岐路に立つ勞働農民黨（無産・六・四）　關根悅郎
中央委員一部脫退後の勞農黨（無産・六・六）　關根悅郎
勞農黨は如何にして階級的單一政黨となり得るか（勞働者・一・一）　伊達宏一
政黨組織提案から農民勞働黨の解散まで（無産・五・四）　宮井進一
農民勞働黨禁止の愚を笑ふ（法曹・三〇ノ一）　上村進
勞農黨成立の意義（無産・六・二）　夏木清
左右兩翼の對立と勞働農民黨の前途（社會・五・一一）　河野密
朝鮮無産階級運動の轉向に就て（朝時・一・三）　稻光黎民
勞農政黨と勞働組合（マル・四・一）　北條一雄
勞農黨三團體排斥反對に關する聲明書（マル・五・四）
無産政黨の名稱と其綱領（解放・五・一）　安部磯雄
農民勞働黨の準備時代（改造・八・一）　小岩井淨
政治研究會の運動と無産政黨の方向（解放・五・一）　友成三郎
勞働總同盟の脫退に至るまで（改造・八・一）　麻生久
日本農民黨成立の社會的根據（マル・三一）　山路英
勞農黨の分裂と今後の形勢（改造・八・一三）　赤松克麿
無産政黨の誕生と評議會（改造・八・四）　中村義明
總同盟の脫退と評議會の脫退（改造・八・一）　中村義明
左傾派と右傾派の分岐點（改造・八・四）　安部磯雄
當面の任務（マル・五・一）　北條一雄
解散と勞働農民黨の立場（中央・四一・一一）　安部磯雄
再擧せんとする無産政黨（改造・八・二）　麻生久
右翼結成は必然的大勢だ（改造・八・一二）　赤松克麿
勞農黨の分裂及びその前途（我等・八・一一）　大山郁夫
將に生れんとする無産政黨に就いて（中央・四一・一二）　安部磯雄
無産政黨の解散（改造・八・一）　大山郁夫
政黨生捕り策＝非政黨同盟（解放・五・一〇）　下中彌三郎
普通選擧と農民黨の考察（上）（斯民・二一・一一）（下）（斯民・二一・一二）　遠山信一郎
地方普選制度と無産政黨（太陽・三二・九）　吉川季治郎
勞農黨最初の行動其他（解放・五・九）　青野季吉
無産政治運動大觀（解放・五・一二）　三輪壽壯
單一無産政黨主義の將來（我等・八・二）　大山郁夫
無産政黨の成立とその綱領（太陽・三二・一）　安部磯雄
葬られた無産政黨（農政・五・一）　青柔居士
無産政黨の黨費調達問題（太陽・三二・五）　安部磯雄
日本農民黨の行方（マル・三一）　水野成夫
黨費問題と無産政黨の出現（太陽・三二・五）　小川郷太郎
單一無産政黨の擁護（改造・八・一〇）　山川均
勞働農民黨の分裂と無産政黨の將來（中央・四一・一二）
勞農黨の分裂（改造・八・一三）　山川均
勞働農民黨の急務について（マル・五・二）　北浦千太郎
組合運動の二潮流と難産の無産政黨（改造・八・四）　三輪壽壯
日本農民黨の成立と右翼結成（マル・三・一）　仙信夫

勞働農民黨の分裂憂ふるに足らず（改造・八・一三）　安部磯雄
既成政黨の腐敗と新政黨の進路（改造・八・五）　杉山元次郎
勞働農民黨の任務に就いて（マル・四・四）　山川均
無產政黨問題をめぐる兩翼の爭（改造・八・四）　山川均
勞働農民黨の進路（解放・五・七）　麻生久
コールの新自由主義（企業・八）　金子鷹之助
新經濟政策の要項（我觀・三・二）　高橋龜吉
社會政策の釣瓶の底（文生・四・三）
社會政策の人生觀と其觀念的基礎（上）（社時・六・六・六八）　永井享
勞働銀行運動に就ての考察（社聯・一四・一一）　永井享
勞働銀行運動（二）（銀論・六ノ二）　大林宗嗣
郵便年金法解說（遞信・二一三）　木村秀太郎
郵便年金制度の梗概（遞信・二一三）　猪熊貞治
勞働保險について（社聯・一四・八）　今井田清德
勞働保險の試み（社事・一〇・三）　三木正一
ストライキと新聞（國際・六・六）　緒方庸雄
不景氣再來と新たなる賃銀引下運動の擡頭に備へよ（解放・五・四）　太田正孝
現金制度と週給制度（文活・四・一）　高橋龜吉
勞働配分の倫理的考察（商評・五・一）
民主主義か獨裁か（解放・五・一〇）
勞働者の金の力（社研・一・四）
京都學生事件に關する評議會聲明書（マル・三・二）　安部磯雄
關東地方評議會政治部　東晋太郎
關稅と勞賃との關係について（同志・二〇）　佐藤護郎
紡織工場視察の報告（婦勞・四・九）　田中貢
本年の勞働運動から（解放・五・一二）　瀨川次郎
本年度社會運動大觀（解放・五・一二）　江崎夏子
廣東勞働爭議の特徵（調時・六・九）　平貞藏
上海に於ける勞働爭議（調時・六・六）　麻生久
支那に於ける勞働狀態（世界・三・二）
支那の勞働運動（經資・一二、九）　林原憲貞
支那勞働者の現狀及勞働問題（朝滿・二一・九）
支那の勞働運動（經資・一二・九）　嘉治隆一
支那革命運動の二重性（社會・五・一一）
支那の社會運動（經資・一二・三）
民國十四年に於ける支那の勞働爭議（資料・二七八）
支那の社會運動（經資・一二・三）
支那無產階級政治運動の近狀（社會・五・七）　伊藤武雄
支那勞働界現狀と罷業緩和策（エコ・四・二二）　西川喜一
國際勞働運動の一轉機としての英國炭坑爭議（社時・六九）
國際勞働運動大觀（マネジメント・三・五）
封建制度に於ける支配階級の沒落行程（承前）（解放・五・五）　屋池義雄

國際勞働組合運動と産業別組織問題（世界・三・九）　篠田七郎
國際勞働組合聯合の起原及發達（國家・四〇・一一）　篠田七郎
國際勞働組合聯合の起原及發達（國家・四〇・一一）　篠田七郎
社會民主國家に於ける官吏法（一）（國家・四〇・五）　杉村章三郎
勞働組合運動の國際的統一（太陽・三二・二）　北澤新次郎
歐洲に於ける八時間勞働制度採用の成績（資料二七九―二八〇）　神戸正雄
國際勞働運動（時事・四三）
歐洲勞働思潮混亂（東工・二五）　石川三四郎
時間制條約に關するロンドン協定（世界・三・五）
英國總同盟罷業の經濟的意味（改造・八・六）　高橋龜吉
英國炭坑罷業と勞農露國に於ける農民問題（龍門・四五四）
英國炭坑問題略史並に統計摘要（經研・三・三）
イギリスの總罷業と資本主義の凋落（日法・二三・九）
英國總罷業から何を學ぶか（大衆・一・七）　ジョン・ペバー
英國炭坑勞働爭議と其對應策（筑豐・二六二）　松本健次郎
英國經濟の行詰と總同盟罷業（社會・五・六）　丸岡重堯
英國の總同盟罷業（改造・八・六）　山川均
戰後に於ける英國炭坑爭議の變遷（社會・五・八）　後藤信夫
總罷業後のイギリス炭坑爭議　石野爲之助
英國總同盟罷業偶感四章（我等・八・六）　森戸辰男
總罷業後の英國勞働組合界（我等・八・一一）　福岡誠一
英國總罷工に就て（東經・一一九七）　田川大吉郎
英國罷業に現はれたる萬國勞働者の團結（社會・五・九）　田中九一
英國總同盟罷工に就て（勞運・一七）　石川三四郎
英國總罷業の後（大衆・一・九―一〇）　ロゾフスキー
英國總罷業の我國勞働運動に及ぼす影響（改造・八・六）
戰後英國の歩める道（改造・八・六）　蠟山政道
英國に於ける産業平和維持策の現勢（社時・七三、七四）　吉田薨
英國の炭坑と我小作爭議（我觀・三三）　坂口二郎
英國に於ける勞資鬪爭機關の展開（中央・四一・八）　小島精一
英國勞働組合大會の構成と職能（世界・三・六）　矢内原忠雄
第壹回英帝國勞働會議（經論・五・二）
英吉利勞働黨（下）（近世社會思想大略）（財政・一三ノ四）　成瀨光雄
英國無産階級運動に對する一考察（大衆・一・五）　ラスカー
英國の職業紹介制度（東工・二四―二五）　岩城忠一
獨逸社會黨内の諸分派（商論・一・三）　山村喬
ベルギイ勞働黨發達史（社會・五・九）
佛蘭西社會思想（一）―近世社會思想大略（財政・一三・五）　中西伊之助
I・W・W・綱領の一考察（解放・五・三）
米國に於ける生計費と賃銀（統計・一五）　宮本焚香
革命露西亞の勞働組合（東工・二四）
ロシアに於ける勞働者狀態（經資・一二・一一）　カルプスカヤ
ロシアに於ける勞働者教育の回顧（大衆・一・八）　桑原册次郎
露領日本移民の赤化問題（日本・八七）　末川博
勞農露國に於ける勞働義務（經濟・二二・四）
英國勞働代表運動に於けるリプ　ラブの時代（商光・四・二）

汎太平洋勞働會議の諸問題（改造・八・七）　田中九一
一九〇五年I・W・W綱領の一考察（解放・五・三）　堤隆
アメリカに於ける初期の勞働組合と勞働爭議（三田・二〇・一二）　中西伊之助
米國社會運動の最近動向（改造・八・一）　八木澤善次
勞働組合運動の國際的統一（太陽・三二・二）　北澤新次郎
國際勞働運動に於ける新現象（マル・五・一）
國際勞働運動に於ける新現象（續）（マル・五・二）
勞働條件の國際的平準化運動（國際・六・七）　森田久
英國　總同盟罷業（經濟・二二・六）　河田嗣郎
フンヂカリスト小論（解放・五・二）　中西伊之助
產業の封建化と總罷業（我等・八・七）　長谷川如是閑
英吉利社會思想（勞働黨（上）財政・一三・四）（下）財政・一三・三）　小泉信三
英國總同盟罷業の原因及び經過（マル・四・六）　劍持平太郎
英國總同盟罷業の基礎（マル・四・六）　北浦千太郎
イギリス勞働爭議所感（我等・八・八）　櫛田民藏
總罷業後の英國勞働組合界（上）（我等・八・一一）　福岡誠一
總罷業の一週間（我等・八・七）　谷口吉彥
英國總同盟罷業の經濟的意味（改造・八・六）　高橋龜吉
英國の總同盟罷業に就ての二三の感想（マル・四・六）　山川均
英國の總同盟罷業と炭坑國有問題（國際・六・六）　下田將美
英國に於ける左翼運動の展開（改造・八・一二）　小島精一
イギリスの總罷業と資本主義の凋落（法制・二三・九）　永井享
英國の總同盟罷業（改造・八・六）　山川均
戰後英國の歩める道（改造・八・六）　蠟山政道
英國の資本主義と勞働運動（改造・八・一三）　谷口吉彥
英國總罷業の諸問題（我等・八・八）　淺野晃
英國勞働運動の新展開（改造・八・一）　野坂鐵
英國總罷業の教訓と無產階級前衛の任務（マル・五・三）　インプレマル誌
英國總罷業の我國勞働運動に及ぼす影響（改造・八・六）　赤松克麿
イギリス炭坑爭議の意義（我等・八・六）　大內兵衛
英國炭坑業行詰の實相と其の原因（中央・四一・六）　高橋龜吉
英國炭坑國有問題（經濟・二三・三）　河田嗣郎
炭坑爭議より總同盟罷業の終結まで（我等・八・六）　福岡誠一
英國炭坑爭議の爭點（我等・八・六）　細川嘉六
英國勞働組合會議と最近の勞働運動の印象（我等・八・一二）
ストライキの新戰術（特に交通勞働の諸君に）（解放・五・三）　高畠素之
總同盟罷業（改造・八・九―一一）　蠟山政道

二　農業問題

農村貧乏論（太陽・三二・一一）　石坂橋樹
農村運動としての共同經營運動の意義（社會・五・六）　八木澤善次
近代農村問題の發達過程（解放・五・二）　八木澤善次

農業開發以前生產の狀態及農業の起原（日農・二二・一〇）　宮川榮一
農村に於ける階級意識の進展（農研・二・三）　稻田昌植
農村不安の原因と其對策（太陽・三二・一一）
我が農村經濟の三大缺陷と其の克服（地方・三四・一〇）　梶原仲治
昨年の農家增收と農村問題（東銀・四八〇）
農業利潤は決して低率ならず（東經・一二二七―一二二九）
土地所有權矛盾の展開過程（大衆・一・一〇）　青木惠一
農業經營に於ける資本主義原則（農研・二・一）　東畑精一
農民の經濟的地位と其の自覺（地方・三四・三）　中澤辨次郎
農村に於ける經濟運動の現在及將來（地方・三四・一〇）
近世地主の發達に關する考察（法政・一・一）　小野武夫
農村問題に關する評論の鑑識（地方・三四・八）　小野武夫
農村經濟と農民心理　大農・五四二）　小野武夫
小作制度の經濟的改造（地方・三四・八）　有元英夫
小作問題（大農・五五一）　原澄次
小作人窮乏の實例（インタ）
農村は如何に搾取されてゐるか（產勞・一・九・十）
農村問題と地主階級の覺醒（斯民・二一・一―二）　伊藤悌藏
文化凋落期にある現代農村（地方・三四・三）　伊福部隆輝
農業經濟現象に於ける村の地位（農會・一六・八）　東畑精一
小作地改良に基く有益費償還請求權（二・完）（法學・四四）
滅びゆく朝鮮農民（朝時・一・二）　津田勇三
朝鮮に於ける內地農業移民（朝鮮・一二七）
我國の食料問題と本島內地種米（豪時・七九）　石黑忠篤
我國資本主義發達の礎石としての維新の土地改革（社科・二・七）　高橋龜吉
資本主義社會に於ける農業の展開傾向（改造・八・二）　河西太一郎
資本主義社會に於ける農業の發達と衰退（社會・五・一）　河西太一郎
マルクスの農業理論及び政策の輪廓（社科・二・二）　河西太一郎
農業と社會主義（中央・四一・九）　河田嗣郎
共同農業の研究（一）（農政・五・一〇）　小松富登
山村百瀨の共產村（解放・五・八）　橋浦泰雄
土民生活に就て（啓明・七）　石川三四郎
「村」の變遷とその再興精神（啓明・一三）　池田種生
農業基本調査に就て（農會・一六・八）　岡田溫
農家の家計調査に就て（集誌・五三五）　長澤柳作
農家の家計（二）（集誌・五四三）　井出皓
農業センサスの提案並其の範圍方法と我國の準備（一）　野村灣
農業統計（產勞・一・九、十）
農業統計實施調査（二）（產業・二四四）
農業生產費の研究（農會・一六・三）　小林隆平
米價とその生產費（產評・一・二）　岡田溫
我國小作料と地代法則（農政・四・一二）　坂田英一
畦畔小作料問題（法學・四四・二）　小野武夫
小作料改訂問題（農會・一六・一三）　根岸勉治
小作料に關す　理論（農政・四・一二）　澤村廉
標準小作料決定の必要（農政・四・一二）　古瀨傳藏

經濟學に於ける地代論の繁榮と小作料（社時・六七）　田邊忠雄
農業生産費の研究（農會・一五・二三）　小林隆平
分益小作制に於ける小作料の一考察（農政・四・一二）　宮川榮一
分益小作を論ず（一）（産業・二四三）　澤村康
分益小作を論ず（二）（産業・二四四）　澤村康
分益小作を論す（三）（産業・二四五）　澤村康
小作問題と土地改良主義（中央・四・一・七）　田邊忠男
農業經營集約度理論の史的發展（一）（農研・二・三）　東畑精一
小農經濟論の基礎概念（農研・二・一）　棚橋初太郎
小農動態觀（農研・二・三）　我妻東策
小農に關する研究の一班（農研・一・三）　横井時敬
食料品國營の可否（企業・八）　猪谷善一
食糧問題と北海道の拓殖（太陽・三二・一一）　高岡熊雄
農業上の土地政策に就て（農政・五・一一）　杉山元治郎
下層農民に對する金融の重要（農會・一六・七）　橋本傳左衛門
農村の現況と金融改善の機會（太陽・三一・一四）　梶原仲治
農業金融制度の改善に就て（大農・五四一）　小平權一
農村金融問題（財政・一三・一〇）　成瀬義春
農村振興と金融の改善（エコ・四・五）　田尻直人
農業信用の大原則に就て（農會・一六・八）　小平權一
農村金融の現狀と其對策（中央・四一・三）　有元英夫
農村金融と普通銀行（財政・一三ノ一一）　成瀬義春
本邦の農業行政（日農・二二・一〇）　農林省農務局
自作農創立と其維持に就て（農政・五・一）　秋守常太郎
農村振興の根本要件（地方・三四・一〇）　氣賀勘重
小作農保護政策を論ず（農會・一六・三）　有元英夫
自作農の創立（地方・三四・一〇）　西垣恒矩
自作農創定の見地より觀たる土地國有論（農會・一六・五）　大塚潔
自作農維持創設に關する參考資料（農政・五・一）　帝國農會
自作農創定計畫批判（中央・四一・二）　中澤辨次郎
自作農創設計畫の内容（農政・五・一）　農林省
農民離村の防止と農村生活改善（共存・二・七）　笠森傳繁
自作農維持策としての地租免除（經濟・二二・四）　河田嗣郎
朝鮮産米增殖計畫と世論（經濟・二二・一）　山本美越乃
農村問題と農産物關稅問題（農會・一五・二二）　伊藤悌藏
農村問題と農産物の關稅問題（農會・一六・二）　伊藤悌藏
エンゲルスの農民政策（我等・八・三）　河西太一郎
カント文化のマルクス化と農村文化問題（農政・五・三）　宮澤千秋
農村に於ける階級鬪爭の意義（農研・二―二）　杉野忠夫
土地と農民（農政・五・一二）　那須皓
現代農村問題の特質（中央・四一・七）　那須皓
農村變動期に於ける實力支配の現象（中央・四一・一〇）　小野武夫
小作地改良に基く有益費償還請求權（法學・四四・九―一〇）　平野義太郎
農村に於ける階級意識の進展（農研・二・三）　宮川榮一

農村に於ける生活の苦悶と其の展開（農研・二・四）　那須皓
不在地主の制限と自作農の奬勵（時事・四八）　神戸正雄
先づ不在地主をなくせよ（農政・五・九）　杉山元治郎
不在地主の存在價値如何（農政・五・九）　古瀬傳藏
農村の文化問題　農政五・三）　秋守常太郎
總ての注意は農村へ（農政・五・二）　布施辰治
政府の自作農創定案　時事・四四）　神戸正雄
自作農創設と小作地管理（農政・五・一）　愛知縣余土村
帝國農會と自作農維持創設案（農政・五・一）　帝國農會
自作農創定の諸問題（太陽・三二・一一）　澤村康
地價政策の批判（マル・五・四）　北浦千太郎
北浦氏の「地價政策の批判」の批判（マル・三一）　和田叡造
地價政策批判の辯護（マル・三二）　北浦千太郎
耕地立入禁止問題（社時・七一）　小野武夫
立入禁止の話（大衆・一・六）　布施辰治
新潟縣の耕作差止め事件の法律觀（企業・五）　上田貞次郎
伏石問題の經濟的考察（商工經・一・一）　太田利一
最近の小作爭議と其特徴（エコ・四・三）　古屋貞雄
小作爭議の惡化と農村政策（エコ・四・一四）　砂川弘
小作爭議と產業組合の階級化（時事・五二）　青木惠一
小作爭議の社會性（地方・三四・六）　青木惠一
小作爭議の社會的法律的考察（太陽・三二・一一）　河田嗣郎
階級鬪爭化せる小作爭議（エコ・四・五）　伊吹晃
農村爭議地行脚（太陽・三二・一一）　中澤辨次郎
大日本地主協會の誕生と農民運動（大衆・一・六）　スターリン
地主階級の飛躍と耕作權（大衆・一・八）　夏木清
農民運動と耕作權確立（大衆・一・五）　青木季吉
農村問題の思想的背景（公民・一七）　ジーピェフ
農民運動と階級鬪爭（無產・六・四）　E・S
農民問題の新しき重要性（無產・六・六）　稻村隆一
農民の諸問題（無產・五・六）　杉野忠夫
農村青年の當面せる一段階（地方・三四・三）　矢江與志
勞働階級と農民（無產・五・六）　仁科雄一
農村に於ける新しき任務（無產・六・七）　杉原達二郎
農村問題と社會主義（無產・五・六）　中澤辨次郎
農村に於ける階級鬪爭の意義（農研・二・二）　田所輝明
何を爲すべきか（無產・六・四）　田所輝明
農民組合當面の問題（大衆・一・六）　青朶居士
十五年度に於ける日本農民運動（無產・六・七）　矢江與志
日本農民運動の現勢（地方・三四・一〇）　關根悅郎
農民組合の一部脫退問題（無產・六・一）　前川正一
分裂主義と統一主義（無產・五・四）　川村恒一
日本農民組合の分裂と其批判（農政・五・五）
日本農民組合に現はれたる日和見主義的傾向（無產・六・五）
分裂主義と日和見主義（無產・五・四）
農民組合と總聯合（大衆・一・四）
統一派としての日本農民組合（無產・六・五）

中部農民組合の現勢（地方・三四・六）　中澤辨次郎
中間派結成運動と農民運動（無産・六・六）　川村恒一
農民の政治戰線組織問題（勞働者・一・一）　高山清
日本農民組合と單一無産政黨（大衆・一・一）　稻村隆一
農民と普選論（農政五ノ二）　小泉信三
農民運動と普通選擧（農會・一六・七）　永井亨
農民と政治運動についての雜考（地方・三四・一〇）　青野秀吉
無産政黨と農民問題（社會・五・九）　八木澤善次
農民同盟及び農民黨とその人々（無産・六・六）　淺沼稻次郎
重ねて農民學校に就て（東經・一二〇五）
無産農民學校協會の發起（東經・一二・四）
無産農民學校問題（解放・五・一〇）　布施辰治
木崎村農民學校問題所感（改造・九・八）　平林初之輔
木崎村に於ける教育前戰（解放・五・一〇）　岩崎正三郎
多事なりし農民運動（我等・八・一二）　莊原達
小作爭議の原因と其解決策（東經・一二〇四―一二〇八）
小作爭議の原因と其解決策（東經・一二〇七）　關根悅郎
小作法をめぐる階級鬪爭（無産・六・七）　黑正巖
伊豫の百性一揆（經濟・二三・五）　黑正巖
福山藩天明六年百性一揆（東亞・一〇・四）　小野武夫
舊幕府領の小作騷擾（農會・一六・五）　小野武夫
德川時代の農村春公人（社科・二・七）　櫻原北明
明治初期の百性一揆（解放・五・五）　流川政次郎
王朝時代に於ける農民の生活（我等・八・一―一一）
南北朝時代土地知行制度の一二に就て（歷史・一七・四）　黑正巖
高野山領農民騷動（農經・二・三）　黑正巖
作州の農民騷動（經濟・二三・四）　黑正巖
羽州庄內農民愁訴騷動（經濟・二三・二）
「農業政策の特質」に關するシツフ教授の意見（法新・三六・一〇）　高岡熊雄
戰後歐洲に於ける農政改革（二・完）（農研・二・三）
自作農創定に關する東歐諸戰後の施設（國家・四〇・四）　桑田熊藏
英國農業革命史論（商經・四）　酒井正三郎
英國に於ける農業の研究（農會・一六・六）　岡山幸生
英國に於ける農村勞働運動と其對策（農會・一六・八）　田邊勝正
英國勞働黨の農政方針（經濟・二三・六）　河田嗣郎
英國に於ける農村勞働運動と其對策（農會・一六・一〇）
英國自由黨の農地國有策（農研・二・二）　那須皓
英國勞働黨內閣の農業政策（社會・五・一）　八木澤善次
アイルランドの土地政策（上）（社時・七四）　澤村康
英國に於ける農村の成人教育（農研・二・一）　小出滿二
英國の近狀と我が農村問題（產評・一・一）　三土忠造
チエツコスロヴアキアの土地制度改革（經濟・二三・一）　河田嗣郎
チエツコスロヴアキアに於ける土地政策（上）（社時七〇）　國際勞働局
伊太利に於ける農業社會化運動（經濟・二三・二）　河田嗣郎
封建時に於ける佛蘭西農民の社會生活狀態（彥商パンフレット・一）

支那無產階級運動と農民の地位（無產・六・三）　ウオヴネセンスキー　原田博治
支那農村經濟の研究（資料・二七〇）　本位田詳男
露國農民の發達（農政・五・二）　新井誠夫
佛蘭西中部農民の狀態（地方・三四・四）　井上勇
ロシヤ「農村共同態」に就て（我等・八・一〇）　淺野晃譯
勞農露國農業狀態（理財一六・四）　アルチエシユ
勞農露西亞に於ける農民問題（三田・三〇・八）　小泉信三
ロシヤの農民に就て（一）（東洋・二九・二）　原口健三譯
ソヴエツト・ロシア農業經濟學研究所（農研・二・三）　杉野忠夫
ペンタムの農奴解放觀（我等・八・六）　平野義太郎

三　婦人問題

婦人解放運動に於ける現代的娘と現代的妻（婦論一一・一二）　林癸未夫
職業婦人運動の概觀（解放・五・六）　奥むめお
婦人運動の二潮流（解放・五・六）　新妻伊都子
中產階級の婦人について（文生・四・四）　青野季吉
政治季節に際して日本婦人に贈る（婦論・一一・二）　佐野學
婦人運動の思想的考察（大陽・三二・一）　山田わか
婦人の社會的地位（文生・四・九）　荒田英一
婦人運動概觀（我等・八・一二）　山川菊榮
智識階級の婦人問題（文生・四・三）　森本厚吉
農村婦人觀（文生・四・九）　坂本眞琴
婦人と消費組合運動（婦運・四・六）　神近市子
婦人勞働者と勞働組合（改造・八・一一）　山川菊榮
婦人參政運動の過程及將來の展望（解放・五・六）　山川菊榮
婦選運動と大正十五年（婦運・四・一）　坂本眞琴
婦人と高等教育（解放・五・六）　金子茂
勞働婦人協會（婦運・四・一）　神近市子
婦人及幼年勞働者の夜業禁止請願運動（婦運・四・三）　小澤豐子
今年の婦人界の印象（解放・五・一二）　神近市子
無產階級運動に於ける婦人の問題（改造・八・一）　山川菊榮
無產政黨と婦人の要求（婦運・四・二）　山川菊榮
職業婦人運動の首途に（婦運・四・四）　奥むめお
婦人代表者會議に就いて（婦運・四・二）　佐野學
新女性主義の提唱（解放・五・六）　高群逸枝
本邦婦人問題文獻（マル・四・二）　藤田德松
フランス勞働婦人の活動（解放・五・六）　山川菊榮
勞働組合婦人部の任務と構成について（マル・五・一—二）　山川均
公娼廢止に關する諸問題（婦論・一一・一一）　山川菊榮
現代婦人の復權運動（大陽・三二・二）　千葉龜雄
婦人問題と女と議員（文生・四・二）　德富蘇峰
女性解放の最後の鍵（婦論・一一・一二）　長谷川如是閑
家庭爭議の流行（婦運・四・一一）　奥むめお
婦人消費組合運動の使命（婦論・一一・一二）　賀川豐彥
國際聯盟の婦人兒童賣買禁遏事業（國際・六・一二）

婦人解放論に於けるミルの哲學的基礎（法論・二・一）香山勇二
婦人參政權の理論（社時・六〇）森口繁治
新女性主義の提唱（解放・五・六）高群逸枝
無產婦人運動に就いて（大衆・一・七）山川菊榮
無產階級運動に於ける婦人の問題（改造・八・一）山川菊榮
フランス勞働婦人の活動（解放・五・六）山川菊榮
最近世界に於ける婦人の經濟的地位（社聯・一四・一〇）井出菊江
社會問題としての婦人職業（東工・二五）豐原又男
婦人職業の考察（東工・二八）天谷健二
婦人からの抗議　啓明・六）小田切謙
現代の賣淫問題（廓清・一六・二）高群逸枝
化粧料及公娼數の研究（社聯・一四・一一）海野幸德
藝娼妓酌婦の實狀（廓清・一六・七）山本育太郎
公娼制度は二重の搾取（廓清・一六・四）草間八十雄
警視廳の娼妓解放　東經・一二〇九）安部磯雄
公娼制度の及ぼす社會衛生上の考察（社聯・一四・八）上村行彰
我國の遊廓制度を論じて廢娼善後策に及ぶ（社聯・一四・一一）牧野虎次
廢娼と群馬（廓清・一六・一〇—一一）森川抱次
廢娼後の善後策に就て（社聯・一四・九）國澤健雄
時代的に觀る公娼制度の變革（社聯・一四・九）草間八十雄
自由廢業の職術と法律（廓清・一六・一—九）布施辰治
公娼制度廢止に就て（社事・一〇・二）安部磯雄
東京市内外に於ける私娼の現狀（社事・一〇・一—二）草間八十雄
公娼廢止と我等の立場（廓清・一六・二）安部磯雄
醫學上より觀たる公娼制度（廓清・一六・二）三戸時雄
廢娼問題の曙光（文生・四・七）久布白落實
江戸に於ける賣笑制度と非人制度（社科・二・五—六）上林豐明

四　產業組合

現代思潮と產業組合（產業・二四六）荷見安
產業組合の道德化と民衆化（產業・二五〇）桑田熊藏
產業組合運動の趨勢（產業・二五二）小濱八彌
產業組合の本質（產業・二五一）池田埠吾
社會運動に於ける消費組合の地位（經研・三・二）本位田祥男
新自由主義と協同組合（企業・四）上田貞次郎
貨幣價値の變動と產業組合（產業・二五一）德永清次
產業組合の營利主義化の一制限（時事・四九）神戸正雄
產業組合へ資本階級者加入の疑問（產業・二四二）神戸正雄
產業組合賦金課稅の問題（時事・四八）志村源太郎
產業組合に就て（產業・二四六）傳田政治
產業組合に關する一考察（產業・二五一）
我國產業組合運動の解剖（產勞・一・十三）津村宏
購買組合の利用に就て（產業・二五〇）
共同組合とはどんな働きをするものか（婦運・四・五）
共同社會と利益社會の綜合としての消費組合制度（社雜・二五）平野常治

消費組合と無政府主義（原始・二・八）　新居格
社會運動に於ける消費組合の地位（經濟・三ノ二）　本位田祥男
消費組合の使命と經營策（文生・四・九）　河津暹
消費組合の使命と經營策（文生・四ノ九）　河津暹
消費組合の生產事業に就て（產業・二五〇）　齋藤保一郎
消費組合の研究（地方・三三・一二）　村山重忠
經濟的見地より消費組合組織の一般化を論ず（產業・二五一）　長岡保太郎
消費組合運動（人と人・六・六―一〇）　チヤヤノフ　杉野志夫譯
農業的產業組合の國民經濟的意義（農研・二・四）　山本秀一
農產物販賣革命途上の產業組合運動（農政・五・一二）
產業組合と農事小組合との關係（產業・二五二）　岡本利吉
農村と消費組合（啓明・九）　矢作榮藏
農業と利用組合（產業・二四六）　黑谷杜鵑
農村と協同組合（共存・二・七）　有本英夫
農村の金融と產業組合（地方・三四・五）　有元英夫
銀行信用組合間の預金爭奪と農村經濟に及ぼす影響（企業・四）　有元英夫
歐洲に於ける消費組合の勢力（社時・六七）　本位田詳男
各國產業組合概況（產業・二五一）　西雅雄
ソヴイエツト露西亞新經濟政策下に於ける消費組合運動（世界・三・三）　北條一雄
ロシヤの產業組合保險事業（產業・二五一）　林房雄
英國消費組合視察記（產業・二四六・二四七）　本位田祥男
英國協同組合（五）（產業・二五二）　尾上四郎
英國消費組合の研究者（社科・二・三）　本位田祥男
獨逸消費組合中央會の發生と其後の發達概況（二）（產業・二四五）　篠田七郎

五　社會主義

「批評の自由」とは何ぞや（大衆・一・二）　レーニン
政治的自由の獲得（我等・八・一〇）　山川均
社會民衆黨と農民黨（マル・三二）　淺野晃
農民勞働黨の解散と支配階級心理（中央・四一・一）　大山郁夫
社會民衆黨排擊の根據（マル・三二）　水野成夫
無批判的批判の批判（改造・八・一三）　大山郁夫
全線的攻擊の根據（マル・五・四）　杉道夫
左翼中間派結成計畫の批判（マル・五・四）　北條一雄
全無產階級のための新聞（マル・五・二）　北條一雄
普選の濫踏み（改造・八・一一）　山川均
現下の階級的至要爭點と所謂左右兩翼の對立（改造・八・四）　猪俣津南雄
我が國に於ける中央派の一典型（マル・五・三）　西雅雄
理論的鬪爭開展の社會的根據（マル・五・四）　北條一雄
日和見主義と勞働貴族（マル・四・三）　林房雄
中間派左翼の結成か單一左翼の形成か（マル・五・四）　山川均
所謂追隨的組合主義の政治的歸結（マル・五・一二）　和田叡三
組合主義の方法論的根據（マル・三一）　淺野晃

勞働農民黨と左翼の任務（マル・五・三）　山川均
左翼陣營内に於ける日和見主義的危險（マル・四・二）　北浦千太郎
勞農黨の分裂が暗示する無產政黨運動の前途（中央・四一・一二）　大山郁夫

無產階級政治運動上に於ける理論闘爭の諸條件の形成過程
（中央・四一・五）　大山郁夫
無產階級の新聞に就いて（解放・五・七）　青野季吉
大衆的闘爭の對軍事原則（解放・五・一）　青野季吉
經驗的現實主義の正體と其の行方（改造・八・一一）　福本和夫
日本農民黨宣言の批評（マル・三一）　淺野晃
社會運動内面史（解放・五・二）　山崎今朝彌
右傾左傾の辨（中央・四一・一一）　吉野作造
勞農黨と所謂左翼進出（マル・三一）　北條一雄
雜誌大衆より分離せざるべからず（マル・三一）　杉道夫
日本無產階級運動の發展經路（解放・五・九）　田口運藏
經驗的現實主義のファシズムへの轉向（マル・三一）　水野成夫
政治の意義と本質（原始・二・二）　新居格
大正維新の標語に就いて（マル・四・一）　西雅雄
資本主義末期の一症狀としての人口過剩のうめき（社問・七三）　河上肇

社會運動に於ける「行動」と「意識」（解放・五・三）　本莊可宗
正體を曝露せる大衆（マル・五・四）　杉道夫
左翼戰術錯誤の根因（改造・八・四）　高橋龜吉
社會思想の研究及取締（社時・七〇）　永井享

我國はいま如何にして戰闘的唯物論を戰ひとり得るか　福本和夫
日本資本主義社會の自己批判と日本經濟史の研究（社科・二・七）　レーニン
勞働者黨と農民（マル・四・二）　石川茂
本邦初期社會主義文獻（マル・四・一）　布施辰治
怪寫眞事件の主點と批判（改造・八・一一）　花井卓藏
朴烈事件の法律觀（太陽・三二・一三）　片山潛
現實を語る（解放・五・八）
和辻哲郎氏よりの寄書並に之に對する感想（社問・七六）　河上肇
學生事件と研究の自由（改造・八・一一）　山川均
學生檢擧事件について（社問・七五）　河上肇
學生事件と社會科學（我等・八・一〇）　櫛田民藏
文學理論と社會科學（太陽・三二・一二）　山内房吉
學生と政治（改造・八・二）　森戸辰男
無產者教育の壓迫（我等・八・九）　長谷川如是閑
社會科學研究の受難時代（改造・八・一一）　大山郁夫
ブルジョア社會に於ける教育機關の本質（改造・八・一一）　岩倉不利天
學生檢擧事件問答（我等・八・一〇）　吉野作造
學生檢擧事件について―和辻哲郎氏に寄す（社問・七五）
文相の思想暴壓（改造・八・七）　山川均
學生の社會科學運動と無產階級運動（解放・五・一一）　佐野袈裟美
所謂學生事件に關する理論的考察（改造・八・一三）　佐々木惣一

學生社會科學事件（企業・八）　上田貞次郎
大學を中心とする社會科學研究團體の進化（我等・八・一〇）
學生檢舉の△△△む支配階級の△△（改造・八・一一）　淡德三郎
事件批判の中心點（我等・八・一〇）　大山郁夫
帝國主義の支配下に於ける社會科學研究の自由（改造・八・七）　大山郁夫
科學の自己促進法と支配階級の抑壓態度（我等・八・七）　大山郁夫
我國の現政界とドイツチェ・イデオロギー（我等・八・五）　大山郁夫
學生社會科學研究會事件の批判（我等・八・一〇）　大內兵衛外十一名
社會科學に就て（社雜・二〇）　高田保馬
學生思想事件の根本的檢案（教育・一四九一）　峰間信吉
學生檢舉事件斷想（我等・八・一〇）　大內兵衛
學聯事件斷想（解放・五・一一）　水谷長三郎
鬪爭手段としての現代教育（改造・八・九）　森戸辰男
社會科學運動の犯罪性と文化史的意義（改造・八・一一）　森戸辰男
辯證法に關する斷片（我等・八・三）　レーニン、デボーリン
マルクス經濟學の方法（我等・八・九）　淺野晃
高畠氏の唯物史觀批評（マル・四・五）　緒方清
デボーリンのカント批評（經論・五・一）　大森義太郎
福本氏著「經濟學批判の方法論」に就ての一感想（社科・二・八）　福本和夫
經濟史の研究方法（社科・二・五）　堀經夫
經濟史と唯物史觀（社科・二・八）　ポクロフスキー
マルクス前の唯物史觀　社科・二・八）　プレハノフ
辨證法的唯物論（社科・二・八）　河野密
マルクス方法論の一考察（社科・二・八）　
レーニンの辨證法に關する斷片について（我等・八・二）　加田哲二
唯物史觀とエンゲルス（社科・二・八）　
唯物史觀の公式勞頭の一句について（社問・七一一）　淡德三郎譯
史的理想主義か史的唯物論か―ジョーレス對ラファルグ　佐々木修一郎
（社科・二・八）　
ヴッコの歷史哲學と唯物史觀（社科・二・八）　
唯物論かカント主義か（社會・五・八）　プレハーノフ對シュミット
ベルンシュタイン唯物史觀修正論批判（社會・五・一〇）　榎本謙輔
認識論に於ける唯物主義と辯證法（社會・五・八）　エフ・アドラア
レーニンの辯證法（社問・六八・六九）　デボーリン
デボーリンのカント批評（經論・五・一）　大森義太郎
唯物史觀の立脚點（社科・二・八）　コルシュ
社會學と唯物史觀について（社科・二・八）　新明正道
唯物論的辯證法（無產・六・二―六・四）　伊東光二
唯物史觀の方法論的一考察（社育科學・二・四）　二木保幾
資本蓄積辯證法的發展（商學論叢・一・三）　ワチンスキー
唯物史觀の根本命題と社會革命の概念とについて（解放・五・四）　赤松五百麿譯
武藤直治

レーニンの辯證法に關する斷片（我等・八・一―二）　河上肇譯
カントに於ける辯證法（社會科學・二・六）　デボーリン　福本和夫譯
マルクス資本論略解（十八）（社問・七二）　河上肇
資本論の最初の構想（マル・四・一）　西雅雄
カール・マルクス「利潤率に關する書簡」（商論・一・四）　宮川實譯
經濟學批判の完成（マル・四・三）　西雅雄
勞働の生產力の發展と資本蓄積との衝突（社問・六九）　河上肇
「資本」二卷、三卷の讀み方（我等・八・十一）　岡田宗司譯
マルクス說に於ける價値及び交換價値なる術語について（我等・八・二）　エメッツト　赤松五百麿譯
マルクス主義の三つの要素（マル・四・五）　レーニン
ペートリ著「マルクス價値論の社會的內容」に就て（社會・五・六）　ルービン　河上肇
資本蓄積の行き詰り（社問・七〇）　河上肇
マルクス價値說の綜合的前提（政經・四）　二木保幾
アドラー「マルクス主義と獨逸古典哲學」（社時・六七）　服部文總　加藤一雄
マルクスの「資本論」に於ける二種の社會型とテニースの「共同社會」及び「利益社會」の範疇（社雜・三一）　小泉信三
櫛田氏に答ふ（改造・八・五）　服部文總
マルクスに關するラスキの一論文（法律・四ノ一二）　村瀨武比古
「經濟學批判」（マルクス）の腹案に就て（大原・四・一）　久留間鮫造
マルクスの歷史理論とその變改者（社科・二・八）　クノー
マルクス說に於ける「價値」および「交換價値」なる術語について（我等・八・二）　赤松五百麿譯
マルクス「剩餘價値學說史」（第一卷第五分册）（大原パンフレット二四）　森戸辰男　久留間鮫造譯
河上博士最近の發展（マル・四・三）　福本和夫
カール・マルクスを克服する者（改造・八・四）　櫛田民藏
通俗マルクス經濟學への一貢獻（我等・八・一）　北澤新次郎
マルクス資本論第二卷略解　我等・八・三―四）　カール・カウツキー　赤松五百麿譯
對立物の統一としての商品（社問・七一）　河上肇
マルクス正統派の根本原理（我等・八・一）　堺利彥
資本論の最初の構想（マル・四・二）　西雅雄
經濟史の研究方法（社會科學・二・五）　福本和夫
マルクス共產社會觀の一批評（三田・二〇・一一）　加田哲二
ステイルナアの唯一者とエンゲルス（我等・八・四）　森戸辰男
方法論は後廻しにすべきか（マル・三一）　三島耕二
マルクスの資本論に於ける二種の社會型とテニースの共同社會及び利益社會の範疇（社會學・三一）　服部文總
資本主義と賃銀制度（法律・五・一〇）　加藤一雄
十九世紀末英國に於ける資本勞働（マル・五・三）　エンゲルス
マルクス共產社會觀の一批評（三田・二〇・一一）　加田哲二
マルクス・エンゲルス遺稿「獨乙的觀念形態」第一編（我等・八・五）
カール・メンガー社會科學方法論の研究（商學・六ノ一）
マルクス・エンゲルス全集インターナショナル版の刊行（我）　エンゲルス
マルクスに就て（社科・二ノ二）

マルクス、エンゲルス遺稿「獨逸觀念形態」第一編（我等・八・六）　森戸辰男・櫛田民藏譯
マルクス共産社會觀の一批評（三田・二〇・一一）　加田哲二
マルクス思惟類型の史的生成とその理念的内容（國家・四七五）　山田秀男
封建制度に於ける支配階級の沒落行程（解放・五・五）　尾池義雄
マルクスに就て（社科・二・二―三）　エンゲルス・島海篤助譯
資本主義と賃銀制度（法律・五・一〇）　加藤一雄
オーウエンの勞働交換所を論ず（商評・五・一）　北野大吉
ロバアト・オウエンの復活（改造・八・一二）　本位田祥男
マルクスの謂ゆる社會的意識形態について（經濟・二二・一）　河上肇
選擧腐敗（我等・八・一一）　カール・マルクス・大内兵衛譯
選擧の結果（我等・八・一二）　カール・マルクス・大内兵衛譯
マルクス國家觀の誕生（大原・四・一）　森戸辰男
マルクスの國家觀（社會科學・二・六）　カール・カウツキー
マルキシズムに於ける國家と强制秩序（我等・八・三）　森戸辰男
議會政治の崩壞とボルシェヴイズムの適用性（中央・四一・六）　青野季吉
カールマルクスの國家理論（解放・五・一）　高畠素之
マルキシズムに於ける國家と强制秩序（我等・八ノ三）
モスールとイギリスの帝國主義（外交・五・一〇）　中平亮
資本の輸出と帝國主義（無産・六・一）　プレブス
帝國主義の經濟的基礎（社會・五・九）　プヘーヲン
プロレタリアートと帝國主義（社會・五・九）　ヒルファディング
マルクス說に於ける社會と國家（我等・八・一）　河野密
强力說批判（我等・八・七―九）　エンゲルス・服部之總譯
マルクス說に於ける社會と國家（我等・八・一）　河野密
福田博士のレニンの國家理論とケルゼンの「社會主義と國家」と
の奇蹟的合致（商論・一・一）　岩城忠一
階級鬪爭の必然性と其必然的轉化（改造・八・一）　河上肇
フオーエルバツハに關するテーゼ（社問・七一）　河上肇譯
マルクスの勞働組合論（マル・四・五）　アウエルバツハ・カール・マルクス・大内兵衛譯
チヤーティスト（我等・八・一〇）　森戸辰男
ステイルナアの「唯一者」とエンゲルス（我等・八・四）　小泉信三
ラツサアル以前（財政・一三・一〇）　稻田周之助
階級鬪爭の歸結（日法・一三・一一）　村上進
社會的色盲より觀たるマルクス（マル・四・六）　カウツキー・大内兵衛譯
フリードリツヒ・エンゲルス（我等・八・三―五）　福田德三
レーニズム（太陽・三二・三）　丸谷喜市
搾取と資本主義（社時・六九）　河上肇
階級鬪爭の必然性と必然的轉化（改造・八・一）　田所輝明
「鬪爭主義」續稿（無産・五・五）　高田保馬
階級の自壞作用（改造・八・四）　レーニン
宗教に對する勞働者黨の態度に就て（アル・四・四）
吾人の運動の最も緊切なる任務に就て（マル・四・一）　レーニン

所謂「現段階」の分析について（マル・三一）　浅野　晃
民主主義獲得のための先頭隊としての勞働者階級（マル・五・一二）　レーニン
新社會と家族制度（婦人運動・四・一一）　山川菊榮譯
階級の成長（解放・五・九）　山内房吉
マルクス思惟類型の史的生成とその理念的内容（國家・四〇・九）　山田秀男
ウキツトフオーゲルの市民社會の歴史（我等・八・一）　石濱知行
レーニズムと科學（社間・七二）　河上肇
レーニンを生める社會（社會學研究・一・三）　赤神良讓
社會運動に於ける行動と意識（解放・五・三）　本莊可宗
階級とは何か（社雜・二一）　マックス、アドラー
無產階級の結合及び分裂と社會科學（中央・四一・一二）　平野義太郎
階級闘爭説に於けるマルクスと其の先驅者（三田・二〇・八）　長谷川如是閑
共產黨宣言前史の一斷（三田・二〇・六）　平井新
自由主義と社會主義（解放・五・三）　平井新
ロバート・オーウエンの勞働交換銀行（商學討究・一・下）　平林初之輔
二つの社會化綱領（商學論叢・一・二）　玉塚壽郎
ケルン共產黨事件の眞相（我等・八ノ四）　岩城忠一
プロレタリアートと科學（マル・四・三）　波多野鼎
資本合同への傾向（無產・五・六）　ジノヴイエフ
社會革命の國際的退潮（外交・五一四）　プレブス
產業社會化の原理と方法（商光・四・二）　今井時郎
戰時共產主義より新經濟策へ（解放・五・七）　田村市郎
資本主義の安定について（解放・五・四）　水谷長三郎
一學究の公けの日誌（我等・八・五―六）　米村正一共譯
資本主義崩壞の理論的根據（改造・八・一）　青野季吉
英米資本の爭覇（マル・四・三）　河上肇
黑色運動の意義精神（黑色・六）　猪俣津南雄
何を讀むべきか（無產・五・五―六）　荒畑寒村
裸體藝術と唯物史觀（社會・五・一〇）　關根悅郎
二人の革命家（社會・五・七）　坂本勝
マルクスよりザスゥリッチへの手紙（社會・五・一〇）　千葉雄次郎
ラツサールの最期（社會・五・一）　山村喬譯
レーニンの追想（解放・五・五）　石濱知行
自殺したマルクスの末娘（我等・八・一一）　佐野學
大鵬平八郎と空想的社會主義（社會・五・八）　嘉治隆一
歐洲革命以前に於ける新社會思想の醱酵（解放・五・三）　住谷悅治
歐洲革命以前に於ける新社會思想の醱酵（解放・五・三）　石川三四郎
國際社會主義運動（財政・一三・一五）　小泉信三
英吉利社會思想（財政・一三・二）　小泉信三
イギリスの選擧―トーリー黨とホイッグ黨（我等・八・九）　カール・マルクス　大内兵衛譯
冬眠せる獨逸社會主義運動（改造・八・一）　藤井悌

獨逸社會思想社會黨とビスマルク（財政・一三・一一）小泉信三
獨逸社會民主黨の諸分派（商論・一・四）岩城忠一
ドウス案に於ける獨逸（マル・五・二）緒方潔
ケルン共產黨事件の眞相（我等・八・四）嘉治隆一
獨逸社會思想（財政・一三・一二）小泉信三
輓近佛國に於ける社會主義經濟學說（經商・五・二―二）關未代策
佛蘭西社會思想（財政・一三・五）小泉信三
佛蘭西社會思想（財政・一三・六―九）小泉信三
弱小民族の悲哀（改造・八・五）山川均
ニコライ・チエルニシエフスキイの生涯と思想（我等・八・一）嘉治隆一
ロシアに於ける勞働者狀態（經資・一二・一一）
新經濟政策に關するレーニンの一斷片（我等・八・七）淺野晃
勞農露西亞に於けるトラスト及シンヂケート（企業・八）竹中龍雄
ボルシエヴイズムの理論と實際（下）（露西亞社會思想）（財政）
勞農ロシヤの國家資本主義（太陽・三二・七）種田虎雄
勞農露國に於ける金融制度の復活（經濟・二二・五）谷口吉彥
革命後の露西亞（東洋・二八ノ一二）守屋榮夫
スターリンの極東政策（外時・五一三）布施勝治
ロシアに於ける銀行の發達（金融・三ノ一）田中九一
社會主義外交の一齣（外交・五一二）淺田江村
勞農ロシアの消費貸借に就いて（法經潮・一六）小池隆一
新經濟政策とロシア勞働立法（經論・一二・六）末川博
露國金融制度の變遷（經濟・二二ノ二）谷口吉彥
ボルシエヴイズムの理論と實際（財政・一三・一三）小泉信三
ロシア經濟の傾向（社會・五・三―四）トロツキー
ロシアの農村共產體（社會・五・一一）マルクス
勞農露國の社會主義基調は變らず（國際・六・五）ラコフスキー
露西亞は資本主義へ進みつゝあるか（マル・四・四）劍持平太
露西亞社會思想（財政・一三・一四）小泉信三
勞農露國の新思潮の基調（改造・八・一）青野季吉
レオン・トロツキー勞農露西亞の新經濟政策（商論・一四）岩城忠一
支那に於ける赤化運動（改造・八・八）布施勝治
支那無產階級運動の發展（マル・四・三）劍持平太
マルクスの支那論に就て（我等・八ノ一）嘉治隆一
中國無產階級及び其の運動の特質（改造・八・八）李八傑
ラデツクの支那革命論（我等・八・五）喜治隆一
マルクスの支那論に就て　我等・八・二）嘉治隆一
サンデカリスト小論（解放・五・二）中西伊之助
行動か生活か（虛無二・一）加藤一夫
シユタムラーの無政府主義論（社會科學・二・五―六）掘直琴
自由思想とユヒリズム（虛無・二・一）小野田保藏
シユタムラーの無政府主義論（社科・一・五）掘直琴
クロポトキンの追悼會（解放・五・八）和田軌一郎
無政府主義の父ミハエル・バクーニンを憶ふ（黑色・四）

産業主義者サン・シモン（社時・六・七）　増井幸雄
近代無政府主義論（勞運・一四）　井口哲郎譯
バクーニンの片影（勞運・一八）　八太舟三
吾等の自由と連帶責任（勞運・一四）　石川三四郎
バクーニンを憶ふ（勞運・一八）　新居格
メーデーと無政府主義者（原始・二・五）　フリードリヒ・ギオバ　新居格譯
虛無主義と理想主義の調和（虛無・二・二）　伊藤芳子
バクーニンの聯合論（勞運・一八）　久保譲
エゴイズムと虛無思想（原始・二・二）　加藤一夫

六　社會事業

社會事業の本質（共存・二・一）　賀川豐彦
滿洲及び新西蘭の社會事業（太陽・三二・四）　生江孝元
都市社會事業の根本方針（社事・一〇・六）　三好豐太郎
社會事業の基礎的現象に關する若干の考察（社事・一〇・一〇）　楠原祖一郎
社會事業の本質（社聯・一四・三）　海野幸德
社會事業概念の研究（社聯・一四・一二）　海野幸德
物價問題と社會事業（社事・一〇・二）　增田抱村
社會事業に就ての一の考へ方（社聯・一四・五）　大林宗嗣
民間社會事業運動の考察（社雜・三）　三好豐太郎
私設社會事業に於ける新生面（社聯・一四・六）　川上貫一
私的社會事業の有用と價値（社聯・一四・八）　川上貫一
社會事業と科學（社時・五・二）　富士川遊
社會事業の一營に就て（社聯・一四・七）　大林宗嗣
救貧制度に就て（社聯・一四・一〇）　草場聰
農村社會事業に就て（社事・一〇・一〇）　守屋榮夫
本邦方面委員制度要論（社事・一〇・一—四）　藤野惠
方面委員事業立法化の考察（社事・一〇・一）　三好豐太郎
行刑制度の進歩と保護事業（社事・一〇・二）　泉二新熊
最近十ケ年間に於ける智力盜及被害者（社聯・一四・二）　山本育太郎
釋放者保護と精神衛生（輔成・一〇・六）　丸井清泰
保護事業の宣傳（輔成・一〇・四）　富井隆信
我國釋放者保護事業發達史概觀（輔成・一〇・四—六）　近藤亮雅
收容保護について（輔成・一〇・五）　富井隆信
獨逸殊に伯林に於ける釋放者保護（輔成・一〇・一）　岩村通世
米國殊に紐育に於ける釋放者保護事業（輔成・一〇・二）　岩村通世
融和事業の思想系統（社時・五・三）　下村春之助
水平運動と宗教及び道德（同愛・三二）　栗須七郎
苦難の闘ひにある水平運動（大衆・一・五）　木村京太郎
謂ゆる部落問題の一考察（輔成・一〇・六）　石清水矢麿
水平運動と融和運動（社時・五・一）　下村春之助
自己完成としての部落解放運動（社時・一〇・二）　有馬頴寧
歴史的考察無用論に就て（同愛・三・六）　近藤恭一郎
融和運動に就て（社聯・一四・一〇）　田子一民
轉換期の融和運動（同愛・三四）　楠本寛
部落問題と軍隊（同愛・三六）　國友忠平

水平運動の間接的行動（同愛・三〇）　山本正男
大正十四年の部落解放運動（同愛・三〇）　河上正雄
都市の結核問題（都市・三・三、四）　宮島幹之助
結核撲滅事業に就て（社事・一〇・四）　田澤鐐二
濠洲及新西蘭の醫療保護施設に就て（社事・一〇・四）　生江孝之
兒童期に於ける結核豫防法（社聯・一四・六）　小田俊三
花柳病と賣淫に就て（社事・一〇・一〇）　山田準次郎
保育事業運營の新傾向（社事・一〇・七）　生江孝之
少年保護事業につきて（丁酉・二八三）　太田秀穂
少年勞働保護問題（社事・一〇・一—二）　吉阪俊藏
工場内に於ける兒童保護施設（社事・一〇・六）　南伊三郎
兒童問題の基調（社聯・一四・九）　山崎巖
特異兒童の研究（社聯・一四・二）　武田愼治郎
精神薄弱兒童の保護に就て（社聯・一四・一二）　三田谷啓
異常兒に對する醫學的考察（社聯・一四・三）　阪井良助
小兒保護の方針に就て（社聯・一四・三）　大久保直穆
少年保護事業につきて（丁酉・二八三）　太田秀穂
小兒保健問題に就て（共存・二・九）　佐野寅一
兒童保護委員制度に就て（共存・二・九）　三上孝基
兒童保護に就て（共存・二・六）　石黑常俊
不良少年に就て（共存・二・九）　德江治之助
少年保護事業と宗教家（輔成・一〇・四）　三谷敎令
不良兒童の智能（共存・二・五）　丸山良二
聾及盲兒の境遇と其保護（共存・二・一〇）　橋村德一
少年の職業問題並に福利施設（共存・二・一〇）　バルトンキング
少年犯罪に對する調査（輔成・一〇・一）　石田弘吉
少年保護司の少年に對する態度（輔成・一〇・一）　マックスクリスティ
不良少年の發生及救治策（丁酉・二八〇）　太田秀穂
兒童養育上に於ける經濟的保障（社聯・一四・九）　川上貫一
兒童養育問題に就て（社聯・一四・一）　高田愼吾
私生子問題に就て（大原・四・一）　高田愼吾
岡山孤兒院解散の報道より育兒事業の將來へ（社事・一〇・五）　原泰一
岡山孤兒院の解散を惜む（社聯・一四・八）　小橋實之助
乳兒死亡現象の統計的傾向（社事・一〇・一—二）　平原唯順
乳兒死亡に關する一考察（社聯・一四・一〇）　增田抱村
乳兒死因としての黴毒（社聯・一四・二）　吉田貫一
乳兒院事業の實際問題（社聯・一四・五）　吉田貫一
姙產婦保護に就て（社聯・一四・一一、一二）　三野裕
兒童遊園に對する一つの見方（社事・一〇・九）　余田忠吾
英國に於ける盲人救濟事業（社聯・一四・八）　松前福廣
社會事業と公設市場（社事・一〇・一二）　大野加久二
公益質庫の現勢（社事・一〇・五—六）　增田抱村
公園問題に關する一考察　都市・二・六）　藤野惠
大學セツトルメントの創業時代（社事・一〇・八—一〇）　田村剛
歐米セツルメント巡禮（社聯・一四・七）　小島幸治
佐伯祐正

隣保事業管見（社聯・一四・二、三）　小島幸治
セツルメントの運動の理論と實際（社聯・一四・三）　賀川豐彦
セツルメントの思想史的背景（大原・四・一）　大林宗嗣
教育的セツツルメントに就て（大大阪・二・七）　大林宗嗣
隣保事業の新傾向に對する一考察（社事・一〇・一〇―一一）　囘制佐重
ソシヤルセツルメントの精神（共存・二・一二）　大石三良
隣保事業の指導原理（共存・二・一〇）　不破次郎
大學セツルメントに就て（共存・二・六）　森河敏夫
公益職業紹介事業の普及發達の方策（共存・二・二）　富永高義
都下大學卒業生の就職狀況（太陽・三二・三）
紹介所に現はるゝ求職婦人（婦運・四・四）　梅山一郎
失業及其の救濟策（社雜・三二）　富田愛次郎
浮浪者問題と其對策（社事・一〇・九―一〇）　増田抱村
少年及び學生の自殺（社聯・一四・一二）　村島歸之
健康保險に於ける保險料の算定に就て（保險雜・三一〇）
婦人救濟と救世軍　廓清・一六・九）　山室軍平
勞働者住宅に就いて（大大阪・二・八）　大林宗嗣
英國に於ける住宅政策（都市・三・一―三）　河合榮治郎
住宅に關する最近の文獻（早大・商・二）　北澤新次郎
廓清運動と無產階級（廓清・一六・八）　村上雄策
普選實施と受刑に由る缺格者（志林・二八ノ三）　小野清一郎
刑餘者の選擧權失格に對する保護事業家の責任（輔成　一〇・五）　河野純孝
都市出產率の低下と細民階級（社雜・三一）　磯村英一
生活改善と貧乏の原因除去（文生・四・六）　山田わか

七　人口問題

人口論に於けるマルサスとマルクスの交錯（經論四・三）　大内兵衞
マルサス人口論各版和譯本の研究（三田・二〇・一二）　竹村豐太郎
マルサスの人口論と其後の實況（研究・六・四・五）　中野竹四郎
時代に眩惑されたるマルサス（性と社會・二・四）　小池四郎
スミスの殖民地論に關し山本博士に答ふ（經論・四・二）　矢内原忠雄
スミスの殖民地論につき矢内原教授に答ふ（經濟・二二・三）　長田三郎
スミスの殖民地觀に關して再び矢内原教授に答ふ（經濟・二二・二―三）　山本美越乃
アダム・スミスの殖民觀に對する爭點（我等・八・五）　谷口彌五郎
植民政策の三階級（承前）、法律・四・一一）　松下芳男
矢内原教授の「植民及植民政策」（經論・五・二）　大内兵衞
日本の移殖民政策（エコ・四・八）　矢内原忠雄
移殖民政策樹立の急務　農政・五・四）　古瀨傳藏
農業殖民地としての南滿洲（東洋・二九・七）　山下肇
人口問題の見地より我外交政策の基調を論ず（中央・一ノ四）　稲垣乙丙
人口新論（統計・一六）

再び我國の人口問題に就て（經濟・二三、五）　山本美越乃
我邦最近の人口增加と北海道拓殖計畫（時事・五一）　神戸正雄
我國根本策人口問題の解決（東工・二六）　井上一次
マルサス時代の英國と現代日本の人口問題（丁酉・二八八）　布川靜淵
我國の人口集積と國策（一）（國民・四一・四）　石橋五郎
大西教授と人口論（商討・一・一）　南亮三郎
人口問題の一考察（太陽・三二・一一）　森本厚吉
人口法則と產業豫備軍の法則（商討・一・一）　南亮三郎
景氣の挽回と人口問題（文生・四・八）　森本厚吉
人口集中論（東經・一二一〇—一二一四）　中橋德五郎
海外發展と人口集中論（東經・一二二五—一二二七）　田中試之助
失業原因としての人口過剩（ヘルメス四）　境米市
本邦人口過剩問題（改造・七・一二）　高野岩三郎
人口過剩に關する若干の考察（經論・四・二）　矢內原忠雄
人口過剩の世界的問題（集誌・五四一）　成田三二
我國過剩人口問題の研究（學研・一）　辻小太郎
我國の過剩人口（社時・六九）　野田信夫
我國に於ける初回國勢調査に就て（二・完）（集誌・五三二）　暉峻義等
產兒制限問題批判（社聯・一四・一二）　野田きみ子
產兒制限運動と將來（解放・五・六）　加藤時次郎
性慾の自由と制限（性と社會・二・四）　布川靜淵
人口調節と移民の價値（丁酉・二八三）　井上哲次郎
產兒制限の問題に就いて（性社・二・二）　ダブリン
產兒制限のための誤れる宣傳（丁酉・二八三）　暉峻義等
產兒調節論批評（勞研・二・四、三・二）　暉峻義等
產兒調節論に關する一考察（太陽・三二・一二）　山田わか
機械主義に囚はれた產兒調節論（太陽・三二・一三）　山本宣治
歐米に於ける產兒調節施設（太陽・三二・一二）　宮川未次
生物學の立場から見た產兒制限問題（太陽・三二・一二）　山本宣治
產兒調節結論其の以後（太陽・三二・一二）　山本宣治
ラヂオと產兒調節（太陽・三二・九）　安部磯雄
產兒調節の社會的意義（太陽・三二・一三）　中山太郎
我國に於ける產兒調節の史的考察（太陽・三二・一三）

八　社會法制

同盟罷業の私法的性質（再論）（法經潮・一三）　木村清司
勞働協約と法律（改造・八・一）　末弘嚴太郎
勞働立法の國際性に就て（工研・二四）　淺利順四郎
古代及び中世に於ける社會契約思想（法研・四）　島田久吉
勞働法の基礎（政叢・一・三）　森山武市郎
階級爭議と法律對策（法曹・三〇・二）　布施辰治
國際勞働機關と我國の勞働法規（三田評・三四九）　園乾治
勞働立法に關する國際的壓迫（企業・六）　上田貞次郎
傭主の酷使と民法第七百十五條における免責要件（志林・二八・八）　平野義太郎
工場法改正に就て（國家・四〇・一一—一二）　北岡壽逸

工場法の改正と女工の保護(東工・二九)　北田壽逸
改正工場法に就て(上)(紡績・四〇九)
勞働組合法案を評す(志林・二八・三)　平野義太郎
何故吾等は組合法案に反對するか(インタ)
根本的に改惡せられたる勞働組合法案(改造・八・二)　末弘嚴太郎
組合法問題に於る資本家の「危險思想」(我等・八・二)　櫛田民藏
改惡された勞働組合法案(エコ・四五)
勞働組合法案を難ず(改造・八・三)　青野季吉
勞働爭議調停法案に就て(經濟・三二・二)　河田嗣郎
勞働爭議調停法解說(改造・八・七)　末弘嚴太郎
勞働爭議調停法案に就て(經濟・二二・二)　河田嗣郎
勞働爭議調停法と「罷業の自由」(國民・四一・五)　丸谷喜市
勞働爭議調停法に就て(社時・七一—七三)　北原安衞
勞働爭議調停法に就て(上)(社時・七一)　北原安衞
漁業爭議調停法の制定を望む(水産・五一九)　太田知庭
船舶職員法改正の急務(海協・三四五)　藤村重道
健康保險法施行命令義解(中)(社時・七二)　清水宏
健康保險法概說(二)(筑豐・二五九)　森莊三郎
健康保險法施行命令義解(下)(社時・七三)　清水玄
健康保險法施行命令義解(上)(社時・七一)　清水玄
朝鮮産業組合令に就いて(朝經・一二二)　安達房治郎
小作法制定問題(時事・五三)　神戸正雄
小作法に於ける小作權論(農會・一六・一三)　太田利一
小作法の問題(二・完)(農會・一六・一二)　東浦庄治
社會立法としての小作法(中央・四一・一二)　中澤辨次郎
彼等の小作法案(我等・八・一一)　水谷長三郎
小作法制定に就て(エコ・四・一七)　小野武夫
小作法に對する根本的態度(社時・六四)　太田利一
小農維持法に就て(三田・二〇・二)　瀧本誠一
國際紛爭に關する仲裁々判と司法的解決との分化
歐洲諸國に於ける大戰後の農業立法(農會・一六・四)　東浦庄治
二十世紀初頭の英國勞働組合法(社時・六六)　上田貞次郎
滿洲の現行社會立法(社時・七二)　生江孝之
ドイツに於ける産業爭議の强制調停制度(世界・三・一)　末川博
新經濟政策とロシア勞働立法(經濟・二二・六)　田中九一
ロシア勞働法規と其實施狀態(社會・五・二)　末川博
ソヴイエトロシアの農業立法(社科・二・六)
新社會的法制としての母子扶助法(社聯・一四・七)　川上貫一
母子扶助法の制度に就て(共存・二・九)　生江孝之
感化法改正上に於ける根本問題(社聯・一四・二二)　川上貫一

九　政治一斑

アダム・スミスの政治論(一)(同志・二〇)　高橋信司
社會的國家概念(法律・四・一一)　村瀨武比古
「權力原理」と政治的無關心主義(社會・五・二)　波多野鼎
普通選擧理論に對する疑義(國家・四〇・二—三)　今中次麿

國家行動の四形態（我等・八・二―四）　長谷川萬次郎
ホブソン著「帝國主義研究」（大原・四ノ一）　細川嘉六
人口增殖と帝國主義（法律・五・二）　松下芳男
賠償問題に現はれたる帝國主義（法律・五・四―六）　松下芳男
日本の體制（產勞・一・一三）　長谷川如是閑
產業資本家としての政府（產勞・一・一二）　長谷川如是閑
政治行動と現代的運動（我等・八・一）　長谷川如是閑
管理國家への進化（我等・八・九）　長谷川如是閑
國家行動としての管理（我等・八・八）　長谷川萬次郎
非國家行動の社會的性質（我等・八・一一）　下村宏
財政と政治（公民・二〇）　新明正道
政治行爲と政治秩序（社會・五・一）　水野錬太郎
議會政治か獨裁政治か（太陽・三二・一四）　林毅陸
議會政治對獨裁政治（三田評・三五〇）　立川一明
我が國の政治と其經濟的背景（東經・一一七八）　高橋龜吉
議會政治の崩壞か改造か（解放・五・七）　馬場恒吾
階級國家の崩壞（外交・五〇四）　安部磯雄
政治的新舊勢力と地方分權主義（地方・三四・五）　室伏高信
政治の非倫理化（改造・八・一二）　澤田謙
政黨政治と資本作用（太陽・三二・五）　永井亨
民主政治と獨裁政治（國際・六・一一）　杉本孝次郎
民衆運動と警察權の對立（改造・八・一〇）　布施辰治
民衆暴動と警察權の濫用（改造・八・一〇）　大山郁夫
長野事件が示唆する社會相（改造・八・一〇）　長谷川萬次郎
國家及寺院と宗教的行動（我等・八・一二）　長谷川萬次郎
普選後に於ける政治鬪爭の性質の變化（中央・四一・一一）　長谷川如是閑
司法警察權の權力的作用（我等・八・一〇）　平野義太郎
既成政黨の崩壞過程としての第五十一議會（改造・八・四）　清瀨一郎
第五十一議會の終了と無產政黨の發程（我等・八・四）　大山郁夫
資本主義政黨打破論、新使命・二・一〇）　清瀨一郎
プルジョア諸政黨側の政治革新運動の諸相（大衆・一・四）　大山郁夫
既成政黨の腐敗と新政黨の進路（改造・八・五）　杉山元次郎
我が國に於ける新政黨のレーゾンデートル（政經・五）　鈴木茂三郎
プルジョア諸政黨の資本閥系統（大衆・一・一）　廉生久
既成政黨の煩悶と其沒落的運命（中央・四一・一一）　三宅雪嶺
政黨々費變遷小史（太陽・三二・五）　清瀨一郎
政治運動の費用（太陽・三二・五）　松木幹一郎
市會議員の選擧と市政の政黨化問題（都市・三・一）　松尾樅
都市自治權の擴張に就て（都市・三・二）　豐浦與七
東京市の公債政策を論ず（都市・二・五）　三好豐太郎
都市社會行政の根本方針（都市・三・三）　山本美越乃
日米の國交と太平洋問題（太陽・三二・四）　末廣重雄
軍備縮少會議と我國の對策（太陽・三二・三）　末廣重雄
軍備縮少會議に就て（經濟・二三・二）　陳規懷
臺灣に於ける政治運動（大衆・一・九―一〇）

弱小民族の悲哀（改造・八・五）　山川　均
所謂「滿蒙に於ける特殊地位」について（太陽・三二・四）　汪　榮　寶
滿鐵を中心とする外交「東西に於ける日米衝突の基調」（經資）　千葉雄次郎
少數黨內閣の問題（社會・五・五）
支那の興國運動（經資・一二・七）　伊藤武雄
支那の內亂と軍閥と民衆（社會・五・三）　長谷川如是閑
支那の軍閥と現代國家（我等・八・五）　稻原勝治
關稅會議と奉直戰（外交・五〇四）

一〇　財政一班

マーシャルの租稅學說（社科・二・一）　阿部賢一
稅制改革論批判（カール・マルクス）（大原・四・二）　大內兵衛
土地賃貸價格調査の難點（產評・一・一）　古瀨傳藏
社會政策上より見たる國稅整理案（財政・一三・三）　成瀨義春
預金部資金の運用と郵便貯金の利子（財政・一三ノ一三）
無產階級の脊血より生れる日本政府の歲入（產勞・一・七）
我國の關稅（經資・一二・二）　堀江歸一
資本利子稅の得失（エコ・三・二四）　神戸正雄
資本利子稅の問題（時事・四三）　西村健吉
都市起債制度の改革（都市・二・六）　小幡清金
我國都市計畫事業の財政（都市・三・一・二、四、五）　津田勇三
朝鮮現行稅制の解剖（朝時・一・四）

一一　經濟一班

マーシャル教授の貨幣及價格論　社科・二ノ一）　土方成美
貨幣政策と物價安定論（一）（商業・四二）　安藝國雄
近世農村を中心として見たる金融事情（經研・三・一）　倉持德久
國際カルテルと資本主義（大衆・一・八）　大森義太郎
マアシャル教授の貨幣及價格論（社科・二・一）　土方成美
我國セメント業に於けるカルテル（企業・八）　中川孫一
失業と物價の變動（經濟・二三・三）　菊田太郎
加奈陀太平洋鐵道の沿革（其一）（經資一二・一〇）
英領印度の綿業（經資・一二・五）
私有財產制度（公民・一八）
社會問題上より見たる割引政策の地位（銀研・一一・一）　土方成美
最近時に於ける資本主義經濟組織とそれが國際關係上への必然的轉化（學研・一）　山崎　進
稿本「日本農民經濟叢書」解題要旨（二）（農研・二・一）　小野武夫
最近經濟界大觀（時事・四一）　神戸正雄
本邦製鐵業勞働事情概說（六）（社時・七一）　橋本龍保利
英國に於ける農業金融問題（銀行・一一ノ四）　岩崎　博
生產力の發展と所有權（朝時・一・七）　津田勇三
經濟生活の諸形態（社會・五・一一）　石濱知行
人類原始時代の經濟生活（社會・五・二）　石濱知行
關稅特別會議に就て（公民・一三）　末廣重雄

資本主義の「安定」について（解放・五・四）　青野季吉
カルテル政策の史的發展（經研・三・四）　小島精一
資本家階級の內部的鬪爭（產勞・一・十三）
下層階級保護と庶民金融政策（社時・六五）　松崎壽
資本主義經濟に於ける株式會社の職能（社會・五・一二）　林要
物價指數研究（商經・四）　郡菊之助
社會化に就いて（商經・四）　宮田喜代藏
無產階級の立場より觀たる支那關稅會議（インタ・一）
物價の騰貴は搾取なり（文生・三・一二）　稻垣守克
我國の綿業金融に就て（大銀・三四一）　山室宗文
物價に及ぼす金利の影響（銀研・九・六）　高城仙次郎
投資制度の爛熟と資本家玉座の倒壞（中央・四一・三）　高橋龜吉
賃銀學說史概論（三田・二〇・七）　富永和夫
効用、價値及び價格（經濟・二三・一）　高田保馬
價値論に關する二研究（經論・四・四）　舞出長五郎
アダム・スミスと自由貿易（社時・六五）　竹內謙二
アダム・スミスの勞賃論（經濟・二三・五）　森耕二郎
ドイツに於ける資本主義の發達（社時・六九）　石濱知行
古代英國經濟史考斷片（三田・二〇・一）　野村兼太郎
カルテル組織の史的展開（經研・三・三）　小島精一
經濟哲學序說（經資・一二・八）　高田保馬
價格の一理論（經濟・二三・五）
Thomas More; Utopia を通して見たる當時の經濟狀態（經論・四・四）　本位田祥男
人口法則と產業豫備策の法則（商討・一・上）　南亮三郎
南米の國際鬪爭（經資・一二〇一）
「價値論の價値」（三田・二〇・三）　小泉信三
資本主義及資本主義的生產方法（商業・四二）　中川新吾
生產の概念（經濟・二三・二）　高田保馬
我が資本主義經濟發達の經路と其將來（中央・四一・七）
我が金融制度改善の基本眼目と其の社會的意義（中央・四一・一二）　高橋龜吉
物價と通貨と數量（經研・三・一）　土方成美
產業に關する各種の組合に就いて（國民・四〇・一）　上田貞次郎
封建制度の崩潰、中央集權的國家出現の時代に於ける貨幣學說（社科・二・五）　高橋誠一郎
カアバアの新經濟革命論（我等・八・一）　野村兼太郎
新自由主義と官業（企業・八）　上田貞次郎
經濟學說の社會鬪爭的背景（中央・四一・四）　高橋誠一郎
貨幣政策と物價安定論（二・完）（商業・四三）　安藝國雄
我國の國際貸借と金解禁問題（經濟・二三・一）　井上準之助
私有財產制度と無記名證券（ダイヤモンド・一四・一四）　土方成美
財政方針と財界の景氣（エコ・四・一四）　堀江歸一
リーフマンの限界餘剩均等の法則（國民・四〇・三）　丸谷喜市
分配論上の權力學說（商討・一・二）　南亮三郎

金利と物價との關係に就いて（社科・一・七）　土方成美
十五年經濟界の病狀と其經過（我等・八・一二）　高橋龜吉
スミスに於ける「人間性」の歴史性、階級性（同志・二〇）　住谷悅治
資本主義の發達効果及其歸趨（社科・二・一）　向井鹿松
折衷家としてのマアシャル（社科・二・一）　小泉信三
資本主義企業と社會進化（企業・五）　德增榮太郎
農業金融制度と普通銀行（銀論・七ノ二）　松尾藤平
最近英國の生活必需品物價指數（大銀・三四〇）　海野甫平
商品の萠芽形態に於ける社會的性質　經濟・二二・一）　谷口吉彥
カール・マルクスの地代論（三田・二〇・三）　高畠素之
經濟學說の社會的鬪爭的背景（中央・四一・四）　高橋誠一郎
本邦に於ける社會經濟組織の推移（大原・四・一）　高野岩三郎
經濟とは何ぞや（經研・三・二）　高田保馬
經濟價値論（商業・四三）　大野辰見
資本主義及資本主義的生產方法（商經・四二）　中川新吉
工場制度を特徴とする資本主義の進展（三田・二〇・九）　向井鹿松
マルサス時代の英國と現代日本の人口問題（丁酉・二八八）　布川靜淵
マーシャル經濟思想に於ける綜合と其意義（社科・二・一）　猪谷善一
經濟生活の諸形態（社會・五・一二）　石濱知行譯
價値論に關する最近の二文獻（三田・二〇・一〇）　寺尾琢磨

一二　雜

群現象と社會結合（社雜・二五）　長谷川萬次郎
階級的內婚制に就いて（社雜・二一・二二）　戸田貞三
男女關係の原理（婦論・一一・三）　室伏高信
現代に於ける階級的區劃（社雜・二一）　松本潤一郎
群集の社會問題（我等・八・九）　新明正道
社會に於ける性生活と認識の自己僞瞞（社・二・四）　土田杏村
封建制度に於ける支配階級の沒落行程（解放・五・四）　尾池義雄
里子制度に關する社會學的研究（一）（醫學・四七一）　西谷宗雄
レオン・ブールジョア氏社會連帶論に就ての一考察（上・下）（國際・六・一―二）　古垣鐵郎
階級概念に就いて（社雜・二一）　藏內數太
社會概念の經濟的構成（我等・八・一）　新明正道
家族、國家、貴族、官吏、軍人の起源（社會・五・三）　石濱知行
階級的內婚制に就て（下）（社雜・二二）　戸田貞三
社會起源に關する諸學說（社雜・二〇）　本田喜代治
社會及資本主義的社會（上）（早大政・三）　林癸未夫
社會的基本關係に就いて（社時・六九）　高田保馬
社會關係の平行について（社雜・三〇）　高田保馬
行動形態としての社會群（中央・四一ノ八）　市村今朝藏
各國資本家聯盟（產勞・一・十三）　五來欣造
社會と國家の關係（早大政・三）　瀧本誠一
都市發達の歴史と自治（都市・二・五）

社會學とその諸分科（思想・五〇）　淡德三郎
關稅政策と帝國主義（國家・四〇ノ三）　松本芳男
ダンテ・マキアベリの思想と帝國主義（法律・五ノ三）　松下芳男
社會政策の歷史觀（社時・六四―六五）　永井亨
和蘭に於ける出產調節の狀況（社聯・一四・七）　高田愼吾
シエイエース「第三階級とは何ぞや」（法論・一五・五）　近内金光
階級問題と民族問題（外交・五一五）　水野廣德
英吉利社會思想（四・五）（近世社會思想大略）（財經・一三・二―三）
支那の社會組織（經資・一二・三）
階級主觀性と無產者科學の客觀性（社科・二・八）　大森義太郎
團體規約に基く組織法とその効力（志林・二八・七）　平野義太郎
軍事行動による社會統制とその崩壞（改造・七・一三）　長谷川如是閑
社會問題とは何ぞや（警察）　土屋正二
社會政策と連帶責任（社時・六八）　戸田貞三
英國社會思潮小史（日法・二三・三）　大竹虎雄
社會及資本主義的社會（下）（財經・四）　林癸未夫
社會と國家の關係（承前）（政經・四）　五來欣造
鬪爭手段としての學校教育（改造・八・九）　森戸辰男
支那の社會組織（經資・一二ノ三）
支那の思想傾向と社會運動（東方・一・二）　角靖軒
我國都市計畫事業の財政（二）（都市・三・二）　小幡清金
社會運動と社會進化（工研・二三）　坂西由藏
基督教の影響を受けたる社會思想（商經・四〇）　尾形繁文
黑人の解放新運動（我觀・二九）　新井誠夫
群現象と社會結合（社雜・二五）　長谷川萬次郎
社會科學と文壇の自己隔離（中央・四一・一一）　大山郁夫
鬪爭の進化と鬪士の性格（解放・五・三）　長谷川如是閑
自由主義と暴力主義（改造・八・一一）　長谷川如是閑
日本古代の社會階級（社雜・二一）　三浦周行
わが國に於ける資本主義發達の一論據としての「ゾンバルトと近松」（中央・四一・五）　山本勝太郎
チアル・ホールの文明論（經濟・二三・五）　堀經夫
幕末に於ける社會階級と其鬪爭（社科・二・七）　猪谷善一
スミスにおける「人間性」の歷史性・階級性（同志・二〇）　住谷悅治
新自由主義と私（改造・八一・一）　上田貞次郎
新自由主義の必要（企業・四）　上田貞次郎
支配階級的教育への叛逆（我等・八・七）　權田保之助
大學を中心とする社會科學研究團體の進化（我等・八・一〇）　森戸辰男
德川時代に於ける平民子弟教育に就いて（歷史・一七・二）　今井孝三
中國の學生運動（改造・八・八）　高一涵
思想取締の理想と其の實現（改造・八・四）　田村德治
女工哀史の一面（製系女工募集の表裏）（解放・五・九）　佐倉啄二
婦人に於ける生理的週期と作業能（勞研・三・一―二）　桐原葆見
モンテスキユー研究（社科・二・三）　竹内謙二
明治大正文學と經濟意識（太陽・三二・一）　木村毅

社會事實の精神分析的說明に就て（我等・八・一）　本田喜代治
日本最近平和運動の諸潮流（國際・六・三）　松下芳男
水平運動大觀（解放・五・一二）　布施辰治
最近に於ける露國の對日觀（國際・六・二）　富士辰馬
事業の集中統一運動に現はれたる新傾向に就て（商業・四四）　村本福松
階級道德と眞實左翼（解放・五・三）　高橋龜吉
社會科學に引用されたる自然科學の一二について（自然・一・三）　奥正男
宗教法案の民法問題（法學・四四・一〇）　穗積重遠
相續法の改正について（三・四）（法學・四四・一、三）　穗積重遠
黴毒と結核（我等・八・一）　安田德太郎
花柳病豫防策（大大阪・二・六）　高田愼吾
論理の社會性（我等・八・一）　本田喜代治
マックス・ウェーバーの政策論の根本概念に就いて（經濟・二三・一八）　藤田敬三
自殺禮讚の諸相（一・二）（虛無・二・一―二）　中谷空極
世界的封建時代（國際・六・八）　林癸未夫
恩給問題の歸趨（我等・八・一一）　阿部賢一
人間の自我は錯覺（一）（虛無二・二）　古谷榮一
社會問題の眞髓（丁酉・二八九）　隈本有尙
奢侈と貧困の原理（文生・四・一二）　林癸未夫
理念の經濟學に關する一論（經研・三・四）　岸本誠二郎
出版物の發賣禁止（改造・八・一〇）　美濃部達吉
ニヒリズム小考（解放・五・四）　松崎貞次郎
我國社會思潮の黎明時代（中央・四一・八）　赤松克麿
改良と革命（中央・四一・一）　小泉信三
プロレタリア科學への要望（解放・五・一一）　勝間雅大
官憲の特殊心理と民衆運動（改造・八・一〇）　赤松克麿
明治維新の特殊性と其現代的意義（企業・四）　猪谷善一
科學の社會性（中央・四一・九）　大山郁夫
時機と順序（我等・八・一〇）　安部磯雄
迷信文明の變態的延長としての資本主義文明（改造・八・一〇）　岸本誠二郎
明治の社會變革と都市勞働者の變遷（經研・三・一）　長谷川如是閑
自由主義と暴力主義（改造・八・一一）　尾形繁之
基督教の影響を受けたる社會思想（二・三）（商業・四一・四三）　高柳賢三
無產者に對する法律扶助の國際的形相（中央・四一・一）　吉野作造
生活の不安と思想の動搖（婦論・一一・九）　古瀨傳藏
日本最初の國民高等學校成る（農政・五・三）　青野季吉
本年の文藝及び社會を概觀して（我等・八・一一）　森口繁治
フアシスト及びフアシズム（法論・一六・六）　阪本勝
新聞を支配する力（產勞・一・八）　島中雄三
新聞と社會思想（社會・五・七）
煙草御遠慮（啓明・八）

大正十五年中出版

B 社會問題關係主要著書

一 社會問題

社會問題綱要　河田嗣郎著
社會問題講座自第一卷至第十三卷　大宅壯一編
社會政策新原理　林癸未夫著
社會政策大系第一三・六卷　長谷川良信
社會政策總論第二卷　河津遲著
現代社會政策　圓谷弘著
ワグナーの社會政策論　松下芳男著
日本勞働組合運動の現勢　産業勞働調査所
日本勞働運動小史　淺野研眞著
轉換期の日本社會運動　赤松克麿著
南海の勞働運動史　桑田次郎著
交通勞働運動の過現　長尾桃郎
勞働組合と勞働爭議　桑田次郎著
郵船爭議の眞相　河田嗣郎著
國際勞働會議と鐵道從業員　佐々木辰次郎編
各國勞働組合運動史　淺利豐治郎著
産業別勞働組合主義　ネストリーブケ著　協調會譯
　サヴェーヂ著　松澤兼人譯
一九二五年に於ける各國勞働界の情勢　協調會編
一九二五年イギリス炭坑爭議の意義　協調會編
一九二六年英國炭坑爭議の經過　協調會編
英國鐵道勞働運動　松延繁次著
左傾か右傾か(英國勞働黨の將來)　坂口二郎著
支那の社會運動　長野朗著
支那勞働運動の現狀　長野朗述
在支那紡績爭議　內藤隈南著
我國に於ける勞働委員會制度　橋本能保利編
産業組合問題　長谷川亮介著
産業組合原論　志村源太郎著
　井田孝平・原田健三共譯
産業組合原論　トトミアシツ著
産業組合詳解　金井滿譯
日本産業組合史　左子清道著
消費組合論　三潴彥太郎著
消費組合巡禮　シャール・ジード著
勞働協約の法學的構成　廣瀨圓一郎譯
　本位田祥男著
　中村萬吉著
小作爭議調停解說　江口春園著
勞働關係法規　三田書房編輯部編
健康保險法規　社會局編
健康保險講習會速記錄　産業福利協會
健康保險法詳解　熊谷憲一著
健康保險法要解　後藤龍吉編
健康保險法早わかり　前田一編
改正工場關係法規輯覽　法政調査會編
工場法規類集　堀田春三郎編
最新改訂工場法令　工場法令研究會編
工場關係法規集　中田耕造　森寅吉編
改正工場法規　大同書院編
勞働爭議調停法　河原田稼吉述
勞働者募集取締令釋義　木村清司著
婦人向上の史的考察　金子直一著
　ハミルトン著
　原田實譯
エレン・ケイ　河田嗣郎述
資本主義社會と農村問題　中澤辨次郎著
資本主義と農村問題(社會問題叢書十)　太田利一著
農村問題概要　稻村隆一著
農民の歷史　青木惠一郎著
資本主義沒落期の農民問題　平野學著
農業と社會主義　岡部久四郎著
農民讀本

農民讀本　富田　文雄著
小作爭議の實際　杉山元治郎著
農民新生への道　堀井　梁歩著
村の辻を往く　小野　武夫著
法制史上より觀たる日本農民の生活（上）　瀧川政次郎著
農村改造農村刷新と自治　加藤孝三郎著
農村社會の研究　マックガル著　杉野　忠夫譯
デンマーク農民の努力　平林　廣人著
丁抹の農業組合　和田日出吉著
英國勞働組合法論　松永　義雄著
サラリーマン論　吉田　辰秋著
獨逸の雇主組合　中込元治郎編
勞資解放論　桝木　卯平著
監獄部屋の眞相と其撲滅策　白石　俊夫著
勞働者雇傭狀態　大阪市社會部調査課編
工業と結核　産業福利協會
勞働衛生　石原　修著

一　社會問題

農村社會政策講座集　岐阜縣社會事業協會
職業指導と職業教育　小山文太郎著
自由を求むる廓の女達へ　村松太賀英著
賣笑婦及花柳病　氏原　佐藏著
自由廢業の斷行と金錢貸借に就て　島井辰治郎著
公娼問題と群馬縣　森川　抱次著
優良兒を儲ける研究　高田義一郎著
日本兒童及成人の身體　進藤　篤一著
聾兒教育に就て　堀江　貞尙著
私生子保護すべきか　早田　正雄著
セツツルメントの研究　大林　宗嗣著
歐米の警察と社會事業とを視て　藤田俱治郎著
社會事業法規便覽　福富　善壽編

二　社會主義

社會に關する新見解（ロバート・オーエン著）（社會主義古典叢書一）　大林宗嗣譯
近世社會思想史大要　小泉　信三著
社會思想史　フォルレンタア著　高橋　正男譯
社會主義の新解釋　バラノヴスキー著　矢部　周譯
クリスト教社會主義史　松下　吉衛著
マルキシズム批判　ゲッテルマン著　石川　哲譯
社會思想八講　カール・デキール著　河野　密譯
ラサルの國家勞働說（社會經濟思想叢書八）　鷲野隼太郎著
マルキシズムの崩壞　シンコヴキッチ著　神永　文三譯
闘爭の跡を訪ねて　石濱　知行著
改良主義の社會的根據　北浦千太郎著
民法と無産階級　メンガア著　井上　登譯
共産主義と社會主義　室伏　高信著
共産主義批評（著作集一）　室伏　高信著
社會主義批評（著作集二）　室伏　高信著
三民主義　孫　文著　長野　朗譯
青年讀本（無産者讀本叢書三）　北浦千太郎著
社會主義隨筆（一）　解放社編
社會主義史　エム・ベーア著　西　雅雄譯
近古の農民戰爭　エム・ベーア著　西　雅雄譯
マルクス主義の時代　エム・ベーア著　西　雅雄譯
近世勞働階級の擡頭（社會主義史四）　ベーア著　西　雅雄譯
階級闘爭の必然性と其の必然的轉化　河上　肇著
資本主義のからくり　山川　均著
クーゲルマンへの手紙　マルクス著　林　房雄譯
マルクス論文集　マルクス著　大井　元譯
マルクスの階級闘爭理論　鳥海　篤助譯
マルクスの唯物史觀　井原　紀著
マルクス主義と哲學　コルシュ著　塚本　三吉譯

無產者講話　山川　均著
マルキシズムの國家理論　勝原　雅大著
マルクスの民族、社會並に國家觀　クノー著
猶太人問題を論ず　マルクス著　東京帝大社會科學研究會譯
改良主義論　ローザ・ルクセンブルグ著　久留間・細川譯
英國勞働階級の狀態　フリードリッヒ・エンゲルス著　緒方潔・沼田光一郎共譯
資本論解說　カール・カウツキー著　竹内謙二譯
資本論第二卷　高畠素之譯
資本論（第三卷上）　マルクス著　櫛田民藏　大内兵衛共譯
資本論（第三卷下）　マルクス著　高畠素之譯
マルクス・エンゲルス評傳　高畠素之譯
マルクス哲學の貧困　カール・マルクス著　淺野晃譯
經濟學批判　カール・マルクス著　猪俣津南雄譯
金融資本論第一分册　ヒルファディング著　林要譯
資本蓄積論第一册　ルクセンブルグ著　横田千元譯
資本蓄積論第二册　ルクセンブルグ著　横田千元譯
資本蓄積と恐慌　マルクス著　鳥海篤助譯
資本蓄積再論　ルクセンブルグ著　宗道太譯
經濟學入門　ルクセンブルグ著　佐野文夫譯
英國價値學說史（社會思想叢書五）　リーブクネヒト著　八木澤善次譯
マルクスの價値論の社會的研究　ペトリー著　友岡久雄譯
經濟科學概論　ボクダーノフ著　後藤壽夫譯
唯物史觀より觀たる經濟學史　佳谷悅治著
マルクス資本論の展開（ヘルマン・カーン著　小栗慶太郎譯
經濟學十講第二分册　トマス・ホッヂスキン著　松澤兼人著
勞働辯護論　細川嘉六譯
理論經濟學概說　レーテラー著　有澤・大森譯
資本主義經濟と社會主義經濟　北澤新次郎著
レーニン著作集（第一卷）　山川均譯
帝國主義民族問題（レーニン著作集二）　青野季吉譯
戰爭と社會主義（レーニン著作集三）　佐野文夫譯
レーニン著作集（第五卷）　西雅雄譯
ソヴイエット政權　青野季吉譯
インタナショナル（レーニン著作集第六卷）　青野季吉譯
何を爲すべきか　レーニン著　青野季吉譯
レーニンの辨證法（マルキシズム叢書一）　河上肇譯
左翼小兒病　レーニン著　和田哲二譯
ロシヤ革命運動史　一　山内封介著
ロシヤ革命運動史　二　山内封介著
ロシヤ革命運動史（第三輯）　山内封介著
ロシヤ革命運動史（五）　山内封介著
ロシヤ共產黨小史　ジノヴイエフ著　安田仁譯
唯物史觀　ブハリン著　富士・横田譯
世界經濟論　ブハリン著　富士辰馬譯
無產階級の社會學　ブハリン著　川口洋郎譯
英國は何處へ往く　レオン・トロツキー著　萩原久興・越智道順譯
社會の構成並に變革の過程　福本和夫著
唯物史觀と中間派史觀　福本和夫著
無產階級の方向轉換　北條一雄著
レーニンと勞働組合運動　ロゾフスキー著　上田茂樹譯
鬪爭手段としての學校教育　森戸辰男著
思想と鬪爭　森戸辰男著
學生と政治　森戸辰男著
大杉榮全集　自第一卷至第九卷　大杉榮著

神と國家　パクーニン著　本荘可宗譯
トルストイの追憶　ゴーリキイ著　神近市子譯
人間の自我は錯覺（虚無哲學體系第一卷）　古谷榮一著
ソヴイエート・ロシアの民法と勞働法　末川博著
ソヴイエート・ロシア新教育行　志垣寛著
ソヴイエート・ロシアの歴史地理的研究　淺野利三郎著
勞農露國研究叢書第四―六編　佐田弘治郎編
堺利彦傳　堺利彦著
社會物語　藤田浪人著
マルキシズム駁論　鈴木鷲山著

三　經濟及財政

經濟學原論（生産）　シールド・ニコルソン著　鷲野隼太郎譯
經濟學原論（分配論）　シールド・ニコルソン著　鷲野隼太郎譯
經濟學原論（交換）　シールド・ニコルソン著　鷲野隼太郎譯
經濟學要綱　東晋太郎著
アダム・スミス國富論（上卷）　スミス著　氣賀勘重譯
新經濟學概論　カッセル著　石川義吉・川西正鑑共譯
經濟學全集第五集上・下　福田徳三著
經濟學全集第六集上・下　パクーニン著　本荘可宗譯
正統學派經濟學說研究　ゴーリキイ著　神近市子譯
經濟學原理　分册二　古谷榮一著
社會經濟學原論　末川博著
國際經濟總論　志垣寛著
經濟學概論　淺野利三郎著
リカルド經濟學（二）　ジャン・バテイスト・セイ著　増井幸雄譯
經濟學（上）　鷲野隼太郎譯
經濟の基本概念　坂西由藏著
リカード價値論研究　森耕二郎著
分配論　キャナン著　渡邊一郎譯
アダム・スミスの研究　竹内謙二著
農業經濟學原論　菅菊太郎・奥田或共譯　カーバー著
貨幣經濟の研究　増井光藏著
改譯「企業論」　シユモラー著　増地庸治郎譯
物價問題　高城仙治郎著
經濟生活の理論　第一分册　土方成美著
現代の社會と經濟　河田嗣郎著
社會改造と企業　上田貞次郎著
日本經濟の行詰と無産階級の對策　高橋龜吉著
經濟そのをり〳〵　太田正孝著
經濟政策綱要　福田徳三著
農政問題研究（增補版）　津田誠一著
農家經濟の新研究　マーシヤル著　大塚金之助譯
農村改造農家經濟の取り方　カツセル著　大野信三譯
經濟學說史　堀江歸一著
資本主義經濟學史巷話　岡啓著
農業共産制歴史論　デイール著　鷲野隼太郎譯
經濟史研究　第一卷　本庄榮治郎等編
近世社會經濟叢書第一―五卷　アシユレー著　小林良正譯
英國經濟史講話　ウイルブラント著　青木孝義譯
經濟思想史概論（國民經濟學の發展）　安倍浩著
經濟思想十二講　カンニングハム著　一氏義良譯
經濟的文化史　ベアード著　直井武夫譯
産業革命講話　山本勝太郎著
元祿時代の經濟學的研究　小野武夫著
日本農民史語彙　高橋龜吉著
明治大正農村經濟の變遷　小野武夫著
德川時代の農家經濟　小野武夫著
日本村落史考　山中省二編
全國副業品取引便覽　瀧本誠一・向井鹿松編
日本産業資料大系七　ウエブスター著　上原好咲譯
世界商業史

近世商業史　野村兼太郎著
明治工業史（鐵道篇）　工學會編
日本染織商工史　泉　俊秀著
大日本外國貿易年表（大正十三年）　大藏省編
本邦貿易年鑑（大正十五年度）　田代衛編
日支交通史（上卷）　木宮泰彥著
日本農業史論　石坂橋樹著
日本農村論　白石重著
日本農業改造論　原澄次著
我國金融事情の解說　神原二郎著
我國の金融市場　山室宗文著
證券金融と短期資金（銀行講座）　岡田純夫著
金融經濟講義　小林新逑
我國金融の現狀及改善策　井上準之助著
貨幣、銀行、外國爲替（下）　堀江歸一著
農業金融（農村問題大系五）　牧野輝智著
世界銀行史談　岩田耕作譯
銀行論　山崎覺次郎著
住友銀行三十年史　住友銀行編
財界五十年譜　中外商業新報社
財界二十五年史　後藤武夫編
全國株式總覽（大正十五年度用）　長澤進
金と物・どう動く？　東京朝日新聞社經濟部編
財づる物語　時事新報社經濟部編
人口思想史論　玉井茂著
人口論「マルサス」說研究　藤村信雄著
非資本主義的人口論　小泉四郎著
日本食糧問題解決の鍵　村本庄次郎著
米穀問題（農村問題大系八）　上山滿之進著
食糧問題の解決としての產兒制限の價値　杉山重義著
產兒調節の奬め　石岡美枝子著
產兒調節とは何か　垂水角藏著
人口と國力　福永つた子著
殖民及殖民政策　故大西猪之介遺著
日本殖民地經濟論　矢內原忠雄著
殖民國策論　持地六三郎著
生命保險十七講　平元兵吾著
現代保險問題　聚津清亮著
社會保險概論　森莊三郎著
農業保險の機能と組織　小平權一著
我國民經濟と財政　土方成美著
明治財政史（第二卷第三卷）　明治財政史編纂會編
大日本租稅志　大藏省編
租稅の理念と其分配原理　阿部賢一著
新舊關稅率比較表と關稅改正始末　神原周平編
支那關稅制度論　高柳松一郎著
科學的管理法綱要　國松豐著
產業經營の職能と其の分化　馬場敬治著
工場經營論　渡邊鐵藏著
工場管理法　神田孝一著
最新農業經營要義　有元英夫著
產業能率講義要領　上野陽一著
產業能率の研究　エフ・エス・リー著　暉峻義等譯
我國の資本家團體　森田良雄著

四　政治及法律

國家　オツペン・ハイマー著　廣島定吉譯
政治講座　立憲政友會編
政治の倫理化　後藤新平著
新興の勢力　上杉愼吉著
政治教育講座　田澤義鋪著
現代社會政治管見　渡邊鐵藏著
實業政治　武藤山治著
現代政治の科學的觀測　高橋清吾著
階級鬪爭及革命（政治學叢書）　稻田周之助編
歐洲政治思想史　高橋清吾著
近代支那の政治および文化　矢野仁一著

女人政治考　佐喜眞興英著
太平洋の諸問題　澤柳正太郎編
國際法より觀たる幕末外交物語　尾佐竹　猛著
税から見た日本の政治　公民研究會
普選讀本　尾崎行雄・林田龜太郎著
普選のススメ　武藤　山治著
歐洲諸國民發達史（上）　ホランドロース著　瀬川　秀雄譯
歐洲社會制度發達史　高橋　清吾著
國際紛爭と國際聯盟　信夫　淳平著
アベリストウイスの大會（國際聯盟パンフレット六八）　國際聯盟協會
黑人問題　滿川龜太郎著
極東に於ける赤色帝國主義の活躍　國際問題研究會編
カイヨー夫人の獄　上畠益三郎著
普通選擧法要綱　坂千秋・三宅正太郎著
普選法　井上　閏三著
住宅組合法解釋　黑見馬越夫著
法律年鑑　第二卷　高窪喜八郎監修
陪審法釋義　林　頼三郎著
陪審講演集　林　頼三郎述
生の法律と理の法律　牧野　英一著
勞働法研究　末弘嚴太郎著

五　調査及統計

日本不動産法沿革史　横井　時冬著
産業及職業分類の方法　內閣統計局
勞働統計要覽（大正十五年版）　內閣統計局
失業統計調査報告（大正十四年第二卷）　同
Preliminary Report on the Unemployment Censusin Japan　同
職業解說　第一、三、四　名古屋地方職業紹介事務局
職業指導と性能檢査　同
筑豐炭山勞働事情　大阪地方職業紹介事務局
工場勞働者採用條件及募集方法　大阪市社會部調査課
勞働移動　名古屋地方職業紹介事務局
季節的出稼調査概要（大正十五年二月調査）　石川縣珠洲郡
珠洲報德　第五卷第三號　珠洲郡報德會
勞働統計（大正一四・四―一四・六）　第七號　佐世保海軍工廠
勞働統計（大正一四・七―一四・九）　第八號　佐世保海軍工廠
同　第九號（大正一四・一〇―一四・一二）　同
勞働統計　第一卷（大正一五）　横須賀海軍工廠
勞働統計原表（自第一卷至第十三卷）　同（一五・三）　東京市統計課
勞働統計實地調査結果表　第一回　和歌山縣社會課
大阪市勞働年報　大阪市社會部調査課
大阪市に於ける失業統計調査　同　石
本市に於ける失業者の分布狀態　大正一五・一〇）　大阪市社會部調査課
失業統計調査報告（社會調査第三編）　廣島市社會課
日稼勞働者の失業事情　神戸市立中央職業紹介所
釀造業に於ける重大傷害統計（自大正九年至同十二年）　社會局監督課
工場鑛山に於ける業務上の不具廢疾者の現狀に關する調査（勞働保護資料第二十二輯）　同　右
耕地改良擴張事業要覽（第一次）　農林省農務局
耕地擴張改良に關する參考資料　農林省農務局
優良農用器具機械に關する調査　農林省農務局
副業生産品商況調査（大正十五・四分）　農林省農務局
田畑賣買價格及賃貸料調（大正十五年三月）　日本勸業銀行調査課
米生産費調査資料　帝國農會
調査彙報　第一六、一七、一九號　新潟縣農會
同一五・三

農家經濟調査　集計成績並附表
農業經營調査（大正十三年度）　奈良縣農會
滋賀縣農會報（第百四十八號）滋賀縣農會
農業經營改善調査　山形縣農會
特殊作物の經濟　和歌山縣農會
農業改良指針　同　縣農會
農業經營調査成績
（大正十三年度）　廣島縣農會
農業經營改善調査
農家現狀調査報告（大正十四年度）
農業經營
改善調査（大正十三年度）　佐賀縣農會
農家現狀調査（大正十四年度）石川縣農會
農商工業者租稅公課負擔調査　同
特有物產調査（柿・梨）　同
米生產費調査　同
農產物販賣調査
（米、梨、蘿蔔）　同
農業經營調査（大正十三年度）同
農業經營調査（大正十三年度）靜岡縣農會
農業經營改善指導成績
（其一・二）　同一五・三　兵庫縣農會
米生產費調査資料　廣島縣農會
島根縣產米生產費調査
（大正十四年）　島根縣農會
農家經濟調査書
（大正十三年度）　熊本縣農會
農家經濟調査
（大正十三年度）　愛知縣農會
蘇市機械場成績書
（大正十三年）　愛知縣產業部
機械農場成績書
（大正十四年）　蘇東機械農場
同　（大正十五年）　同
畑地經濟調査
（大正十四年度）　宮城縣農會
農業改善調査　福井縣農會
米生產費調（大正十三年度）　新潟縣農會
新潟縣農會調査彙報
（第十四號）　同　右
農業共同經營
（大阪府農務課編）　大阪府農事研究會
農業經營資料　岐阜縣農會
岐阜縣の農業基礎團體
第二輯　同　右
農業經營改善調査
（大正十三年度）　富山縣農會
同　長崎縣農會
麥生產費調査報告
（大正十四年度）　同　右
米麥共同販賣事業成績
（大正十四年度）　佐賀縣農會
農事實行組合成績並に共同
作業調査　石川縣農會
農家組合の概況　第三輯　三重縣內務部
優良農事組合事蹟　埼玉縣農會
農家設備審査會成績　神奈川縣中郡農會
農場集散狀況調査
（土地賣買狀況調査）　宮崎縣農會
養蠶經營調査簿　佐賀縣農會
他府縣への出稼者調
（大正十四年中）　中央職業紹介事務局
富山縣東礪波郡中野出稼組合　名古屋地方職業紹介事務局
富山縣下新川郡出漁團　同
タクシー經營と其の雇傭狀態　大阪市社會部調査課
勤續者と其の略歷　同
職業へ行く少年少女　神戸市中央職業紹介所
夜間通學青少年勞務者生活狀態　廣島市社會課
主要府縣中種實業學校卒業生就職狀況調　中央職業紹介事務局
本市に於ける給料生活者職業需給の狀況　大阪市社會部調査課
中等學校卒業者の狀況
自大正十一年至大正十五年　山形縣知事官房
學校卒業生就職狀況調査　神戸市役所社會課
富山縣下新川郡女工保護組合　名古屋地方職業紹介事務局
紡績工場に於ける女工の食料調査報告（農藝化學會誌第二十號別刷）　清水正雄氏
東京大阪兩市に於ける職業婦人調査（女給）　中央職業紹介事務局
工場に於ける寄宿舍の現況に關する調査　社會局勞働部

職業婦人に關する調査（社會局調）　社會教育協會
藝娼妓酌婦紹介業に關する調査　中央職業紹介事務局
女教員產前產後に於ける休養に關する調査（大正十三年度）　文部大臣官房學校衛生課
移民地事情　第九卷　外務省通商局
同　第七卷　同
ブラジル近狀　海外興業株式會社
南米ブラジル國と日本移殖民　同
在伯本邦移殖民に關する視察報告　外務省通商局
在廣鮮人生活狀態（大正一四・五調）　廣島市社會課
特定區域に關する調査　東京市役所統計課
公園內に於ける無宿者調査　大阪市社會部調査課
富山縣に於ける窮民狀況調査　富山縣
東京市細民の出產率に關する調査　第一編　東京市社會局
浮浪者に關する調査　東京市統計課
本市に於ける窮民　大阪市社會部調査課
地代・空家に關する調査　東京府社會課
炭礦鑛夫家計調査（大正十四年四―六月調）　社會局鑛業勞働事情調査會
給料生活者生活狀態（大正一四・八調）　廣島市社會課

大連在勤滿鐵邦人（自大正一三・一〇）社會生計費調査（至同一四・三）　滿鐵・庶務部調査課
滿鐵中國人生計費調査一、二、三、四編　滿鐵・庶務部調査課
有害工業解說　其ノ二　社會局勞働部監督課
工業と結核　產業福利協會
鐵道現業員傷病調査成績（大正十一年度）　滿鐵地方部衛生課
同　（大正十二年度）　同
共濟社員殊に鐵道從業員の肺結核統計的觀察　同
「アセチレン」瓦斯ノ使用ト酸素アセチレン熔接作用の危險に付ての覺書（英國）　社會局監督課
女工の感冒及胃腸病に關する考察　同
疾病負傷統計上より觀たる紡績工場の衛生　同
工場作業場內空氣の理化學的性質に關する調査　社會局勞働部
鑛山衛生　南俊治署
朝倉郡小石村に於ける農村保健衛生實地調査報告　福岡縣警察部
福岡縣保健衛生調査報告　第二編　福岡縣警察部
同　第三編　同
同　第六編　同
內職に關する調査　東京市社會局
日本郵船司厨部爭議報告書　郵司同友會
勞働組合法　產業勞働調査所
神戸勞働學校　神戸勞働學校
第二回大會議事錄　日本製陶勞働同盟
朝鮮の群衆　朝鮮總督府
第三回大會議事錄　海軍勞働組合聯盟
日本勞働組合運動の現勢　產業勞働調査所
我國に於ける勞働委員會制度　協調會
製綱勞働組合創立事情　總同盟製綱勞働組合
全國府縣區域信用組合聯合會資金概況　產業組合中央金庫
產業組合文獻目錄　產業組合中央會
伊太利に於ける請負組合　同
農村市街地信用組合金融事情調査　第一、二回　同　中央金庫
獨逸產業組合の檢査制度　同　中央會
農業者と英國卸賣組合　同
英國產業組合聯合機關　同
產業組合と勞働組合との比較研究　同
產業組合運動と產業組合法　同
普魯西產業組合中央金庫概要　同
英國卸賣組合の六十年　同
家庭經濟展覽會記念寫眞帳　大阪消費組合聯盟
第三年度業務報告書　產業組合中央金庫

國際產業組合貿易　產業組合中央會
大阪市住宅年報（大正十三年）　大阪市社會部調査課
何を讀むべきか（久留弘三編）勞働文化協會
製鐵所共濟組合事業成績（大正十四年度）　製鐵所總務部
勞働法案に關する意見書　日本工業倶樂部
實業懇談會經過報告　第一回　大阪工業會
工場鑛山圖書閲覽施設並教科書概況　協調會
鐵道現業員待遇施設概要（大正十四年十二月）　鐵道省
全國自由勞働者共濟施設に關する調査　中央職業紹介事務局
大阪市勞働共濟會事業概要　大阪市
災害豫防ポスター集　兵庫縣工業懇談會
動力傳導裝置に對する安全設備　社會局勞働部監督課
獨逸瑞西社會保險に於ける年金制度　鐵道大臣官房
健康保險法講話　東京工場懇話會
工場便覽　三重縣工場聯合會
失業保險に關する研究　商業會議所聯合會國際事務局
疾病保險に關する研究　商業會議所聯合會國際事務局
主要食糧農產物改良增殖奬勵事業要覽（農務局報四十五號）　農林省農務局
農會經營資料集　第一輯　秋田縣農會
香川縣自作農奬勵狀況　香川縣
農業倉庫經營事例（農務局編）　帝國農會
農產物關稅改正運動經過報告　同
道府縣農會優良事業事例　同
神奈川縣農會三十年記要　神奈川縣農會
工場安全法制（吉坂俊藏）　產業福利協會
產業婦人の保護（河原田稼吉）　同
主要農產物改良增殖協議會要錄　農林省農務局
土地耕作組合成績概況報告　島根縣農會
農會法令逐條解說（飯岡清雄著）　帝國農會
一九二三年度獨逸國有鐵道事業成績報告　鐵道大臣官房
國際勞働協會の組織・目的・事業　國際勞働協會
本邦社會事業概要　社會局社會部
社會事業統計要覽（大正十一年調）　社會局第二部
名古屋市社會事業概要　名古屋市社會課
長野縣社會事業概要　長野縣社會課
長崎市社會事業要覽　長崎市社會課
社會事業概要　大分縣社會課
事業報告・會則・方面規程　佐賀縣社會事業協會
鹿兒島縣社會事業概要（大正一三・六調）　鹿兒島縣社會課
神戸市社會事業概況（大正十四年十一月）　神戸市社會課
弘濟會年報第八回（大正十三年）　弘濟會
濟生會概況（大正十五年五月）　濟生會
濟生會道府縣救療規程　同
東京市內診療統計（大正十三年度）　同
現代の社會事業　大連市社會課
淨土宗社會事業要覽　淨土宗務所社會課
日本慈濟會事業報告　自大正十三年三月至同十五年三月　日本慈濟會
成福院社會事業一覽　大和信貴山成福院
事業一覽（大正十四年度）　太田家報德會
濟生院事業要覽（大正十五年）　朝鮮總督府
管內社會事業要覽　關東廳
東京市社會局年報（大正十四年度）　東京市社會局
東京市設社會事業要覽　同
東京市內及近接町村內社會事業施設要覽　同
大阪市社會事業年報（大正十四年）　大阪市社會部
松山市社會事業要覽　松山市社會課
寺院を中心とする社會事業　愛知縣社會課
大正十四年度事業報告　同潤會
災害救護概要　自明治二十一年至大正十四年　日本赤十字社

横濱市社會事業一覽（大正十五年）	横濱市社會課
東京市養育院年報（第五十四回）	東京市養育院
報德會の枝折（大正一五・一一）	大日本報德會
大阪府方面委員事業年報（大正十三年）	大阪府社會課
大阪府方面委員事業年報（大正十四年）	同
方面委員制度の第一年	愛知縣社會課
方面愛の泉	同
方面委員制度（大正十五年）	同
行路病人行路死亡人に關する調査	東京府社會課
獨逸救貧制度及救貧統計	社會局社會部
同潤啓成社事業要覽	同潤啓成會
浴風會一覽	浴風會
司法保護事業講演集	輔成會
加盟保護會保護事業成績表（大正十三年度）	輔成會
大正十四年度事業成績表	輔成會
融和促進（喜田貞吉述）	中央融和事業協會
隣保事業と融和問題	同
融和事業年鑑（大正十五年）	同
子女養育中貧困寡婦に關する調査	愛知縣社會課
乳兒死亡率に關する調査	東京市社會局
入學試驗に關する調査	社會教育協會
乳幼兒死亡調査報告（大正十三年）	日比谷圖書館
夏季林間託兒場に於ける兒童身體檢査成績	大阪府警察部
東京市に於ける乳兒の榮養と發育に關する調査研究	刑事課
夏季兒童保養所實施概要（大正十四年度）	姫路少年刑務所
乳幼兒童死亡率及乳兒死亡の社會的原因	久留米少年刑務所
お產に關する迷信	東京府社會課
乳幼兒保護に關する報告	東京少年審判所
歐洲各國に於ける母性及小兒の保護施設	少年保護會東京支部
夏季に於ける體育的施設の狀況調査	豐橋有隣財團
產院設置規程、庶務細則	愛知縣社會課
第三回健康兒童共進會報告	同
巡回產婆の話	愛知縣兒童研究所
北市民館保育組合要覽	大阪市立北市民館
農村託兒所設置要項並に實施參考	愛國婦人會本部社會部
小學兒童思想及讀書傾向調査	東京市社會局
特殊兒童の精神病學的觀察	社會局第二部
感化院收容兒童鑑別調査報告	內務省社會局
小學兒童思想及讀書傾向調査	東京市社會局庶務課
兒童讀物（大正十四年）	日比谷圖書館
不良青少年少女に對する參考表	大阪府警察部刑事課
少年受刑者研究統計提要（大正十二年）	姫路少年刑務所
少年受刑者統計表（大正十三年）	久留米少年刑務所
本府に於けるフイールド・ワークとしての兒童保護事業	東京府社會課
學生被害調査	東京少年審判所
大正十四年中に於ける學生の不良行爲調査	少年保護會東京支部
事業概覽	豐橋有隣財團
兒童保護員制度	愛知縣社會課
兒童保護員制度に就て	同
愛知學園兒童鑑別所彙報（大正十四年度）	愛知縣兒童研究所
兒童相談綱要	京都府少年教育相談所
保護教育の基礎	社會局社會部
感化事業に關する統計	東京市役所社會局
東京市幼少年保護所要覽	中央職業紹介事務局
職業紹介成績 自大正九年六月至同十五年十月	同
職業紹介年報（大正十三年）	同
職業紹介年報（大正十四年）	東京地方職業紹介事務局
職業紹介事業年報（大正十四年）	

職業紹介事業年報（大正十三年）　東京地方職業紹介事務局
職業紹介事業年報（大正十四年）　大阪地方職業紹介事務局
同（大正十四年）　名古屋地方職業紹介事務局
管内に於ける職業紹介事業の普及並に之か經營上施設改善を要する事項　同
市立職業紹介所利用工場の一例　大阪市社會部調査課
少年職業指導顚末報告　京都市社會課
少年職業紹介　名古屋地方職業紹介事務局
少年就職者の爲に（其一）　鹿兒島縣社會課
倫敦に於ける少年職業問題　中央職業紹介事務局
米國に於ける少年職業紹介　同
質屋業の統計調査　東京市統計課
公設質舗　東京市政調査會
市設貯蓄銀行　同
公益質舗に關する參考法律案　同
都市庶民金融改善に關する意見　同
農家豪所の改善　岡山縣社會課
東京市江東市場年報第一、二卷　東京市江東市場
事業概要（第二號）　王子隣保館
セツトルメントの精神とその組織　同
帝大セツツルメント年報（第二號）　東京帝大セツツルメント
國際聯盟衞生技術官交換視察會議參考資料　內務省衞生局
東京の湯屋の變遷　東京市統計課
都市の結核問題　東京市政調査會
統計年報（大正十三年）　第三區府縣立外島保養院
統計年報（大正十四年）　第一區府縣立全生病院
統計年報（大正十三年）　第一回府縣立全生病院
第十五回報告書　實費診療所
各國成人勞働者教育概況　協調會
新成人勞働者教育論　協調會
英國に於ける成人教育　同
成人勞働者教育と輔導學級　協調會
獨逸民衆大學の精神　協調會
全國育英事業概況　文部省
兒童就學奬勵概況　文部省普通學務局
朝鮮の教育　朝鮮總督府
第一回海外學事視察團復命書　臺灣總督官房
社會事業圖書館に就て　神奈川縣社會事業協會
郡役所廢止と郡聯合青年團　日本青年館
少年團日本聯盟諸規程（大正十五年版）　少年團日本聯盟
ボーイ・スカウト訓練の大綱　同
第三十五回大會報告　基督教婦人矯風會
公娼問題と群馬縣（森川抱次著）　婦人矯風會聯合
公娼存廢問題と時論（川崎正子編）　婦人新報社
公娼制度撤廢の是非（川崎正子著）　同
內鮮融和縣賞論文集　神奈川縣內鮮協會
勤儉奬勵施設經過概要　愛知縣社會課
勤儉强調期間に於ける府縣の施設計畫概要（自第五回至第七回）　社會局社會部
公益法人一覽（大正十五年三月）　文部省普通學務局
第七回國際勞働總會報告書　外務省
一九二五年第七回國際勞働總會に於て採擇せられたる條約案及勸告　外務省
第八回並第九回國際勞働總會執告書　商業會議所聯合會
第八回國際勞働總會報告書　櫓崎勞働代表一行
第九回　同　同
國際農業勞働會議概觀　帝國農會
上海に於ける民國幼年勞働者制限問題　滿鐵地方部衞生課
民國十四年に於ける支那の勞働爭議　三菱合資會社資料課
近八年來國內罷工的分析　清華學校
清華學報（第三卷第三期）　北京清華學校

武漢地方に於ける國民革命軍の施政狀況並に勞働政策　神戸商業會議所
滿洲に於ける勞働運動對策　滿鐵・庶務部調査課
上海紡績支那工罷業顚末調査報告　兵庫縣工業懇談會
支那に於ける排日運動と今回の排外暴動　大阪市產業部
華府時間制條約案に關する倫敦會議の意議　三菱合資會社資料課
歐米各國の失業統計　大阪職業輔導會
勞働組合に關する各國法令　社會局
歐洲に於ける八時間勞働制度採用の成績（上・下）　三菱合資會社資料課
歐米各國勞働時間（其一、二）　鐵道大臣官房
歐洲諸國に於ける家族賃銀制度　同　右
各國勞働賃銀統計　協調會調査課
各國勞働爭議統計　同
一九二五年に於ける各國勞働界の情勢　協調會
一九二五年海外勞働日誌　同
一九二六年英國炭坑爭議（其一）　外務省歐米局第二課
一九二六年英國炭坑爭議の經過　協調會調査課
英國に於ける產業平和維持策の現勢　協調會調査課
英國炭業調査委員會報告概要　日銀・調査局
英國に於ける失業問題近狀　同
英國造船勞働事情に關する勞資共同調査報告　同
英國勅命炭業調査委員會の報告概要　三菱合資會社資料課
獨逸の雇主組合　同
勞働銀行論　協調會
瑞西國有鐵道從業に對する福利施設　鐵道大臣官房保健課
諸威海員災害保險法　同
丁抹國船員法及關係法令　遞信省管船局
米國船員法及關係法規　同
諸外國船員法規類集　同
獨逸船員法及附隨法規　同
ソヴエート聯邦外國貿易の制度及組織　同
ソヴエート聯邦輸出採算に關して新經濟政策期に於ける消費組合　滿鐵・調査課
普選に依る最初の市會議員選擧　同
第五十四回帝國議會衆議院議事摘要（上・下卷）　同
第五十一回帝國議會衆議院報告　同
衆議院議員總選擧一覽　同
第十五回　同
朝鮮に於ける施設の一斑　朝鮮總督府
朝鮮總督府財務行政概要　同
中華民國教育概況一覽表　北京滿鐵公所研究室
支那に於ける治外法權撤廢問題　滿鐵庶務部調査課
南滿洲に於ける土地商租問題　東亞勸業株式會社
混沌の支那政局　三菱合資會社資料課
上海外國居留地行政概論　滿鐵・庶務部調査課
吟爾賓市制問題資料　滿鐵・吟爾賓事務所
露西亞が讓步するまで　滿鐵・吟爾賓事務所
中國祕密結社會史　滿鐵・庶務部調査課
關領東印度立法行政法　臺灣總督官房
大阪特別市制案の綱要　大阪都市協會
土地區劃整理に就て　大阪都市協會
都市改造講話（高梨光司著）　同
都市金融の概況　同
地帶收用　同
イギリスの田園都市　同
市民賞論文集（大正十五年）　同
朝鮮の契　朝鮮總督府
關領東印度に於ける外國人の投資　臺灣總督官房調査課
經濟攻究會報告（自第一回至第八回）　經濟攻究會
財界五十年譜　中外商業新報社
朝鮮の實情　朝鮮殖產銀行

額穆敦化兩縣事情	滿鐵・ハルビン調査課
全國副業品取引便覽	日本產業協會
全國副業展覽會報告	同
關領東印度に於ける各種會社利益配當率一覽	臺灣總督官房調査課
英領馬來に於ける各種會社利益配當率一覽	同
南洋各地栽培企業可能性比較一覽	同
國際經濟會議第一回準備委員會報告	國際聯盟協會
南洋に於ける邦人の事業	臺灣總督官房調査課
英領北ボルネオ要覽	同
支那地質調査報告類集（第二卷）	滿鐵・吟商實務所
北滿洲概觀（大正十四年度）	同
寧安縣事情	神戸高等商業學校
海外旅行調査報告（大正十四年夏期）	滿鐵・庶務部調査課
支那に於ける外人の商標權	日本銀行調査局
海外經濟彙報（大正十五年度）自第一號至第八號	同
獨逸情況報告（大正十五年）自第一號至第八號	大阪商業會議所
歐洲戰後の復興と各國經濟政策	大連商業會議所
滿蒙產業政策確立に關する意見書	同
朝鮮の經濟事情	朝鮮總督府
日本の經濟的地位　第五年	三井調査課
同　第六年	同
長崎縣農會報（第八卷第十二號）	長崎縣農會
農產物の販路に關する調査報告第五編	北海道農產物檢査所
活鮮魚鮮肉に關する調査	鐵道省運輸局
鹽乾魚・海藻類に關する調査	同
藁製品畳表類に關する調査	同
麥・小麥粉・澱粉・飼料に關する調査	同
野菜・生果に關する調査	同
繭・生糸・絹織物に關する調査	同
牛・馬・豚に關する調査	同
陶磁器及土器、漆器、硝子類及其の製品に關する調査	鐵道省運輸局
茶・煙草・清酒・麥酒・清涼飲料水に關する調査	鐵道省運輸局
石炭・煉瓦・セメントに關する調査	同
和紙・洋紙・パルプに關する調査	同
鹽・砂糖・醬油・味噌に關する調査	鐵道省運輸局
鑛・礦石・鐵及鋼・銅・鐵及鋼製品・機械類に關する調査	鐵道省運輸局
麥類及小麥粉に關する經濟調査	鐵道省運輸局
重要貨物狀況（第一輯）	鐵道省運輸局
貨物月報　第二卷第十一號（生活必需品輸送改善號）	鐵道省運輸局
農事電化に對する一考察	農事電化協會
我が國に於ける鹽の需給と關東洲の鹽業	滿鐵・庶務部調査課
青島鹽と關東州鹽の今後	同
帝國糧食給源の一提案	脇谷洋次郎著
朝鮮產米增殖計畫要綱	藤本ビルブローカー銀行調査部
火田の現狀	朝鮮總督府
朝鮮の農業	朝鮮總督府
朝鮮產米增殖の計畫	中央朝鮮協會
樺太の農業	樺太廳內務部
東三省森林法規類纂（對譯）	滿鐵・庶務部調査課
東支鐵道沿線に於ける畜產	滿鐵・ハルビン事務所
北滿に於ける漁業	同
南洋各地邦人栽培企業要覽（附地圖）同一五	臺灣總督官房調査課
支那農村經濟の研究	三菱合資會社資料課
大阪市工場分布圖	大阪市產業部
國際二重課稅問題に關する調査報告	日本船主協會
海運に對する二重課稅問題	同
本邦外國貿易業者の經驗せる通商障碍實例	國際商業會議所　日本國內委員會
通商障碍調査資料	同
通商上の障碍と認むべき事項	日本工業倶樂部

全國主要都市に於ける食料品配給及市場狀況（其一、二、三、四）　商工省商務局
貿易通信員報告集（第一二輯）　同
同　支那の部（第一輯）　同
朝鮮の商工業　朝鮮總督府
朝鮮の大豆　朝鮮殖産銀行調査課
朝鮮の棉花　同
朝鮮の明太　同
朝鮮の木材　同
鎭南浦に於ける米と大豆　同鎭南浦商業會議所
濱江證券糧食交易所　滿鐵・ハルビン事務所
支那對外貿易の綜合觀察　神戸商業會議所
支那重要貿易品解說第一編　臺灣總督官房
小麥・小麥粉及鳥卵輸入關稅率に關する意見　農學會
棉花の需給、相場、取引及金融に關する調査　日本銀行調査局
數字上より觀たる浦鹽斯德商港　滿鐵・ハルビン事務所
中國對外貿易概況（一九二五年）　上海商務官事務所
重要物産同業組合一覽（工務局編）　工政會出版部
米國産業繁榮の秘策　三菱合資會社資料課
京城の工産と工場　京城府

朝鮮の窯業　朝鮮總督府
人造絹糸に關する一斑調査　三菱合資會社資料課
南滿洲工業事情　滿鐵・庶務部調査課
綿布事情　東京綿布商同業會
市街地の商圈　朝鮮總督府
北海道及樺太株式會社集覽（自大正七年上半期至大正十四年上半期）　北海道拓殖銀行
滿洲金融改善調査資料　滿洲商業會議所聯合會
會社の賠償責任の範圍　安田保善社調査課
全國死亡原因、地方別統計及被保險者地方別平均死亡統計表（大正九—十三年）　生命保險會社協會
金解禁問題を中心として　法政大學經濟學部會
米國に於ける金融機關　日本銀行調査局
上海に於ける舊式銀行　安田保善社調査部
奉天票に就て　三菱合資會社資料課
杭州の舊式銀行と金融　安田保善社調査部
奉天票と東三省の金融　滿鐵・庶務部調査課
滿洲金融制度並に政策改善に關する要請書　大連商業會議所
第五十一議會を通過せる銀行關係諸法律並諸稅法　安田保善社調査部
金融制度の改善問題　大阪高等商業學校銀行業務研究室
金融市場の特質一斑　大阪高等商業學校銀行業務研究室
印度の幣制改革問題　臺灣總督官房調査課
印度幣制委員會報告概要　日本銀行調査局
伊太利に於ける銀行券發行の統一　同
英國に於ける投資信託會社　同
芬蘭に於ける幣制改革　同
「ソヴィエト」聯邦國立銀行の銀行券發行業務　同
各國發券銀行及通貨關係法規　同
其一　日本の部　同
其二　英國の部　同
其三　佛蘭西の部　同
其四　獨逸の部　同
各國發券銀行及通貨關係法規　同
其五　印度の部　同
其六　濠洲の部　同
其七　和蘭の部　同
其八　東印度の部　同
其九　阿聯邦の部　同
其十　南ランドの部　同
其十一　フインランドの部　同
烏蘇里鐵道の現況　滿鐵・ハルビン調査課

電氣事業成績調査書（第二十八回）　大阪市電氣局
大阪市電氣局事業概要　同
神戸港大觀　神戸市役所港灣部
大連港を中心とする船舶の概勢　滿鐵・庶務部調査課
日本全國鐵道線路圖（大正十二年度）　鐵道省
同　（大正十三年度）　同
日本全國鐵道線路哩程　大正十三年三月末日現在　同
同大正十四年二月末日現在　同
朝鮮の私設鐵道　同
朝鮮鐵道線路圖　同
東京市交通機關發達と變遷　東京市役所統計課
東京市交通調査統計表　東京市統計課
大阪築港案内　大阪市役所港灣部
横濱港の現勢　横濱商業會議所
關稅率改正案　日本工業倶樂部
株式の額面超過金に對する課稅に就て　同
佛國の財政　日銀調査局
佛國專門委員會報告　日本銀行・調査局
第一次及第二次稅制整理に關する意見　商業會議所聯合會
財政部借款表（大正十四年十二月末）　北京滿鐵公所研究室
交通部借款表（大正十四年九月末現在）　滿鐵公所研究室
支那關稅改正問題　臺灣總督官房
對亞國移殖民政策　外務省通商局
南洋各地人口地圖　臺灣總督官房
廣島市人口分布密度表　廣島市社會課
我國の人口集積と政策（石橋五郎）　神戸高商・商業研究所
中等學校生徒思想調査（文部省普通學務局編）　社會教育協會
Report of the Institute for Science of Labour, July, 1921 June, 1925　勞働科學研究所
勞働科學研究所年報第一冊　同
東宮殿下行啓に關する紀要　同
第十一回報告　柳澤統計研究所
日本帝國統計年鑑（第四十五回）　內閣統計局
日本帝國統計摘要（第四十回（大正十五年刊））　同
日本帝國人口動態統計（大正十四年）　同
同　摘要（大正十四年）　同
日本帝國人口動態統計（大正十三年）　同
日本帝國人口動態統計摘要（大正十三年）　同
日本帝國人口動態統計記述編（大正十三年）　同
日本帝國死因統計（大正十四年）　同
日本帝國死因統計（大正十三年）　同
Provisional figures of the Population, 1925.　同
國勢調査速報（大正十四年）　同
國勢調査報告（大正十四年）第二卷　全國結果表　同
同（大正十四年）第三卷（市町村別世帶及人口）　同
國勢調査報告（大正九年）第十三卷（奈良）　同
同　第十九卷（岐阜）　同
同　調査報告（大正九年）第二十一卷（島根）　同
同　第二十四卷（青森）　同
同　調査報告第二十三卷（岩手）　同
國勢調査報告（大正九年）第二十七卷（福井）　同
同　第二十九卷（富山）　同
同　第三十四卷（山口）　同
同　第三十二卷（岡山）　同
同　第三十八卷（愛媛）　同
同　第四十三卷（熊本）　同
國勢一斑（第四十四回）　內務大臣官房文書課
地方財政概要（大正十四年度）　內務省地方局
衞生局年報（大正十三年）　同　衞生局
鑛夫災害及死傷病者に關する調査（大正十三年）　內務省社會局
工場監督年報（第九回）　內務省社會局

農林省統計表（第二次）	農林大臣官房
農林省統計表（第一次）	農林大臣官房
農事統計表（大正十三年）	農林大臣官房
農事統計表（大正十四年）	同
農作傭賃銀統計表（大正十四年）	同
茶統計表（大正十四年）	同
繭統計表（大正十四年）	同
米穀統計（第二次）（世界之部）	農林省農務局
米穀統計年報（日本の部）大正十四年度	農林省農務局
蠶糸業要覽（大正十四年十二月）	農林省農務局
產業組合要覽（第二十二次）	同
國有林野一斑（第六回）	農林省山林局
商工省統計表（第一次）	商工大臣官房
工場統計表（大正十三年）	同
會社統計表（大正十三年）	同
本邦外國貿易狀況（大正十四年）	商工省商務局
本邦鑛業の趨勢（大正十四年）	商工省鑛山局
本邦重要鑛山要覽	商工省鑛山局
管內鑛區一覽（大正一五・七・一現在）	大坂鑛山監督局
Financial and Economic Annual of Japan. 1926.	大藏省
金融事項參考書（大正十五年調）	大藏省理財局
市街地信用組合概況（第十四次）	同銀行局
造幣局長第五十二年報書	造幣局
專賣局第二十七回年報（大正十三年度）	專賣局
主稅局統計年報（第五十一回）	大藏省主稅局
稅務統計書（大正十三年度）	大阪稅務監督局
稅務統計書（大正十四年度）	同
大日本外國貿易年報（大正十三年）上卷	大藏省
仁川港貿易統計概覽（大正十四年）	仁川稅關
貿易要覽（大正十四年）	同
船員統計（海技免狀受有者）	遞信省管船局
日本船員統計	同
簡易保險局統計年報（大正十四年度）	簡易保險局
貯金局統計年報（大正十三年度）	遞信省貯金局
同（大正十四年度）	同
地方遞信官署職員衞生統計（第十五次報告）	遞信大臣官房
鐵道省年報（大年十三年度）	鐵道大臣官房
鐵道省鐵道統計資料（大正十二年度）	同
各驛間旅客貨物發着及通過一覽表	同
職員傷病統計（大正十二年度）	鐵道大臣官房
第二十六行刑統計年報（大正十三年）	司法省行刑局
第三十九登記統計年報（大正十四年）	司法省民事局
第五十刑事統計年報（大正十三年）	司法省刑事局
日本帝國文部省第五十年報（上・下）	文部大臣官房
文部統計摘要（大正十二年度）	文部大臣官房
海外各地在留本邦人職業別人口表（大正一四・一〇・一現在）	外務省通商局
支那在留本邦人及外國人人口統計表（第十八圖）	外務省亞細亞局
帝室林野局統計書（大正十四年度）	帝室林野局
殖民地便覽（大正十五年刊）	內閣拓殖局
臺灣現勢要覽（大正十五年版）	臺灣總督官房
臺灣人口動態統計（大正十三年）	臺灣總督官房
臺灣總督府第二十八統計書（大正十三年）	同
臺灣第二十一統計摘要（大正十四年）	同
臺灣統計一覽表（大正十四年）	同
臺灣事情（大正十五年版）	同
臺灣犯罪統計（大正十三年）	同
臺灣商工統計（大正十四年）	臺灣總督府殖產局
臺灣工場通覽（大正十四年末現在）	同
臺灣對支那、香港及南洋方面貿易一覽 大正十三年分及前年對照	同

同　十四年分（同年三月迄に至る累計）　大正
同　大正十四年分（同年九月迄に至る累計及前年同月迄との對照）　同
同　大正十四年分及前年對照　同
同　（大正十五年三月に至る累計）　同
同　（大正十五年六月に至る累計）　同
同　大正十五年分（同年九月迄に至る累計）　同
朝鮮總督府統計年報（大正十三年　第一—八編）　朝鮮總督府
朝鮮要覽（大正十五年）　同
朝鮮總督府施政年報（大正十三年）　同
統計便覽（大正十四年編）　朝鮮總督府
朝鮮總督府遞信年報（大正十三年度）　同
朝鮮貿易年報（大正十四年）　同
朝鮮貿易要覽（大正十四年）　同
國勢調査世帶及人口（大正十四年）　關東廳
關東廳第二十統計書（大正十四年）　關東廳
樺太要覽　樺太廳
樺太廳治一斑（第十七回）　樺太廳
本邦經濟統計（大正十四年）日本銀行調査局
日本銀行第八十八回半期報告　同
日本銀行第八十七回半期報告　日本銀行
日本銀行營業報告（大正十四年）　同
勞働統計小報（第四回）　日本行銀調査局
會社組織企業資本調（大正十四年）　日本銀行調査局
本邦不動產金融に關する諸統計　日本勤業銀行調査課
工業會社に關する諸統計　日本勤業銀行調査課
工業會社に關する諸統計　日本勤業銀行調査課
不動產抵當個人間貸借金利調（大正一五・四）　日本勤業銀行調査課
工業會社事業成績調（大正十五年上半期）　日本勤業銀行調査課
同　（大正十四年下半期）　同
株式會社資本調（大正・一五・八・二五調）　日本興業銀行調査係
全國公債社債明細表（第三十回）　同
北海道及樺太經濟統計要覽（大正十五年版）　北海道拓殖銀行
北海道及樺太各銀行預金貸付高調（自大正十年上半期至同十四年下半期）　同
工業年鑑（上下）　工政會出版部
重要經濟統計（第三輯）自大正二年至大正十四年　神戸高商商業研究所
株式年鑑（大正十五年度）　大阪屋商店
金融統計年鑑　藤本ビルブローカー銀行調査部
筑豐石炭鑛業組合統計表（大正十五年上半期）　筑豐石炭鑛業組合
同　（大正十四年下半期）　同
保險年鑑（內國會社）（大正十三年度）　生命保險會社協會
綿絲紡績事情參考書（第四十七次）　大日本紡績聯合會
綿絲紡績事情參考書（第四十六次）　大日本紡績聯合會
統計年報（大正十三年度）　滿鐵・庶務部調査課
北支那貿易年報（大正十三年）上下　滿鐵・庶務部調査課
同　（大正十四年）上編　同
東支鐵道貨物輸送統計（一九二四年度）　滿鐵・ハルビン調査課
每日年鑑（大正十六年）　大阪每日新聞社
朝日年鑑（大正十六年）　大阪朝日新聞社
日本社會衛生年鑑（大正十五年版）　倉究・勞働科學研究所
日本勞働年鑑（大正十五年）　大原社會問題研究所
日本社會事業年鑑（大正十五年）　同
北海道道勢一班（大正十三年）北海道廳
國勢調査の結果（大正十四年）北海道廳
產業組合並農業倉庫要覽（大正十三年）　同

札幌市勢一覽　札幌市
小樽市勢要覽（大正十五年刊）小樽市
小樽港港灣統計（大正十四年）同
旭川市勢要覽　旭川市
釧路市勢一斑（大正十四年）　釧路市
函館市勢要覽　函館市
室蘭市勢一覽（大正十四年）　室蘭市
青森縣統計書（大正十三年）　青森縣
第一、三、四編
青森縣勢一覽（大正十三年）　同
岩手縣統計書（大正十三年）　岩手縣
第一、三、四編
秋田市統計一斑　秋田市
（大正十四年十月編）
秋田縣統計書（第四十二回）　秋田縣
學事、內務
秋田縣生產額統計　同
山形縣統計書（大正十四年）　山形縣
第二、三編
山形縣統計書（大正十三年）　同
教育之部
山形縣治一覽　同
（大正十五年刊行）
山形縣統計摘要（大正十三年）　同
山形縣生產統計要覽　同
（大正十三年）
春蠶統計速報（大正十五年）　同
宮城縣統計要覽（大正十三年）　宮城縣知事官房
同　（大正十四年）　同
宮城縣統計書（大正十三年）　宮城縣知事官房
第一卷
同（大正十二、十三年）第四卷　同
仙臺市統計書（大正十四年）　仙臺市役所
仙臺市勢一覽（大正十四年度）　同
福島縣統計書（第四十一回）　福島縣知事官房
下編
福島市勢一斑（第十四回）　福島市役所
警視廳統計書（大正十四年）　警視總監官房
警視廳統計書（大正十三年）　同
警視廳一覽表（大正十四年）　警視總監官房
東京府勢一覽　東京府
東京市政提要（大正十五年）　東京市
東京市勢提要（第十三回）　同
市勢調查統計原表（大正十三年）　同　統計課
年）第一、二、三、四卷
東京市統計年報（第二十二回）　東京市統計課
東京市大正十五年事務報告書　東京市
東京市工場要覽　同　商工課
（大正一四・一一・現在）
東京市貨物集散調查書　同
（大正十三年）
神奈川縣統計書（大正十三年）　神奈川縣
橫濱市商工一斑　橫濱市商工課
（大正十四年版）
國勢調查報告（大正十四年）　千葉縣
千葉縣統計書（大正十四年）　千葉縣
第一、四編
千葉縣統計書（大正十三年）　千葉縣
第二、三、五、六編
千葉縣々勢要覽　同
米統計（大正十四年）　千葉縣
麥統計（大正十四年）　同
統計速報　其四（工產）　埼玉縣
埼玉縣統計書（大正十三年）　埼玉縣
第一—五卷
茨城縣人口統計　茨城縣
（大正十四年十月一日現在）
茨城縣勢一斑（大正十五年）　茨城縣
茨城縣統計書（大正十四年）　同
第二—四編
茨城縣農業統計（第十九輯）　茨城縣農會
群馬縣統計摘要（大正十三年）　群馬縣
群馬縣統計書　警察・衞生部　同
（大正十四年）
群馬縣統計書（大正十三年）　同
財政の部
群馬縣統計書（大正十三年）　同
人口及雜の部
群馬縣統計書（大正十三年）　同
學事之部
群馬縣有租地所有狀態統計　同
（大正一五・一・一・現在）
前橋市勢要覽（大正十五年刊）　前橋市
栃木縣勢要覽（大正十二年刊）　栃木縣知事官房
栃木縣統計書　第一編　同
（大正十三年）

栃木縣統計書（大正十三年）第二、三、四編　同　栃木縣
栃木縣國勢調査概要（大正十四年）　同　同
山梨縣統計書（第四十回）第一編　山　梨縣
山梨縣々勢一覽（大正十五年刊行）　同　同
國勢調査報告（大正十四年）　同　府
甲府市統計書（第二十回）　甲　市
長野縣統計要覽　長　野縣
長野縣統計書（大正十三年）第一、二、三編　同　同
新潟縣統計書（大正十四年）第一—四編　新　潟縣
新潟縣主要物產統計　同　同
新潟縣勢要覽　同　同
新潟縣勢一斑　同　同
新潟縣勢一斑（大正十四年度）　同　同
富山縣勢要覽　富　山縣
統計上より見たる富山縣の地位　同　同
富山縣統計書（大正十三年）第一・二編　同　同
富山縣都態戶口統計（大正十四年末現在）　同　同
國勢調査世帶及人口（大正十四年）　同　同
石川縣統計書（大正十四年）第一、三、四編　石　川縣
失業統計調査報告（大正十四年）　石　川縣
國勢調査報告（大正十四年）　同　同
金融統計（大正十四年）　同　同
家禽統計（大正十五年）　同　同
福井縣統計書（大正十三年）　福　井縣
愛知縣勢要覽　愛　知縣
愛知縣統計書（大正十三年）第一、二、三編　同　同
名古屋市統計書（第二十六回）自第一編至第八編　名　古屋市
名古屋市勸業要覽（大正十四年）　名　古屋市勸業課
名古屋市貨物集散概況（大正十四年）　同　同
岡崎市勢要覽（大正十三年）　岡　崎市
同　（大正十四年）　同　同
豐橋市勢一斑（大正十五年版）　豐　橋市
統計上より見たる靜岡縣の地位　靜　岡縣
靜岡縣統計書（大正十四年）第二編　同　同
國勢調査速報（大正十四年）第三輯　同　同
靜岡縣統計書（大正十三年）第四編　同　同
靜岡市勢要覽（大正十三年）　靜　岡市
濱松市勢一覽表（大正十三年度）　濱　松市
沼津市勢要覽（大正十四年）　沼　津市
岐阜縣統計書（第三十四回第三卷）　岐　阜縣
統計上より見たる岐阜縣の地位　同　同
京都府統計書（大正十三年）第一—四編　京　都府
京都府治要覽（大正十三年）　同　同
大阪府統計書（大正十三年）　大　阪府
大阪府米麥基本調査結果表（第二回）　同　同
大阪府生產統計之概要（大正十三年）　同　同
大阪貿易彙纂（大正十四年）　大阪府立商品陳列所
大阪港輸出入品國別明細表（大正十四年）　同　同
大阪市統計書（第二十四回）　大　阪市
大阪市統計書（第二十三回）　大　阪市
大阪市國勢調査報告書（大正十四年）　同　同
大阪市勢要覽（大正十五年）　大　阪市
兵庫縣々治一斑（第二十六回）　兵　庫縣
兵庫縣統計書（大正十四年）第一、二、四、六編　同　同
兵庫縣統計書（大正十三年）第三、四、五、七、八、九、一〇、一一、一三、一四、一五、一六、一八、一九、二〇、二一、二二、二三編　兵　庫縣

兵庫縣統計書（大正十二年）第一五、一六、一七、一八、一九編　同
神戸市統計書（第十七回）第二、三、五、七、八、九編　神戸市
神戸市國勢調査報告（大正十四年）　同
神戸市勢一覽（大正十四年）　同
西宮市勢要覽（大正十三年）　西宮市
奈良縣勢要覽（大正十四年）　奈良縣
奈良縣統計書（大正十二年）第一編　奈良縣
辰市村統計書（第二回）　同　辰市村
兒島郡勢要覽（大正十三年調）　同
廣島縣統計書（大正十三年）第二、三編　廣島縣知事
國勢調査結果概要（大正十四年）　同
廣島市勢一斑（第十回）　廣島市
吳市勢一斑（大正十三年末調）　吳市
山口縣勢一覽（大正十三年）　山口縣
山口縣統計書、大正十二年）第一、三、四編　山口縣
山口縣統計書（大正十三年）第二編　山口縣
島根縣統計書（大正十三年）第一編　島根縣
島根縣勢要覽（大正十五年刊行）　同
島根縣勢要覽（大正十三年）　島根縣
松江市統計一覽表（大正十四年）　松江市
鳥取縣統計書（大正十四年）第四編　鳥取縣
德島縣統計書（大正十三年）第一、二、三、四編　德島縣
德島市學事一覽（大正十五年度）　德島市
香川縣統計書（大正十四年）第四編　香川縣
香川縣家禽統計（大正十五年）　香川縣
高松市勢一斑（大正十五年調）　高松市
愛媛縣々勢一覽　愛媛縣
愛媛縣統計書（大正十五年刊）第三編（工業）　愛媛縣
同（大正十五年刊、第三編林鑛石）　同
愛媛縣統計書（大正十四年）第三編　同
愛媛縣麥統計速報（大正十五年）　同
高知縣勢要覽（大正十四年）　高知縣
福岡縣統計書（大正十三年）第二編　福岡縣
國勢調査結果概要（大正十四年）　同
國勢調査福岡縣人口番附（大正十四年）　同
福岡縣麥統計（大正十五年）　同
福岡市勢一斑（大正十五年）　福岡市
福岡市勸業要覽　同
小倉市產業統計（第四回）（大正十四年）　小倉市
大分縣勢要覽（大正十四年）　大分縣
大分縣治一斑（大正十五年三月刊）　同
大分縣統計書（大正十三年）第一、二、三、四編　同
國勢調査速報（大正十四年）　同
大分縣養蠶統計（大正十四年）　同
大分縣麥作統計（大正十五年）　同

佐賀縣勢要覽（大正十三年）　佐賀縣
佐賀縣統計書（大正十三年）第一、三、四編　同
長崎縣勢要覽（大正十四年）大正一五・一二　長崎縣
長崎縣統計書（大正十二年）第一編　同
長崎縣米麥統計（大正十四年）　同
農事統計表（大正十四年）　長崎縣農會
熊本縣第四十四回統計書（大正十三年）第一、四、五、編　熊本縣
熊本縣第四十五回統計書（大正十四年）第一、二、編　熊本縣
麥作統計（大正十五年）　同
米作統計（大正十四年）　同
養蠶統計（大正十四年）　同
熊本縣勢要覽　同
熊本市勢要覽（大正十四年十二月編）　熊本市
熊本市統計書（第二十五回）　熊本市
宮崎縣統計書（大正十三年）　宮崎縣
宮崎縣々勢要覽（大正十三年）　同
宮崎縣米作統計（大正十四年）　同
宮崎縣麥作統計（大正十五年）　同
宮崎縣家禽統計（大正十五年）　同
鹿兒島市統計書（第十五回）　鹿兒島
鹿兒島市產業要覽（大正十四年）　同
統計上より觀たる沖繩縣の地位　沖繩縣
沖繩縣勢要覽（大正十三年）　同

六　雜

統計學綱要　二階堂保則著
統計法詳說教育測定法講話　本庄精次著
經濟圖表の見方、畫き方、使ひ方　猪間驥一著
タルドの模倣論（社會經濟思想叢書十一）　小栗慶太郎
社會學の人と文獻　岩崎卯一著
カーライル及ラスキンの社會哲學　ロー横山有策譯著
社會學の根本問題　ジムメル著　小田秀人譯
ジムメル・社會學方法論の研究　林惠海著
社會關係の研究　高田保馬著
家族の研究　戸田定三著
社會文化と人間改造　帆足理一郎著
社會道德論　一條忠衞著
支那の社會組織　長野朗著
社會讀本　永井亨著
國民性及び時代思想　永井亨著
新自由思想文獻　新政社
社會科學研究第一集　國立武昌商科大學社會科學研究會編
文化史觀國際思想發達史　淺野利三郎著
日本文明史　大川周明著
筆禍史　宮武外骨著
猿の群から共和國まで　丘淺次郎著
赤露二十年獄中生活　久保田榮吉著
サンガー　下瀨瀧次郎著
解放の藝術　青野季吉著
軌道（社會小說）　ピエール・アンプ傳　內田一譯
橫光利一著作集（一―三）　橫光利一著
裸の年（社會小說叢書三）　ピリニヤーク著　富士辰馬譯
無限の鐘　細井和喜藏著
無產階級藝術論　ボグダノフ著　廣生義譯
民衆藝術論　ロマン・ローラン著　大杉榮譯
藝術戰線　尾瀨敬止譯
淫賣婦　葉山嘉樹著
磔茂左衞門　藤森成吉著
赤い星　ボグダノフ著　大宅壯一譯
ドストイエフスキー全集第一卷　內山賢次譯
チエホフ書簡集　幸德秋水著
秋水文集　久保榮譯
解放されたウオタン　エルンスト・トラア著

昭和二年十月十日印刷
昭和二年十月十五日發行

日本勞働年鑑
定價金參圓

大阪市天王寺町區伶人町廿四番地
編纂者　大原社會問題研究所
代表者　高野岩三郎

東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
發行者　大島秀雄

東京市神田區今川小路一丁目一番地
印刷者　新倉四郎

版權所有

發行所
同人社書店
東京市神田區駿河臺西紅梅町十二番地
振替東京二七〇六五番
電話神田三四四〇番

印刷所・同工社

覆刻●戦前版日本労働年鑑

第8集／1927年版

戦前版発行　一九二七年一〇月一五日
覆刻版発行　一九六八年四月一〇日
同第二次発行　一九七九年一〇月二九日

覆刻版編者　法政大学　大原社会問題研究所

発行所　財団法人　法政大学出版局
〒一〇六　東京都港区南麻布二―八―四
電話・〇三（四五三）〇七一七
振替・東京六―九五八一四番

印刷所　株式会社　平文社

製本所　有限会社　昭栄堂製本所

3402-51008-7710

戦前版　日本労働年鑑

全21集一覧

第 1 集	1920年（大正 9 ）版
第 2 集	1921年（大正10）版
第 3 集	1922年（大正11）版
第 4 集	1923年（大正12）版
第 5 集	1924年（大正13）版
第 6 集	1925年（大正14）版
第 7 集	1926年（大正15）版
第 8 集	1927年（昭和 2 ）版
第 9 集	1928年（昭和 3 ）版
第 10 集	1929年（昭和 4 ）版
第 11 集	1930年（昭和 5 ）版
第 12 集	1931年（昭和 6 ）版
第 13 集	1932年（昭和 7 ）版
第 14 集	1933年（昭和 8 ）版
第 15 集	1934年（昭和 9 ）版
第 16 集	1935年（昭和10）版
第 17 集	1936年（昭和11）版
第 18 集	1937年（昭和12）版
第 19 集	1938年（昭和13）版
第 20 集	1939年（昭和14）版
第 21 集	1940年（昭和15）版

法政大学出版局刊